

令和 2 年 度
包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書

環境部に係る事務の執行について

令和 3 年 2 月

久留米市包括外部監査人

川 野 武 志

～ 包括外部監査 目次～

第1章	包括外部監査の概要	
1.	包括外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件	1
3.	特定の事件を選定した理由	1
4.	包括外部監査の対象期間	1
5.	包括外部監査の方法	2
6.	包括外部監査の実施期間	2
7.	包括外部監査人を補助した者	2
8.	利害関係	2
第2章	環境行政の概要	
1.	久留米市環境基本計画	3
2.	環境部事業概要	6
3.	環境部組織・職務分掌	9
第3章	監査結果総括	
1.	監査結果の共通の意見	10
2.	監査結果総括表	13
第4章	各論	
1.	環境部歳入・歳出及び一般廃棄物処理事業債	35
2.	地球温暖化対策の推進	43
3.	ごみ減量・リサイクルの推進	55
4.	安定的なごみ処理	70
(1)	久留米市のごみ処理体制の概要	70
(2)	宮ノ陣クリーンセンター	73
(3)	くるめハイトラスト株式会社の概要	84
(4)	モニタリングについて	87
(5)	上津クリーンセンター	90
(6)	甘木・朝倉・三井環境施設組合（一部事務組合）	105
(7)	うきは久留米環境施設組合（一部事務組合）	109
(8)	一部事務組合について	113
(9)	焼却熱の有効利用	114
(10)	最終処分場	116

(11) 地域振興計画	121
(12) 過去の訴訟案件	127
(13) ごみ収集に関する委託料等	135
(14) ごみ処理にかかる歳入歳出について	148
5. 廃棄物処理等に係る許可制度と適正処理の推進	152
6. 生物多様性の保全	158
(1) 概要	158
(2) 自然環境調査業務について	159
(3) 外来種への対応	162
7. 生活環境の保全	164
(1) 公害防止対策	164
(2) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の保管及び処理	175
(3) 市有墓地	180
8. 協働による環境配慮活動の推進	190
9. 環境学習・環境教育の推進	195
10. 斎場運營業務	210
11. 関連団体（環境衛生連合会）助成	218

第1章 包括外部監査の概要

1. 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく監査

2. 選定した特定の事件

環境部に係る事務の執行について

3. 特定の事件を選定した理由

国連の持続可能な開発目標（SDGs）の実施に向け、我が国において策定された「持続可能な開発目標（SDGs）実務指針」の中で、特に注力して取り組む優先課題として「省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会」及び「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」の2項目が環境分野から位置づけられている。

久留米市においても、良好な環境を保全し、さらにこれを将来の世代へと引き継いでいくため、平成23年に策定した久留米市環境基本計画において、『環境先進都市＝環境が守られ、緑があふれ、活力に満ちた、心の豊かさが保たれたまち』を目指すまちの姿として掲げ、（1）低炭素社会の構築、（2）循環型社会の構築、（3）豊かな自然環境の保全と共生、（4）快適な生活環境の保全、（5）市民環境意識の向上と協働の推進を基本目標に掲げ、施策を展開している。

特に、循環型社会の構築においてはごみ減量・リサイクルの推進、生活環境や公衆衛生維持のための安定的なごみ処理の維持は重要な課題の一つであり、その経費は市全体の予算に占める割合は小さくはない状況である。また、ごみ処理施設、最終処分施設等は、大規模かつ長期的に利用する施設であるため、本市の財政に重大かつ長期的な影響を与えることとなる。

そこで、長期的視点に立ち経済的かつ効率的に事務執行を行い、かつ最大限に有効性を高めることは重要であることから、環境部に係る事務の執行について監査を実施する意義は大きいと判断し、特定の事件として選定した。

4. 包括外部監査の対象期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元年度を対象とし、必要に応じて過年度及び現年度について及ぶこととした。

5. 包括外部監査の方法

(1) 主な監査要点

① 環境部に係る事務の執行の合規性

環境部に係る事務及び市の規程等が、関係法令等に準拠しているか。

② 環境部に係る事務の経済性・効率性・有効性

環境部に係る事務が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

(2) 実施した主な監査手続

環境部に係る事務の執行に関して作成された関係書類の閲覧、分析、関係者に対する質問、関連部局等への往査を実施した。監査の結果については、合規性、事務の経済性・効率性・有効性の観点から、是正を要する事項については「指摘」、検討が望ましい事項については「意見」として本報告書に記載した。

6. 包括外部監査の実施期間

令和2年5月1日から令和3年1月31日

7. 包括外部監査人を補助した者

松尾 英二 (公認会計士)

黒岩 延時 (公認会計士)

江上 英介 (公認会計士)

小林 正幸 (弁護士)

香月 孝文 (公認会計士)

猿渡 慎也 (公認会計士)

津村 哲生 (弁護士)

8. 利害関係

地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 環境行政の概要

1. 久留米市環境基本計画

【環境の保全及び創造に関する基本理念】

久留米市は、市、市民、事業者のすべてのものの協働による循環を基調とする社会の形成により、自然と人間とが共生し、持続的な発展が可能な都市・久留米を実現していくことを決意した久留米市環境基本条例（以下「環境基本条例」という）を定めている。

＜環境基本条例＞

第3条 良好な環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へと継承していくことを目的として行われなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、自然と人間とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環を基調とする社会を構築することを目的として、すべてのものの公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

3 地球環境保全は、市、市民及び事業者が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

【計画の位置づけ】

久留米市環境基本計画は、環境基本条例第8条の規定に基づいて策定する、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画である。

また、久留米市新総合計画がめざす基本理念「水と緑の人間都市」の実現に向け、環境分野に関する計画及び施策を総合的に推進する計画ともなっている。

【めざすまちの姿】

久留米市環境基本計画では、めざすまちの姿について、以下のとおりとしている。（抜粋）

○緑あふれるまち（都市の緑化再生）

本市は、クルメツツジやツバキをはじめとする、花や緑にあふれ、植木の全国的な産地でもあります。一方で、都市化の進展に伴って、都心部を中心に緑化空間が失われつつあります。久留米ならではの緑化環境を再認識し、さらに充実させ、久留米に住む人、久留米を訪れる人にとっての久留米市のシンボルとして再生をめざします。

また、私たちは、九州一の大河筑後川や耳納山地等の広大で豊かな自然から、おいしい「水」やきれいな「空気」、実り多い「大地」など多くの恵みを受けています。農地や森林を保全し、豊かな自然と暮らしやすい生活環境を守り、将来へ引き継いでいきます。

○環境・経済・社会が一体となつてすすむまち（環境と経済・社会の好循環）

本市は、九州の交通の結節点にあり、九州新幹線鹿児島ルートの開業に伴い、中核市としての今後のますますの発展が期待されています。さらに、優れた経済社会と住みやすい環境のバランスは、本市の大きな魅力にもなっています。地球温暖化をはじめとする様々な環境課題を解決し、持続的発展可能な社会を築くためには、私たちを取り巻く社会や経済を含め、これらが一体となった進展の中で、課題解決が図られる必要があります。環境問題の解決とともに、その取組を通じた経済の活性化や社会の充実や発展が達成され、優れた環境都市としても、都市の魅力がさらに増すような環境・経済・社会が共存し、好循環するまちをめざします。

○モノから心への豊かな暮らしを実現するまち（社会システム・生活スタイルの転換による環境課題の解決）

本市は、古来、豊かな歴史や文化に生まれ、四季折々の自然や風物は私たちの心を癒してきました。また、地域における人々のさまざまな営みは、社会の場面で結実し、今日まで文化都市として発展してきました。

一方、高度化した現代社会の波は、本市にも大きな影響を及ぼし、ともすれば、ゆとりやうるおいを置き去りにしている場面も見られます。さらに大量消費、大量廃棄の社会システム・生活スタイルは環境に大きな負荷を与え、社会問題となりました。

環境に配慮し、持続的発展を可能にするには、利便性のみを追及するのではなく、自然と共生し、物質的な豊かさから精神的な豊かさに重きを置き、環境活動の結果としてゆとりやうるおいが生まれ、生きがいや幸福感が感じられるような社会システムや生活スタイルが重要となります。そのような社会システムや生活スタイルの転換を通じて、環境問題を解決するまちをめざします。

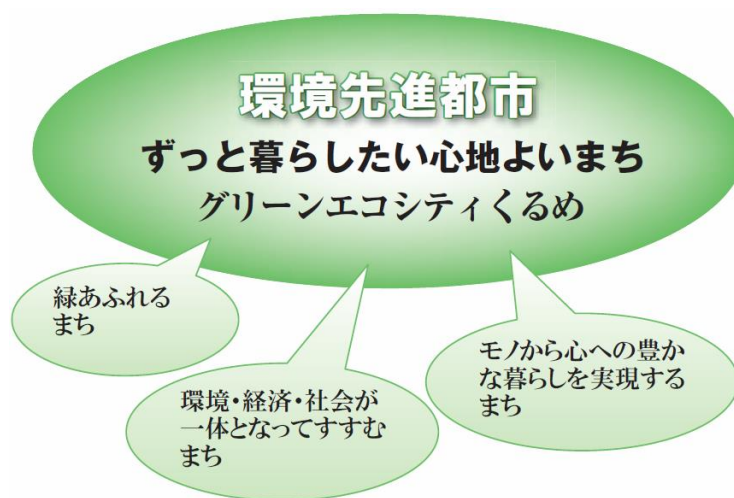
めざすまちの姿「環境が守られ、緑があふれ、活力に満ちた、心の豊かさが保たれたまち」を実現するための、都市のイメージを「環境先進都市 ずっと暮らしたい心地よいまち グリーンエコシティくるめ」とします。

グリーンエコシティとは、次の二つの意味を持ちます。

- ①「グリーン」：緑豊かな自然と共生し、「エコ（エコロジー）」：優れた環境が守られ、引き継がれるまち
- ②グリーンエコノミー：環境保護活動と経済を、融合させた社会全体のシステム

さらに、「ずっと暮らしたい（定住志向）心地よいまち（快適な住みやすい環境）」を加えて、今、住んでいる人も、これから住む人も長く住み続け、快適な環境を未来へと引き継げるまちづくりを行います。

取り組みにあたっては、市民や事業者の主体的な取り組みのほか、市民、事業者、行政のパートナーシップによって、相乗効果をもたらすようなしくみが重要です。



【基本目標】

「ずっと暮らしたい心地よいまちグリーンエコシティくるめ」を実現するため、次のとおり基本目標を設定している。（抜粋）

1. 地球市民として、未来を守る＜低炭素社会の構築＞
 - 課題解決に際しては、産業の進展や地域活性化に合わせて取り組みます。
 - 緑化による都市の低炭素化をすすめます。
2. 「もったいない」の心があふれる暮らし＜循環型社会の構築＞
 - 循環型の暮らし実現に際して、ゆとりやうるおいを見出すような取り組みや提案をします。
3. 自然とふれあい、自然と生きる＜豊かな自然環境の保全と共生＞
 - 都市緑化や森林・農地の保全を通じて、まちの緑を守ります。
 - 自然や景観を通じて豊かでうるおいのある暮らしを守ります。
4. 心地よい暮らしを守る＜快適な生活環境の保全＞
 - 快適環境づくりを、地域産業振興に結びつけます。
 - 公害のないきれいなまちの実現に取り組みます。
5. みんなで考え、行動する＜市民環境意識の向上と協働の推進＞
 - 環境問題解決を通して、地域社会の活性化を実現します。

2. 環境部事業概要

(1) 現状と課題

久留米市環境部が理解する久留米市の現状と課題等は以下のとおりである。

① 地球温暖化対策の推進

本市の2016年度の温室効果ガス排出量は、2015年度比約5.4%の減少となっている。「パリ協定」や国の「地球温暖化対策計画」を踏まえ、平成31年3月に策定した「久留米市地球温暖化対策実行計画」では、温室効果ガスの排出量を2030年度に26%削減(2013年度比)するという新たな目標を定めた。

温室効果ガス排出量削減に向けた、市民・事業者の環境配慮行動の実践や再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、気候変動によって生じる災害や熱中症などのリスクを軽減する取り組みが求められている。

② ごみ減量の推進

本市の総ごみ排出量は、新たな分別制度の導入等により、平成28、29年度に連続して広域合併以降最少となっているが、「久留米市ごみ処理基本計画」に定める目標(市民一人一日当たりの排出量：平成37年度888g⇔平成29年度903g)との間にはまだ開きがあり、市民や事業者の理解と協力を得ながら、更なるごみ減量の取り組みが必要となっている。

③ 安定的なごみ処理の維持

平成28年度の宮ノ陣クリーンセンター(以下、宮ノ陣CC)の稼働により、南北2カ所での効率的なごみ処理体制が確立した。市民の日常生活や事業活動に支障を生じることがないように、円滑なごみの収集をはじめ、ごみ処理施設の適切な維持管理・運営を図っていく必要がある。

④ 生物多様性の保全

福岡県が作成したレッド・データブックによると、久留米市内に生息する約200種近い生物について、絶滅のおそれが懸念される状況にあるが、生物多様性に関する市民の認知度は24.2%(平成29年度)に止まっている。

市民へ生物多様性を身近な問題として感じてもらうよう啓発を強化するとともに、その保全に向けた活動の視野を拡げ、長期継続的に取り組みが維持されていく仕組みづくりが必要となっている。

⑤ 生活環境の保全

大気では光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)、水質では一部地域の地下水に環境基準の超過がみられる。環境汚染、不適切な事業活動や廃棄物処理等が原因と

なり、市民の健康や生活の質を損なう事態が生じないように、監視や指導を徹底する必要がある。

(2) 基本方針

1 施策展開の方向性

「環境先進都市・久留米」を実現するため、「久留米市環境基本計画」に掲げる5つの基本目標を柱として、施策を展開している。

2 基本目標

① 低炭素社会の構築

市民、事業者、市のすべてが地球に暮らすものとしての責任を改めて自覚し、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの発生を抑制し、低炭素社会づくりに取り組むことで、地球温暖化を防止し、美しい地球を笑顔で次世代に引き継ぐことのできるまちをめざす。

② 循環型社会の構築

社会経済活動のあらゆる段階で、ごみを出さない工夫や、モノを長く使う知恵を活かし、最後は資源として再び有効に利用するという持続可能な循環型社会をめざす。

③ 豊かな自然環境の保全と共生

多様な生き物が棲む緑、水辺、河川などの良好な自然環境を守り、育て、さらに自然とふれあうことのできる、人と自然が共生するまちをめざす。

④ 快適な生活環境の保全

すんだ空気、きれいな水などが保たれ、緑豊かな清潔で美しい生活空間を確保し、市民が安全・安心して暮らす、安らぎとうるおいを感じることでできるまちをめざす。

⑤ 市民環境意識の向上と協働の推進

市民一人ひとりが、環境問題を日常的に意識し、地球規模で考え、日々行動する、さらには地域社会を構成する各主体が協働して積極的に環境配慮活動に取り組むまちをめざす。

(3) 重点取り組み

① 低炭素社会の構築

新たな「久留米市地球温暖化対策実行計画」の目的・目標達成に向け、低炭素でクリーンなエネルギーの利用等の促進に向けた取り組みを進めるとともに、市民や事業者の自主的な環境配慮活動を促進する。

また、本市の環境・エネルギー関連産業の活性化を図るため、事業者の支援を行う。

- 地球温暖化対策の推進
- 新エネルギー政策の推進
- 環境関連産業の支援

② 循環型社会の構築

市民・事業者・市の協働により、排出段階でのごみの抑制と分別の徹底によるごみ減量(リデュース)、再使用(リユース)及び再資源化(リサイクル)を推進する。

また、ごみの安定的かつ安全な処理を図るため、収集から最終処分に至るまでを適正に管理・運営していく。

- ごみ減量・リサイクルの推進
- 安定的なごみ処理の維持

③ 豊かな自然環境の保全と共生

平成 28 年度に策定した「くめ生きものプラン」に基づき、市民の生物多様性の重要性に対する理解を深め、自然や生きものを守る行動を促進するため、市民団体等との協働による取り組みを進める。

- 生物多様性の保全
- 外来種対策の推進

④ 快適な生活環境の保全

市民の健康と安全な暮らしを守るため、関係法規に基づき、大気、水、土壌などの汚染防止のための監視・指導を徹底するとともに、快適な生活環境や公的空間の確保に向けた市民の自主的・自発的な環境美化行動を促進する。

- 公害防止対策の推進
- ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物の適正処理の推進

⑤ 市民環境意識の向上と協働の推進

市民や事業者の環境問題に対する意識を高め、各主体の自主的な、さらには他の主体との協働による環境配慮活動の実践につながるよう、多様な環境教育・環境学習の場の提供や、きめ細かな情報発信を行う。

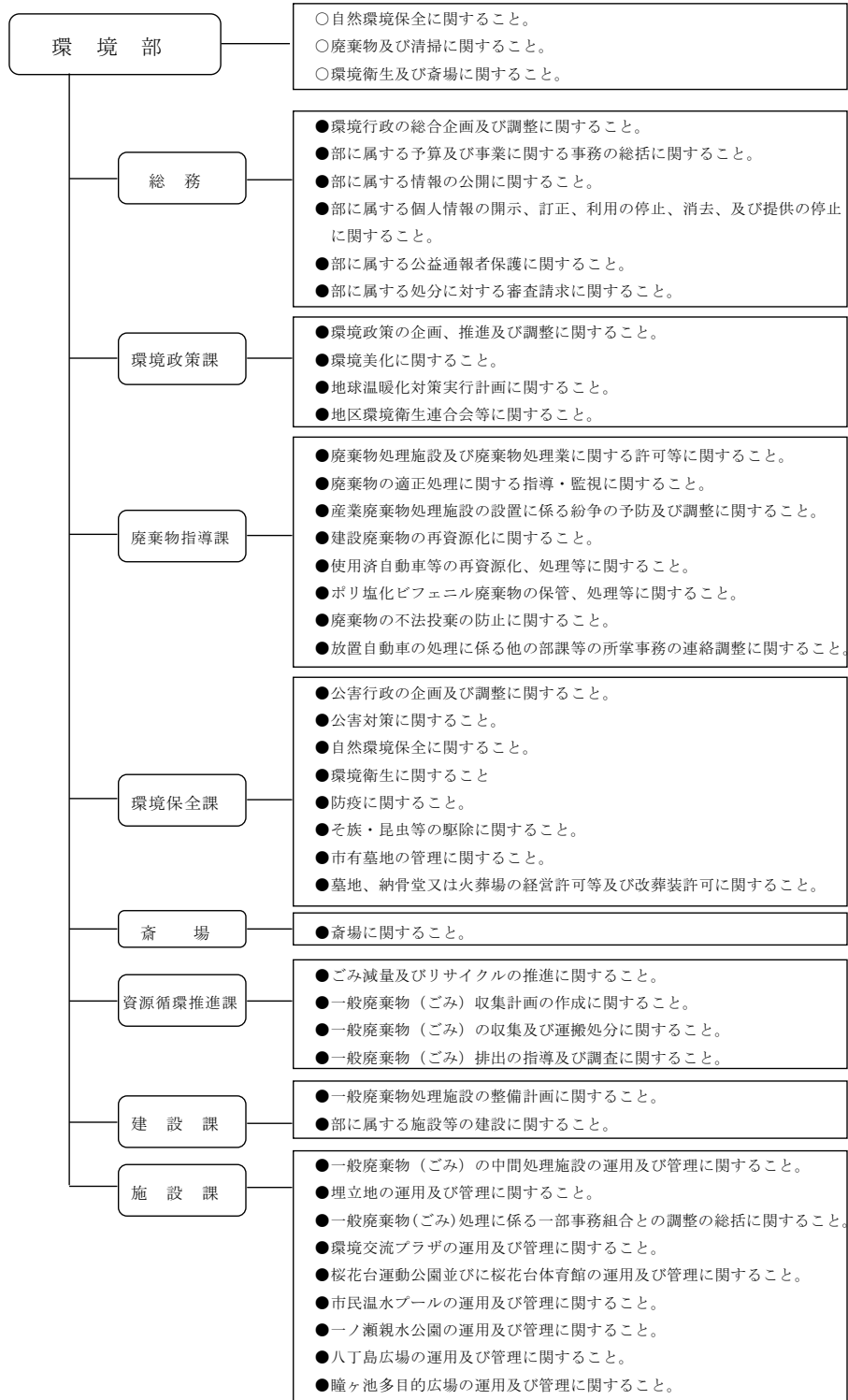
啓発事業に関しては、特に次代を担う「子ども」に重点を置いたメニューの充実を図るとともに、その担い手となる人材を市民の中から発掘・育成する取り組みを強化する。

- 環境学習・環境教育の推進
- 協働による環境配慮活動の促進

3. 環境部組織・職務分掌

環境部の組織・職務分掌は以下のとおりである。

環境部組織・事務分掌（令和2年度）



第3章 監査結果総括

第1章5. 包括外部監査の方法に従い監査を実施した結果、久留米市全体に関わる事項、環境部全体に関わる事項、特に重要と思われる事項を以下に記載して、監査結果総括とする。

1. 監査結果の共通の意見

(意見1) 久留米市環境基本計画

久留米市は、久留米市環境基本計画において、『環境先進都市＝環境が守られ、緑があふれ、活力に満ちた、心の豊かさが保たれたまち』を掲げ、(3) 豊かな自然環境の保全と共生、(4) 快適な生活環境の保全を基本目標に取り組んでいるところではあるが、2019年、2020年と連続して局地的豪雨による河川氾濫が生じ、被災した市民も多数出るなど、環境問題は年々深刻化している。地球温暖化やプラスチックごみによる海洋汚染、生物多様性の損失などは遠い世界の問題と考えず、我々一人ひとりが真剣に取り組まなければ、結果的に我々自身が困ることとなる課題であることを示す身近な現実である。

2019年9月にアントニオ・グテーレス国連事務総長が「SDGs サミット2019」において、「私たちは取り組みをさらに強化しなければなりません。今こそ、個人的にも集団的にも大胆なリーダーシップが必要なのです。」と強く訴えたように、省・再生エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会、生物多様性、森林、海洋等の環境の保全などの様々な課題により積極的に大胆に取り組むリーダーシップが必要である。

そして、その取り組み方は、未来のあるべき姿から遡り、今やるべきことを逆算し行動するアプローチが強く求められる。今できることからではなく、未来の望ましい姿を起点にして何をすべきかを考え、前例にとられない破壊的創造によって解決策を見出すことが求められている。

2021年度から始まる第三次久留米市環境基本計画においては、ゼロベースの視点で課題解決へ取り組むことを期待する。

(意見2) 環境部財政

監査対象の令和元年度の財務内容は、歳入1,447百万円、歳出3,958百万円で収支差額はマイナス2,511百万円という状況である。

歳入の主な内容は、指定袋販売によるごみ処理手数料760百万円、クリーンセンター直接搬入手数料147百万円である。一方歳出は、清掃費(塵芥処理費など)3,599百万円が大半を占める。すなわち、ごみ処理収支差額はマイナス2,692百万円である。令和元年度の指定袋販売数は18,052千枚であることから、1枚当たりの清掃費は約200円となる。これに対し、久留米市の家庭用ごみ袋(大)は1枚35円と格安である。

令和元年度末の一般廃棄物処理事業債残高は10,547百万円である。平成26年度末は5,234百万円であったが、宮ノ陣CC建設(平成28年4月竣工)などで約2倍に増加し

ている。

今後、平成5年4月から稼働している上津クリーンセンター（以下、上津CC）も稼働から27年を経過し、市では令和10年度の稼働開始を目標として現施設の建替えを計画していることから、起債残高はさらに増加することとなるであろう。

このような環境部の状況や財政状態、我々の生活から生じるごみを処理するためにどれだけ多くの負担をしているのかを市民へ丁寧に説明し理解してもらい、市民へごみ削減への理解と協力を要請することが環境教育、脱炭素教育の取り掛かりである。

（意見3）ごみ処理手数料

久留米市のごみ処理施設への直接搬入の場合のごみ処理手数料は平成22年4月から現在の家庭系が50円/10kg、事業系が150円/10kgに改定されている。近隣市町村のごみ処理施設の手数料と比較した場合、家庭系の手数料は低いと思われる。家庭のごみ処理を推進し、市全体をクリーンにするため比較的低い手数料に設定しているとも考えられるが、本来は、ごみ処理量に応じて適切な料金を支払う応益負担が原則であること、ごみ処理手数料が高額になればごみ量の減量につながること、わずかでも久留米市の財政の改善につながることから、家庭系のごみ処理手数料の値上げを検討していただきたい。

同時に、有料ごみ袋（家庭系・事業系）の手数料の妥当性についても定期的に検討していただきたい。

（意見4）地域振興計画

環境部には、上津CC、宮ノ陣CC、杉谷埋立地、久留米市斎場など地域振興策を行っている施設が存在するが、地域振興の基準が存在したりしなかったり、存在しても内容、期間、金額などが明確には定まっていない状況である。その結果、施設によって内容、期間、金額等が異なる状況であった。

地域振興策は必要ではあるが、その内容、期間、金額等の大枠は議会等で決定し内容を公表し、事後的にも実績の開示を行うなどより透明な行政運営が必要である。

（意見5）内部統制

監査の過程で長期間、特定の業者と随意契約が行われていることが複数判明した。随意契約理由も合理性に疑問があるものがあったことから、漫然と前例踏襲をするのではなく、法令等を熟知し業務の有効性や効率性を絶えず高めていくような体制、いわゆる内部統制の考え方を意識して業務に臨むべきである。

（意見6）事務専決規程

随意契約の指摘は、支所管内（旧久留米市以外）の業務委託において生じている。

久留米市事務専決規程において、支所管内の契約の指定合議は各支所の地域振興課で行い、金額に応じ副市長、支所長、課長が専決権者となり決裁することとなっている。

すなわち、支所管内の業務委託等のすべての契約において環境部長等本所の部長にその決裁等の権限は一切なく、支所に関する業務においては、支所長に決裁等の権限が残っている状況である。旧町からの流れも配慮することは重要ではあるが、平成 17 年（2005 年）の合併から 15 年を経過し、久留米市全体で均一な行政サービスを効率的に提供し、享受するという視点も重要であるから、支所と各部の役割分担の見直し、すなわち、事務専決規程の見直しが必要である。

2. 監査結果総括表

環境部の各種機能・業務の概要、監査結果は本文に記載しているため、以下要約を記載する。

区 分	指摘事項	意見
総論		<p><u>1. 久留米市環境基本計画</u></p> <p>久留米市は、久留米市環境基本計画において、『環境先進都市＝環境が守られ、緑があふれ、活力に満ちた、心の豊かさが保たれたまち』を掲げ、取り組んでいるところではあるが、2019年、2020年と連続して局地的豪雨による河川氾濫が生じ、被災した市民も多数出るなど、環境問題は年々深刻化している。地球温暖化やプラスチックによる海洋汚染、生物多様性の損失などは遠い世界の問題と考えず、我々一人ひとりが真剣に取り組まなければ、結果的に我々自身が困ることとなることを示す身近な現実である。</p> <p>今こそ、個人的にも集団的にも大胆なリーダーシップが必要である。そして、前例にとらわれない破壊的創造によって解決策を見出すことが求められている。</p> <p>2021年度から始まる第三次久留米市環境基本計画においては、ゼロベースの視点で課題解決へ取り組むことを期待する。</p> <p><u>2. 環境部財政</u></p> <p>環境部の令和元年度の歳入は1,447百万円、歳出は（減価償却費含まれず）3,958百万円で収支差額はマイナス2,511百万円という状況である。</p> <p>歳出の大半を占める清掃費は、</p>

		<p>3,599百万円となっており、令和元年度の指定袋販売数は18,052千枚であることから、1枚当たりの清掃費は約200円となる。これに対し、久留米市の家庭用ごみ袋（大）は1枚35円と格安である。</p> <p>令和元年度末の一般廃棄物処理事業債残高は10,547百万円である。今後、稼働から27年を経過した上津CCの建替を計画していることから、起債残高はさらに増加することとなるであろう。</p> <p>このような環境部の状況や財政状態や我々の生活から生じるごみを処理するためにどれだけ多くの負担をしているのかを市民へ丁寧に説明し理解してもらい、市民へごみ削減への理解と協力を要請することが環境教育、脱炭素教育の取り掛かりである。</p>
<p>総論</p>		<p><u>3. ごみ処理手数料</u></p> <p>久留米市のごみ処理施設への直接搬入の場合のごみ処理手数料は平成22年4月から現在の家庭系が50円/10kg、事業系が150円/10kgに改定されている。本来は、ごみ処理量に応じて適切な料金を支払う応益負担が原則であること、ごみ処理手数料が高額になればごみ量の減量につながることを、わずかでも久留米市の財政の改善につながることから、家庭系のごみ処理手数料の値上げを検討していただきたい。</p> <p>同時に、有料ごみ袋（家庭系・事業系）の手数料の妥当性についても定期的に検討していただきたい。</p>

<p>総論</p>		<p><u>4. 地域振興計画</u></p> <p>環境部には、地域振興策を行っている施設が複数存在するが、地域振興の基準が存在したりしなかったり、存在しても内容、期間、金額などが明確には定まっていない状況である。その結果、地域振興策の内容、期間、金額等が施設によって異なる状況であった。</p> <p>地域振興策は必要ではあるが、その内容、期間、金額等の大枠は議会等で決定し内容を公表し、事後的にも実績の開示を行うなどより透明な行政運営が必要である。</p>
<p>総論</p>		<p><u>5. 内部統制</u></p> <p>監査の過程で長期間、特定の業者と随意契約が行われていることが複数判明した。随意契約理由も合理性に疑問があるものがあったことから、漫然と前例踏襲をするのではなく、法令等を熟知し業務の有効性や効率性を絶えず高めていくような体制、いわゆる内部統制の考え方を意識して業務に臨むべきである。</p>
<p>総論</p>		<p><u>6. 事務専決規程</u></p> <p>随意契約の指摘は、支所管内（旧久留米市以外）の業務委託において生じている。</p> <p>久留米市事務専決規程において、支所管内の契約の指定合議は各支所の地域振興課で行い、金額に応じ副市長、支所長、課長が専決権者となり決裁することとなっている。</p> <p>すなわち、支所管内の業務委託等のすべての契約において本所の部長にその決裁等の権限は一切なく、支</p>

		<p>所に関する業務においては、支所長に決裁等の権限が残っている状況である。旧町からの流れも配慮することは重要ではあるが、平成 17 年(2005 年)の合併から 15 年を経過し、久留米市全体で均一な行政サービスを効率的に提供し、享受するという視点も重要であるから、支所と各部の役割分担の見直し、すなわち、事務専決規程の見直しが必要である。</p>
--	--	---

区 分	指摘事項	意見
環境部歳入・歳出及び一般廃棄物処理事業債		<p><u>7. 収支計算の視点の検討</u></p> <p>令和元年度の環境部歳入合計は、約 14 億円であるのに対し、歳出合計は約 39 億円となっており、約 25 億円のマイナスとなっている。</p> <p>この収支マイナスの状況は、過去 5 年の推移を見ても変わることはない。</p> <p>これを踏まえ、歳入の確保と歳出の効率化を念頭に、契約手法の検討や施設の建設、運営等を図っていく必要があると考える。</p>
環境部歳入・歳出及び一般廃棄物処理事業債		<p><u>8. 市債の発行について</u></p> <p>環境部において、クリーンセンターの建設費や改修費、温水プールや周辺公園の整備にかかわる費用等は、市債の発行により資金を調達している。</p> <p>市債の残高は、一般廃棄物処理事業債だけでも、令和元年度末において約 105 億円となっている。</p> <p>これらの償還計画についても、収支状況を踏まえて、再度検討していく必要があると考える。</p>
地球温暖化対策の推進		<p><u>9. 全般について</u></p> <p>グリーン社会の実現に向け、久留米市においても、市民、事業者と一体となった取り組みをさらに推進していただきたい。</p>
地球温暖化対策の推進	<p><u>1. マグネット等の在庫管理</u></p> <p>マグネットのみならず、チラシ及びエコバックの数量を把握すること及び把握した結果を記載する様式を整備し運用する等、業務改善を実施すること</p>	

	が望ましい。	
地球温暖化対策の推進		<p><u>10. 環境負荷低減活動の報告書</u></p> <p>環境負荷低減行動推進事業を遂行するにあたり、報告書を提出していない事業所へ提出を依頼する及び応対状況を記録する等業務を改善することが望ましい。</p>
地球温暖化対策の推進		<p><u>11. 環境ビジネスセミナーアンケート集計</u></p> <p>セミナー参加者から回収したアンケート結果集計作業は適時に実施して年度末までに結果の決裁まで完了させることが望ましい。</p>
ごみ減量・リサイクルの推進		<p><u>12. 事業系古紙リサイクル奨励金制度</u></p> <p>金銭という助成とごみ分別及び資源化に対する意識の高揚を図るという目的を達成するために、奨励金額の単価を見直すこと並びに申請手続きを簡素化すること等、当該制度の継続要否も含めて検討すべきである。</p>
ごみ減量・リサイクルの推進		<p><u>13. リユース事業所からの店舗の情報並びに取組の状況報告</u></p> <p>ごみ減量・リサイクル事業の目標を達成するため、報告書を提出していない事業所へ提出を依頼する及び応対状況を記録する等、業務を改善することが望ましい。</p>
安定的なごみ処理（宮ノ陣 CC）		<p><u>14. リスクの見積もり</u></p> <p>宮ノ陣 CC と上津 CC との主灰の処理委託費の差は、20 年分の資源化処理業務委託先のリスク（久留米市にとっては安定性）が反映された結果であるが、そのリスクを久留米市側で見積もる作業があったほうがよ</p>

		<p>い。今後のセメント需要の推移や20年以内に埋立地再建設をした場合の経費など、必要なデータをできる限り集め、20年契約と5年契約を様々なパターンで比較した資料をもって協議をしたほうが、説明を受ける側にとってもわかりやすいし、事後的にその判断に至った経緯や判断過程がより明確になる。今後類似の意思決定を行うべきケースがある場合は、検討すべき事項と思われる。</p>
<p>安定的なごみ処理（宮ノ陣CC）</p>		<p><u>15. くるめハイトラスト株式会社（SPC）の財政状態</u></p> <p>宮ノ陣CCの運営がSPCとの間で留米市側に過大に不利になっていないか、決算書等の分析、担当者へのヒアリングで検討したが、SPC側で過大な利益が計上されていることはなく、またSPCの財務状況についても今のところ安全といえる。ただ、今後はSPCの経常利益は減少することも予想されるため、SPCの財政状態については注視していかなければならない。</p>
<p>安定的なごみ処理（宮ノ陣CC）</p>		<p><u>16. 20年間の長期包括契約</u></p> <p>宮ノ陣CCの管理運営業務は20年間にわたる長期包括契約となっている。上津CCの管理運営業務は3年程度の包括契約であり、その期間が異なる。一般的に長期契約の場合、施設等の運営及び費用の安定が図られる一方、事業を取り巻く環境に変化が生じた場合においても、その費用の減額交渉等の余地は原則としてなく、契約期間が経過するまで契約当初の費用で契約内容が履行されるこ</p>

		<p>とになる。長期包括契約が業務的効果、経済的効果、効率性の観点から妥当か否かについて、その適否を現時点では判断することはできず、これから得られる様々な情報等をもって検証していくことになるとと思われる。長期包括契約の期間が満了するときには、今後の人口減少を見据えると、更なる業務的効果と経済性、効率性を備えたごみ処理体制が求められることから、その情報の収集に余念がないようにすべきである。</p>
安定的なごみ処理（宮ノ陣 CC）		<p><u>17. 市内業者への発注割合</u></p> <p>SPC より市内の業者との取引状況について、定期的に報告がなされる。直近の資料によると委託費全体の62%を占めており、高い比率で市内業者を利用している。今後、さらに市内業者の割合を高め、ないし、確保していくために、次回の契約更新に際しては SPC との契約条項に市内業者を何パーセント以上利用し、実績も開示するような取り組みが行われることが望まれる。</p>
安定的なごみ処理（宮ノ陣 CC）		<p><u>18. モニタリングの効果</u></p> <p>市と SPC との定例会議でのモニタリングを効果的に行うために、市職員の人材育成に努めているものの、時間を要するようであれば、職員の専門性や経験不足を補うために外部専門家の指導を依頼することも一案である。</p>
安定的なごみ処理（上津 CC）		<p><u>19. 剪定枝リサイクル事業</u></p> <p>剪定枝リサイクル事業の年間取扱量は 100 数十トン程度であり、売却収入は 10 数万円となっている。民間</p>

		<p>処理施設での処理も行われているため減少傾向にある。剪定枝のリサイクルは、事業の目的として焼却場での焼却ごみを減少させることがあるものの、機械、電力、人件費などのコストもかかって経済効率性は低い。また、このリサイクル事業による製品の売却先は、酪農家の方が主となっており、幅広い需要を期待するのは難しいと考えられる。現在の剪定枝リサイクル施設は新施設建設予定地にあることから、事業の見直しを検討する余地もあるのではないかとと思われる。</p>
<p>安定的なごみ処理（上津CC）</p>		<p><u>20. 久留米市内取引業者使用状況</u></p> <p>焼却設備に関する部分は専門性が高いため、委託事業者が指定する事業者を多く使用している。それ以外の業務については比較的久留米市内の事業者を使用していると思われる。市内事業者の使用割合を件数で分析しているが、契約額の比較は行われていない。設備に関する契約額は大きいことが予想されるので契約額で見た使用割合も算出することを検討していただきたい。専門性のある分野の技術移転も地元企業にとって有益なものであると思われるため、地元企業採用の働きかけを一層強めていただきたい。</p>
<p>安定的なごみ処理（一部事務組合）</p>		<p><u>21. 一部事務組合からの脱退</u></p> <p>市民のごみ処理に係る公平なサービスの提供と多くのごみ処理施設の運営（一部）負担の解消のため、一部事務組合からの脱退を検討しているが、構成団体とは慎重に議論を進</p>

		め、双方にとってよりよい結果となるよう努めるべきと考える。
安定的なごみ処理（地域振興計画）		<p><u>22. 地域振興計画の具体化と実績の開示</u></p> <p>新高良内地域振興計画は、これまでの経過、計画の概要、杉谷埋立地建設工事の安定化に対する地域住民への協力依頼を記載しているだけである。</p> <p>限りある予算であることから、地域振興計画の規模、期間、内容等を定め、その範囲で実施した内容については、市民へ情報公開することが望まれる。</p> <p>この振興計画の具体化については、八丁島地区地域振興計画、上津校区の地域振興についても同じである。</p>
安定的なごみ処理（地域振興計画）		<p><u>23. 計画的な地域振興策の実施</u></p> <p>上津 CC の地域振興策については、その根拠が定められていない。上津 CC については、一旦事業は終了しているものの、今後のリニューアルその他の際には、対象地域、内容、総額等をあらかじめ定める要綱等を、杉谷埋立地や宮ノ陣 CC と同様に定めることが望まれる。</p>
安定的なごみ処理（ごみ収集に関する委託料）	<p><u>2. 随意契約の見直し</u></p> <p>支所管内（旧久留米市以外）の業務委託において随意契約理由書の随意契約理由が合理性に欠けるもので地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号への適合性が疑われる処理が複数あった。随意契約理由が明確でないのであるから、原則</p>	

	<p>どおり競争入札等にて業者選定を行わなければならない。</p> <p>また、この随意契約の委託先の中には、昭和 49 年度から同一業者と超長期間の随意契約にて業務委託を継続している契約も存在する。旧町時代は他に実施可能な業者がいなかったため随意契約を結ばなければならない状況であったことは理解できるが、他の業者との機会の均等、複数社による業務の継続性の確保、競争原理による委託料の低減などの観点からも随意契約は見直す必要がある。</p> <p>随意契約の相手先が市外の業者となっている契約も上記随意契約には含まれていた。市内業者の育成の観点、災害時の緊急対応等の観点から市内業者へ委託するべきである。</p>	
<p>安定的なごみ処理（ごみ収集に関する委託料）</p>	<p><u>3. 法施行令第 4 条第 1 項への準拠性の判断資料の提出</u></p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 6 条の 2 第 2 項及び法施行令第 4 条第 1 項第 1 号に準拠し、業務の遂行能力の基礎となる委託業者の財務基盤の安全性を判断するために、契約時の提出書類に直近の財務諸表や税務申告書等を追加し、財務基盤の安全性についても適切に判断しなければならない。</p>	
<p>安定的なごみ処理（ごみ収集に関する委託料）</p>		<p><u>24. 地域割の見直し</u></p> <p>燃やせるごみのごみ処理車 1 台当たりの運搬委託費は、車両台数が多い</p>

		<p>い方が 1 台あたり経費は少ない状況にあり、隣接する旧城島地域、旧三瀨地域は2台ずつの車両でいずれも1台あたり経費が 14 百万円代と他の地域より高くなっていることから、両地域を統合して委託契約を締結し、可能であれば車両数も 3 台にするなど合理化を図る必要がある。平成 17 年（2005 年）の合併から 15 年を経過しているのであるから、最終的には、現久留米市全体で効率的な区割りを検討すべきである。</p>
<p>安定的なごみ処理（ごみ収集に関する委託料）</p>		<p><u>25. 資源物回収回数・方法の見直し</u></p> <p>資源ごみについて、久留米、城島・三瀨地域は月 2 回収集を行うのに対し、田主丸地域、北野地域は月 1 回の収集である。久留米市の均一な住民サービスのため、資源物回収コスト削減のため、久留米、城島・三瀨地域も月 1 回収集に変更してはいかがだろうか。その代わりに、公民館等の市の施設に資源ごみの回収場所を常設するなどし、資源ごみの回収コストの低減の取組を行う必要性は高い。</p>
<p>安定的なごみ処理（ごみ収集に関する委託料）</p>		<p><u>26. 事務専決規程</u></p> <p>随意契約の指摘は、支所管内（旧久留米市以外）の業務委託において生じている。</p> <p>久留米市事務専決規程において、支所管内の契約の指定合議は各支所の地域振興課で行い、金額に応じ副市長、支所長、課長が専決権者となり決裁することとなっている。</p> <p>すなわち、支所管内の燃やせるごみの運搬業務委託等のすべての契約</p>

		<p>において環境部長等本所の部長にその決裁等の権限は一切なく、支所に関する業務においては、支所長に決裁等の権限が残っている状況である。旧町からの流れも配慮することは重要ではあるが、平成17年（2005年）の合併から15年を経過し、久留米市全体で均一な行政サービスを効率的に提供し、享受するという視点も重要であるから、支所と各部の役割分担の見直し、すなわち、事務専決規程の見直しが必要である。</p>
<p>安定的なごみ処理（ごみ処理にかかる歳入歳出）</p>		<p><u>27. 有料ごみ袋手数料の見直し</u></p> <p>久留米市では、有料ごみ袋が毎年約18,000千枚使用され、令和元年度のごみ処理にかかる総経費は4,997百万円であることから、1枚当たり約277円のコストがかかっている。燃やせるごみ袋（大）（30リットル）は、1枚当たり35円であるから、その差額242円分（87%）が市の財政の負担となっている。</p> <p>行政サービスに対する負担の公平性の観点から、有料ごみ袋の料金の値上げも検討する必要があるのではなかろうか。</p>
<p>安定的なごみ処理（ごみ処理にかかる歳入歳出）</p>		<p><u>28. ごみ減量及び回収方法の簡素化</u></p> <p>令和元年度のリサイクル経費597百万円に対し、有価物の売却収入は81百万円に過ぎず、リサイクルに係る純額の経費は515百万円であった。リサイクルをすることも重要だが、そもそも、ごみ自体の減量の取り組みを考えることが必要なことはもとより、リサイクル品の回収をより簡素化する方法の開発、取り組みが必</p>

		要と考えられる。
生物多様性の保全		<p><u>29. 自然環境調査の実施</u></p> <p>一般社団法人九州環境管理協会に5,508千円で業務委託している「久留米市自然環境調査報告書」は取りまとめるだけではなく、この報告書の内容を環境部の政策にどのように反映してくかを、より具体的に決定していく必要がある。</p>
生活環境の保全 (公害防止対策)		<p><u>30. 一酸化炭素の調査対象外となっている理由の記載</u></p> <p>大気汚染に関して一酸化炭素については、原則として調査対象であるはずである。しかし、長期に及び基準値を大きく下回っていること等から全国的に調査地点を減少させており、その結果、久留米市が調査を実施していない。調査を終了した経緯の要点を報告書に記載しておいた方が市民に対してより効果的な調査報告の広報になると考える。</p>
生活環境の保全 (公害防止対策)		<p><u>31. 注意報発令の基準</u></p> <p>調査報告書では、令和元年に環境基準に不適合であったにもかかわらず、対策として、平成29年に注意報発令をしたことしか記載されておらず、令和元年に注意報が発令されたのか発令されていないのかについて記載されていない。</p> <p>環境基準に不適合であったことから、調査報告書を閲覧した者からすれば、注意報発令されるべきではなかったのかという疑問が生じうるがこの当然に生じうる疑問に対する回答が調査報告書上記載されていない。</p>

		<p>なお、注意報を発令するのは、環境基準を越えてさらに注意報発令の基準を超過した場合に限定される。そのため、注意報発令の基準を超過することのなかった令和元年は、注意報が発令されなかった。</p> <p>したがって、環境基準を超過したが注意報発令の基準を超過しなかったために注意報が発令されなかった事情を調査報告書に記載することが広報にとって有効である。</p>
<p>生活環境の保全 (公害防止対策)</p>		<p><u>32. 有害大気汚染物質測定結果の指定値の定義を記載</u></p> <p>有害大気汚染物質測定結果について、測定物質、年平均値、濃度範囲(最小値、最大値)、環境基準≪指針値≫が記載された表がある。</p> <p>いずれの測定物質についても環境基準ないし指針値に適合している。しかし、指針値の定義が記載されていない。指針値の定義が記載されていないため、表に記載されたいずれの値と指針値を比較すれば、適否を判断できるのか不明である。市民に対して効果的に調査結果を広報するためには、指針値の定義が必要である。</p>
		<p><u>33. 苦情を減らすための段階的な対応</u></p> <p>家庭ごみの焼却による苦情が生じている。毎年一定規模の苦情が生じており、苦情の件数が減少傾向にあるとは評価できない。苦情の減少に努めるべきである。具体的には、苦情の内容を精査し、仮に同一人物による家庭ごみの焼却が毎年生じてい</p>

		<p>るのであれば、指導方法を口頭注意の後には書面による通知にし、通知文面を工夫し、悪質なものについては警察の介入を求める等の方法がある。住民の福祉向上に有効であると考えられる。苦情対応について工夫を行っているのであれば、それを調査報告書に記載することで、調査報告書の意義が大きくなると考えられる。</p>
<p>生活環境の保全 (公害防止対策)</p>		<p><u>34. 水質汚濁についてのデータ記載又は引用</u></p> <p>久留米市は、水質汚濁についてシアンなど「人の健康に係る項目」27項目を調査している。大気汚染に関する調査報告書では、報告書本文に測定結果の表が載っていた。一方、水質汚濁については、測定結果の表が載っていない。データ編を参照しなければ、詳細を確認することができない。水質汚濁についてのデータが大気汚染におけるデータと比較して分量が多いことが原因であると考えられるが、本文に載せるデータを一部に制限する等して、重要なデータを本文に載せた方が、市民に対して効果的に調査結果を広報することができる。本文にデータを載せないのであれば、データ編のページ数等を指摘して参照を容易にする工夫をした方が効果的な広報になる。</p>
<p>生活環境の保全 (公害防止対策)</p>		<p><u>35. 「生活環境の保全に係る項目」12項目の環境基準不適合項目</u></p> <p>水質汚濁について、報告書本文において「生活環境の保全に係る項目」12項目の内 BOD について環境基準を</p>

		<p>達成した旨報告されている。残り 11 項目については、データ編には記載しているものの本文では何らの言及もない。言及すべきである。</p> <p>言及のない 11 項目には、環境基準を達成していない項目が存在する。</p> <p>調査の目的は、環境基準と比較して現状を把握し、仮に環境基準に適合していなかった場合にはこれに対する対応を検討することにある。したがって、環境基準を達成していない項目は、調査報告書に記載すべき価値が高い情報である。報告書では、環境基準を達成していない項目を優先的に載せるべきである。</p>
<p>生活環境の保全 (公害防止対策)</p>		<p><u>36. 「生活環境の保全に係る項目」 12 項目の基準値</u></p> <p>水質汚濁について、「生活環境の保全に係る項目」 12 項目についてデータ編において調査結果の表が載っている。しかし、基準値が記載されていない。基準値が載っていなければ、調査報告書を読んだ市民が適合不適合の判断をすることができない。調査結果のみならず、基準値も合わせて記載するべきである。</p>
<p>生活環境の保全 (公害防止対策)</p>		<p><u>37. 農業用水路・クリークの調査結果</u></p> <p>「灌漑期においては全般的に良好な水質を保持していますが、水量が減少する非灌漑期においては水質の低下が見られます」と調査報告書に記載されている。</p> <p>しかし、令和元年 9 月 27 日の調査において、PH 及び BOD について目標値の超過が認められている。必ずしも、「全般的に良好な水質を保持して</p>

		<p>いる」とは評価することができない。評価をする場合、客観的なデータに適合した評価を行うべきであり、目標値を超過した結果については、数値を調査報告書本文に引用する等して、評価の根拠を明示することが効果的な調査結果の広報になる。</p>
<p>生活環境の保全 (公害防止対策)</p>		<p><u>38. 環境基準の評価対象であるかどうか</u></p> <p>調査報告書のデータ編を確認すると各河川における調査結果が記載されている。データが記載された頁の後に注意書きがなされており、「地点左の*印は環境基準点を示す」と記載されている。</p> <p>これは、*印のある河川は、環境基準が適用され、*印のない河川は、環境基準が適用されない、ということの意味する。</p> <p>しかし、この注意書きの記載からでは、当該調査報告書を閲覧した者の多くは、その趣旨を理解することは困難であると考えられる。閲覧者が容易に理解できるような表現をすることが効果的な広報に必要である。</p>
<p>生活環境の保全 (公害防止対策)</p>		<p><u>39. 比較すべき環境基準の記載</u></p> <p>河川に関する調査結果には、調査結果を比較すべき環境基準が記載されていない。そのため、値を見ても、環境基準に適合しているのかどうかの結果を判断することができない。比較する環境基準をデータ内に記載すべきである。</p>
<p>生活環境の保全 (公害防止対策)</p>		<p><u>40. 立入検査で基準超過が明らかになった事案の原因</u></p>

策)		<p>ダイオキシン類について事業者の自主検査で基準値適合を確認後に立入調査で基準超過が明らかになった事案においては、事業者の自主検査が適正に行われたのか疑義が生じる。そのため疑義を解消するように、基準超過した原因の概要を載せた方が調査結果の効果的な広報になる。</p>
生活環境の保全 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処理)		<p><u>41. ホームページ閲覧者に対して届出又は調査票回答の必要性を訴える</u></p> <p>PCB に関する久留米市のホームページ「ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物について」の一つの役割は、PCB 廃棄物を保管している可能性のあるホームページ閲覧者に対して、早期の届出及び適正処理を促すことにある。</p> <p>また、久留米市は PCB 廃棄物を保管している可能性のある対象者に対して調査票を発送しているので、その調査票を受領した者に対して回答を促す意味もある。</p> <p>これらの者に対して届出を促すためには、PCB 廃棄物の保管を継続していることの危険性、高濃度 PCB 廃棄物 (安定器等) について処分期間が迫っていること、処分期間経過後は処分することができず長期間保管を継続しなければならない可能性があること等早期に届出を促す内容の記載がなされる必要があった。さらに、その記載が閲覧されやすくする工夫が必要であった。具体的には、「調査票が届いた方へ」と記載された部分をクリックした先の記事に、上述の内容を記載することが有効であっ</p>

<p>協働による環境配慮活動の推進</p>		<p>た。</p> <p><u>42. 環境美化活動の活性化について</u></p> <p>環境美化活動を継続しより活性化していくためには、マスメディアやSNS などを通じてより広報していくことで多くの方の参加を促し、スポーツ GOMI 拾い大会のようなイベント性があり、老若男女を問わず楽しくごみ拾いを体験する企画を増やすことでクリーンパートナー制度への移行が期待できると考えられる。</p> <p>また、環境美化活動団体等の表彰の対象期間を 10 年ではなく 5 年とすることで、参加者の意識が高まり、当初から活動されている方々が高齢化している課題にも対応できると考えられる。</p>
<p>環境学習・環境教育の推進</p>		<p><u>43. コロナ禍の事業継続</u></p> <p>環境まなびのまちづくり事業は、「ずっと暮らしたい心地よいまちグリーンエコシティくるめ」を実現するために、「市民環境意識の向上と協働の推進」を行う、言わば未来への投資である。</p> <p>現在のコロナ禍の情勢では、以前のような集客型のイベントの実施ができず、継続自体も難しい事業が一部存在する。対応として、インターネットを利用した動画配信やリモートを活用するなどして事業を実施する動きもあるが、投資効果が得られないこともある。</p> <p>対面の有効性と社会情勢とのバランスを図りながら、より効果的な事業となるよう今後も検討を続けていきたい。</p>

<p>斎場運營業務</p>		<p><u>44. 自治意識の活性化が重要</u></p> <p>火葬場は迷惑施設であり、法律の制約を受ける特殊な施設であることは明らかで、市は斎場の使用に関する確認書を地域住民の合意形成のために取り交わしており、15年という使用期間の定めと地域優先のインフラ整備が明記されている。市の財政とバランスよく整備していくのが地域住民の理解を得る最も効果的な手法であるかもしれない。しかし、私見であるが増田論文にも記載があったように、インフラ整備だけでは本質的には解決できず、自治意識の活性化すなわち、久留米市の財政バランスの中で迷惑施設を市民全員が享受していくという意識が最も重要であると思われる。</p>
<p>斎場運營業務</p>		<p><u>45. 財政収支バランスについて</u></p> <p>5か年歳入歳出比較表によれば、5年間で△116百万円以上の収支差額が生じている。さらに詳細に分析すれば、有価物売却収入がなければもっと収支差額の幅が大きくなる。この有価物とは、供養塔に収めている残骨灰の処理によって、残骨整理から生じる金などの売却収入のことである。実際、平成29年と令和元年の入札結果公表簿によれば、有価物収入が一番大きい入札業者が落札して平成29年度と令和元年度のみ収支差額は黒字である。また、4町の合併による斎場の統一化により、平成28年度まで発生していた一部事務組合への負担金が発生しなくなった。しかし、これだけでは本来の歳入で</p>

		ある斎場使用料と歳出である斎場費との収支が悪いため、使用料収入の改定により歳入を少しでも増やすことが必要と考える。
関連団体（環境衛生連合会）助成	<p><u>4. 環境衛生連合会積立金の使途</u></p> <p>積立金残高1,585千円は当該連合会で雇用していた正規職員の退職金に充当した金額の残りであり、市衛連に対して、当該残高の使途を再検討させるなど、適切な会計管理を求めべきである。</p>	

第4章 各論

1. 環境部歳入・歳出及び一般廃棄物処理事業債

(1) 環境部歳入・歳出の概要

① 令和元年度の概要

環境部の過去5年度の歳入・歳出の状況は以下のとおりである。

1. 環境部5ヶ年歳出決算額 (H27-R1)

単位：千円

款	項	目	H27	H28	H29	H30	R1
4	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	18,757	19,317	19,316	19,972	19,059
		2 予防費	576	597	702	7,529	627
		3 環境衛生費	69,478	83,283	80,065	63,050	70,384
	2 清掃費	1 清掃総務費	37,253	37,686	38,758	51,501	48,948
		2 塵芥処理費	3,320,401	3,494,276	5,524,245	3,402,533	3,550,795
		4 北部一般廃棄物処理施設建設費	9,118,598	764,632			
	3 環境対策費	1 環境対策総務費	18,457	18,964	23,878	24,431	29,538
2 公害対策費		32,569	30,360	30,484	30,944	31,223	
6	1 農業費	3 農業振興費	9,417	3,946		11,290	12,300
		4 畜産業費		3,750			
8	2 道路橋りょう費	2 道路維持費					3,732
		3 道路新設改良費	71,868	92,541	72,621	55,153	88,182
	3 河川費	2 河川改良費	8,891	9,321	29,423	32,110	
	4 都市計画費	4 公園費	518,675	21,570	19,194	19,320	18,473
10	7 保健体育費	2 体育施設費	69,385	119,106	197,102	77,367	77,958
11	3 厚生労働施設災害復旧費	1 衛生施設災害復旧費					7,300
		合計	13,294,325	4,699,350	6,035,788	3,795,199	3,958,519

2. 環境部5ヶ年歳入決算額 (H27-R1)

単位：千円

款	項	目	H27	H28	H29	H30	R1
14	1 使用料	3 衛生使用料	23,977	26,920	27,813	29,245	27,367
		7 土木使用料	16	6	6	6	6
		9 教育使用料	1,449	1,482	1,529	1,591	1,521
	2 手数料	3 衛生手数料	701,883	950,267	916,798	917,028	924,130
6 土木手数料		12	13	1			
15	1 国庫負担金	2 衛生費国庫負担金				3,543	2,409
		3 衛生費国庫補助金	2,678,572	11,498		9,852	2,769
	2 国庫補助金	7 土木費国庫補助金	196,979	20,049	14,925	11,563	11,212
3 委託金		3 衛生費委託金	64	64	64	64	64
16	2 県補助金	3 衛生費県補助金	6,741	7,032	7,273	7,533	11,769
		3 委託金	3 衛生費委託金	64	64	64	64
17	1 財産運用収入	1 財産貸付収入	6	6	13	19	22
		2 利子及び配当金	24	216	36	27	1
18	1 寄附金	4 衛生費寄附金	21,121	16,180	19,174	16,371	18,465
19	2 基金繰入金	7 環境整備基金繰入金	15,613	17,326			
21	4 受託事業収入	2 衛生費受託事業収入		39,461	39,278	55,072	33,444
		2 弁償金	306				
	6 雑入	4 雑入	64,305	119,863	263,936	189,197	222,992
1 市債		3 衛生債	5,687,100	652,100	1,937,300	32,900	120,700
	6 土木債	291,700	48,000	40,200	39,300	68,200	
	9 教育債		40,100	88,900			
	10 災害復旧債					2,300	
合計			9,689,867	1,950,582	3,357,246	1,313,313	1,447,370

監査対象年度である令和元年度の環境部の歳入歳出は、歳入合計 1,447,370 千円に対し、歳出合計 3,958,519 千円であり、収支差額は△2,511,149 千円となっている。

歳出項目の中で中心となるのは、塵芥処理費 3,550,795 千円であり、歳出項目の約 90%を占めている。ここで塵芥処理費とは、ごみの収集運搬、中間処理、リサイクルや最終処分に要した経費であり、具体的には、上津 CC や宮ノ陣 CC を運営するための経費等が、計上されている。

その他に金額が大きい歳出項目としては、道路新設改良費 88,182 千円、体育施設費 77,958 千円、環境衛生費（斎場の管理運営、衛生消毒事業、市有墓地の管理などに要した経費）70,383 千円が挙げられる。

一方、歳入項目の中で中心となるのは、衛生手数料（指定袋販売やクリーンセンター直接搬入等の一般廃棄物処理手数料など）924,130 千円であり、歳入項目の約 64%を占めている。

その他に金額が大きい歳入項目としては、雑入（各クリーンセンターの余剰電力売却収入や空き缶・金属等有価物売却収入等）222,992 千円が挙げられる。また、市債の発行収入も、衛生債 120,700 千円、土木債 68,200 千円、災害復旧債 2,300 千円であり、合計すると 191,200 千円となり歳入項目の約 13%を占めている。

② 環境部収支の 5 ヶ年推移

前のページに示すように、平成 27 年度は、歳入合計 9,689,867 千円、歳出合計 13,294,325 千円であり、収支差額は△3,604,458 千円となる。平成 28 年度は、歳入合計 1,950,582 千円、歳出合計 4,699,350 千円であり、収支差額は△2,748,768 千円となる。平成 29 年度は、歳入合計 3,357,246 千円、歳出合計 6,035,788 千円、収支差額は△2,678,542 千円となる。平成 30 年度は、歳入合計 1,313,313 千円、歳出合計 3,795,199 千円、収支差額は△2,481,886 千円となる。最後に、上述したとおり、令和元年度は、歳入合計 1,447,370 千円、歳出合計 3,958,519 千円、収支差額△2,511,149 千円となる。

ここで、平成 27 年度は、宮ノ陣 CC の建設に要した歳出である、北部一般廃棄物処理施設建設費が約 90 億円計上されており、これにより歳出合計額が膨らんでいる。一方、歳入項目も衛生費国庫補助金が約 26 億円、衛生債の発行が約 56 億円あり、多額の建設費を補っている。

また、平成 29 年度は、上津 CC の第 2 期改修工事(H28～H29)に伴い、塵芥処理費が増加したが、それを補うため衛生債を約 19 億円発行している。

直近 2 年間の平成 30 年度、令和元年度を見ると歳入約 15 億円に対し、歳出約 40 億円となり、収支差額は毎年約 25 億円のマイナスで推移している。

③ 各年度の歳入・歳出項目の内容

各年度の歳入・歳出項目のうち、各勘定科目の主な内容は以下のとおりである。

(ア) 平成 27 年度

(歳出)

- ・ 北部一般廃棄物処理施設建設費の主な内容

→宮ノ陣 CC の建設費用 9, 118, 598 千円

- ・ 公園費の主な内容

→八丁島広場等整備 285, 223 千円

→瞳ヶ池多目的広場整備 132, 815 千円

(歳入)

- ・ 衛生費国庫補助金の主な内容

→宮ノ陣 CC の建設に係る補助金 2, 678, 572 千円

- ・ 土木費国庫補助金の主な内容

→八丁島広場整備に係る補助金 110, 976 千円

→瞳ヶ池多目的広場整備に係る補助金 63, 629 千円

- ・ 衛生債の主な内容

→宮ノ陣 CC の建設に係る起債 5, 678, 600 千円

- ・ 土木債の主な内容

→八丁島広場整備に係る起債 149, 800 千円

→瞳ヶ池多目的広場整備に係る起債 118, 300 千円

(イ) 平成 28 年度

(歳出)

- ・ 環境衛生費の主な内容

→斉場周辺環境整備に要した経費 14, 561 千円

- ・ 畜産業費の主な内容

→宮ノ陣 CC 周辺の農業振興に要した費用 3, 750 千円

(ウ) 平成 29 年度

(歳出)

- ・ 塵芥処理費の主な内容

→上津 CC 第 2 期改修工事に要した経費 2, 150, 426 千円

- ・ 河川費の主な内容

→清掃施設周辺の河川排水路等の改良に要した経費 29, 423 千円

- ・ 保健体育費の主な内容

→市民温水プールの改修に要した経費 118, 590 千円

(歳入)

- ・衛生債の主な内容
→上津 CC 第 2 期改修工事に係る起債 1,935,300 千円
- ・教育債の主な内容
→市民温水プール改修に係る起債 88,900 千円

(エ) 平成 30 年度

(歳出)

- ・予防費の主な内容
→平成 30 年 7 月豪雨に伴う浸水家屋消毒に要した経費 7,528 千円
- ・清掃総務費の主な内容
→子ども会等の各種団体が地域で行う資源回収活動に対する補助金 18,489 千円
- ・河川費の主な内容
→清掃施設周辺の河川排水路等の改良に要した経費 32,110 千円

(オ) 令和元年度

(歳出)

- ・保健衛生総務費の主な内容
→環境衛生連合会への運営費補助 11,577 千円
- ・清掃総務費の主な内容
→子ども会等の各種団体が地域で行う資源回収活動に対する補助金 17,672 千円
- ・環境対策総務費の主な内容
→環境フェア会場設営等委託料 4,081 千円
→自然環境調査の委託料 5,508 千円
- ・公害対策費の主な内容
→河川や地下水、工場排水等の水質調査委託料 11,294 千円
→ダイオキシン類の調査委託料 6,690 千円
- ・農業振興費の主な内容
→宮ノ陣 CC 周辺の農業振興に要した経費 12,300 千円
- ・道路維持費の主な内容
→上津 CC 周辺の道路補修に要した経費 3,732 千円
- ・道路新設改良費の主な内容
→清掃施設周辺の道路工事等に要した経費 88,181 千円
- ・厚生労働施設災害復旧費の主な内容
→令和元年 9 月の台風 17 号で被災した上津 CC の施設

修繕に要した経費 7,300 千円

(歳入)

- ・衛生使用料の主な内容
→斎場使用料 20,598 千円
- ・衛生手数料の主な内容
→指定袋販売によるごみ処理手数料 760,237 千円
→クリーンセンター直接搬入手数料 147,508 千円
- ・衛生費寄付金の主な内容
→資源物処理指定法人からの拠出金 18,465 千円
- ・衛生費受託事業収入の主な内容
→サン・ポート改修工事に伴うごみ処理受託収入 28,845 千円
- ・雑入の主な内容
→宮ノ陣 CC 及び上津 CC の余剰電力売却収入 109,140 千円
→空き缶・金属等有価物売却収入 60,239 千円
- ・衛生債の主な内容
→上津 CC プラント修繕に係る起債 120,700 千円
- ・土木債の主な内容
→清掃施設周辺の道路整備に係る起債 68,200 千円
- ・災害復旧債の主な内容
→上津 CC 台風災害復旧に係る起債 2,300 千円

④ 一般廃棄物処理事業債の発行状況について

過去 5 ケ年の状況を見ると、環境部の歳入の一部は、市債の発行により賄われている。市債の発行による歳入額は、P35 に示すように平成 27 年度は 5,978,800 千円（衛生債 5,687,100 千円、土木債 291,700 千円）、平成 28 年度は 740,200 千円（衛生債 652,100 千円、土木債 48,000 千円、教育債 40,100 千円）、平成 29 年度は 2,066,400 千円（衛生債 1,937,300 千円、土木債 40,200 千円、教育債 88,900 千円）、平成 30 年度は 72,200 千円（衛生債 32,900 千円、土木債 39,300 千円）、令和元年度は 191,200 千円（衛生債 120,700 千円、土木債 68,200 千円、災害復旧債 2,300 千円）である。

ここで、平成 27 年度の発行高が大きいのは、宮ノ陣 CC の建設費を賄うためであり、また平成 29 年度については、上津 CC の第 2 期改修工事にあてるため起債が多額となっている。その他の年度もクリーンセンター周辺の道路や公園の整備や、市民温水プール改修工事の費用を賄うため起債されている。このように環境部ではクリーンセンター等で多額の経費がかかる場合は、市債の発行によって資金を調達し

ている。

⑤ 一般廃棄物処理事業債の累積残高について

次に、市債の累積残高を見ていく。環境部固有の市債として累積残高が判明しているものは、衛生債の中の一般廃棄物処理事業債であり、これに関し過去5年間の推移は次ページのようになっている。平成27年度期首の残高は5,234,066千円であったが、平成27年度末の残高は、約2倍の10,223,523千円となっている。これは宮ノ陣CCの建設費を賄うため期中に5,206,700千円発行し、償還は217,243千円であったためである。その後の累積残高は、平成28年度末10,529,949千円、平成29年度11,794,048千円、平成30年度11,383,772千円、令和元年度10,547,527千円となっている。

このように平成27年度期首時点で約52億円であった一般廃棄物処理事業債残高は、平成27年度末に約2倍に増加し、その後令和元年度に至るまで約100億円のままとまっている。

令和元年度末市債残高105億円を令和元年度の元金償還高9.3億円で除すると11.2年となり、新たな市債の発行がなく毎年この償還額が継続すれば11年程度で償還は可能であるが、修繕等々で新たな市債の発行は行われるのでそれより長い期間の償還年数を要することとなる。次に記載する上津CCのリニューアルでは新たな起債が行われるだろうから市債残高はさらに増加する。

一般廃棄物処理事業債の状況

平成27年度

(単位：千円)

平成26年度末 現在高	平成27年度 発行額	平成27年度元利償還額			差引現在高 (A) + (B) - (C)
		元金 (C)	利子	計 (D)	
5,234,066	5,206,700	217,243	39,236	256,479	10,223,523

平成28年度

(単位：千円)

平成27年度末 現在高	平成28年度 発行額	平成28年度元利償還額			差引現在高 (A) + (B) - (C)
		元金 (C)	利子	計 (D)	
10,223,523	570,700	264,274	39,771	304,045	10,529,949

平成29年度

(単位：千円)

平成28年度末 現在高	平成29年度 発行額	平成29年度元利償還額			差引現在高 (A) + (B) - (C)
		元金 (C)	利子	計 (D)	
10,529,949	1,612,900	348,801	37,768	386,569	11,794,048

平成30年度

(単位：千円)

平成29年度末 現在高	平成30年度 発行額	平成30年度元利償還額			差引現在高 (A) + (B) - (C)
		元金 (C)	利子	計 (D)	
11,794,048	32,900	443,176	35,949	479,125	11,383,772

令和元年度

(単位：千円)

平成30年度末 現在高	令和元年度 発行額	令和元年度元利償還額			差引現在高 (A) + (B) - (C)
		元金 (C)	利子	計 (D)	
11,383,772	100,700	936,945	32,272	969,217	10,547,527

⑥ 今後の計画（上津 CC の建替え予定）

上津 CC は、令和 10 年度の稼働開始を目標として現施設の建替えを予定している。新施設では、より環境への影響を低減した今まで以上に安全で安定的な施設運営を図ることとしている。

建替えは、現施設の駐車場等となっている西側敷地を活用し、温水プールへの熱資源活用も継続する予定である。

上津 CC 建替えに関する今後の計画は以下のとおりである。

○施設整備基本計画の策定（令和 2 年度～令和 3 年度）

令和2年度から施設整備基本計画の作成に着手し、ごみ処理方式の選定、施設規模、計画ごみ質、施設計画（設備計画、建築計画）について、令和3年度にかけて取りまとめることとしている。

○生活環境影響調査、評価、縦覧（令和3年度～令和5年度）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、次期施設の煙突排ガス・廃棄物運搬車両、施設稼働による生活環境への影響を調査するものである。

○事業者選定、設計、施工（令和6年度～）

○新施設稼働予定（令和10年度）

上記スケジュールのように、施設規模等は今から決定されていくことになるが、多額の建設費用がかかる事が予想されるため、決定の経緯も含め適切に情報公開される事が必要となる。

（2）実施した監査手続

- ① 環境部の歳入額及び歳出額の5ヶ年推移の分析
- ② 歳入額及び歳出額が大きかった勘定科目等の内容の検討
- ③ 市債の発行残高の推移の検討
- ④ 上津CCの温水プールの現地視察
- ⑤ 上津CCの建替え予定地の現地視察

（3）結果

（意見7）収支計算の視点の検討

令和元年度の環境部歳入合計は、約14億円であるのに対し、歳出合計は約39億円となっており、約25億円の歳出超過となっている。この収支マイナスの状況は、過去5年の推移を見ても変わることはない。

これを踏まえ、歳入の確保と歳出の効率化を念頭に、契約手法の検討や施設の建設、運営等を図っていく必要があると考える。

（意見8）市債の発行について

環境部において、クリーンセンターの建設費や改修費、温水プールや周辺公園の整備にかかる費用等は、市債の発行により資金を調達している。市債の残高は、衛生債の中の一般廃棄物処理事業債だけでも、令和元年度末において約105億円となっている。

この市債の償還計画についても、収支状況を踏まえて、再度検討していく必要があると考える。

2. 地球温暖化対策の推進

(1) 概要

①業務概要

(ア) 地球温暖化対策実行計画において地方公共団体に求める役割

国は地球温暖化緩和のために、全ての者が自主的にこの問題に取り組む必要があるとし、地方公共団体に求める責務として、「その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出抑制のための施策を推進するため、排出削減、吸収作用の保全及び強化のための措置を講じ、事業者や市民の排出抑制活動促進のための施策を講じる必要がある」としている。

中核市等に対しては、下記に列挙した施策にて温室効果ガス排出の抑制に努めることを要求している。

- 再生可能エネルギー等の導入促進策の実施
- 温室効果ガス排出量がより少ない製品及び役務の利用
- 都市機能の集約をはじめとした地域環境の整備
- 廃棄物等の発生抑制策の実施

(イ) 久留米市の役割

久留米市新総合計画第3次基本計画及び久留米市環境基本計画では、都市の低炭素化や都市機能の集約、自立分散型エネルギーシステムの導入促進など、地域の特性に応じた都市づくりの長期的展望を基本的視点の一つとして位置付けている。

また、東日本大震災以降は、エネルギー問題が再認識され、社会全体として省エネ及び新エネルギー活用に取り組むことが求められている。

(ウ) 具体的な事業内容

久留米市では平成23年に策定した「久留米市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」において、中期目標として「2020年までに温室効果ガスを1990年比で25%削減」という以前の国と同等の目標を掲げるとともに、短期目標として「2014年度までに1990年比で6%削減」することとし、地球温暖化対策に取り組んできた。

平成30年度に策定した新たな「久留米市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」では、国と同等の温室効果ガスを2030年度に2013年度比で26%削減する目標を掲げた。当該目標達成のため、市民並びに事業者の参加、協働、連携による取り組みを基本として、徹底した省エネ及び省資源の推進、再生可能エネルギーの導入促進、分野横断的な取り組みとして、環境啓発及び教育などを推進することとしている。気候変動の影響への適応策については、長期的な展望を意識しつつ、久留米市役所全体で取り組んでいる。

また、久留米市では、平成13年11月から「久留米市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」及び「環境マネジメントシステム」を策定し、取り組みを開始した。平成14年2月に本庁舎においてISO14001の認証を取得し取り組みを実施してきた。平成23年1月に本庁舎のISO14001の認証を返上したこと等に併せて、新たな計画（市役所エコアクションプラン）を策定し、平成24年8月に施行した。平成30年度に策定した新たな「久留米市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」及び「久留米市環境マネジメントシステム」において、温室効果ガスの削減目標及び職員の率先行動目標を立案し実効性のある取り組みを進めている。

令和元年度において、取り組んでいる具体的な事業内容は下記の（エ）、（オ）、及び（カ）のとおりである。

（エ）環境負荷低減行動推進事業

i) くるめエコ・パートナー

市民、事業所、久留米市が協働してエネルギー利用効率化を中心としたエコ活動に取り組み、地球温暖化の緩和に取り組むことを目的として、平成21年に開始した制度である。平成27年10月1日よりエネルギー利用効率化を重点的に促進する制度へリニューアルした。

リニューアルのポイントは以下のとおりである。

- 自立分散型エネルギーシステムの導入費補助を受けることができる。
- 車を所有する希望者に、久留米市イメージキャラクター「くるっば」のエコドライブ・マグネットをプレゼントする。
- 特典を受けられるお店に、家電販売店や自転車販売店などが追加され、星4つ以上の省エネマーク付き家電購入時などに特典を受けることができる。

市民会員について、重点項目に取り組むことを確認し、選択項目から取り組むエコ活動を1つ以上選んで宣言（会員登録）し、実践する。会員登録をすると、「くるめエコ・パートナー」会員証を入手できる。特典提供が可能なお店で、「割引サービス」、「粗品プレゼント」などの特典を受けることができる。エコ活動項目のうち、選択項目である「4. マイはし・マイバッグ・風呂敷等を活用する」を選択した希望者の方には、エコバッグをプレゼントしている。

なお、参加資格は次の3つすべてにあてはまる人である。

- 「エコ活動項目（次ページ参照）」のうち、重点項目になるべく多く取り組み、選択項目に1つ以上取り組む人
- 久留米市にお住まい又は通勤、通学している人
- 小学生以上の人

エコ活動項目

【エネルギー利用効率を高める活動に取り組む】

高効率家電製品等、環境への負荷が小さい商品を選択する

(エネファーム、省エネ性能が優れている家電製品、LED 電球など)

エコカーを選ぶ

【省エネ・再エネ活用に取り組む】

太陽光発電などの再生可能エネルギーを利用活用する

自動車から徒歩・自転車・公共交通機関へ転換する(通勤・通学など)

建物の断熱化を図る

エコドライブに取り組む(自動車運転免許を所持している方のみ)

《選択項目》1つ以上選んで取り組む。

冷房は28度、暖房は20度を目安に調整する

照明をこまめに消す

テレビを見ていないときは消す

マイはし・マイバッグ・風呂敷等を活用する

名刺サイズ以上の紙はリサイクルする

生ごみの水切りを徹底する

自然や生き物を大切にす

その他のエコ活動(各自で自由に設定できる)

市民会員の過去5年の登録者数の推移は下表のとおりである。

単位：人

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登録者数(累計)	2,171	2,844	3,228	3,562	3,993

(出所：環境政策課より入手した資料を転記)

事業所会員は、自らエコ活動に取り組むとともに、可能な会員はエコ活動を実践する市民会員に特典を提供し、取り組みを応援している。なお、久留米市役所ホームページにて、くるめエコ・パートナー事業所会員一覧を掲載している。

特典内容の例として、自転車の無料点検サービス、粗品プレゼント、小鉢1品サービスなどがある。

市民会員及び事業所会員の会員登録方法は、以下の3つの方法である。

- 電子申請「ふくおか電子申請サービス」から登録する方法
- FAX 申請による登録
- 「くるめエコ・パートナー」参加登録申込書による登録

環境政策課では、会員証の発行や、久留米市ホームページ・パンフレット等による制度の周知、事業所会員の紹介などを行っている。市民会員の情報は、環境政策課内のパソコンの Excel ソフトにて記録保存されている。同課では、毎年度 9 月から 10 月の期間において、次年度の予算額要求の根拠とするため、エコドライブ・マグネットの在庫数量を数えている。しかし、くるめエコ・パートナーのチラシ及びエコバッグについては在庫数量を数えていない。また、在庫数量を数える業務は要領等で標準化されていない。

ii) 緑のカーテン

久留米市では、平成 25 年度から、地球温暖化の緩和策及びヒートアイランド対策として、緑のカーテン設置事業を実施している。

ヒートアイランド現象とは、都心部の気温が郊外に比べて高くなる現象のことであり、水分の蒸散量が減少し、気化熱による地表面の冷却が進まなくなる。冷えにくい性質を持つコンクリートが、日中に太陽の熱を吸収し、蓄積した熱を夜間に放出するため、気温が低下しにくくなる。また、建造物の高層化により、天空率（空の見える割合）が低下し、地表面からの放射冷却が妨げられるため、気温の低下が抑制される。エアコンなどの空調機器、自動車などから排出される熱、工場や火力発電所、ごみ焼却場からの排熱などが、都市の大気を直接暖めるといった要因で生じる。

久留米市では、ヒートアイランド対策として、市有施設をアサガオ又はゴーヤなどのつる性植物で覆う「緑のカーテン」を設置し、市民の目に触れやすい施設に設置することで建物全体を冷やすとともに、家庭における緑のカーテンの実践につなげることとしている。また、市のイベント等で市民に対して講習会を開催し、苗を配布することで家庭における緑のカーテンの普及啓発を図っている。

単位：箇所

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
事業実施数	84	76	79	74	71
全設置数	118	109	113	104	98

(出所：環境政策課より入手した資料を転記)

iii) 環境共生都市づくり協定の締結

久留米市では、昭和 48 年ゴム 3 社を皮切りに企業及び事業所との間に「環境保全協定」を締結し、ばい煙等の排出基準（協定値）で規制するなど、公害防止に努めてきた。

しかし、今日の環境行政においては、従来の公害防止への対応と併せて、地球温

暖化緩和を目的とした環境負荷低減のための環境施策の推進が求められているため、省エネルギーやごみ減量など環境に配慮した取り組みを実践する企業及び事業所と協定を結ぶ「環境共生都市づくり協定」制度を平成 18 年度に開始した。

協定の内容は以下のとおりである。

- 環境負荷低減計画の策定及び実施
- 廃棄物の減量、再利用及び再資源化の推進、省エネルギー、省資源等による地球環境の保全、緑化の推進
- 環境負荷低減活動の報告

環境共生都市づくり協定を締結している事業所は令和 2 年 3 月末時点で 147 事業所であり、久留米市のホームページにて事業所一覧を閲覧することができる。

当該事業所とは協定書を締結しており、協定書は 7 条の項目から構成される。なお、項目のうち、事業所は原則毎年 1 回の環境負荷低減活動の実施状況を久留米市へ報告することが明記されている。しかし、環境政策課では一部の事業所から報告に関する書面を入手できていない。

iv) エコアクション 21

エコアクション 21 とは、環境省が定めた環境経営システムに関する第三者認証・登録制度である。

取引先の要望、コスト削減、CO₂排出量削減、経営基盤強化、社員の意識向上に効果を発揮するエコアクション 21 は、主に 3 つの特徴から選ばれている。

- 中小の事業者でも容易に「環境経営」の仕組みが構築でき、運用できる。
- 二酸化炭素等の排出量を把握、管理し、CO₂ゼロにしていく。
- 環境法令順守等のコンプライアンス管理の徹底を図る。

久留米市では、事業所における自主的・積極的な取り組みを推進し、「持続的発展が可能な環境共生都市・久留米」の実現をめざして、エコアクション 21 認証取得費用の一部を補助している。

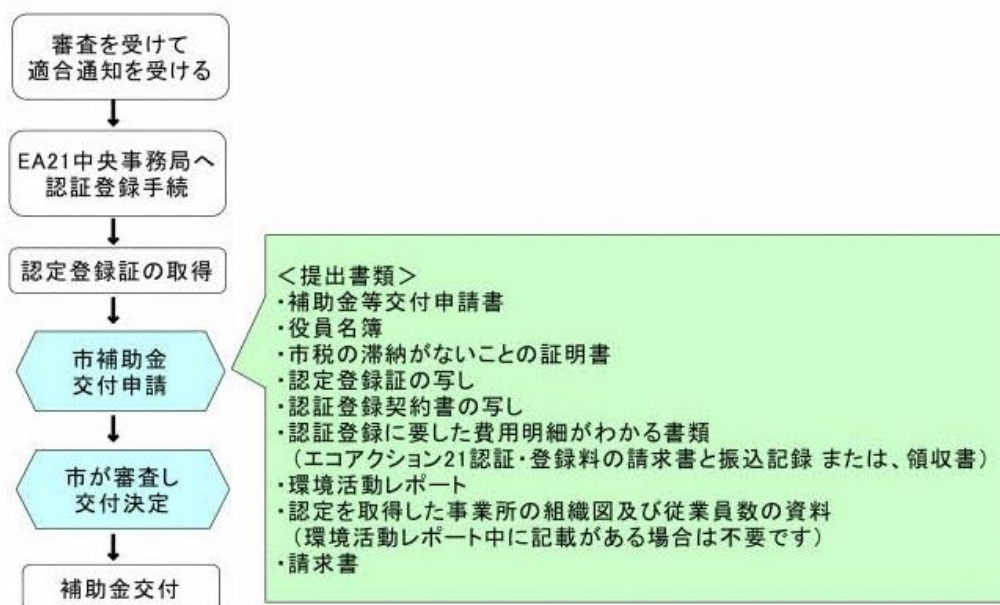
補助対象経費は、エコアクション 21 の認証料及び登録料であり、補助金額は補助対象経費の 2 分の 1 で、上限は 10 万円とし、予算の額に達した時点で受付を終了する。

- 認証を受けた年度を含む 2 年間の登録料（審査費用は含まない）
- 国、福岡県その他団体から補助対象事業に係る補助金、助成金等を受ける場合は、その額を除いた額
- 補助対象者が市内及び市外の事業所について同時に認証登録をする場合は、各事業所の従業員数で按分した額

対象者は、以下の要件を全て満たす事業者が対象となる。

- 市内で1年以上同一事業を営んでいるもの
- 市内の事業所において、過去1年以内に初めて認証・登録を受けたもの
- 市税を滞納していないもの

エコアクション 21 の認定登録日から1年以内に、関係書類一式を添付して下図の流れで申請する。



(出所：久留米市役所ホームページより引用)

v) エコ移動推進事業

市域における温室効果ガス排出量の約2割を占める運輸部門の排出量を削減するため、エコドライブ教室を開催する、エコドライブ啓発マグネットを配布したりすることで環境に配慮した運転の普及を図る。

【エコドライブ教室】

実施日時：令和2年1月27日

会場：久留米第一自動車学校

参加者：11人

講師：一般社団法人日本自動車連盟福岡支部

内容：地球温暖化緩和のためエコドライブ10の座学・テクニック講習

【エコドライブ宣言】

くるめエコ・パートナーに登録した市民会員の中で希望する人にエコドライブ啓発マグネットを配布し、所有する車両の後部にマグネットを装着しエコドライブを実践してもらうことにより、エコドライブの普及啓発を図る。

vi) 学校版環境 ISO

学校版環境 ISO とは、久留米市内の小中学校が学校教育活動を通じて、児童・生徒及び教職員の環境に対する意識向上を図ることを目的に、国際的な環境規格である ISO14001 に準じて、「地球にやさしい学校づくり」に向けて行動し、それを記録し、定期的にそれらを見直すシステムである。

平成 16 年度から開始し、平成 22 年度に市内の小中学校全てで実施している。

令和元年度は久留米市内の小中学校のうち 25 校（小学校 17 校、中学校 8 校）で審査を実施し認定更新している。

(オ) 環境関連産業支援事業

地球温暖化の緩和やエネルギー問題の解決のためには、環境関連を中心とした技術の飛躍的発展が必要不可欠とされる中、環境関連事業者の今後の事業展開の参考にしてもらうとともに、異業種からの参入や起業のきっかけとしてもらう事を目的として、セミナー及び個別相談会を実施している。

また、久留米市の環境エネルギー関連産業事業者間の交流、関係強化、相互連携等を促し、技術発展に少しでも寄与することを目的として、「くるめエコなものづくり協議会」を実施している。

i) 環境ビジネスセミナー

環境関連産業に造詣の深い講師を招き、関連分野の動向やその対応についてなど、関連分野全般についての解説並びに打開策等について講演することで、参加企業の意欲の高揚や、企業戦略の方向性決定のきっかけにしてもらう。

ii) くるめエコなものづくり協議会

ファシリテーターのもと、協議会に参加登録した事業者が集まり、交流、関係強化、相互連携等を促し、技術発展に少しでも寄与することを目的とする。

(カ) 新エネルギー政策推進事業

自立分散型エネルギー導入補助金

太陽光発電システムで発電した電気を蓄えて自家消費するよう促す蓄電池の機器費への補助を実施することで太陽光発電導入量の拡大を図る。

さらに、太陽光発電システム及び HEMS の設置を前提として、複数のシステムを組

み合わせて申請可能な自立分散型エネルギーシステム導入経費の一部を補助することで、住宅の低炭素化を図る。

久留米市では住宅の低炭素化や災害に強いまちづくりを促進するため、自立分散型エネルギーシステムの導入に係る費用の一部を補助している。

補助対象者は以下のとおりである。

- 自ら居住する市内の住宅に対象システムを設置予定、又はシステム付建売住宅を購入する予定の人
- 「くるめエコ・パートナー」会員である人

なお、納付期限の到来している市税を滞納している者または以前に同一の対象システムに対する久留米市の補助金、交付金その他これに類するものの交付を受けた者は補助対象者としなない。

補助対象とするシステムの要件は以下のとおりである。

各システム共通の要件

- 新たに設置するものであること
- 未使用品であること
- リース契約によらないシステムであること

システムごとの要件

エネファーム

- 燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成されていること。
- 都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を利用して給湯等を可能にする機構を持っていること。
- 平成28年度以降、国が実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているもの。

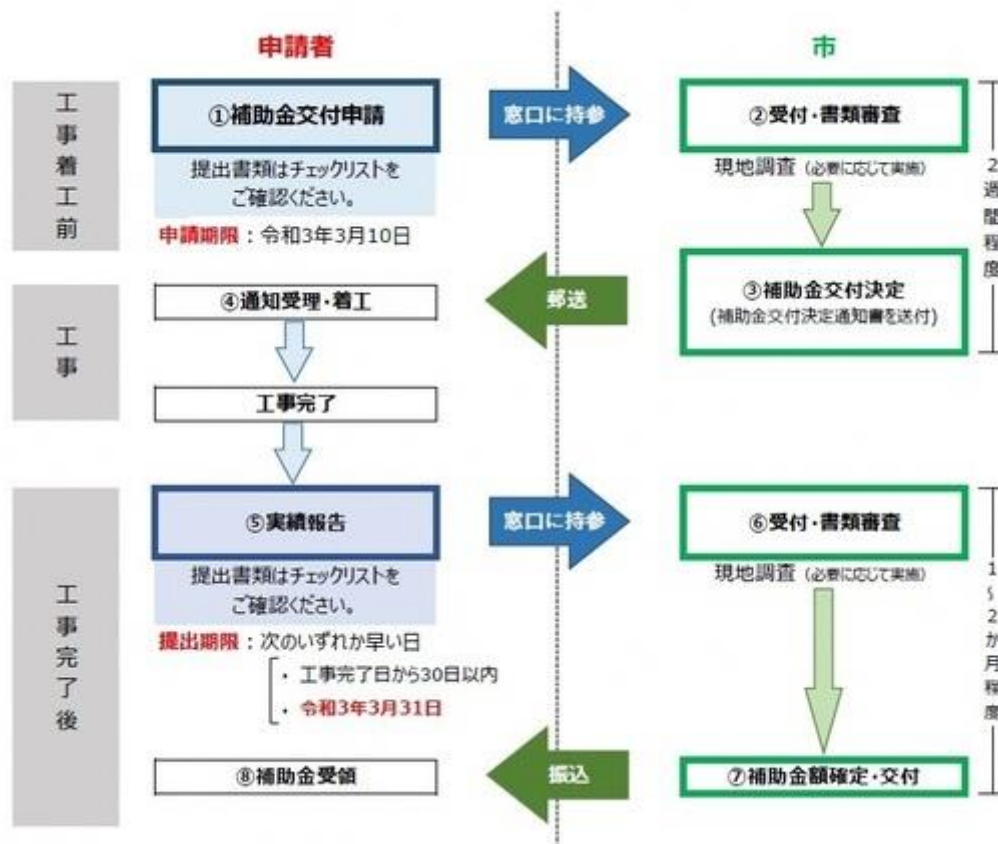
蓄電池

- 平成29年度以降、国が実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの。
- 蓄電容量が4.0kWh以上のもの。

V2H

- 国が実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの又は一般社団法人 CHAdeMO 協議会の認証を受けているもの。
- 太陽光発電システムと連系すること。

補助金申請から交付までの流れは下図のとおりである。



(出所：久留米市役所ホームページより引用)

令和元年度における交付実績は下表のとおりである。

<システム別台数・交付額>

対象システム		台数 (台)	交付額 (千円)		
エネファーム	新築	都市ガス	20	1,490	
		LP ガス	4		
	建売	都市ガス	0		
		LP ガス	0		
	既築	都市ガス	3		210
		LP ガス	0		
HEMS		71	700		
蓄電池		70	3,336		
合計			5,526		

(出所：環境政策課より入手した資料を転記)

<補助パターン>

	補助要件		補助対象システム			合計 (最大)
	太陽光発電 システム	HEMS 最大1万円	エネファーム 最大9万円	蓄電池 最大5万円	V2H 最大5万円	
複 合	必須 (新設・既設は問わない) ※HEMSが新設の場合のみ、 HEMSに対して補助あり。		○			10万円
			○	○		15万円
			○		○	15万円
				○		6万円
				○	○	11万円
					○	6万円
			○	○	○	20万円
単 独			○			15万円

(出所：環境政策課より入手した資料を転記)

②5 か年歳入歳出比較・令和元年度決算概要

(環境負荷低減行動推進事業、環境関連産業支援事業、新エネルギー政策推進事業)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
決算額	10,597	6,521	11,659	12,769	7,137

※歳入なし

(2) 実施した監査手続

- ①担当部課の担当者への質問
- ②業務で作成または使用したサンプル資料の閲覧

(3) 結果

環境政策課が担当する事業にかかる指摘及び意見は下記のとおりである。

(意見9) 全般について

地球温暖化対策の推進について、久留米市では「久留米市地球温暖化対策実行計画」に基づき、家庭・地域、業務・オフィス、都市、産業の各分野で低炭素化を促進するための様々な取り組みがなされている。国は2050年度までに国内の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを宣言しており、グリーン社会の実現に向け、久留米市においても、市民、事業者と一体となった取り組みをさらに推進していただきたい。

(指摘 1) 環境負荷低減行動推進事業におけるくるめエコ・パートナーのマグネット等の在庫管理について

環境政策課では次年度の予算額を算出するための基礎資料として、毎年度の9月末頃にマグネット在庫数量を数えている。

しかし、チラシ並びにエコバッグについては在庫数量を数える作業を実施していない。実施していない理由として、チラシ並びにエコバッグはマグネットと比較すると配布する回数が多いため、大体の在庫を把握しており在庫管理表までは作成していないという環境政策課からの回答を入手しているが、次年度の予算額を算出するための根拠となる数量をマグネットと同様、未開封の箱単位などでチラシ並びにエコバックについても適切に把握することが望ましい。

したがって、マグネットのみならず、未開封の箱単位などでチラシ及びエコバックの数量を数える業務を追加すること及び数量を数えた結果を記載する様式を整備し運用する等、業務改善を実施することが望ましい。

(意見 10) 環境負荷低減行動の報告書

環境政策課では、環境共生都市づくり協定を締結している 147 事業所の一部から年 1 回の環境負荷低減活動の報告書を入手していない。

環境共生都市づくり協定の契約書では以下のように規定されている。

(環境負荷低減活動の報告)

第 5 条 甲は、環境負荷低減活動の実施状況について、原則として毎年 1 回、乙に報告するものとする。

2 乙は、前項の報告について、甲の機密に関する事以外を公表することができるものとする。

なお、甲は各事業所、乙は久留米市のことを指している。

協定を締結している 147 事業所全てから環境政策課に報告書が提出されているわけではなく、また、同課にて報告書が未提出の事業所へ提出を催促した記録は残っていない。したがって、未提出の事業所を把握することもできない状況である。理由として、本協定は、企業や事業所に取り組んでもらう項目は定めているものの、できなかった場合にペナルティーを課すものではなく、あくまで事業者側の自主性に委ねていることから未提出の際の催促は実施していないという理由であった。

環境負荷低減行動推進事業を遂行するにあたり、報告書を提出していない事業所へ提出を依頼する及び対応状況を記録する等業務を改善することが望ましい。なお、環境政策課では、協定事業所を訪問し意見交換の場を持つなど、協定事業所との連携を深め、事業所のイメージアップに繋がる広報など支援の充実を図り、メリット

のある情報提供を積極的に実施していくなかで、提出を呼びかけていく予定である。

しかし、業務を改善した結果、環境政策課における事務手続きの負担増加又は事業所側における報告書作成の負担が増加することも見込まれるため、協定書の条文内容を見直すこと及び当該協定の継続要否を検討すべきである。

(意見 11) 環境ビジネスセミナーアンケート

令和元年度における環境関連産業支援事業における環境ビジネスセミナーは令和2年2月14日に開催されており、環境政策課ではセミナー参加者へ当該セミナーに関するアンケートを実施し集計まではなされていた。

しかし、アンケートの集計結果が未決裁であり課内で情報共有されていなかったため、確実に事務処理を行うことが望ましい。

3. ごみ減量・リサイクルの推進

(1) 概要

①業務概要

(ア) 久留米市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 28 年 4 月）について

i) 計画策定の背景と目的

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項に基づき、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を策定する法定計画である。

久留米市においては、「循環」をキーワードとして循環型への社会構造転換でごみの発生抑制を目指し、久留米市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を平成 12 年 3 月に策定した。

当該計画に基づき、市民及び事業者から排出されるごみの発生抑制、リサイクルの推進に取り組むとともに、ごみの安全及び確実な処理を実施するための一般廃棄物処理施設の整備等、環境に配慮した循環型のごみ処理体制の確立を目指している。

本計画は、平成 27 年度で前計画の計画期間が満了することに伴い、一般廃棄物を取り巻く現状、前計画の評価等を踏まえ、持続可能な循環型社会の構築に向けた各施策の一層の推進を目的として策定された。

ii) 計画の期間

国が示す「ごみ処理基本計画策定指針」では、目標年度を概ね 10 年から 15 年程度に設定し、概ね 5 年毎に見直すことが適切であると示されている。

久留米市の計画は、ごみ処理行政の長期的な方向性を定めるため、計画期間を平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間とし、上位計画または関連計画との整合を図りながら概ね 5 年で見直し、また、計画の前提となる国の基本方針および社会情勢などの諸条件に大きな変動があった場合は必要に応じて見直すこととしている。

iii) 計画の基本方針と目標

本計画の上位計画である「久留米市新総合計画（第 3 次基本計画）」に掲げる「環境を育み共生するまち」および「久留米市環境基本計画」に掲げる「循環型社会の構築」に向けて、下記の 2 つの視点で施策を推進している。

<ごみの発生抑制と資源循環に向けた取り組みの推進>

大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルを見直し、「もったいない心」でモノを大切に使い、なるべくごみを出さない心豊かな暮らしを通して、限りある資源やエネルギーを大事に使用する社会を目指していく。

そのために、社会経済活動のあらゆる段階で、ごみの発生抑制と再使用を優先とし、

その上で再資源化を進めていく持続可能な社会づくりを進めていく。

また、当該社会の実現に向けては、市民、事業者及び久留米市の各主体が役割に応じて3R（リデュース、リユース、リサイクル）を実践でき、協働して推進していける取り組みを実施していく。

＜循環型社会に対応した適正なごみ処理体制の確立＞

市民生活および事業活動で排出されるごみについては、宮ノ陣CC、上津CCの南北2ヶ所体制による効率的かつ長期安定的な処理を実施し、市民の快適な生活および円滑な事業活動を維持していく。

計画の目標値は下記のとおりである。

- 分別の徹底、ごみ減量、再使用、リサイクル推進によるごみ排出量抑制

令和7年度目標値 市民一人当たりの排出量 888 グラム以下

- ごみ減量と不燃物、金属処理、主灰のリサイクルによる最終処分量の削減

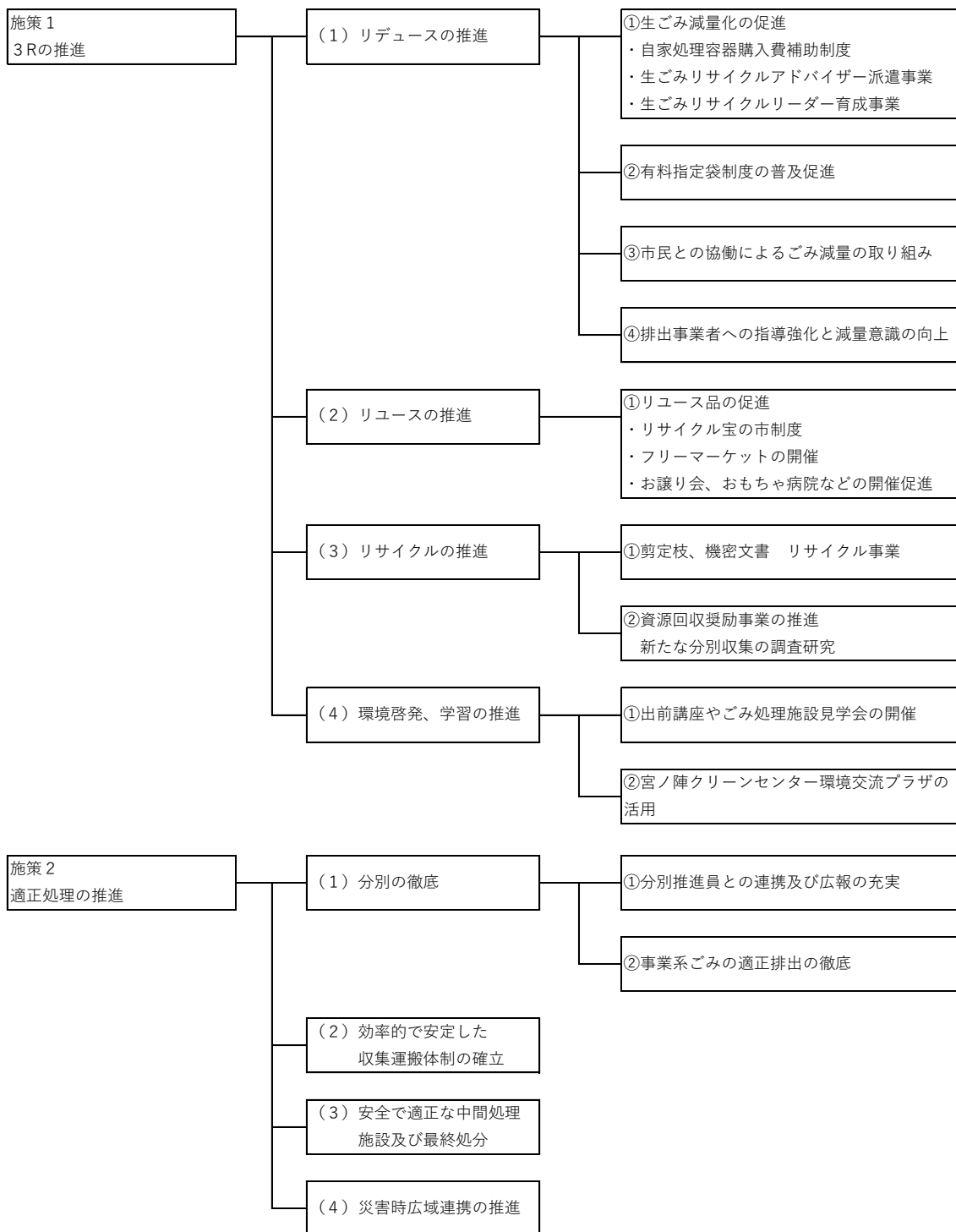
令和7年度目標値 リサイクル率 24 パーセント以上

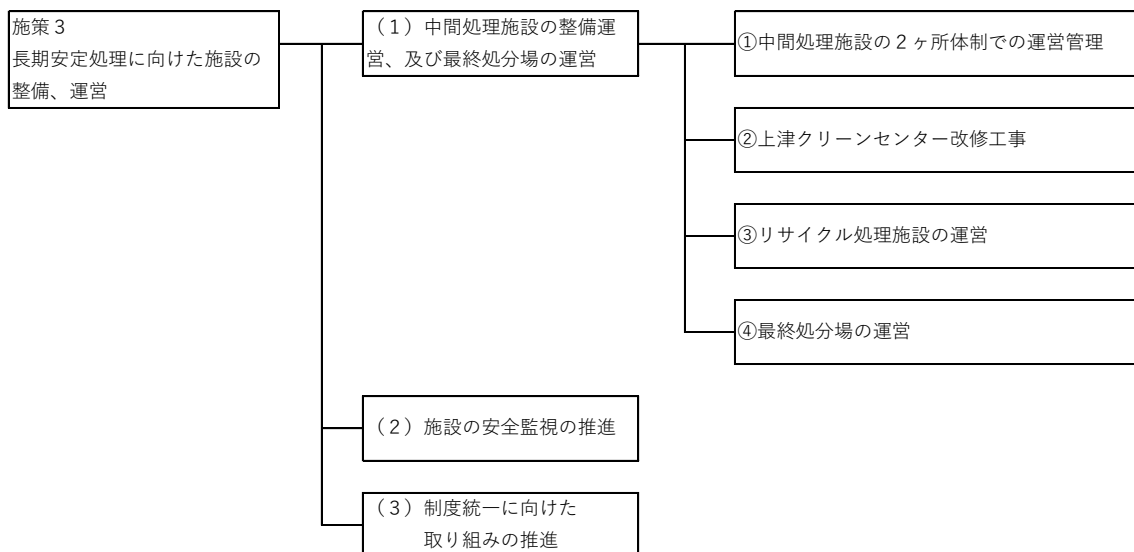
直近の年度における実績は下表のとおりである。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
市民一人一日当たりのごみ排出量	908 g	903 g	913 g	919 g
リサイクル率	22.5%	22.2%	22.4%	21.9%

(出所：資源循環推進課の作成資料より転記)

iv) 目標達成のための施策





久留米市環境部資源循環推進課では、更なるごみ減量・分別リサイクルの推進のため、排出抑制策の推進、分別の徹底とリサイクルの促進を主として目標達成に向けて上図における事業を展開している。

(イ) 排出抑制策の推進

i) 自家処理容器購入費補助制度

家庭での自家処理を推進するため、「生ごみ処理容器（コンポスト容器・密閉容器）」、「電動式生ごみ処理機」のほか、平成 27 年 10 月から「剪定枝葉粉碎機（ガーデンシュレッダー）」を追加し、機材購入費に対して補助金を交付している。

「生ごみ処理容器」の購入費補助は、間接補助と直接補助と制度が統合前で異なっていた。平成 27 年度から環境衛生連合会の組織統合に併せ、補助形態を久留米地域と同様の間接補助に統一した。

「電動式生ごみ処理機」については、集合住宅など土地がない家庭でも利用できる生ごみ減量施策として実施している。しかし、乾燥された生ごみ（処理物）が堆肥として活用されず、一部可燃ごみとして処理されている現状があったことから、平成 26 年度より家庭で処理した「乾燥生ごみ」と、乾燥生ごみを使って栽培した野菜を交換する取り組みをモデル事業として実施し、平成 28 年 4 月から本格事業として「乾燥生ごみ回収事業」を実施している。

「電動式剪定枝葉粉碎機」については、平成 27 年 10 月から補助を開始しており、登録販売店での POP やチラシ、リサイクル NEWS、サンデーリサイクルでの実演など多様な方法で当該制度を周知している。

過去3年における「生ごみ処理容器」、「電動式生ごみ処理機」、「電動式剪定枝葉粉碎機」の補助台数、補助額は下表のとおりである。

＜生ごみ処理容器の補助実績＞

区分 年度	生ごみ処理容器補助台数（台）						補助額 千円
	計	久留米	田主丸	北野	城島	三漕	
平成29年度	277	170	34	27	25	21	1,253
平成30年度	334	196	50	26	22	40	1,446
令和元年度	307	156	66	29	31	25	1,399

（出所：資源循環推進課より入手した資料を転記）

＜電動式生ごみ処理機の補助実績＞

区分 年度	電動式生ごみ処理機補助台数（台）						補助額 千円
	計	久留米	田主丸	北野	城島	三漕	
平成29年度	23	18	2	2	1	0	424
平成30年度	27	23	1	0	1	2	487
令和元年度	31	23	1	3	2	2	515

（出所：資源循環推進課より入手した資料を転記）

＜電動式剪定枝葉粉碎機の補助実績＞

区分 年度	電動式剪定枝葉粉碎機補助台数（台）						補助額 千円
	計	久留米	田主丸	北野	城島	三漕	
平成29年度	79	69	1	2	2	5	1,363
平成30年度	54	40	4	3	4	3	952
令和元年度	50	38	3	4	3	2	870

（出所：資源循環推進課より入手した資料を転記）

過去3年における乾燥生ごみ回収事業の実績は下表のとおりである。

＜乾燥生ごみ回収実績＞

区分 年度	乾燥生ごみ回収事業		
	登録者数	持込件数	回収量
平成29年度	26人	48件	275.01kg
平成30年度	28人	46件	221.15kg
令和元年度	30人	42件	238.36kg

（出所：資源循環推進課より入手した資料を転記）

ii) 生ごみリサイクルアドバイザー派遣事業

生ごみリサイクルアドバイザー派遣事業は、有機性廃棄物である生ごみの自家処理（以下、生ごみリサイクルという。）に自主的に取り組もうとする保育所（園）、幼稚園、学校等に対して、生ごみリサイクルアドバイザーを派遣することにより、生ごみの減量及びリサイクル意識を高めるとともに、食の循環による食育の充実を図り、持続可能な循環型社会構築の一助とすることを目的として実施されている。

過去5年における生ごみリサイクルアドバイザーの派遣施設数、派遣回数及び参加人数は下表のとおりである。

単位：施設、回、名

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
派遣施設数	23	27	25	19	18
派遣回数	37	36	29	22	23
参加人数	2,395	1,727	1,399	1,399	1,010

(出所：資源循環推進課の作成資料より転記)

iii) 生ごみリサイクルリーダー育成事業

生ごみリサイクルの対策は保育園及び学校のみならず、地域での取り組みを進めるためのリーダーが必要なことから、生ごみリサイクルリーダー育成事業を実施して人材発掘を図っている。

候補者として、JA くるめ女性部、生ごみ処理容器のモニター、女性の会及び生ごみリサイクルを実践している方を中心に、生ごみリサイクルの手法及び生ごみリサイクルアドバイザーの活動等について紹介し、生ごみリサイクルアドバイザーとリーダー候補者が連携して取り組みできるように研修会、意見交流会を実施している。

過去 5 年における講習会参加者の推移は下表のとおりである。

単位：名

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
講習会参加者	52	56	46	42	17

(出所：資源循環推進課の作成資料より転記)

iv) 有料指定袋制度

平成 5 年度からごみ排出者に対して処理費用の一部負担を求める有料指定袋制度を導入し、分別の徹底及びごみ減量、リサイクルの促進に成果を上げることを目的に導入されている。

久留米市合併時に 1 市 4 町で異なっていた家庭用燃やせるごみの指定袋について、平成 20 年度に制度を統一している。

また、平成 28 年 4 月に指定袋制度開始以降初めての料金改定を実施し、指定袋の仕様変更（①家庭用指定袋を可燃、不燃兼用に変更した、②色を透明から黄色半透明に変更した、③厚さを 0.05mm に変更した）を実施している。北野町、城島町、三潞町地域に事業所用の指定袋制度を導入している。

久留米市では久留米指定袋販売に関する要綱を定めており、指定袋販売に係る手数料収納事務の委託先、指定袋の種類及び販売価格、収納事務委託料等を規定している。

指定袋販売に係る手数料収納事務の委託先は、久留米市地区環境衛生連合会、久留米東部商工会、久留米一般廃棄物処理協同組合の 3 先である。当該委託先は、委託先の会員、組合員等が営む店舗にて指定袋の販売を行わせる。

指定袋の種類及び販売価格は下表のとおりである。

	大型	小型
家庭用	1袋につき 35 円（消費税込み）	1袋につき 20 円（消費税込み）
事業所用	1袋につき 90 円（消費税込み）	1袋につき 60 円（消費税込み）

（出所：資源循環推進課の資料より転記）

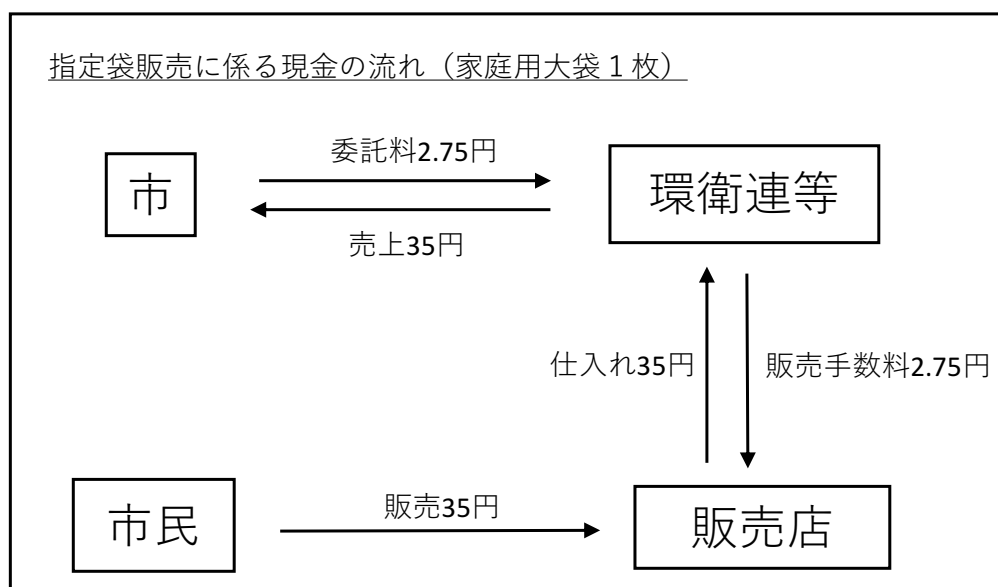
久留米市が委託先 3 先に支払う委託料は下表のとおりである。

	家庭用	事業所用
収納事務委託料	1袋につき 2.75 円	1袋につき 5.5 円

（出所：資源循環推進課の資料より転記）

なお、委託先 3 先は上表の委託料を販売手数料として指定袋販売店を営む会員等へ支払われる。

久留米市、環境衛生連合会等の委託先、指定袋販売店及び市民とのごみ処理手数料の関係を表すと下図のようになる。



（出所：資源循環推進課より入手した資料）

（ウ）分別の徹底によるごみ減量及びリサイクル

i) 資源回収活動活性化事業

地域における資源物の集団回収活動を促進することによって、ごみの減量及びリサイクル意識の高揚を図り、併せて地域におけるコミュニティ活動の活性化を図ることを目

的に、資源回収登録団体（自治会、子ども会等）に対し、金属類、一升瓶、ビール瓶、古紙、古布等の回収量、活動回数に応じて奨励金を交付している。

久留米市では、久留米市資源回収奨励金交付要綱を定めており、奨励金の交付対象団体、回収団体の登録に必要な手続き、奨励金の金額等を定めている。

回収した品目の回収量における奨励金単価は下表のとおりである。

品目	奨励金
アルミ	1kg 当たり 4 円
金属類	1kg 当たり 4 円
一升ビン	1 本当たり 3 円
ビールビン	1 本当たり 2 円
その他ビン類	1 本当たり 2 円
古繊維類	1kg 当たり 6 円
新聞紙	1kg 当たり 6 円
段ボール	1kg 当たり 6 円
雑誌類	1kg 当たり 6 円
その他の資源	1kg 当たり 4 円

（出所：資源循環推進課の資料より転記）

回収活動の実施回数における奨励金額は下表のとおりである。

回数実施回数	奨励金
年 1 回	4,500 円
年 2 回	9,000 円
年 3 回	13,500 円
年 4 回	18,000 円
年 5 回	22,500 円
年 6 回以上	27,000 円

（出所：資源循環推進課の資料より転記）

過去 5 年における奨励金申請団体数、資源回収量及び奨励金実績額は下表のとおりである。

単位：団体、トン、千円

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
団体数	304	312	319	321	320
回収量	2,584	2,327	2,287	2,119	1,994
奨励金	20,638	19,424	19,448	18,490	17,672

(出所：資源循環推進課の作成資料より転記)

ii) 廃食用油リサイクル事業

昭和 57 年より河川汚濁防止等の観点から、環境衛生連合会を中心とした市民活動として各校区で廃食用油回収活動が実施され、石けん、家畜の飼肥料、ボイラー燃料として活用されている。平成 14 年 7 月より廃食用油の軽油代替燃料化 (VDF) に取り組み、直営のごみ収集車の燃料として平成 24 年度まで使用し、廃食用油の有効活用とリサイクルの啓発に努めている。

なお、平成 27 年度より環境衛生連合会の組織統合に併せて、各校区環境衛生連合会の自主事業として回収に取り組んでおり、1 リットルあたり 20 円の補助金を交付して回収活動の支援に努めている。

過去 5 年における廃食用油の回収量及び補助金額は下表のとおりである。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
回収量 (ℓ)	14,186	14,494	15,572	14,705	14,440
補助金額 (円)	283,720	289,880	311,440	294,100	288,800

iii) レアメタル回収リサイクル事業

小型家電に含まれている希少金属 (レアメタル) のリサイクルを進めるため、平成 23 年度より、本庁舎などに回収ボックスを順次設置し、小型家電の回収リサイクルに取り組んでいる。

平成 28 年 4 月からは、宮ノ陣 CC の稼働に併せて、分別収集範囲を小金属に加えて小型家電も対象としている。

過去 5 年における回収量は下表のとおりである。

単位：トン

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
回収量	143	243	288	388	431

(出所：資源循環推進課の作成資料より転記)

iv) 事業系ごみ減量対策事業

ごみ減量リサイクルモデル事業所

事業活動において地域の環境保全 (省エネルギー、省資源、ごみ減量・リサイクル、

廃棄物の適正処理等)に貢献する事業所で、特にごみ減量・リサイクル分野において他事業所の模範となる事業所を「ごみ減量・リサイクル推進モデル事業所」として認定する制度で、事業系ごみ減量・リサイクルの推進と循環型社会の構築を目的としている。

久留米市では久留米市ごみ減量・リサイクルモデル事業所認定要綱を定めており、モデル事業所に必要となる基準等を明記している。令和元年度末で認定している事業所は3事業所である。モデル事業所の認定の効力は認定の日から3年間であり、再認定には更新を必要とする。また、久留米市では、更新時において、モデル事業所より3年間の取り組み実績の内容を把握できる書面を入手している。

機密文書リサイクル事業

久留米市では平成16年度に「ごみ減量緊急宣言」、上津CCでの「古紙搬入拒否宣言」を実施し、古紙類の持ち込みを防止し、古紙リサイクルの促進を図ることを目的に、上津CC敷地内に大型シュレッダーを設置し、オフィス文書を中心とした資源化を促進している。

なお、機密文書以外の古紙類は対象外で、久留米市内の古紙持込協力店への搬入を依頼している。

過去5年における資源化量は下表のとおりである。

単位：トン

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
資源化量	91	107	109	112	117

(出所：資源循環推進課の作成資料より転記)

事業系古紙リサイクル奨励金制度

事業者が排出する古紙類の分別、回収及び運搬に係る費用の一部を助成し、事業者のごみ分別及び資源化に対する意識の高揚を図ることを目的としている。令和元年度末において、11団体64事業所が登録している。

久留米市では、久留米市事業系古紙リサイクル奨励事業要綱を定めており、交付対象者、古紙分別回収ボックス等購入費補助金額、古紙リサイクル奨励金、当該奨励金の対象となる古紙の要件等を定めている。

古紙分別回収ボックス等購入費補助金額は次表のとおりである。

	内容
補助金額	購入した古紙分別回収ボックス購入費の2分の1 (限度額は2万円)

(出所：資源循環推進課の資料より転記)

古紙リサイクル奨励金の内容は下表のとおりである。

	内容
奨励金額	1 kg 当たり 1 円 下記の古紙で加工再生することなく直接製紙工場等へ搬入できる状態で回収したもの ・上質紙（コピー用紙、コンピュータ用紙等） ・新聞紙（新聞折込チラシを含む） ・雑誌類（雑誌、パンフレット、製品カタログ、包装紙、チラシ等）

(出所：資源循環推進課の資料より転記)

補助金の交付を受けようとする団体申請者は、事業系古紙リサイクル奨励金等交付申請書、久留米市内の計量証明事業所が発行した計量票、古紙受け渡し記録簿、古紙分別回収ボックス等の購入に係る領収証（古紙分別回収ボックス等購入費補助金を申請する場合に限る）、事業系古紙資源化計画書及びその他市長が必要と認める書類を回収期間（毎年1月1日から12月31日まで）の翌年3月31日までに提出することが必要である（久留米市事業系古紙リサイクル奨励事業要綱第7条）。

過去5年における資源化量及び補助金額は下表のとおりである。

単位：トン、円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
資源化量	259	288	282	295	246
補助金額	9,130	9,920	17,840	28,530	15,700

(出所：資源循環推進課の作成資料より転記)

なお、登録団体11団体のうち、平成30年度に古紙リサイクルを実施した団体は8団体、令和元年度に古紙リサイクルを実施した団体は4団体であった。

v) 樹木剪定枝リサイクル事業

平成16年度より久留米地域を対象に上津CC内に設置した剪定枝リサイクル施設により、貴重な資源である剪定枝のリサイクルと焼却ごみの減量を推進し、チップ化した剪定枝は主に久留米市内の畜産農家で水分調整剤として利用されている。市民や事業者へ1日1回2袋まで無料、その他は1kg1円で売却している。

過去5年における資源化量は下表のとおりである。

単位：トン

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
資源化量	250	132	221	138	138

(出所：資源循環推進課の作成資料より転記)

vi) リサイクル品利用促進事業

リサイクル宝の市事業

家庭内で不用となった家具及び自転車等を市民から無償で回収し、点検修理を実施した後、毎月第3日曜日に宮ノ陣CCでリサイクル宝の市を開催し、希望する市民に低額で販売し、モノを大事にする意識の啓発を図っている。

久留米市は久留米市シルバー人材センターと業務委託契約を締結して当該業務を委託している。久留米市シルバー人材センターでは、一般家庭から出る不用品を無料で回収し、宮ノ陣CC内のリサイクル工房及びリサイクル倉庫で保管後点検補修を行い、イベント等で久留米市民に対して低額により販売提供し不用品再利用を促進及びごみ減量リサイクルの推進を図っている。久留米市シルバー人材センターは毎月3日前後までに前月分の収集運搬等の実績を久留米市へ報告している。

過去5年における久留米市シルバー人材センターへの委託金額推移は下表のとおりである。

単位：千円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
委託金額	9,901	11,112	10,895	10,752	11,020

(出所：資源循環推進課の資料より転記)

過去5年における出品数及び販売実績額は下表のとおりである。

単位：品、千円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
出品数	3,828	2,599	2,705	2,960	2,677
販売額	3,154	3,026	3,049	3,089	2,757

(出所：資源循環推進課の作成資料より転記)

サンデーリサイクル

上述したリサイクル宝の市とタイアップする形で3R啓発に関する様々なイベントを実施している。平成28年度からは宮ノ陣CCの環境交流プラザを拠点に環境学習及びイベント等の事業を充実させ、市民及び事業所のごみ排出抑制を中心とする3Rの意識向上に努めている。

過去5年における来場者数は下表のとおりである。

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
来場者数	5,725	12,876	8,519	8,905	8,160

(出所：資源循環推進課の作成資料より転記)

vii) リユース事業

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び一般廃棄物（ごみ）処理実施計画に基づき、使える不用品の有効活用の促進を目的に、リユース施策を推進している。

具体的には、民間のリユースショップの連携支援等、市民並びに事業所との協働によるリユース事業の形成に取り組んでいる。

久留米市では久留米市リユースショップ連携事業実施要綱を定めている。リユースショップの対象となる条件として下表の団体に加盟していることが必要である。

なお、久留米市内でリユースショップ連携事業を実施している事業店舗は15店舗である。

	日本リユース業協会	ジャパン・リサイクル・アソシエーション	日本リユース機構
加盟基準	上場企業を中心に大手のリユースショップが会員として構成されている団体	全国の古物市場主催者が主な会員であり、賛助会員を含めて全国の中小規模のリユース業者で構成されている団体	中小規模のリユースショップが会員として構成されている団体
久留米市内加盟事業所	14店舗	0店舗	1店舗

(出所：資源循環推進課の作成資料より転記)

久留米市では当該事業を実施しているリユースショップと合意書を締結しており、久留米市リユースショップ連携事業実施要綱第2条第2項では下記のように規定している。

第2条

2 久留米市は、前項の合意書を締結するにあたり、リユースショップに対し次に掲げる事項の実施を求めるものとする。

- (1) 定期的に店舗の情報を報告すること
- (2) 久留米市の求めに応じて取組の状況を報告すること

しかし、久留米市では合意書を締結している 15 店舗から定期的に店舗の情報報告を受領しておらず、取組の状況報告を受領できていない。また、報告状況の管理を実施できていない。

②5 か年歳入歳出比較・令和元年度決算概要

単位：千円

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
歳入	615,899	799,395	770,469	783,090	778,299
歳出	1,462,752	1,420,540	1,405,203	1,394,529	1,181,682

(2) 実施した監査手続

- ①担当部課の担当者への質問
- ②業務で作成または使用したサンプル資料の閲覧

(3) 結果

資源循環推進課が担当する事業にかかる意見は下記のとおりである。

(意見 12) 事業系古紙リサイクル奨励金制度について

事業系古紙リサイクル奨励金制度は、事業者が排出する古紙類の分別、回収及び運搬に係る費用の一部を助成することで、事業者のごみ分別及び資源化に対する意識の高揚を図り、もってごみ減量及び古紙類の再資源化ルートの確立を図ることを目的に実施されている。

しかし、古紙リサイクルを実施した団体数は、平成 30 年度の 8 団体から令和元年度は 4 団体へと減少している。減少した理由として、古紙リサイクル奨励金額が 1 kgあたり 1 円であり、申請する団体側において奨励金申請に係る申請書の作成及び根拠資料の入手保管等の事務手続きに係るコストと比較衡量した結果、古紙リサイクル奨励金制度から撤退する団体が増加したと資源循環推進課より回答を得ている。

金銭という助成とごみ分別及び資源化に対する意識の高揚を図るという目的を達成するために、奨励金額の単価を見直すこと並びに申請手続きを簡素化すること（作成する申請資料数の減少又はオンラインシステムでの申請方法の検討）など、当該制度の継続要否も含めて検討すべきである。

(意見 13) リユースショップからの報告書の入手について

資源循環推進課では、リユース事業を営むリユース事業所から定期的に店舗の情報並びに取組の状況報告の書面を入手していない。

久留米市リユースショップ連携事業実施要綱第 2 条第 2 項では下記のように規定している。

第2条

2 久留米市は、前項の合意書を締結するにあたり、リユースショップに対し次に掲げる事項の実施を求めるものとする。

- (1) 定期的に店舗の情報を報告すること
- (2) 久留米市の求めに応じて取組の状況を報告すること

資源循環推進課では、リユースショップ連携事業に合意締結している15事業所全てから報告書を入手しておらず、また、同課にて報告書が未提出の事業所へ提出を催促した記録は残っていない。したがって、未提出の事業所を把握することもできない状況である。

ごみ減量・リサイクル事業の目標を達成するためにも、報告書を提出していない事業所へ提出を依頼する及び対応状況を記録する等、資源循環推進課に係る業務を改善することが望ましい。

しかし、業務を改善した結果、資源循環推進課における事務手続きの負担増加又は事業所側における報告書作成の負担が増加することも見込まれるため、久留米市リユースショップ連携事業実施要綱の第2条の条文内容を見直すこと及び当該連携事業の継続要否についても検討すべきである。

4. 安定的なごみ処理

(1) 久留米市のごみ処理体制の概要

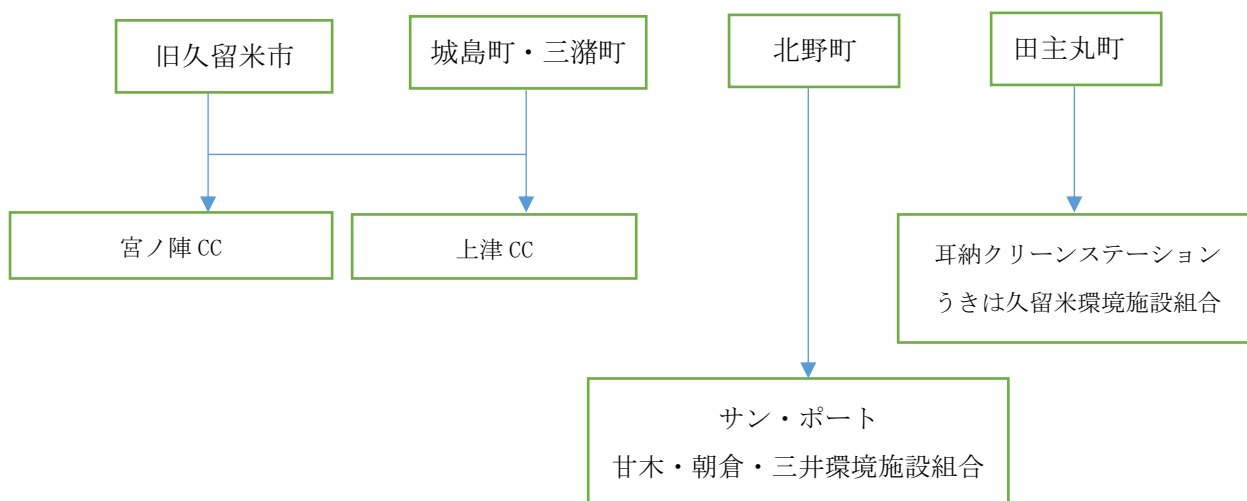
①久留米市のごみ処理体制

久留米市内のごみ処理は、平成 17 年の久留米市合併前からの体制を現在も一部引き継いでいることから、久留米市のごみ処理施設と一部事務組合のごみ処理施設によってその運用を行っている。

具体的には旧久留米市内及び城島町、三潴町で収集されたごみは宮ノ陣 CC 又は上津 CC にて処理が行われる。北野町で収集されたごみは、甘木・朝倉・三井環境施設組合（一部事務組合）のサン・ポートにて、田主丸町で収集されたごみは、うきは久留米環境施設組合（一部事務組合）の耳納クリーンステーションで処理される。

図示すると下記のようなになる。

<エリア別ごみ収集図>



②宮ノ陣 CC 及び上津 CC のごみ処理手数料（直接搬入）

ごみの種類	家庭系	事業系
燃やせるごみ	10kg までごと 50 円	10kg までごと 150 円
燃やせないごみ		
資源物 (カン、ビン、ペットボトル)	無料	10kg までごと 40 円

②過去5か年のごみ処理施設に係る歳入歳出比較

(ア) 過去5か年のごみ処理施設に係る歳入、歳出の推移 (単位:千円)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
歳入	213,247	328,121	404,720	403,887	372,400
歳出	3,003,761	3,504,736	3,487,075	3,488,426	3,448,141
歳入-歳出	▲2,790,514	▲3,176,615	▲3,082,355	▲3,084,539	▲3,075,741

(イ) 歳入

(i) 5か年の歳入(細節)の推移 (単位:千円)

細節名称	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
清掃手数料	129,525	153,677	149,440	136,797	147,508
余剰電力売却収入	25,168	71,641	121,486	107,763	109,140
有価物売却益金	34,697	44,021	72,196	75,696	60,239
一般廃棄物焼却処理受託収入		39,461	39,278	55,072	33,444
清掃事業費寄附金	20,621	16,180	19,174	16,371	18,465
宝の市益金	3,236	3,141	3,146	3,193	2,854
災害廃棄物処理事業費補助金				8,995	750
歳入合計	213,247	328,121	404,720	403,887	372,400

(ii) 歳入の定義

細節名称	内容等
清掃手数料	直接搬入による処理手数料収入
余剰電力売却収入	宮ノ陣CC、上津CCの余剰電力の売電による収入
有価物売却益金	金属類等の売却益金
一般廃棄物焼却処理受託事業収入	他市の災害廃棄物等の受入に係る収入

(ウ) 歳出等

(i) 過去5か年の歳出等の推移

各経費明細等		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
焼却経費	経費総額(千円)	1,993,623	2,648,128	2,640,501	2,639,632	2,617,853
	焼却量(t)	89,812	89,432	89,245	90,180	91,069
	1t当たり処理経費(円)	22,198	29,611	29,587	29,271	28,746
	1世帯当たり処理経費(円)	15,305	20,043	19,771	19,620	19,186
	1人当たり処理経費(円)	6,515	8,648	8,641	8,663	8,591
埋立経費	経費総額(千円)	212,482	208,134	192,782	211,539	233,092
	埋立量(t)	3,137	2,443	2,214	2,307	2,282
	1t当たり処理経費(円)	67,734	85,196	87,074	91,694	102,144
	1世帯当たり処理経費(円)	1,631	1,575	1,443	1,572	1,708
	1人当たり処理経費(円)	694	680	631	694	765
リサイクル 経費	経費総額(千円)	797,656	648,474	653,792	637,255	597,196
	リサイクル量(t)	22,547	22,921	22,468	22,847	22,432
	1t当たり処理経費(円)	35,377	28,292	29,099	27,892	26,623
	1世帯当たり処理経費(円)	6,123	4,908	4,895	4,737	4,377
	1人当たり処理経費(円)	2,607	2,118	2,140	2,091	1,960
合計	経費総額(千円)	3,003,761	3,504,736	3,487,075	3,488,426	3,448,141

(ii) クリーンセンター別管理運営業務委託費及び灰セメント資源化業務委託費

(単位:千円)

クリーンセンター別	委託費別	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
宮ノ陣 CC	運営	-	201,533	285,700	297,331	342,225
	灰セメ	-	104,228	158,635	156,453	146,688
	合計	-	305,761	444,335	453,784	488,913
上津 CC	運営	750,174	683,195	670,478	713,165	759,640
	灰セメ	143,370	104,649	86,199	95,426	97,319
	合計	893,544	787,844	756,677	808,591	856,959
宮ノ陣・上津合計		893,544	1,093,605	1,201,012	1,262,375	1,345,872

※ (i) の歳出にある焼却経費の一部である。

(2) 宮ノ陣クリーンセンター

①施設の特徴

i) ごみを安全にかつ安定的に処理できる施設

- ・焼却施設の運転にあたり、法令による規制値より厳しい排ガスの公害防止基準を設定し、当該基準を遵守した運転を行うことで、排ガス中に含まれる硫黄酸化物・塩素水素等の有害物質を除去し、周辺の環境を保全している。

ii) 資源を有効活用する施設

- ・ごみを燃やした後の焼却灰（主灰）はセメント原料として有効利用している。
- ・ごみの焼却で発生する余熱を利用して発電を行い、施設内で利用するほか、余った電力は売電するとともに、余熱を利用した足湯がある。

(足湯の写真)



- ・破砕選別施設で処理される不燃ごみや粗大ごみから、鉄やアルミを資源物として回収し、リサイクル率の向上を図っている。
- ・リサイクル棟では、カン・ビン・ペットボトル、容器包装プラスチック等の中間処理を行い資源物としてリサイクルしている。

iii) 環境学びの拠点

- ・施設全体を環境啓発・学習の拠点として位置付けており、特に環境交流プラザの環境学習ルームでは「地球環境」「ごみ・資源」「自然環境」などのテーマに沿って、環境問題を幅広く、見て、体験して学ぶことができる。
- ・環境に関する特定の気づきや行動を幅広く促すとともに、地域の活性化や賑わいの創出につながる講座やイベントを実施している。
- ・屋外にも、環境に関して学べる施設を設置しており、太陽光発電やハイブリッド外灯などの再生可能エネルギーや水辺に住む生物を間近に観察することができるビオトープなどがある。

②施設概要

施設名称	久留米市宮ノ陣クリーンセンター
所在地	福岡県久留米市宮ノ陣町八丁島 2225 番地
敷地面積	74,196 m ²
事業期間	2013年3月～2016年6月
竣工	2016年6月15日
事業費	約144.6億円（※用地費除く） （内訳） 工場棟：約94.3億円 リサイクル棟：約20.3億円 環境交流プラザ：約10.8億円 敷地造成など：約19.2億円

<工場棟>

- 稼働日 : 2016年6月16日
- 構造 : 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、地上6階
- 延床面積 : 17,170 m²

（外部写真）



（設備概要）焼却施設

- 処理対象物 : 可燃ごみ
- 処理方式 : ストーカ方式
- 処理能力 : 163 t/日（81.5 t × 2 炉）
- 発電機定格出力 : 3,560 kW

（設備概要）破碎選別施設

- 処理対象物 : 可燃性粗大ごみ
- 処理能力 : 24.0 t/5h
- 処理対象物 : 不燃ごみ、不燃性粗大ごみ
- 処理能力 : 28.0 t/5h

<リサイクル棟>

■稼働日：2016年4月1日

■構造：鉄骨造、鉄筋コンクリート造、地上3階

■延床面積：5,419 m²

(設備概要)

■処理対象物：カン、ビン、ペットボトル、容器包装プラスチック

■処理能力：22.5 t /5 h

(写真)



<環境交流プラザ>

■開館日：2016年4月17日

■構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、地上3階

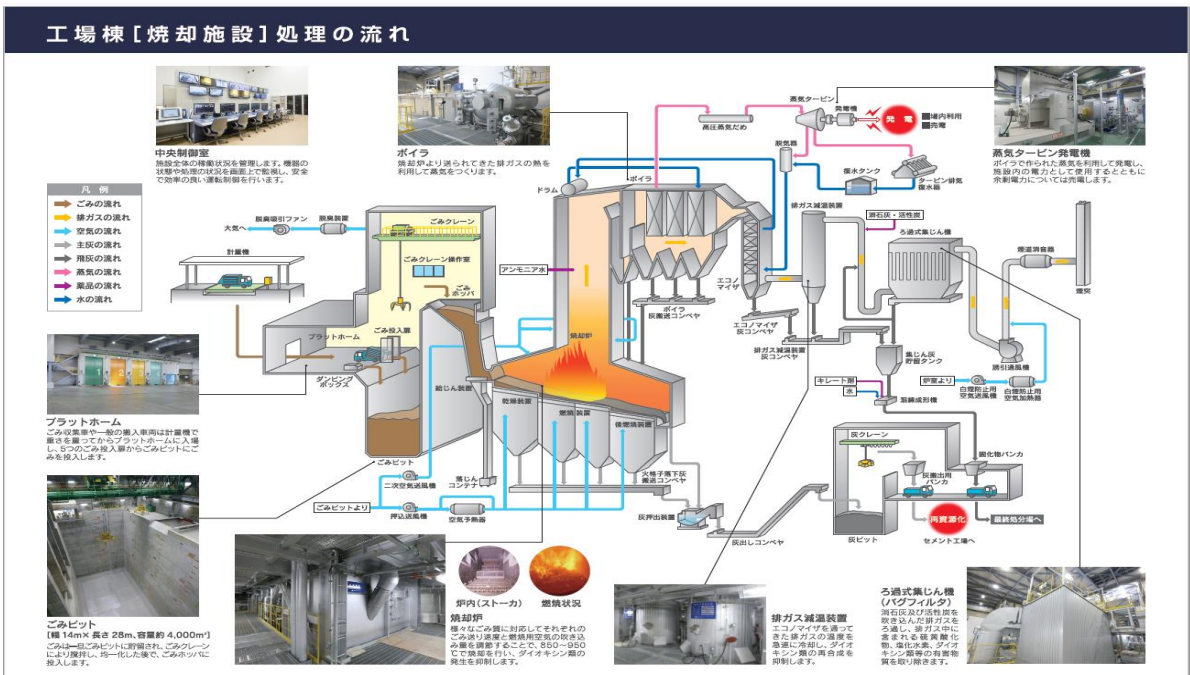
■延床面積：2,763 m²

■施設概要：事務所、環境学習ルーム、大会議室、工作ルーム、リサイクル展示室

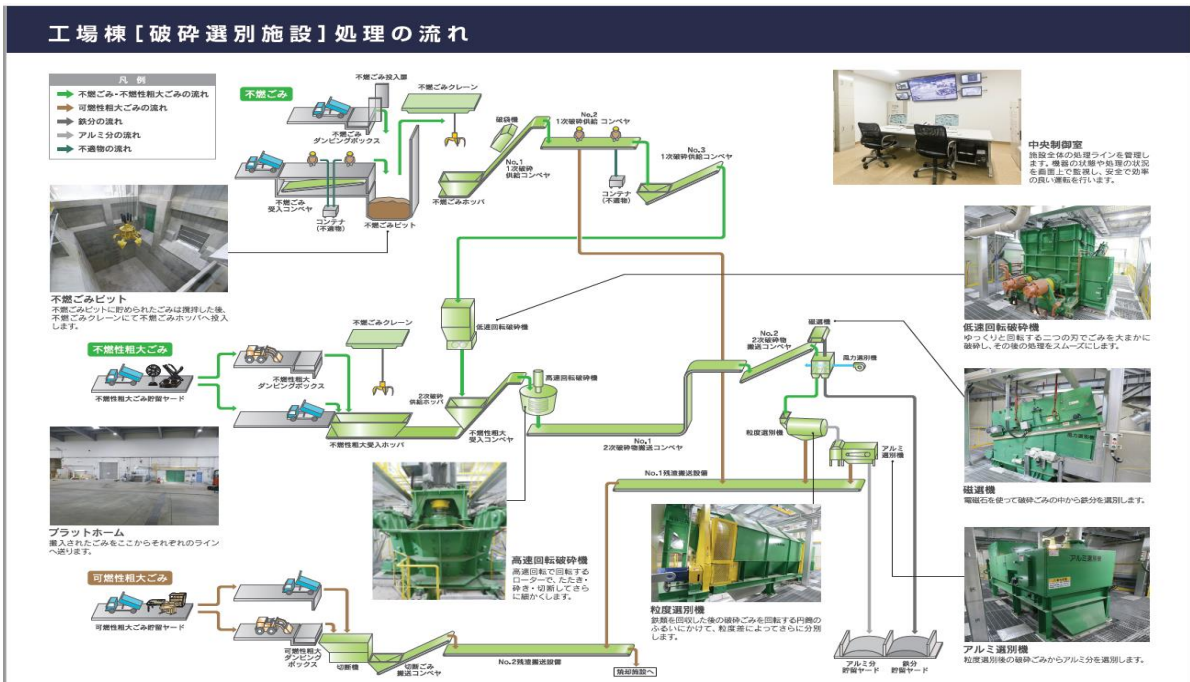
(写真)



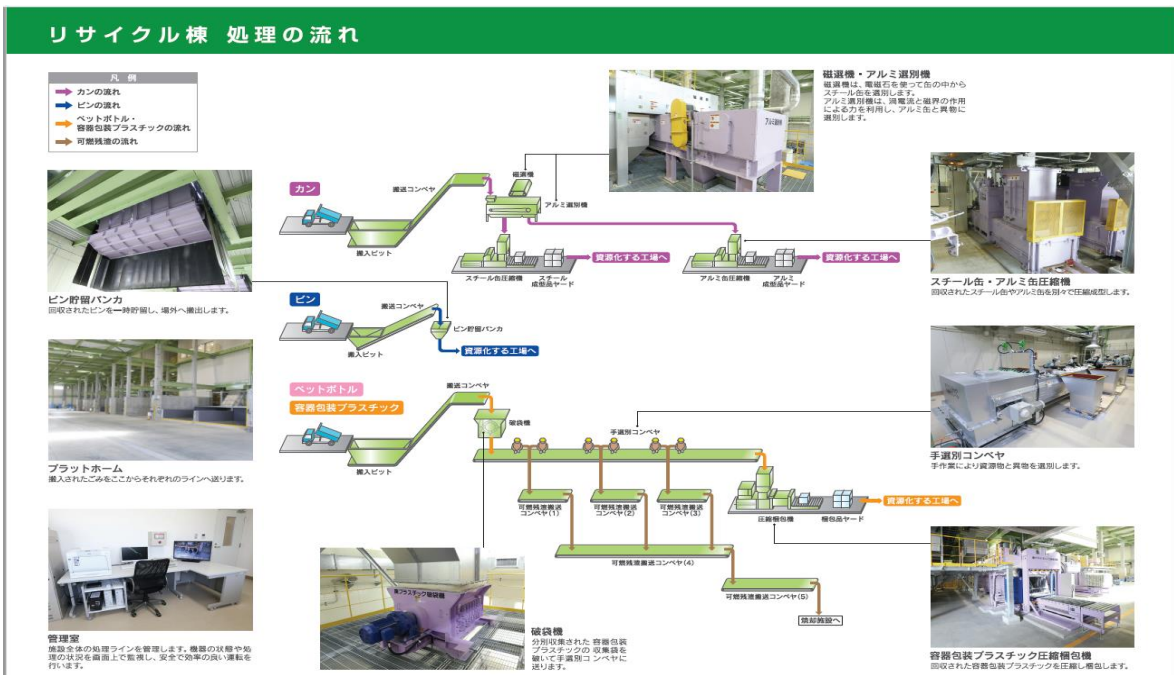
(工場棟[焼却施設] 処理の流れ)



(工場棟[破碎選別施設] 処理の流れ)



(リサイクル棟 処理の流れ)



③宮ノ陣 CC の建設の経緯

- (ア) 上津 CC の処理能力のみの限界
- (イ) 循環型社会形成の推進の必要性
- (ウ) 安全で安定したごみ処理を行う拠点の必要性

④宮ノ陣 CC 設計建設及び管理運營業務について

宮ノ陣 CC の工場棟については、設計建設から運営までを一体的に行う DBO 事業で実施しており、そのうち管理運営については 20 年間の管理運營業務委託契約をくろめハイトラスト株式会社 (SPC) と締結している。

(ア) 用語の定義

i) DBO (Design Build Operate)

DBO 方式とは、公共が資金調達を負担し、設計・建設、運営を民間に委託する方式のことをいう。民間の提供するサービスに対し、国・自治体が料金を支払う。

ii) SPC (Special Purpose Company)

SPC とは、特別目的会社の略称であり、事業内容が特定され、その特定の事業のために設立された会社をいう。

(イ) DBO 方式で事業を実施すべきだった理由について

プラントの運営には施設の運転、監視から機器修繕、更新に至るまで、高度な専門性が必要であり、民間のノウハウや知見を必要十分に活用するためには、施設建設から管理運営まで一貫した業務委託が最善と判断したため。

(ウ) DBO 事業者の選定先の決定について

DBO 事業者の選定にあたり、条例に基づき、市の附属機関として事業選定委員会を設置している。

i) 委員の構成

学識経験者 4 名、副市長 (当時) 2 名

ii) 委員会の開催状況

日 程	内 容
平成 24 年 3 月 22 日	■第 1 回選定委員会 ・整備方針の報告、実施方針 (案) の審議、等
平成 24 年 6 月 5 日	■第 2 回選定委員会 ・実施方針に対する質問・意見への回答の報告 ・特定事業の選定 (案) の報告 ・入札説明書 (案)、要求水準書 (案) 及び落札者決定基準 (案) の審議、等

平成 24 年 7 月 3 日	■第 3 回選定委員会 ・ 入札説明書（案）、要求水準書（案）及び落札者決定基準（案）の審議、等
平成 24 年 10 月 12 日	■第 4 回選定委員会 ・ 入札公告以降の経過報告 ・ 今後の審査の進め方の審議、等
平成 24 年 11 月 20 日	■第 5 回選定委員会 ・ 基礎審査確認の経過報告 ・ 提案内容に関する審議、等
平成 24 年 12 月 25 日	■第 6 回選定委員会 ・ 提案内容ヒアリング ・ 提案内容の審査、最優秀提案の選定について

iii) 事業者選定までの経過

日 程	内 容
平成 24 年 4 月 20 日	実施方針の公表
平成 24 年 6 月 15 日	特定事業の選定・公表
平成 24 年 7 月 26 日	入札公告（入札説明書等の公表）
平成 24 年 9 月 5 日	参加表明書及び資格審査申請書類受付
平成 24 年 9 月 13 日	資格審査結果の通知
平成 24 年 10 月 31 日	入札書類の受付
平成 24 年 12 月 25 日	提案書審査（提案書に関するヒアリングの実施）
平成 24 年 12 月 28 日	落札者決定及び公表

iv) 審査結果（入札参加者は当初 3 グループだったが、1 社失格となった。）

審査項目	タクマグループ	Kグループ
非価格要素点（60 点）（※1）	44.75 点	36.00 点
入札価格点（40 点）	40.00 点	32.58 点
入札価格（税抜） 予定価格 22,044,756,000 円	17,990,000,000 円 (落札率 81.6%)	19,933,814,979 円 (落札率 90.4%)
うち基本設計業務に係る対価 予定価格 16,000,000 円（税抜）	15,000,000 円 (93.7%)	16,000,000 円 (100%)
うち実施設計施工に係る対価 予定価格 8,438,000,000 円（税抜）	8,385,000,000 円 (99.3%)	8,437,000,000 円 (99.9%)
うち管理運營業務に係る対価	7,408,000,000 円	9,285,000,000 円

予定価格 11,271,756,000 円（税抜）	(65.7%)	(82.3%)
うち灰セメント化・運搬業務に係る対価 予定価格 2,319,000,000 円（税抜）	2,182,000,000 円 (94.0%)	2,195,814,979 円 (94.6%)
合計（総合評価値）	84.75 点	68.58 点

この結果、当該 DBO 事業者としてタクマグループが選定され、管理運營業務は株式会社タクマ、株式会社タクマテクノス、新明和工業株式会社を株主とするくるめハイトラスト株式会社（SPC）で実施することとなった。

（※1）非価格要素点の審査項目

「事業全体の基本的考え方に関する事項」、「設計施工業務に関する事項」、「管理運營業務に関する事項」、「事業計画に関する事項」

⑤実施した監査手続き

（ア）関連資料を閲覧し、担当者へのヒアリングを行った。

（イ）遊休の施設、設備がないか、業務が適切に実施されていることなどを検討するために、現地視察を行い、担当者へのヒアリングを行った。

⑥結果

（結果）焼却灰資源化処理業務委託費について

久留米市は、宮ノ陣 CC 及び上津 CC で焼却された灰（主灰）について再資源化が可能なセメント工場に委託費（焼却灰資源化処理業務委託費）を支払い、その処理を委託している。宮ノ陣 CC の契約では委託先に安定処理を確保する体制・対策を求めている違いはあるものの、宮ノ陣 CC と上津 CC で委託先での処理内容は同じであることから、その金額は同水準であるべきように思える。しかし現実には、宮ノ陣 CC と上津 CC とのセメント関連会社への委託費は下記のようになっている。

年度	宮ノ陣 CC(合計)			上津 CC(合計)		
	実績数量 (t)	処理単価 (税込) (円/t)	金額合計 (円)	実績数量 (t)	処理単価 (税込) (円/t)	金額合計 (円)
H28	3,025.79 (※3)	34,446	104,228,167	4520.70	23,148.86	104,649,045
H29	4,657.07	34,063	158,634,696	3723.95	23,147.31	86,199,430
H30	4,483.98	34,891	156,453,048	4122.01	23,150.29	95,425,733
R1 (8%)	2,137.38	35,615	75,479,090	2040.28	23,180.99	47,295,718
R1 (10%)	1,979.8	36,274	71,209,045	2123.05	23,561.99	50,023,283
総計	17,145.29	33,012.22 (※1)	566,004,046	16529.99	23,205.89 (※2)	383,593,209

(※3) 宮ノ陣 CC は H28 年 6 月 16 日より稼働しており、当該年度処理量から試運転での 862.27 t を除いている。

上記表(※1)、(※2)を見てもわかるように、宮ノ陣 CC と上津 CC の処理単価の差は t 当たり 9,806 円 (33,012.22 円-23,205.89 円) となっており、10,000 円近い差となっている。宮ノ陣の実績数量 17145.29t に処理単価の差 9,806 円/t を乗じると、その差は 168,126,713 円となり、上津の単価で契約していた場合と比較して、平成 28 年度から令和 2 年度までにこの差が生じたことになる。

この点について、以下の点を検討した。

1. 資源化処理業務委託先での主灰の位置付けについて

資源化処理業務委託先でのセメントへの原料製品化にあたって、久留米市は灰の運搬に係る追跡作業及び現地における施設の確認を行っている。原料化にあたり、主灰の品質が均一ではないことから、前処理が必要であり、他の原料と合わせ、かつ様々な工程を経て製品化されていることを確認している。通常の原料を使用した場合と比較して製品化へのコストが高いことは容易に想像が付き、資源化処理業務委託先にとっての主灰の原料としての位置づけは決して高いものではないと考えられる。

2. 宮ノ陣 CC と上津 CC の契約内容の相違について

当該委託契約について、宮ノ陣 CC は 20 年の長期契約であり、上津 CC は 5 年度ごとに入札を行い、契約内容を更新することになっている。言い換えれば、宮ノ陣 CC には 20 年間は、主灰の処理を委託できるが、上津 CC にはその保証はない。今後のセメント需要が不透明な中、20 年間その資源化処理を行わなければならないリスクが資源化処理業務委託業

者には存在する。

3. 資源化処理業務の委託ができなくなった場合の市のごみ処理について

仮に資源化処理業務委託者が主灰の引き取りを行わなくなった場合、主灰は、最終処分場で処理せざるを得ないことになる。主灰をセメント資源化するようになってから（平成22年以降）、「杉谷埋立地焼却灰等搬入量の経年変化」を参照してもわかるように、最終処分場への依存度が大きく減っていることは明らかである。現在の運用では、最終処分場は当面の間は利用可能であるが、主灰の処理委託ができなくなった場合はその利用期間は当然に縮まる。次の最終処分場を計画より早く建設するリスクを確実に回避する意味では、この単価での契約もやむを得ないともいえる。

以上を総括すると、宮ノ陣CCと上津CCの資源化処理業務の単価の差について、今後のごみ処理の安定性を考えた際、20年間にわたり安定して資源化処理業務の委託を行えることや最終処分場の建設を少しでも先に遅らせる効果を鑑みると、一定の合理性があると思われる。

一点、意見を述べるとすると、下記のとおりである。

（意見14）リスクの見積もりについて

今回の宮ノ陣CCと上津CCとの主灰の処理委託費の差は、20年分の資源化処理業務委託先のリスク（久留米市にとっては安定性）が反映された結果であるが、そのリスクを久留米市側で見積もる作業があったほうがよい。今後のセメント需要の推移や20年以内に埋立地再建設をした場合の経費など、必要なデータをできる限り集め、20年契約の場合と5年契約の場合とを様々なパターンで比較した資料をもって協議をしたほうが監査上などでその適否が判断しやすいし、事後的にその判断に至った経緯や判断過程がより明確になる。今後類似の意思決定を行うべきケースがある場合は検討すべき事項と思われる。

(3) くるめハイトラスト株式会社の概要

①主要な事業内容

- (ア) 久留米市北部一般廃棄物処理施設整備及び運営事業の運転及び保守管理
- (イ) 前号に付帯する売電事業
- (ウ) 前各号に付帯する一切の業務

②SPC を設立した理由

①、(ア)、(イ)、(ウ) の事業に係る公共サービスの要求水準の確保、事業継続性を担保することは必要不可欠であることから、管理運営を行う事業者が安定的・継続的に公共サービスの提供が可能な財務状況にあることが確認できる体制が必要である。SPC を設立し業務委託先とすることで、当該事業に関する健全な運営を阻害するおそれのある事象等について、SPC の財務諸表等を通して把握しやすい環境を整えるために SPC を設立するに至った。

③主要な営業所及び使用人の状況

(ア) 営業所

本店 久留米市荒木町荒木 1196 番地の 39

(イ) 使用人の状況

使用人数 3 名

④重要な親会社の状況

(ア) 親会社との関係

親会社は株式会社タクマで、同社はくるめハイトラスト株式会社の議決権の 88% (間接保有を含む) を保有している。

(イ) 親会社との間の取引に関する事項

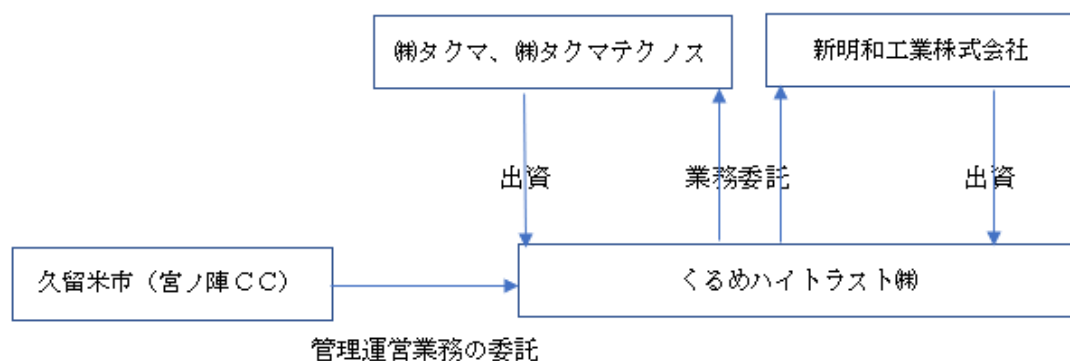
くるめハイトラスト株式会社は、親会社の株式会社タクマと、株式会社タクマテクノス及び新明和工業株式会社へ、施設の運転及び保守管理に係る主たる業務を委託している。

(ウ) 株式の状況

1. 発行可能株式数 24,000 株
2. 発行済株式数 6,000 株
3. 株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社タクマ	3,060 株	51
株式会社タクマテクノス	2,220 株	37
新明和工業株式会社	720 株	12

(エ) 相関図



⑤会計監査人に関する事項

(ア) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

⑥決算推移

(ア) 財産の推移

(単位：千円)

科目/年度	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末	R1年度末
流動資産	314,789	370,587	382,964	410,430
固定資産	35,059	36,467	37,733	36,659
資産合計	349,848	407,054	420,697	447,090
流動負債	81,888	101,768	101,309	114,192
負債合計	81,888	101,768	101,309	114,192
資本金	300,000	300,000	300,000	300,000
利益剰余金	△ 32,040	5,285	19,388	32,898
純資産合計	267,959	305,285	319,388	332,898

(イ) 損益の推移

(単位：千円)

科目/年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
売上高	238,211	364,791	358,194	396,309
(業務受託収益)	186,604	264,536	275,306	313,984
(電力販売収益)	51,607	100,254	82,888	82,325
業務受託原価	245,636	314,827	326,118	364,815
売上総利益	△ 7,425	49,964	32,076	31,494
販売費及び一般管理費	9,554	12,378	12,546	12,416
営業利益	△ 16,979	37,586	19,530	19,078
営業外収益	61	3,588	2,003	585
雑損失			1,432	
経常利益	△ 16,918	41,174	22,965	19,663

※H29 年度は、電力販売が多く収益計上されたことから、経常利益も 41 百万円となっている。電力小売全面自由化に伴い、現在の売電単価の水準を維持することは難しく、電力販売収入が減少することも予想され、損益の推移については注視が必要である。

⑦ SPC 決算書について

SPC 側より、久留米市に決算書、監査報告書等が送付される。それを受けて久留米市側で、財務モニタリングを実施し、その評価を実施している。

⑧実施した監査手続

- (ア) 宮ノ陣 CC の運営が、SPC との間で久留米市側に過大に不利になっていないか、の決算書等より財務分析を実施し、その内容を確認した。
- (イ) 管理運營業務委託契約書を確認し、その内容について担当者へヒアリングを行った。
- (ウ) SPC からの委託について市内の業者への発注、契約状況について確認した。

⑨結果

(意見 15) くるめハイトラスト株式会社 (SPC) の財政状態

宮ノ陣 CC の運営が SPC との間で久留米市側に過大に不利になっていないか、決算書等の分析、担当者へのヒアリングで検討したが、SPC 側で過大な利益が計上されていることはなく、また SPC の財務状況についても今のところ安全といえる。ただ、今後は SPC の経常利益は減少することも予想されるため、SPC の財政状態については注視していかなければならない。

(意見 16) 20年間の包括長期契約

宮ノ陣 CC の管理運営業務は 20 年間にわたる包括長期契約となっている。上津 CC の管理運営業務は 3 年程度の包括契約であり、その期間が異なる。一般的に長期契約の場合、施設等の運営及び費用の安定が図られる一方、事業を取り巻く環境に変化が生じた場合においても、その費用の減額交渉等の余地は原則としてなく、契約期間が経過するまで契約当初の費用で契約内容が履行されることになる。長期包括契約が業務的効果、経済的効果、効率性の観点から妥当か否かについてその適否を現時点では判断することはできず、これから得られる様々な情報等をもって検証していくことになると思われる。長期包括契約の期間が満了する際には、今後の人口減少を鑑みると更なる業務的効果と経済性、効率性を備えたごみ処理体制が求められることから、その情報の収集と検証に余念がないようにすべきである。

(意見 17) 市内発注業者への発注割合

SPC より市内の業者との取引状況について、定期的に報告がなされる。直近の資料によると委託費全体の 62% を占めており、高い比率で市内業者を利用している。今後、さらに市内業者の割合を高め、ないし、確保していくために、次回の契約更新に際しては、SPC との契約条項に市内業者を何パーセント以上利用し、実績も開示するような取り組みが行われることが望まれる。

(4) モニタリングについて

①実施しているモニタリング

宮ノ陣 CC の一般廃棄物処理施設整備・運営事業に係るモニタリングは以下の 3 つで構成されている。

- (ア) 管理運営業務のモニタリング
- (イ) 灰セメント化・運搬業務のモニタリング
- (ウ) 管理運営業務財務モニタリング

②各モニタリングの内容

(ア) 管理運営業務のモニタリング

i) 運営事業者と市の役割分担

運営事業者の業務範囲	市の業務範囲
<ul style="list-style-type: none">・ 一般廃棄物受け入れ業務・ 工場棟の運転管理業務・ 工場棟の保守管理業務・ 工場棟の情報管理業務・ 工場棟の環境管理業務	<ul style="list-style-type: none">・ <u>運営モニタリング</u>・ ごみの搬入・ 環境測定・ 飛灰の運搬、処理・ 不燃残渣の運搬、処理

<ul style="list-style-type: none"> ・工場棟の維持管理・補修業務 ・余熱利用業務（発電及び熱供給） ・その他関連業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元対応
--	---

ii) 市が行うモニタリングの内容

〈1〉運営事業者が提供する公共サービスの履行状況の把握と履行状況を検証するためのデータの収集

〈2〉提示されたデータに対し要求している公共サービスの水準を満たしているかの確認

〈3〉提供された公共サービスの水準が要求水準を満たしていないことが確認された場合の改善の指示及び改善措置実施状況等の確認

(イ) 灰セメント化・運営業務モニタリングマニュアル

i) 運営事業者と市の役割分担

運営事業者の業務範囲	市の業務範囲
<ul style="list-style-type: none"> ・灰のセメント化業務 ・灰の運搬業務 ・その他関連業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>運営モニタリング</u>

ii) 市が行うモニタリングの内容

〈1〉運営事業者が提供する公共サービスの履行状況の把握と履行状況を検証するためのデータの収集

〈2〉提示されたデータに対し要求している公共サービスの水準を満たしているかの確認

〈3〉提供された公共サービスの水準が要求水準を満たしていないことが確認された場合の改善の指示及び改善措置実施状況等の確認

(ウ) 管理運営業務財務モニタリング

i) 市が行うモニタリングの内容

〈1〉各年度経営計画の確認

〈2〉決算書等の確認

〈3〉四半期報の確認

③実施した監査手続

宮ノ陣CCの運営については、包括委託であるため市の職員がその運営業務に直接関与することはない。ゆえに、委託している業務が適切に実施されているかについて一定の牽制機能を持たせるため、モニタリングを実施している。

モニタリングの方法としては、上述した内容の他、チェックシートに沿った確認業務（月1回）と週に一回 SPC と定例の会議を実施しており、その際の議事録を閲覧し、必要に応じてヒアリングを実施した。

④結果

（意見 18）モニタリングの効果について

一般論として、専門性が高い業務についてのモニタリングについてはその有効性に疑義があるケースが多くある。専門性が高ければ高いほど、その業務に精通した者が少なくなることから当然ではある。

市と SPC との定例会議の議事録を閲覧したところ、その内容において SPC 側の説明に対し、その説明に対する質問と理解に努めるやりとりが多くみられ、現在のところ効果的なモニタリング機能を発揮できているかといえ、市においても上述の内容が一定程度あてはまるといえる。

この点、久留米市側も十分に認識しており、現在は人材育成等モニタリング機能を高めるための施策を実施している。より効果的なモニタリングを実施できる体制が整うまで時間を要するようであれば、職員の専門性や経験不足を補うために外部専門家の指導を依頼することも一案である。

(5) 上津クリーンセンター

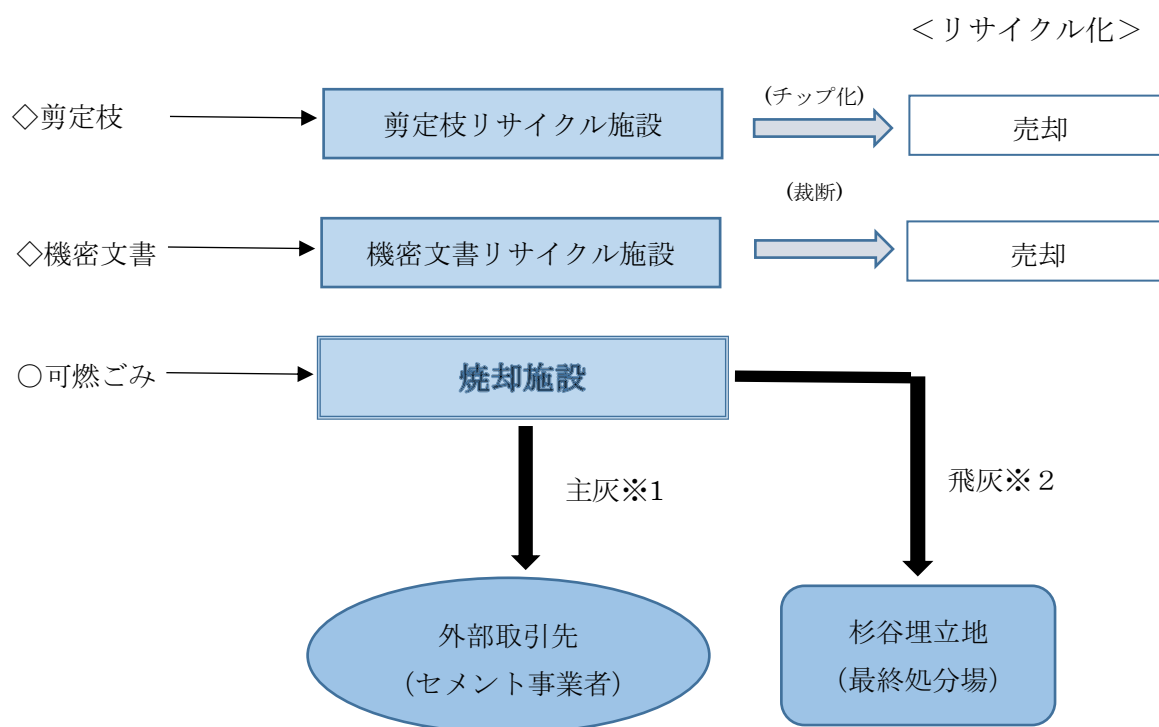
①概要

i) 沿革

- 昭和 41 年 清掃上津工場 一次炉稼働
- 昭和 50 年 清掃上津工場 二次炉稼働
- 平成元年 清掃上津工場 建替工事 (二次炉→三次炉化) 着工
- 平成 4 年 清掃上津工場を上津 CC に名称変更
- 平成 5 年 上津 CC (三次炉) 稼働
- 平成 19 年 上津 CC 長期管理運営委託開始
- 平成 23 年 上津 CC 第 1 期改修工事 (～平成 24 年度)
- 平成 28 年 上津 CC 第 2 期改修工事 (～平成 29 年度)
- ※宮ノ陣 CC 稼働 (6 月)

ii) 業務概要

【上津 CC】



※上津 CC は不燃ごみの取り扱いは無い。

※1 「主灰」はごみの燃焼による燃え殻であり、セメントの原料として加工するために外部の取引先に処理料を支払って引き取ってもらっている。

※2 「飛灰」は燃焼ガスと共に巻き上がるばいじん (すすやチリ) のことであり有害物質が含まれるため、セメント、薬剤、水を混ぜて固化灰として最終処分場の杉

谷埋立地に運搬し処分される。

iii) 施設写真



焼却施設入口

施設搬入時に計量棟で計量
施設搬出時に計量棟で再計量
搬入時、搬出時の重量差に応じて料金を支払い

料金：家庭系 50 円/10kg

事業系 150 円/10kg



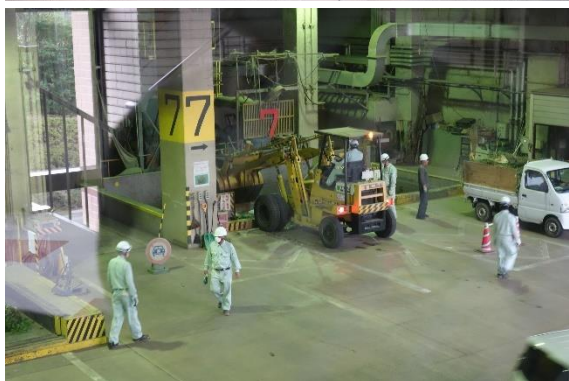
焼却施設

平成 5 年建設

処理能力：300t/24h(100t/24h×3 基)



プラットフォーム（ごみ搬入口）



プラットフォーム（ごみ搬入口）

搬入口の作業員はタクマ・タクマテクノ
ス特定運營業務共同事業体の職員



【剪定枝リサイクル施設】

ごみ袋に入らない剪定枝は剪定枝リサイクル施設に持ち込むと機械により剪定枝チップに加工し、主に家畜ふん尿の水分調整剤や敷料として利用するために酪農農家等に売却している。(市民や事業者へ1日1回2袋まで無料、その他は1kg1円で売却)



【機密文書リサイクル事業】

機密保持のため一般ごみに出せない機密文を機密文書リサイクル施設に持ち込むと搬入者立ち合いのもと職員が大型のシュレッダーに投入し処理する。



【久留米市民温水プール】

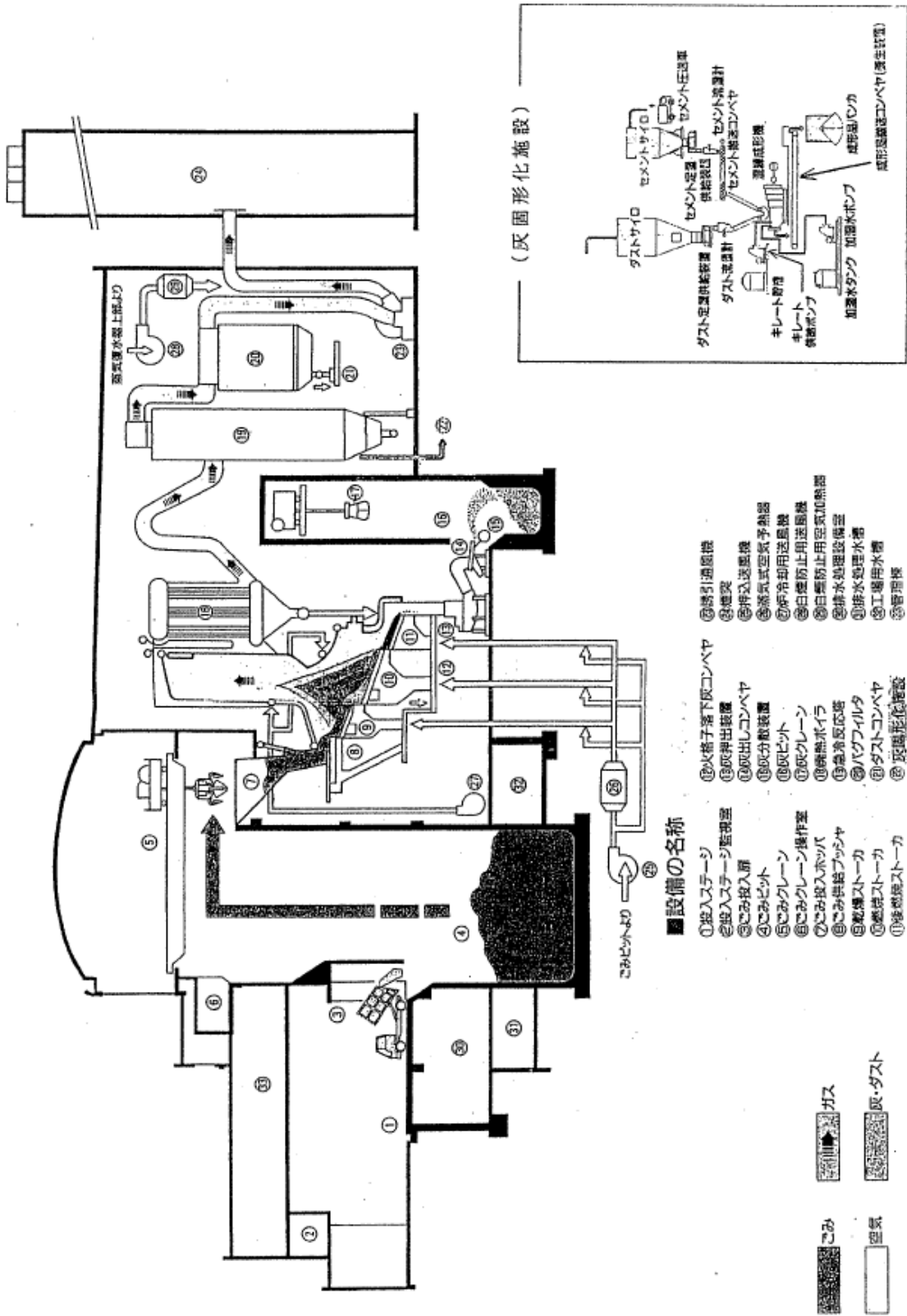
上津 CC の焼却余熱を利用

プール使用料 (2 時間)

一般・高校生 410 円

小・中学生 210 円

幼児(4 才以上) 100 円



(灰固形化施設)

■設備の名称

- ① 投入ステージ
- ② 投入ステージ監視室
- ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

空気
 灰・ダスト
 生灰
 空気
 生灰
 空気

施設概要図

iv) 施設の概要

施設名称……久留米市上津クリーンセンター
建設場所……久留米市上津町 2199-35
敷地面積……約 21,500 m²
処理能力……300t/24h(100t/24h×3 基)
総事業費……約 90 億円
建設期間……平成元年 7 月～平成 5 年 3 月
炉形式……連続燃焼式 (ストーカ方式)
工場棟及び管理棟……鉄筋コンクリート
一部鉄筋コンクリート
地下 2 階地上 5 階建
延床面積 12,000 m²
計 量 棟……鉄筋コンクリート造 1 基
工 事 管 理……株式会社大成建設
設 計 施 工……株式会社タクマ

v) 施設の人員

48 名

市職員 8 名

内訳：所長 1 名、主幹 1 名、事務 1 名、機械 2 名、電気 1 名、化学 2 名

委託職員 40 名

内訳：総括責任者 1 名、所長代理 1 名、事務 1 名、整備 2 名、電気担当 1 名

B・T 主任 1 名、灰クレーン 1 名、ごみクレーン 1 名、受付管理業務 11 名

操炉 (班長 1 名、中央制御 2 名、補機 2 名) ×4 班 (2 直)

vi) 施設の運営方式

特定随意契約に基づく長期運営委託方式

(委託先) タクマ・タクマテクノス特定運營業務共同事業体

契約期間

- ・単年度契約 (建設当初～平成 18 年度)
- ・第 1 期 (平成 19～22 年度)
- ・第 2 期 (平成 23～25 年度)
- ・第 3 期 (平成 26～27 年度)
- ・第 4 期 (平成 28～30 年度)
- ・第 5 期 (令和元～3 年度)

vii) 処理実績

年度 \ 項目	搬入量 (t)	焼却量 (t)	稼働日数 (日)	1日当たり 焼却量 (t/日)
平成 21 年度	71,221	71,042	349	203.6
平成 22 年度	70,505	69,975	359	194.9
平成 23 年度	70,559	70,589	345	204.6
平成 24 年度	70,616	69,381	358	193.8
平成 25 年度	71,901	70,830	354	200.1
平成 26 年度	72,712	71,076	358	198.5
平成 27 年度	70,919	71,598	360	198.9
平成 28 年度	50,142	49,251	360	136.8
平成 29 年度	43,633	42,387	305	139.0
平成 30 年度	48,936	49,008	358	136.9

※平成 28 年度に宮ノ陣 CC が稼働しており、搬入量は減少している。

②実施した監査手続

- i) 委託業者の選定、委託方式は適切か検討した
- ii) 委託価格の算定方法は適切か検討した
- iii) 委託業者との契約手続きは適切か検討した
- iv) 委託業者の業務実施状況と監督の状況は適切か検討した
- v) 長期運営委託事業の久留米市内取引業者使用状況は適切か検討した
- vi) リサイクル事業が経済効率性、公益性を満たしているか検討した
- vii) 地域住民とのコミュニケーションは適切かを検討した
- viii) 上津 CC の長寿命化計画について進行状況に問題はないか検討した

i) 委託業者の選定、委託方式は適切か

上津 CC の設計施工は株式会社タクマに平成元年に発注しており、竣工稼働の平成 5 年から運営管理は株式会社タクマと子会社の株式会社タクマテクノスから構成されるタクマ・タクマテクノス特定運營業務共同企業体と契約期間 3 年を基本とする長期運営委託事業契約を結んでいる。委託業者の選定方法は競争入札によるのではなく任意で決定した相手と契約を締結する特命随意契約によっている。

コスト的には複数の事業者から競争見積方式による指名競争入札が有利であり、競争入札によるべきであるが、特殊な技術を用いて設計・施工した施設・設備の保守・点検の場合等は当該設備を設計・施工した業者に委託する方が品質・安全を確保するうえで有利であり競争入札が適さない場合があり、特命随意契約によることも許容されることが地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に記載されている。これを

理由に当時の判断で設計施工会社の株式会社タクマと子会社の株式会社タクマテクノスの共同企業体と業務委託契約を結んだ経緯があるようである。その後も同じ理由で長期業務委託契約を概ね3年毎に繰返し締結しているようである。この判断には合理性はあるものと解釈できるので特に問題はないものと解される。

—参考—

株式会社タクマの概要

設立：1938年

上場：東証1部

事業内容：各種ボイラ、機械設備、公害防止プラント、冷暖房ならびに給排水衛生設備の設計及び施工、土木工事、その他設計及び監理

資本金：13,367百万円（以下2020年3月期）

売上高：（連結）134,454百万円

純利益：（連結）10,300百万円

純資産：（連結）85,040百万円

ii) 委託価格の算定方法は適切か

委託業者の選定、委託方式が随意契約により長期業務委託契約によっているため、委託業者の言いなりの委託価格にならないように交渉することが大事である。

委託価格の算定方法は以下のようになっている。

1. タクマ・タクマテクノス特定運營業務共同企業体から参考見積を徴取。

※プラント設備の状況や市場の状況等の特殊要因による増減について各項目精査

2. 市担当にて価格を積算

(1) 固定費

①人件費

⇒「全国都市清掃会議の廃棄物処理施設積算要領」に基づき算定

※人件費単価は国土交通省 建築保全業務労務単価より

②予備品・消耗品費

③保守管理費

④修繕更新業務費

⑤関連業務費

⑥その他費用

⑦定期補修工事費

⇒②～⑦前回設計から物価変動等による変動を考慮し積算

(2) 変動費

①薬品費

⇒設定単価に、ごみ1t当たりの直近3年平均使用量と計画ごみ処理量より積算
(単価は工業用薬品の5社見積りの平均)

過去5年間の委託料の実績推移は以下のようである。

年度	変動費単価 (円/t)	処理量 (t)	委託料実績 (千円)
平成27年度	1,130	71,784	750,173
平成28年度	1,300	50,729	683,195
平成29年度	1,300	43,425	670,478
平成30年度	1,300	48,698	712,916
令和元年度	1,300	50,307	758,795

委託料の実績は主に変動費の処理量の増減によっている。

固定費である人件費については、「全国都市清掃会議の廃棄物処理施設積算要領」に基づき適切に算定されていることを確認した。他の固定費については前回の設計から物価変動等による変動を考慮することになっている。具体的にはタクマ・タクマテクノス特定運營業務共同企業体から参考見積を徴取したときに値上がり項目の正当性、値下げ可能な項目は無いかについての詳細な事情を聴取することにより合理的なもの認められない場合は変更を依頼している。最終的には市が行った積算価格が委託業者の見積書よりも低い場合は市の積算価格を契約額としている。変動費については見積価格算定時には予定の処理量によっているが、最終的には実際の処理量に基づき委託料が計算されることになっている。令和元年度の市の算定した委託料計算資料の妥当性を検討したが特に問題はなかった。

iii) 委託業者との契約手続きは適切か

直近の契約期間である令和元年度から平成33年度の契約期間の委託契約についての債務負担行為要求書が平成30年度に提出されている。債務負担行為限度額は2,305,476千円(税込み)である。添付資料としてタクマ・タクマテクノス特定運營業務共同企業体の参考見積書と市が計算した委託料算定資料が添付されている。3年間の委託料はそれぞれ以下となっていた。なお、ごみ処理量は年間50,000tを想定している。

・タクマJV 参考見積額	2,275,232千円(税抜き)
・久留米市環境部 設計額	2,102,331千円(税抜き)
・契約額	2,305,476千円(税込み)

(単位：千円)

	タクマ JV 参考見積額	久留米市環境部 設計額	差額
人件費	783,120	732,030	△51,090
人件費以外の固定費	372,169	368,583	△3,586
定期補修工事費	924,522	837,768	△86,754
変動費	195,421	163,950	△31,471
合計	2,275,232	2,102,331	△172,901

タクマ・タクマテクノス特定運營業務共同体的見積書と久留米市環境部の設計額を比較すると久留米市環境部の設計額の方が173百万円程度低く抑えられている。ある程度、適正な設計がなされていたことを確認した。

以上の経過を経て、平成30年11月9日付けで久留米市上津CC長期運営委託事業の事業契約書が2,100,000千円(税抜)で締結されている。契約額のうち変動費部分は実績によるため予定額とされている。契約手続きに問題はなかった。

iv) 委託業者業務実施状況と監督の状況は適切か検討した
長期運営委託契約で委託される業務は以下のようである。

- 運転管理、保守点検管理業務
- 薬剤等消耗品の調達
- 定期補修(オーバーホール)
- 機器の補修
- 搬入ごみの受付業務
- 操車場でのごみ搬入指導、粗大ごみ破砕機の運転業務
- 一次電話対応

久留米市の職員は二次電話による苦情やイレギュラーな事項の処理にあたる他、委託業者の報告を受け、委託業者の業務遂行が発注仕様書の水準を満たしていることを監視することにある。

発注仕様書には「施設の運営管理に関して、本市が指示する報告、記録、資料等を速やかに提出すること。」とある。具体的には毎週火曜日の朝、定例会議を開き前1週間の状況について報告を受けている。

定例会議の内容は以下のとおりである。

出席者：

環境部施設課 所長と現場職員 3 名程度

タクマ・タクマテクノス JV 10 数名

報告内容：

- ・週間の主要実績
- ・経過報告
- ・週間の主要予定
- ・不具合報告

などである。

環境部施設課とタクマ・タクマテクノス特定運營業務共同体は施設内の同じフロアに事務所があり、何か事があればすぐに連絡できる近い関係にある。これまでに、大きな事故等は 1 回も発生しておらず、両者は良好な信頼関係を築き上げていることがうかがえた。

過去 1 年間の定例会議議事録及びモニタリング結果報告を閲覧したが特に問題は無く、全体として良好に管理されていた。

v) 長期運営委託事業の久留米市内取引業者使用状況は適切か

久留米市上津クリーンセンター長期運営委託事業の発注仕様書の 1.5.14 には地元企業、地場企業の活用として「施設の管理運営にあたり、事業者は本市での雇用促進、地場企業（久留米市内業者）の活用に配慮すること。特に物品の調達については、基本的に地場企業（久留米市内業者）の活用を原則とすること。」とされている。

環境部から入手した長期運営委託事業の令和元年度の久留米市内取引業者の状況は以下のようなものである。

業務区分	取引業者数	(うち久留米市内業者)	市内取引率
運転管理	22	16	73%
保守管理	9	4	44%
修繕更新	53	3	6%
環境管理	2	1	50%
関連業務	2	2	100%

運転管理業務の取引業者は物品調達、薬品調達であるが、物品調達のうちプラントに関連するものは市外の事業者 6 社に依頼せざるを得ないとのことである。保守管理修繕更新業務もプラントの専門性のため委託先の指定業者を使用せざるをえないとのことである。

vi) リサイクル事業が経済的効率性、公益性を満たしているか検討した

上津クリーンセンターで実施しているリサイクル事業は剪定枝リサイクル事業と機密文書リサイクル事業の2つである。

《剪定枝リサイクル事業》

ごみ袋に入らない剪定枝は剪定枝リサイクル施設に持ち込むと機械により剪定枝チップに加工し、主に家畜ふん尿の調整剤や敷料として利用されている。市民や事業者へ1日1回2袋まで無料、その他は1kg1円で売却している。剪定枝リサイクル事業の実績は以下のとおりである。

剪定枝チップ売却収入			
年度	処理量(t)	売却収入(円) (※)	備考
平成27年度	250.31	250,310	
平成28年度	132.17	132,170	施設故障による減
平成29年度	99.91	99,910	改修工事により受入減
平成30年度	140.82	125,740	民間処理施設処理量増加による減
令和元年度	138.04	123,440	民間処理施設処理量増加による減

※ 1日1回2袋まで無料、その他は1kg1円で売却

《機密文書リサイクル事業》

機密保持のため一般ごみに出せない機密文書を機密文書リサイクル施設に持ち込むと搬入者の立ち合いのもと職員が大型のシュレッダーに投入し処理する。

シュレッダーの裁断の大きさが再生紙の利用に可能な大きさになっており、裁断処理された紙屑は再生紙の原料として業者に販売している。機密文書リサイクル事業の売却収入実績は以下のとおりである。

機密文書シュレッダー売却収入			
年度	処理量(t)	売却収入(円)	備考(税込み)
平成27年度	90.97	1,793,928	単価：19,720円/t
平成28年度	106.57	2,015,238	単価：18,910円/t
平成29年度	96.82	2,044,257	単価：21,114円/t
平成30年度	112.18	2,368,569	単価：21,114円/t
令和元年度	122.64	2,538,033	単価：20,530円/t (10月から20,910円/t)

処理単価は、契約課で入札を行い決定している。

リサイクル事業としては行っていないが、以下のような資源の有効利用を行っている。

○ごみ焼却熱による発電

ごみの焼却熱を熱源として、ボイラ・発電機を稼働させ、施設内に電気を供給し余剰電力は電力会社へ売電している。

過去5年間の売電収入実績

年度	売電量(kwh)	売電料(円)
平成27年度	2,879,800	25,094,648
平成28年度	1,635,590	14,538,830
平成29年度	1,642,810	14,653,147
平成30年度	2,027,430	17,747,281
令和元年度	1,963,280	17,707,861

平成28年度に宮ノ陣CCが稼働したことにより、ごみの搬入量が減少したため売電収入も減少している。

○ごみ焼却熱の活用

ごみの焼却熱を隣接する久留米市民温水プールに供給している。

○焼却灰の資源化

焼却灰（主灰）を、セメントの原料として資源化

処理費用は平成28年から令和元年までの5か年の契約期間で3社の見積もりを取り、低い価格の2社と業務委託契約を結んでいる。

vii) 地域住民とのコミュニケーションは適切かを検討した

上津CCにおいては「上津CC連絡協議会」を開催し地域住民とのコミュニケーションを図っている。委員の構成は以下のようである。

役職	人数	代表区分
会長	1名	久留米市議会議員
顧問	1名	元地元市議会議員
副会長	2名	町内会・自治会 会長会 会長 久留米市環境部次長
委員	9名	地元代表
委員	3名	久留米市環境部職員

令和元年度の「上津CC連絡協議会」開催状況は以下のようである。

- ・第1回 令和元年5月27日（月）

- ・第2回 令和元年7月29日(月)
- ・第3回 令和元年11月28日(木)
- ・第4回 令和2年3月9日(月)

議題は

1. 上津CCの運転状況
 - ・排ガス検査結果
 - ・ダイオキシン類検査結果
 - ・水銀検査結果
 - ・焼却灰重金属溶出検査結果
 - ・悪臭等検査結果
 - ・騒音・振動測定結果 など
2. その他

である。各回の議事録を閲覧したが、特に問題となる事項はなかった。

viii) 上津CCの長寿命化計画について

現在の施設は平成5年に稼働しており27年が経過しており老朽化している。久留米市は現施設を令和9年度まで延命化するための計画を上津CC長寿命化計画として平成22年度に策定し、この計画に基づき大規模なプラント設備改修工事を1期、2期の2回と、電算制御システムの改修工事を1回行っている。

—改修工事履歴—

	期間	金額	内容
第一期プラント改修工事	平成23, 24年度	606,900千円	緊急性が高い改修工事
電算制御システム改修工事	平成23年度	576,450千円	緊急性が高い電算制御システム改修工事
第二期プラント改修工事	平成28, 29年度	2,181,600千円	共通部分の大規模な改修工事
総工事費		3,364,950千円	

※第二期工事は工場を長期休止する必要があるため宮ノ陣CCが竣工した後に実施されている。

※焼却設備は、炉製造メーカーと計装メーカーのノウハウが含まれ、専門的技術が必要なことから、随意契約により既設納入プラントメーカーと計装メーカーに発注している。

—維持保全計画—

長寿命化計画において改修工事範囲であったが当時は健全度が高い機器や、稼働から間もない機器もあり、改修工事を見送ったものがある。これらの機器において老朽化が

進み、故障機器によっては炉が停止するなど、安定稼働に支障が出る恐れがある。現在、上津 CC の代替施設として新中間処理施設を着手する段階にあり、新施設の完成後、試運転を経た本格稼働までは上津 CC の目標稼働年数までは安全で安定的な運転を継続していく必要がある。老朽化の著しい未改修の機器及び交換部品の供給停止となる機器の改修が必要となるため、改修機器・整備スケジュール等の検討を行い、今後の保全計画を行うものとされている。

令和元年度の実績額は 131,760 千円であり、令和 2 年度は 126,280 千円となる見込みである。発注形態は改修工事と同様の理由により既設納入プラントメーカーと計装メーカーに随意契約で発注している。

現在のところ、維持保全計画は順調に進行しているとのことである。

新施設については着手したばかりであり、上津 CC に配属された 4 名の職員が基本計画の策定作業等を行っている段階である。

—今後のスケジュール—

- ・令和 3～5 年度 生活環境影響調査・評価・縦覧
- ・令和 6 年度～ 事業者選定・設計・施工
- ・令和 10 年度～ 新施設稼働

新施設は現施設の西側の敷地（駐車場、剪定枝リサイクル施設、機密文書リサイクル施設）に建てられる。



③結果

（意見 19）剪定枝リサイクル事業

剪定枝リサイクル事業の年間取扱量は 100 数十トン程度であり、売却収入は 10 数万円となっている。民間処理施設での処理も行われているため、減少傾向にある。剪定枝のリサイクルは、事業の目的として焼却場での焼却ごみを減少させることがあるものの、機械、電力、人件費などのコストもかかって経済効率は低い。また、このリサイクル事業による製品の売却先は、酪農家の方が主となっており、幅広い需要を期待するのは難しいと考えられる。現在の剪定枝リサイクル施設は新施設建設予定地にあることから、事業の見直しを検討する余地もあるのではないかとと思われる。

(意見 20) 久留米市内取引業者使用状況

焼却設備に関する部分は専門性が高いため、委託事業者が指定する事業者を多く使用している。それ以外の業務については比較的久留米市内の事業者を使用していると思われる。市内事業者の使用割合を件数で分析しているが、契約額の比較は行われていない。設備に関する契約額は大きいことが予想されるので契約額で見た使用割合も算出することを検討していただきたい。専門性のある分野の技術移転も地元企業にとって有益なものであると思われるため、地元企業採用の働きかけを一層強めていただきたい。

(6) 甘木・朝倉・三井環境施設組合（一部事務組合）（特別地方公共団体）

①構成団体

朝倉市、東峰村、筑前町、大刀洗町、久留米市北野町

②施設概要

区 分	内 容
施設名称	廃棄物再生処理センター「サン・ポート」
所在地	福岡県朝倉郡筑前町栗田 8 番地 3
敷地面積	約 64,000 m ²
工期	平成 12 年 10 月～平成 15 年 3 月
竣工	平成 15 年 4 月
事業費	9,712,500 千円（造成工事を含み、用地取得費を除く。）

③ごみ処理施設概要

区 分	内 容
処理能力	120 t / 24 h (60 t × 24 h × 2 炉)
処理方式	高温ガス化直接溶融炉
処理対象物	可燃性一般廃棄物
排ガス処理設備	第一集じん器（サイクロン） 第二集じん器（バグフィルター） 消石灰、活性炭吹き込み ダイオキシン分解触媒（触媒反応塔）
排水処理	クローズドシステム（無放流、場内再利用）
溶融物処理	スラグ・メタルとも全量再利用
余熱利用設備	発電設備（1880 k w）施設電力として利用 場内冷暖房、給湯
公害防止基準	ばいじん濃度 0.02/N m ³ 以下 硫黄酸化物濃度 50ppm 以下 塩化水素濃度 50ppm 以下 窒素酸化物濃度 100ppm 以下 一酸化炭素濃度 30ppm 以下 ダイオキシン類濃度 0.05ng-TEQ/N m ³ 以下

④リサイクルプラザ概要

区 分	内 容	
処理能力	不燃ごみ・不燃粗大ごみ系	11 t / 3 h
	可燃粗大ごみ系	3 t / 2 h
	びん類系	6 t / 2 h
	缶類系	5 t / 3 h
	紙類・布類系	4 t / 5 h
	ペットボトル系	0.5 t / 5 h
	プラスチック系	0.5 t / 5 h
	計	30 t / 5 h
処理方式	機械選別＋手選別	
選別の種類	スチール缶	圧縮成型
	アルミ缶	圧縮成型
	びん類	3種類手選別（無色、茶色、その他色）
	ペットボトル	圧縮梱包
	プラスチック	圧縮梱包
	紙類・布類	圧縮梱包
	破砕鉄類	貯留搬出
	破砕アルミ	貯留搬出
	可燃物・不燃物	破砕処理+磁選機等で金属と金属以外に分別

(現場視察写真)



(リサイクルプラザ棟中央制御室)



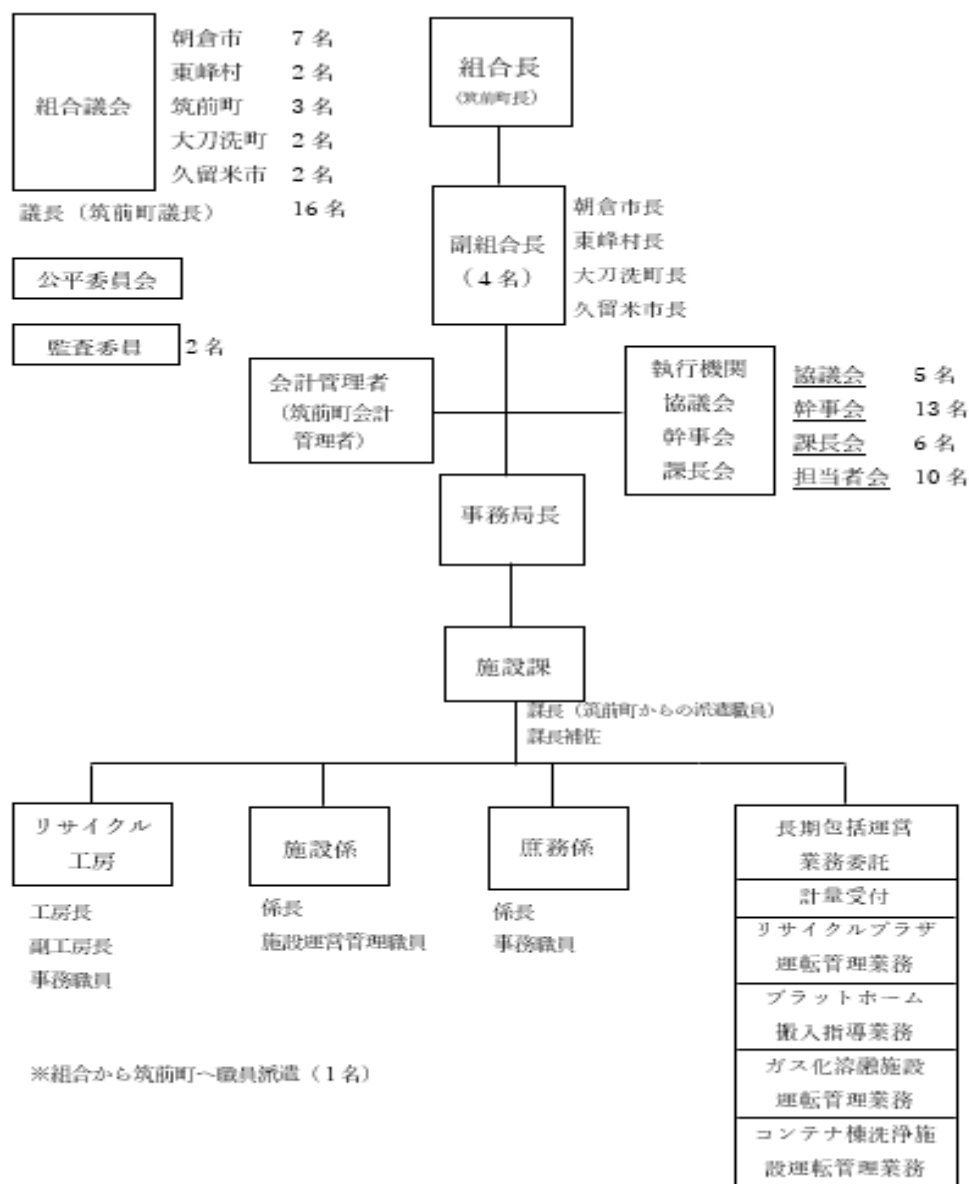
(溶融炉出滓口から排出される溶融物の様子)

⑤焼却施設建設の経緯

サン・ポート施設建設前の構成市町村には5つのごみ処理施設等（ごみ焼却施設4施設、堆肥化センター1施設）があり、いずれの施設も供用開始後15年以上が経過し、維持管

理費が高額なため施設の更新を検討する時期であった。またダイオキシン類の排ガス基準が法改正に対応できる施設ではなかったため、新しい施設を建設する必要があったことから、サン・ポート建設に至った。

⑥組織図



⑦決算の推移

(単位:千円)

科目/年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
分担金及び負担金(※1)	1,708,297	1,674,899	1,578,425	1,347,212	1,345,741
使用料及び手数料	26,064	24,384	30,973	42,507	46,533
財産収入	32,152	24,166	31,366	32,795	26,873
繰入金	0	0	303,909	0	0
繰越金	247,584	297,176	203,785	253,901	152,919
国庫支出金	0	0	0	0	0
雑収入(※2)	1,550	1,514	9,918	7,347	9,860
地方債	0	0	332,400	699,800	660,300
歳入合計	2,015,649	2,022,141	2,490,778	2,383,564	2,242,228
議会費	509	509	563	553	626
総務費(※3)	109,073	246,267	465,637	195,509	110,230
施設運営費(※4)	970,278	1,040,876	1,446,469	1,985,967	1,897,988
公債費(※1)	638,610	530,704	324,206	48,615	127,150
歳出合計	1,718,472	1,818,356	2,236,877	2,230,645	2,135,996

歳入-歳出	297,176	203,785	253,901	152,919	106,232
-------	---------	---------	---------	---------	---------

(※1) 分担金及び負担金が減少している主たる理由

施設建設に係る起債償還が平成 27 年度にピークを迎え平成 29 年度で施設建設分の起債償還が終了したため。

(※2) 雑収入が平成 29 年度より増加した理由

発電設備の出力数を引き上げたため(1600kw→1880kw)、平成 29 年度より増加している。

(※3) 平成 28 年度より下記のとおり施設改修基金の積立を開始したため(単位:千円)

年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
積立額	0	140,000	364,049	90,300	212

(※4) 施設運営費の増減の理由

平成 29 年度から 4 か年計画で施設改修工事を実施しているため。(単位:千円)

年度	金額	工事の内容
平成 29 年度	369,360	1 号炉ボイラ・第二集じん器更新工事
平成 30 年度	777,600	2 号炉ボイラ・第二集じん器及びクレーン等改修工事
令和元年度	733,700	酸素発生装置・飛灰処理装置等改修工事
令和 2 年度	445,500	2 号系機器・窒素発生装置等設備機器更新工事

⑧今後の課題

施設稼働開始から 17 年が経過し、地元区との約定書には、稼働開始後 25 年で施設を閉鎖することになっているため、次期ごみ処理施設の方向性についての検討が課題である。

(7) うきは久留米環境施設組合（一部事務組合）

①組合の概要

区 分	内 容
設立年月日等	昭和 37 年 8 月 11 日 浮羽郡衛生施設組合設立 (ごみ及びし尿処理事業) 昭和 47 年 7 月 10 日 田主丸町吉井町衛生施設組合設立 (火葬場事業) 平成 17 年 3 月 20 日 うきは久留米環境施設組合に改称 (3 事業を統合)
組合事務所所在地	うきは市吉井町富永 2015 番地 耳納クリーンステーション内
構成団体等	うきは市 (旧吉井町、旧浮羽町)、 <u>久留米市 (田主丸町)</u> (R1.9 月末現在) 人 口 : 48,410 人 世帯数 : 18,111 世帯 面 積 : 168 km ²
共同処理事務	①ごみ処理施設の設置及び運営管理に関すること ②し尿処理施設の設置及び運営管理に関すること

②ごみ処理施設の概要

区 分	内 容
所在地	うきは市吉井町富永 2015 番地
敷地面積	29,800 m ²
着工年月	平成 15 年 3 月
竣工年月	平成 16 年 8 月
処理方式	可燃ごみ : 61.0 t / 日 不燃ごみ : 12.5 t / 日 粗大ごみ : 5.5 t / 日
設計施工	日立造船(株)
運転管理	ニチゾウ九州サービス(株) (日立造船(株)の子会社)

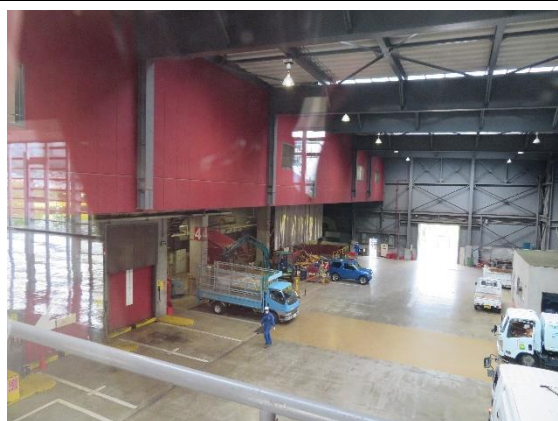
③RDF 設備の概要

区 分	内 容
工事費	29 億 6,639 万円（用地費含む）
処理能力	61 t /14h
受入・供給	ピット&クレーン方式（半自動）
破砕	一次破砕＋二次破砕＋粉砕機方式 不燃物の選別（鉄類、不適物類、アルミニウム類）
乾燥	灯油燃焼乾燥方式
固形化	圧縮成形方式
貯留搬出	固形燃料：貯留サイロ方式 各残渣：貯留ホッパ方式
脱臭集じん	燃焼脱臭方式 サイクロン＋脱臭炉＋バグフィルタ＋触媒塔、白煙防止装置 活性炭脱臭方式 サイクロン＋バグフィルタ＋脱臭装置

④リサイクルプラザ施設の概要

区 分	内 容
工事費	13 億 615 万円（用地費含む）
処理能力	18 t /日 5h
受入・供給	直接投入方式 不燃ごみ受入ホッパ 前処理破砕機ホッパ
破砕	不燃ごみ：回転式破砕機 可燃性粗大ごみ：前処理破砕機 不燃性粗大ごみ：前処理破砕機 回転式破砕機
選別	鉄類、アルミ、可燃物、不燃物の 4 種類
脱臭集じん	活性炭脱臭方式 サイクロン＋バグフィルタ 脱臭装置

(現場視察写真)



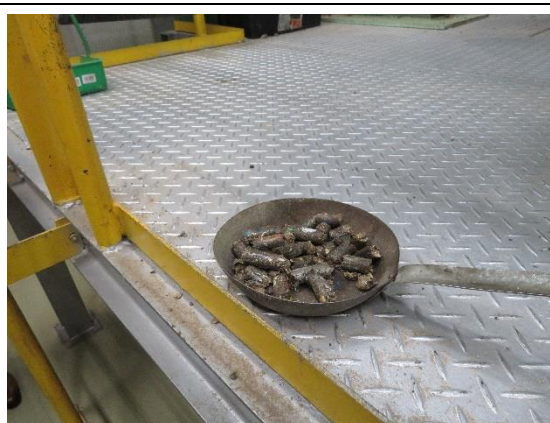
(プラットフォーム)



(RDF 成形施設内)



(設備消耗品)



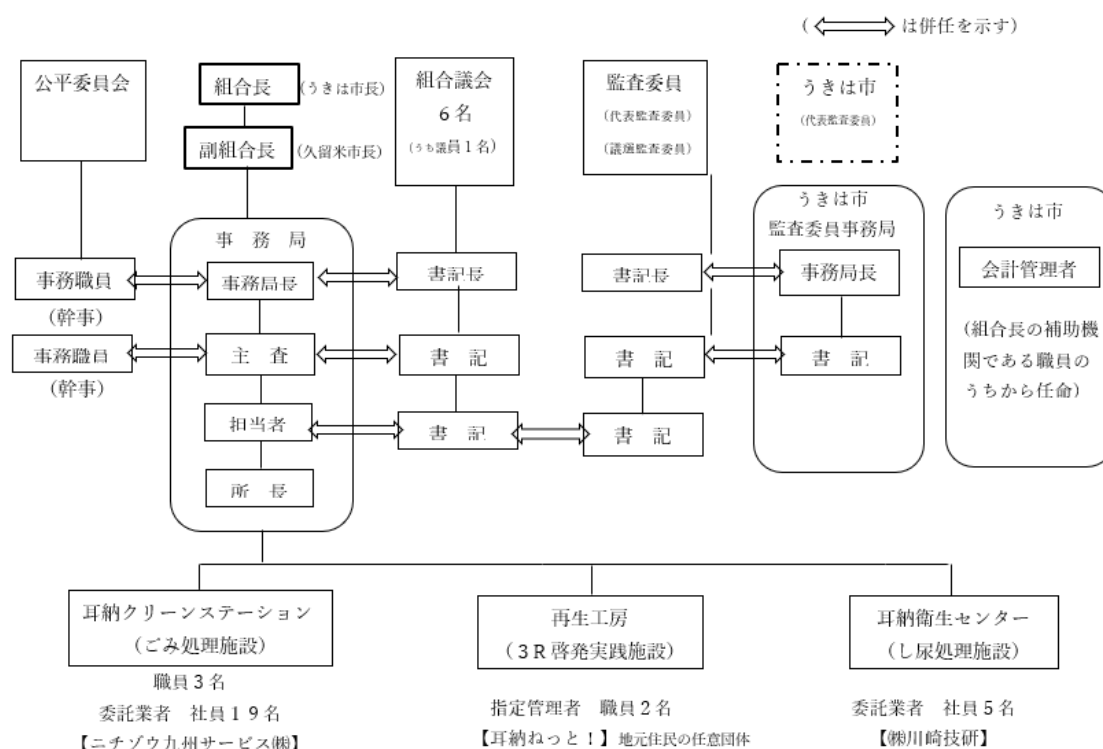
(RDF)

⑤ごみ処理方式を RDF 方式にした理由

耳納クリーンステーションでは、収集した可燃ごみを破碎・乾燥・不燃物除去・添加剤混入・圧縮成型の工程を経て固形燃料（RDF）に加工される。RDF は、保存性が高く、ごみ質が均一で安定した燃焼ができ、石炭と同等の高いエネルギーを持つ燃料であり、耳納クリーンステーションで製造された RDF は大牟田市にある「大牟田リサイクル発電所」において、熱エネルギー発電に利用されている。

ごみ処理施設建設にかかる焼却方式の議論当時、ダイオキシン問題が大きく取り上げられていた時期であり、環境に配慮した焼却方式を選択する必要があった。その他様々な諸事情を総合的に勘案した結果、RDF 方式を採用するに至った。

⑥組織図



⑦決算の推移

(単位:千円)

科目/年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
分担金及び負担金	981, 998	1, 065, 499	1, 047, 948	924, 124
使用料及び手数料	38, 748	38, 526	40, 504	44, 442
財産収入	84	84	68	47
繰入金	0	0	0	0
繰越金	101, 185	158, 359	139, 867	113, 530
国庫支出金	0	0	0	0
諸収入	12, 767	8, 702	10, 840	16, 056
地方債	0	0	0	0
歳入合計	1, 134, 782	1, 271, 170	1, 239, 227	1, 098, 199
議会費	101	118	101	109
総務費	21, 237	21, 695	24, 274	22, 682
衛生費	699, 320	853, 725 (※1)	845, 557 (※1)	710, 718
公債費	255, 765	255, 765	255, 765	227, 603
歳出合計	976, 423	1, 131, 303	1, 125, 697	961, 112
歳入-歳出	158, 359	139, 867	113, 530	137, 087

(※1) 施設の大規模改修を実施したための増加

年度	金額 (千円)	修繕箇所
平成 28 年度	151,585	電気計装設備、乾燥設備、集塵脱臭設備など
平成 29 年度	140,649	乾燥設備、集塵脱臭設備など

(8) 一部事務組合について

① (6)、(7) で、甘木・朝倉・三井環境施設組合、うきは久留米環境施設組合について記載を行ったが、ここでは(6)、(7)を包含した一部事務組合についての記載を行う。

②八女西部広域事務組合からの脱退の経緯

城島・三潴地域のごみ処理及び三潴地域の火葬業務については、合併前から継続して八女西部広域事務組合で行ってきたが、久留米市は南北2ヵ所体制によるごみの長期安定処理、合併後の市域内処理を目指して宮ノ陣 CC を整備し、施設の稼働にあわせて、城島・三潴地域のごみ処理を久留米市で行い、あわせて三潴地域の火葬業務についても久留米市で事務を行う方針とした。

久留米市は地方自治法第 286 条の 2 第 1 項に基づく脱退（予告脱退）の手続きを行うこととし、平成 26 年 3 月 27 日に久留米市市議会における脱退の議決を経て、八女西部から脱退することを各構成員に通知し、平成 28 年 3 月 31 日をもって脱退した。

③一部事務組合に実施した監査手続き

(ア) 現地視察を実施し、施設管理者等と協議、その他ヒアリングを実施した。

(イ) 関連資料を閲覧し、施設管理者等にヒアリングを実施した。

④結果

(意見 21) 一部事務組合からの脱退

平成 17 年の久留米市の合併前より、北野町は甘木・朝倉・三井環境施設組合の、田主丸町はうきは久留米環境施設組合の構成団体としてごみ処理を行っている。久留米市合併に伴い、市民のごみ処理に係る公平なサービスの提供と多くのごみ処理施設の運営（一部）負担の解消のため、市は両一部事務組合からの脱退の検討、協議を継続してきた。

北野町の甘木・朝倉・三井環境施設組合からの脱退は令和 4 年度末、田主丸町のうきは久留米環境施設組合からの脱退は令和 9 年度末を目指している。

合併に伴う一部事務組合からの脱退について、そもそもその施設規模においては久留米市を含む構成市町村のごみ量に基づいて決定しているため、中途での脱退は、組合での処理計画や管理運営費等の分担に影響し、他の構成市町村に影響を与えることになる。それゆえ、一部事務組合からの脱退には、構成団体との慎重な協議が肝要となることから、慎重に議論を進め、双方にとってよりよい内容となるよう努めるべきと考える。

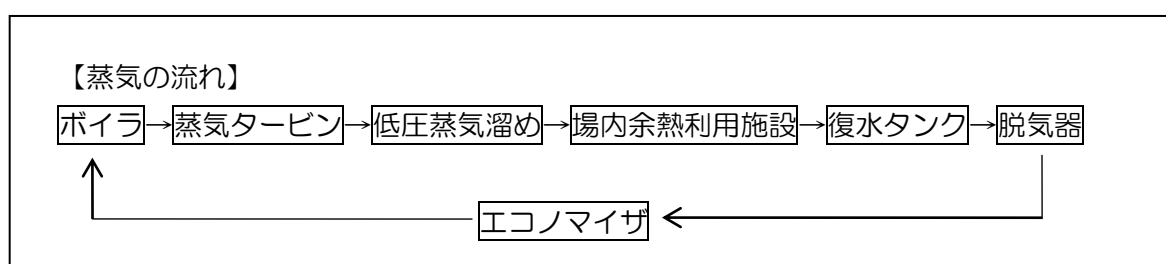
(9) 焼却熱の有効利用

概要

宮ノ陣 CC 及び上津 CC では、ごみを焼却する際に発生する熱を有効利用して発電を行っている。

① 宮ノ陣 CC の焼却熱の有効利用

宮ノ陣 CC では、ごみを焼却した際に発生する熱を利用し、ボイラで蒸気（温度：400℃、圧力：4Mpa）を作り、その蒸気を用いて蒸気タービンを介して発電機を稼働させている。



発電した電力の約 3 割は、ごみを処理するために工場棟やリサイクル棟で使用する機械設備や電気設備の電力や環境交流プラザで使用する電力として自家消費し、残りの約 7 割の電力は売電をしている。さらに、焼却余熱の一部はクリーンセンター内にある足湯の熱源としても有効利用されている。

令和元年度実績（単位：kWh）

発電量 (①)	売電量 (②)	場内利用 (①－②)
17,286,858	11,299,298	5,987,560

足湯で使用する蒸気の熱量は、下記のとおり全体の 0.6%程度です。発電サイクルの中で蒸気を水に戻す復水器で放熱する熱を、足湯にて有効活用することでエネルギーの無駄を減らしています

【算出式】足湯系統熱量割合

$$\frac{152 \text{ [kg/h]} \times 2,753 \text{ [kJ/h]}}{20,828 \text{ [kg/h]} \times 3,213 \text{ [kJ/h]}} \times 100 \div 0.6\%$$

また、宮ノ陣 CC の売電収入は、令和元年度が 89,685,066 円となっている（図 5 参照）。令和元年度の売電量は 11,299,298kWh であり、その売電料は 179,370,125 円で

あるが、その2分の1は管理運営会社である、くるめハイトラスト株式会社の収入となるため、久留米市の収入は残りの2分の1の金額となっている。

宮ノ陣CCは平成28年度の6月から稼働しており、初年度こそ売電量が6,736,735kWhにとどまり、久留米市の売電収入も55,735,646円であったが、その後は売電量も増加し、毎年約9千万円から1億円くらいの収入を得ている。

(図5) 宮ノ陣CCの売電収入

年度	売電量 (kwh)	売電料 (円)	収入 (円) (売電料/2)
H28 (6/16から)	6,736,735	111,471,288	55,735,646
H29	12,821,598	216,550,141	108,275,074
H30	11,517,298	179,038,706	89,519,357
R1	11,299,298	179,370,125	89,685,066

② 上津CCの焼却熱の有効利用

上津CCにおいても、宮ノ陣CCと同様に、ごみを焼却した際に発生する熱を利用し、ボイラで蒸気を作り、その蒸気を用いてタービンを介して発電機を稼働させている。

令和元年度の実績を見ると、発電した電力のうち約8割は、隣接する市民温水プールや、ごみ処理のための機械設備、電気設備の電力として利用し、残りの約2割の電力は売電をしている。

令和元年度実績 (単位: kWh)

発電量 (①)	売電量 (②)	場内利用 (①-②)
9,091,290	1,963,280	7,128,010

さらに上津CCの焼却熱は市民温水プールの熱源として利用されている。

また、久留米市民温水プールはプールのみならず、トレーニング室、多目的ホールを備えている。令和元年度の全施設における総収入の実績額は88,108,061円であり、総支出の実績額は88,496,262円である。

利用者のべ人数を見てみると、プール80,801人、トレーニング室26,587人、多目的ホール12,423人であり、合計119,811人というのが令和元年度の実績数である。

また、上津CCの売電収入は、令和元年度が17,707,861円となっている。図6から分かるように平成27年度の売電収入は25,094,648円であったが、平成28年度以降

は、宮ノ陣 CC 稼働により搬入ごみ量が減少し、売電収入も減少していった。

宮ノ陣 CC と異なり、上津 CC の売電収入は、全額を久留米市の収入としている。

(図 6) 上津 CC の売電収入

年度	売電量 (kWh)	売電料 (円)
H27	2,879,800	25,094,648
H28	1,635,590	14,538,830
H29	1,642,810	14,653,147
H30	2,207,430	17,747,281
R1	1,963,280	17,707,861

(10) 最終処分場

概要

最終処分場とは、廃棄物のうち再利用やリサイクルが困難なものを処分するための施設のことである。具体的には宮ノ陣 CC と上津 CC で焼却処理された後も残ってしまう焼却残渣やブロックやコンクリートなどの不燃ごみが埋立地に運搬され埋め立て処分している施設である。以前は高良内埋立地が使用されていたが、埋立て許容量に近づいた時点で現在使用されている杉谷埋立地の建設が行われ、現在、高良内埋立地は使用されていない。

久留米市の最終処分場の歴史は以下のようなものである。

昭和 40 年 高良内埋立地供用開始

昭和 54 年 高良内埋立地拡張工事

平成 9 年 杉谷埋立地の建設に関する訴訟が提起される

平成 13 年 杉谷埋立地 建設着工

平成 17 年 杉谷埋立地 (第一処分場) 供用開始

平成 18 年 杉谷埋立地の建設に関する訴訟のすべてが終結

平成 20 年 杉谷埋立地 (第二処分場) 建設着工

平成 22 年 杉谷埋立地 (第二処分場) 供用開始

<杉谷埋立地に関する訴訟について>

杉谷埋立地については建設時に下記3件の建設に反対する訴訟が提起されているが、いずれも市側の勝訴で解決しており、現在係争中の事件はない。

○建築工事禁止仮処分命令申立事件（平成9年5月8日申立て）

- ・請求趣旨：久留米市は、杉谷に一般廃棄物処理施設を仮に建設してはならない。
- ・結果：平成17年6月1日抗告取下げ ※確定

○建設工事差止請求事件（平成9年5月16日提訴）

- ・請求趣旨：久留米市は、杉谷に一般廃棄物処理施設を建設してはならない。
- ・結果：平成17年2月25日上告不受理 ※確定

○所有権移転登記抹消手続等請求事件

- ・請求趣旨：久留米市は、高良内財産区に対して、埋立地建設予定地の所有権移転登記の抹消登記手続をし、及び土地を明け渡せ。
- ・結果：平成18年10月27日上告不受理 ※確定

実施した監査手続

- ① 杉谷埋立地の使用状況は適切か検討した
- ② 杉谷埋立地の管理状況は適切か検討した
- ③ 旧処分場の高良内埋立地跡地の管理状況は適切か検討した

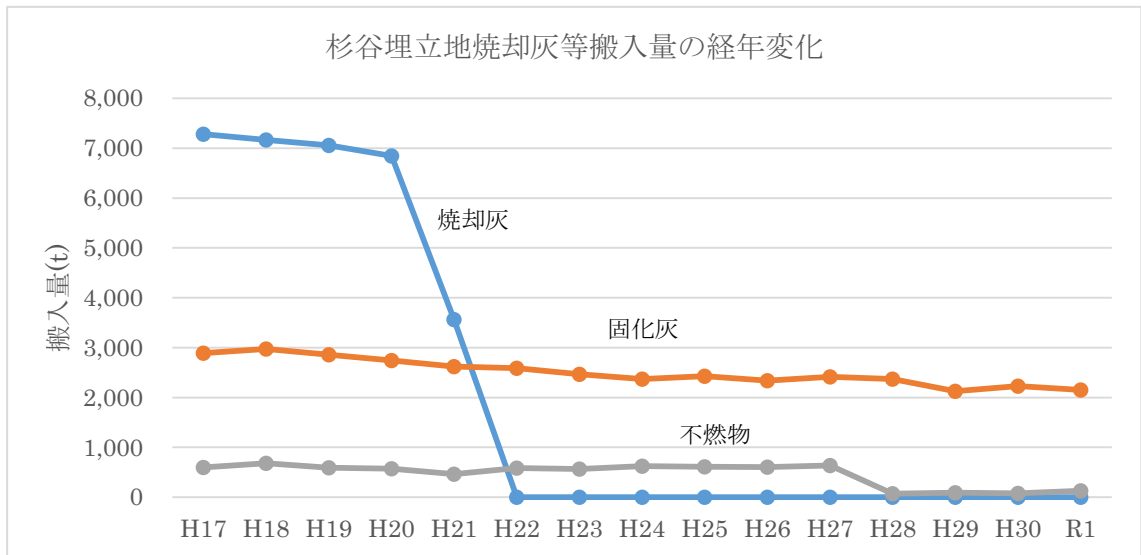
① 杉谷埋立地の使用状況について

杉谷埋立地には、両クリーンセンターでゴミを焼却処理した残渣（飛灰）にセメントを加え、キレート処理された固化灰と不燃物が杉谷埋立地に運搬され埋め立て処分される。（固化灰）



杉谷埋立地焼却灰等の搬入量の経年変化は以下のようなものである。

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
焼却灰 (t)	7,284	7,165	7,059	6,845	3,562	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固化灰 (t)	2,893	2,975	2,858	2,744	2,620	2,586	2,469	2,369	2,429	2,341	2,414	2,368	2,124	2,229	2,154
不燃物 (t)	596	681	589	573	462	583	569	624	611	603	639	74	90	78	128
計 (t)	10,773	10,821	10,506	10,162	6,644	3,169	3,038	2,992	3,040	2,944	3,053	2,443	2,215	2,306	2,282



平成22年度より、埋め立てていた焼却灰をセメントの材料として再資源化を行っており、杉谷埋立地への搬入量は大幅に減少している。

最終処分場は埋立容量いっぱいになると次の処分場が必要となる。環境部施設課から入手した資料によれば、施設の残余容量は令和元年度末時点で 126,400 m³であるのに対し、令和元年度までの累計埋立量は 77,600 m³とのことである。試算すると総埋立容量 204,000 m³に対して累計埋立量の割合は 38%くらいとなる。焼却灰のリサイクル使用後の単年度の埋立量は 2,000～3,000 m³で推移しており、次の処分場を検討する必要性は現段階では差し迫った状況にはないと思われる。

杉谷埋立地の使用状況に問題はなかった。

② 杉谷埋立地の管理状況について

<管理体制>

杉谷埋立地の運營業務を行っているのは4名（正規職員2名、会計年度任用職員2名）の久留米市職員である。正規職員2名は処分場の管理・監視業務を行い、会計年度任用職員2名は運搬、埋立業務を担当している。

<安全施設>

杉谷埋立地では安全を確保するために以下のような施設を整備している。

○雨水調整池・・・埋立区域以外に降った雨を一時貯留し、下流河川に一度に流れ込むことを防ぐ。

○浸出水調整層・・・廃棄物に触れた水（浸出水）を一時貯留し、一定量ずつ既存道路に埋設した圧送管を通して公共下水道に排出する。

○モニタリング施設

・・・モニタリング井戸を埋立地の上流2か所、下流2か所に設置し、地下水の水質を監視する。水質データは上津CCに送り、24時間監視している。

<安全監視体制>

杉谷埋立地の将来にわたる安全監視のため、2つの監視組織を設置している。

- ・「久留米市杉谷最終処分場連絡協議会」・・・周辺住民中心、年2回開催
- ・「久留米市ごみ処理施設等監視委員会」・・・専門家中心、年1回開催

職員に事故等の発生状況についてヒアリングしたが一度もないとの回答を得た。平成22年度から令和元年度までの「久留米市杉谷最終処分場連絡協議会」「久留米市ごみ処理施設等監視委員会」の議事録を閲覧したが、杉谷処分場で問題になる事項は記載されていないことを確認した。杉谷埋立地の管理状況に問題はなかった。

③ 旧処分場高良内埋立地の管理状況について

高良内埋立地は事業停止後は運動公園として整備され、桜花台野球場、ソフトボール場、ゲートボール場、桜花台体育館が建設され市民に利用されている。





【桜花台野球場】

両翼 91 メートル、中堅 120 メートル

利用料金：無料

令和元年度利用状況：

延べ利用件数 1,171 件

延べ利用人数 65,544 人

利用率 72%



【桜花台体育館】

1階：アリーナ（バレーボール2面、バスケットボール1面、バドミントン6面）

2階：卓球4台

令和元年度利用状況：

アリーナ延べ利用人数 25,494 人

卓球場延べ利用人数 6,863 人

旧高良内埋立地跡地は、現在運動公園として整備されているが、最終処分場としての用途廃止手続きはまだなされていない。廃止するには埋め立てた廃棄物が安定した状態になり、法で定められた水質や発生ガス等の廃止基準を一定期間以上満たす必要がある。

市が継続して監視を行い、大きな異常は無く安全性を確認しているが、一時的なガスの発生等もあることから、現在のところ廃止に至るまでの期間は未定である。

(結論)

特に問題は無かった。

(11) 地域振興計画

概要

一般廃棄物の処理は、法的に市町村に課せられた義務であり、市民の安定した生活環境の維持と円滑な事業活動の継続のためには、日々排出されるごみを滞ることなく、安全で安定的に処理することが責務である。

また、久留米市では、循環型の総合的なごみ行政をめざして、平成5年度に「上津CC」の稼働、平成17年度に「杉谷埋立地」の埋立開始、平成28年度に「宮ノ陣CC」の稼働を行い、長期安定処理に努めている。その中で、施設等受け入れた地域は、他の地域より重点的に地域振興策を推進する必要があるとの考え方から各地域振興計画の策定を行っている。

地域振興策については、具体的な要望内容や地域の特性、過去の公共投資等の状況などの様々な要素があり、画一的な事業内容を定めているものではないため、事業実施にあたっては、地元との協議・調整を踏まえた上で以下のとおり実施している。

施設名 項目	上津 CC	杉谷埋立地	宮ノ陣 CC
対象地区	上津校区	高良内校区全域	宮ノ陣町八丁島地区
主な要望事業 (事業主体)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温水プール建設 (環境部) ・ 道路整備 (環境部) ・ 河川・用排水路整備 (環境部) ・ 公民館建設 (環境部・協働推進部) ・ 公園整備 (環境部) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一ノ瀬親水公園整備 (環境部・福岡県) ・ 道路整備 (環境部) ・ 河川・排水路整備 (環境部) ・ 公民館建設 (環境部・協働推進部) ・ 農業施設整備 (農政部) ・ 高良川架橋整備 (環境部) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 八丁島広場整備 (環境部) ・ 下水道整備 (上下水道部) ・ 道路整備 (環境部) ・ 河川・排水路整備 (環境部) ・ 公民館建設 (環境部・協働推進部) ・ 農業振興 (環境部・農政部)
具体的な内容	過去 5 年間 (H27～R1) 決算額 0 千円	過去 5 年間 (H27～R1) 決算額 186,805 千円	過去 5 年間 (H27～R1) 決算額 665,292 千円
事業期間	昭和 63 年度～平成 17 年度 (残事業：平成 27 年度)	平成 9 年度～令和元年度 (残事業：令和 2 年度)	平成 24 年度～
根拠 (要綱、条例など)	未策定	① 新高良内地域振興計画 (注 1) ② 久留米市高良内町環境整備事業補助金交付要綱	① 八丁島地区地域振興計画 (注 2) ② 久留米市宮ノ陣町八丁島地区等地域振興計画事業補助金交付要綱
進捗状況	事業完了	継続中	継続中

(注1) 新高良内地域振興計画抜粋

新高良内地域振興計画

1. 高良内地域振興計画のこれまでの経過

(1) 高良内地域振興計画の策定

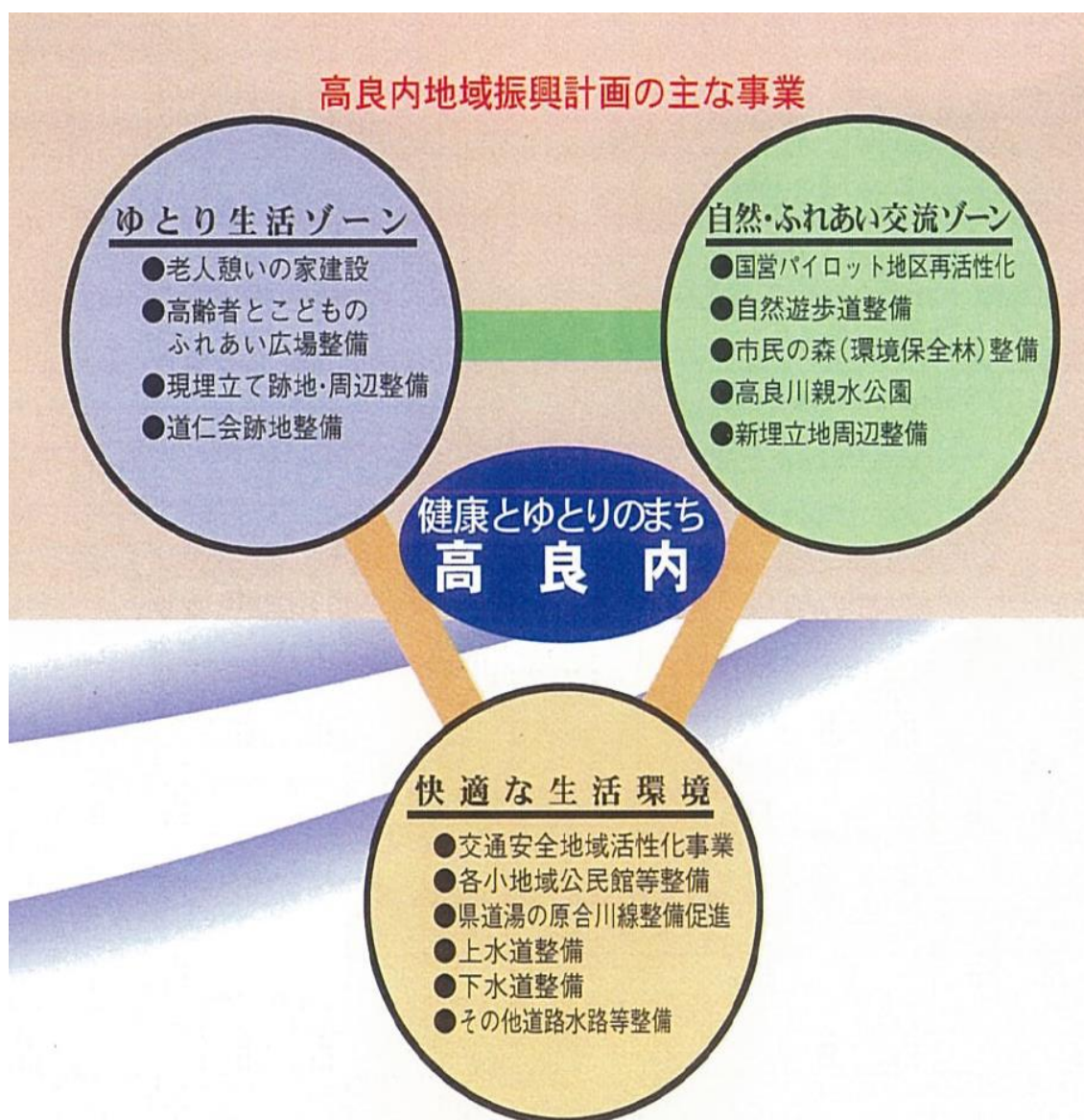
市では平成8年度に、「埋立地受け入れ地域は、他の地域より重点的に地域振興策で優遇する必要がある。」との基本方針にたって、高良内地域振興計画「健康とゆとりのまち高良内」を策定しました。

この計画は、主に高良内地域の各種団体からの要望をもとに、まちづくりの視点から行政内部での検討を行い、ゆとり生活ゾーン、自然・ふれあい交流ゾーンの振興事業及び快適な生活環境の視点からの環境整備事業からなる計画内容となっています。

(2) 高良内地域振興計画の実施

市では平成9年度から当該事業に着手して以来、現在まで地域組織（各町内会、各種団体等）との調整により具体化した事業や市の基本施策として推進すべき事業から積極的に実施してきました。

この間、地域の中核組織である高良内町運営委員会をはじめ各町内会や各種団体等から新たな具体的なお要望等がなされました。そこで、より地域の皆様のご要望に沿った振興を図っていくためには、現在の高良内地域振興計画の見直しが必要であると判断したものです。



2. 新高良内地域振興計画の概要

平成14年12月、従来の高良内地域振興計画の見直し計画〔新高良内地域振興計画〕を策定しました。

高良内地域振興計画の見直し計画〔新高良内地域振興計画〕の事業メニューは次のとおりです。

○従来計画どおりの事業

●従来計画の具体化・充実を図った事業

◎新たにメニュー化を図った事業

<ゆとり生活ゾーン>

○老人憩いの家建設

- 高齢者とこどものふれあい広場整備
- 旧埋立跡地・周辺整備
- 野菜洗い場整備
- 井戸ポンプ設置（農業用渇水対策）
- ◎地域融和施設整備
- <自然・ふれあい交流ゾーン>
- ◎財産区支援事業
- 環境保全林事業等の計画的推進
- 高良川親水公園
- 新埋立地周辺整備（寺尾川溪流公園）
- <快適な生活環境>
- 交通安全地域活性化事業
- 各地域公民館等整備
- ◎地域広場整備
- 県道湯の原合川線整備
- 上水道整備
- 下水道整備
- その他道路水路等整備
- ◎埋立地安全対策

3. 新高良内地域振興計画の推進にあたって

埋立地受け入れ地域に対する「新高良内地域振興計画」を、市議会はもとより幅広い市民の皆様のご理解を得て推進していくために、杉谷埋立地建設工事の安定化に、今後とも地域の皆様の一層のご協力をお願いします。

（注2）八丁島地区地域振興計画

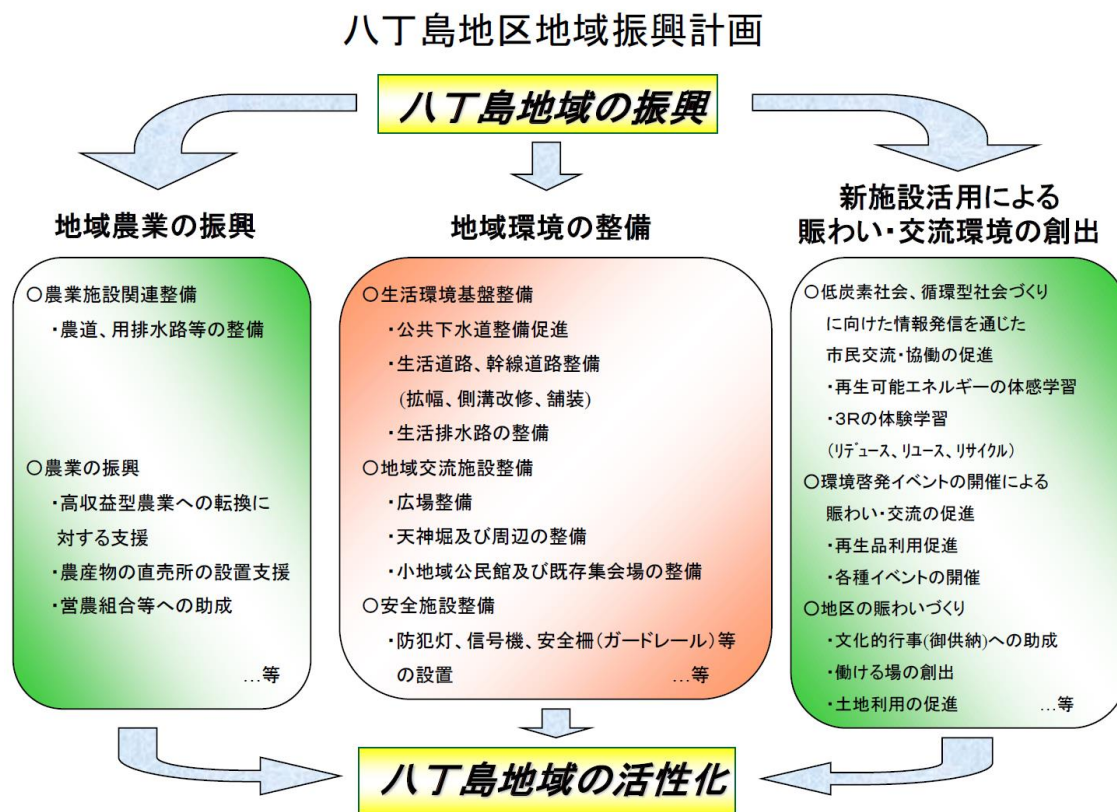
八丁島地区地域振興計画

八丁島地区地域振興計画は、宮ノ陣町八丁島地区に整備する新中間処理施設の地元地区（八丁島地区）の振興を図るために定めるものである。

本計画は、地元地区からの要望や地区の特性、過去の公共投資の状況などを踏まえ、「地域農業の振興」「地域環境の整備」「新施設活用による賑わい・交流環境の創出」という3つの視点から検討を行い策定しました。

なお、本計画は地元地区に限定した計画としているが、これまでに実施してきた他の振興事業の状況と立地の特性を考慮すると、周辺地域にも一定の配慮が必要であり、特に「地域

農業の振興」という視点については、地元地区を超えた一定範囲に及ぶ対応が必要と考えられる。



① 5か年歳入歳出比較・令和元年度決算概要

環境部建設課の事業費は以下のとおりである。

令和元年度の杉谷埋立地関連の事業費は約 51 百万円、宮ノ陣 CC 関連の事業費は約 35 百万円であった。

目名	事業名	地域振興計画	決算額(千円)					小計
			H27	H28	H29	H30	R01	
清掃総務費	清掃総務費(建設課)	—	853	955	2,392	1,438	1,031	6,669
塵芥処理費	北部一般廃棄物処理施設地域環境整備事業	宮ノ陣クリーンセンター	43,127	9,144	14,948	33,241	3,292	103,752
塵芥処理費	新埋立地地域環境整備事業	杉谷埋立地	0	48	481	13,150	249	13,928
塵芥処理費	新埋立地地元(杉谷・一ノ瀬)環境整備事業	杉谷埋立地	75	83	170	96		424
農業振興費	北部一般廃棄物処理施設地域環境整備事業(農業振興)	宮ノ陣クリーンセンター	9,417	7,696		11,290	12,300	40,703
道路新設改良費	新埋立地地域環境整備事業(道路整備)	杉谷埋立地	20,071	41,494	31,499	22,411	* 51,583	167,058
道路新設改良費	北部一般廃棄物処理施設地域環境整備事業(道路整備)	宮ノ陣クリーンセンター	40,548	36,137	23,910	16,940	20,225	137,760
河川改良費	新埋立地地域環境整備事業(河川排水路改良)	杉谷埋立地	571	4,824				5,395
河川改良費	北部一般廃棄物処理施設地域環境整備事業(河川排水路改良)	宮ノ陣クリーンセンター	8,320	4,498	23,227	61,808		97,853
公園費	北部一般廃棄物処理施設地域環境整備事業(公園整備)	宮ノ陣クリーンセンター	285,224					285,224
			408,206	104,879	96,627	160,374	88,680	858,766

杉谷埋立地	20,717	46,449	32,150	35,657	51,832	186,805
宮ノ陣クリーンセンター	386,636	57,475	62,085	123,279	35,817	665,292

実施した監査手続

- ① 地域振興策の範囲、根拠、決算額その他概要の把握
- ② 令和元年度の事業費について、支出負担行為等の監査を実施した。

結果

以下の点を除き、気づき事項はなかった。

(意見 22) 地域振興計画の具体化と実績の開示

監査のサンプルに高良内校区道路改良（E363 号線）工事という事業があり、「本路線は、既存の排水構造物の流下断面が小さく、降雨時には道路冠水しているため、車両及び歩行者の通行に支障をきたしている。よって、高良内地域振興計画に基づき、本設計書のとおり実施いたしたい。」という施工理由にて、環境部建設課が幹部候補生学校近辺の道路工事を行っている。このような冠水対策など、高良内校区の道路については、環境部建設課が改良等を行うことになっている。

その根拠が、新高良内地域振興計画と環境部からの説明を受けたが、新高良内地域振興計画には、これまでの経過、計画の概要、杉谷埋立地建設工事の安定化に対する地域住民への協力依頼を記載しているだけである。

限りある予算であることから、実施した内容については、市民へ公開することが望まれる。

この地域振興計画の具体化については、八丁島地区地域振興計画、上津校区の地域振興についても同じことが言える。

(意見 23) 計画的な地域振興策の実施

上津 CC の地域振興策については、その根拠が定められていない。上津 CC については、一旦事業は終了しているものの、今後のリニューアルその他の際には、対象地域、内容、総額等をあらかじめ定める要綱等を杉谷埋立地や宮ノ陣 CC と同様に定めることが望まれる。

(12) 過去の訴訟案件

本章では、2つの過去の訴訟案件についての検討結果を報告する。1つ目の訴訟案件は、一般廃棄物処理施設整備・運営事業により公金の支出、契約の締結・履行、債務その他の義務を負担したことについて、地方自治法 2 条 14 項及び地方財政法 4 条 1 項に反して違法である旨の主張がなされたものである。本件を通じて、一般廃棄物処理施設の建設の適法性及び 3E（有効性、効率性、経済性）を審査する。

本訴訟案件は、平成 30 年に福岡高等裁判所が判決言い渡しをしたものであるが、本訴訟案件中で争われた一般廃棄物処理施設は監査対象期間においても稼働を継続しているものであって、監査対象となりうる。

2つ目の訴訟案件は、最終処分場（埋立地）の建設工事差止請求事件である。1つ目の一

般廃棄物の事案と同じく、適法性及び 3E を審査対象とする。また、現在も稼働を継続しているものである。

訴訟であることから、自ずから限界があることを事前に指摘しておく。裁判所が審理・判断すべき権利ないし法律関係は訴訟物であって、訴訟物に関係しない点については考慮されず、判決にも記載されない。原告である市民又は被告である久留米市が提出した主張及び証拠のみが検討対象であり、当事者が主張しない事実、提出しない証拠は考慮されない。

特に、一般廃棄物処理施設の建設については、訴訟前及び訴訟外で市民団体から久留米市に対して質問がなされ、久留米市がこれに対して回答を公開している。その結果、判決文の記載内容からは当然に生じる疑問であっても、事前に久留米市が公開している回答によって疑問が解消される等して、訴訟上には取り上げられていない論点も多数存在するはずである。本検討は、主に判決文に基づいて検討したものである。

以上のような限界はあるものの、一般廃棄物処理施設整備・運営事業に違法性が存在すると考える原告がその事業の適法性を争い、これに対して、久留米市が主張を尽くし、証拠を提出し、公平な第三者である裁判所が判決を出したものであることから、違法性及び 3E 審査においても有益な資料となる。

(A) 1つ目の事件

① 事件

- (ア) 福岡地方裁判所平成 25 年（行ウ）第 46 号公金支出差止等請求事件 平成 30 年 3 月 12 日判決
- (イ) 福岡口頭裁判所平成 30 年（行コ）第 16 号公金支出差止等請求事件 平成 30 年 11 月 30 日判決

② 主な争点

- (ア) 焼却処理予測量が過大であった
- (イ) 上津 CC の予測処理能力を過少に評価した
- (ウ) 循環型社会形成推進基本法の示す持続可能な資源循環型社会の実現を目指すという基本原則に反して、新施設の建設という誤った施策を採用した
- (エ) 新施設の立地選定で誤った判断をした

③ 各争点に対する判断

- (ア) 焼却処理予測量が過大であった

i) 争点に関する具体的な主張

A ごみの焼却量の減少

久留米市域における廃棄物総量及び焼却実績量は平成 18 年から平成 22 年まで一貫して減少しており、その傾向からすれば、その後も更に減少することが明らかであった。その他、廃棄物の排出抑制等廃棄物処理量を減少させる施策を実施すれば、廃棄物処理量を減少させることが可能である。

B 旧 4 町の廃棄物の受入れ

旧 4 町のごみは、それぞれが所属する一部事務組合の下で適切な処理がされており、久留米市がこれらを受け入れる必要はない。久留米市が受け入れるとしている旧 4 町のごみ量予測は合理性がない。

C 災害廃棄物

災害廃棄物を 61 日間で処理できる施設を建設することであるが、61 日で処理する必要はない。災害が生じた場合には、他の市町村と協力すれば足りる。いつ生じるかわからない災害廃棄物を考慮することは不合理である。

ii) 上記主張の包括外部監査上の視点

久留米市は、将来の焼却処理予測量に基づき新たな処理施設建設の必要性を根拠づけている。将来の焼却処理予測量に疑義が生じれば、建設の必要性に疑義が生じることになる。そのため、将来の焼却処理予測量は、「有効性」の問題になりうる。

なお、全体にわたる論点であるが、適法性については、地方公共団体の長である久留米市長に、諸般の事情を総合考慮した合理的な裁量に委ねられていることから、裁量権の逸脱又は濫用が認められなければ違法とはならない。

iii) 判決上の判断

原告は、ごみの量が減少していること、広域合併した旧 4 町のごみの受け入れが不合理であること、災害廃棄物の処理を考慮することが不合理であることを主張した。

これに対して、裁判所は、ごみの量が減少していることは事実であるがごみの減量及びリサイクルの取組として様々な施策を導入した結果であって、その後も継続的に減少していくと判断する根拠とはならないこと、また実際に減少することなく、被告の予測のとおりその後のごみの量は横ばいであったことから、被告の予測が不合理ではなかったと判断した。

旧 4 町のごみの受け入れについては、廃掃法による地方自治体の義務を根拠に受け入れは不合理ではないと結論づけた。

災害廃棄物については、廃掃法によって定められた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」によって、災害発生時に備えて、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設等を整備しておくことが必要とされていることから、災害廃棄物の処理を考慮に入れる必要性が肯定された。

以上をもって、焼却処理予測量が過大に見積もられたものではないと判断された。

包括外部監査としては、上記論点については、有効性、適法性の観点から問題がなかったと判断できる。

(イ) 上津 CC の予測処理能力を過少に評価した

i) 争点に関する具体的な主張

久留米市は従来の上津 CC の処理能力を算定するにあたって、ごみの重量当たりの発熱量が高くなっており、排ガス系統への負荷を減少させるために、処理能力を 64% に減少させている。

これについて、原告は、①ごみの重量当たりの発熱量は高くなっていない（高質化は進んでいない）②余裕率 20%に根拠がない③13,000 キロジュール/kgを記録していた、と主張した。

ii) 上記主張の包括外部監査上の視点

ごみの高質化が進むと焼却施設の温度が上がり過ぎてしまい排ガス系統が耐えられなくなってしまうことから、ごみの量を減らして耐久可能な温度で焼却施設を稼働させている。その結果稼働率が下がり、新たなごみ処理施設が必要な状況になっている。これらの主張についても、(ア)と同様に、有効性、適法性の観点からの審査となる。

iii) 判決上の判断

上津 CC 設計時の処理能力は、基準ごみは 7,500 キロジュール/kgであり、高質ごみは 11,300 キロジュール/kgを前提にしている。平成 10 年度から平成 22 年度までの低位発熱量の測定値の平均値は、上記基準ごみを上回る 9,800 キロジュール/kgであった。また、ごみ質検査において 82 回中 13 回は高質ごみを上回る低位発熱量であった。また、久留米市が想定している低位発熱量は 9,700 キロジュール/kgであって、これはごみ質検査の結果を正規分布によって算定したものであって、適正なものである。以上からすれば、ごみの高質化が進んでいると認められる。

余裕率については、誘引通風機に関して余裕率が 15%から 30%とすべきとの「ごみ処理施設構造指針」が存在し、社団法人日本環境センターの意見も参考にしていることから不合理とは言えない。

平成 10 年から平成 22 年までの低位発熱量の平均が 9,800 キロジュール/kgであって、13,000 キロジュール/kgであったことがあることは事実であるが、高質化等の状況を踏まえて、安全かつ安定的、継続的に焼却処理を行うためには、新たな施設が必要な状況であった。

判決からすれば、有効性、適法性において問題はない。

iv) 判決文に関する疑問

A 判決文上記載されていない稼働率を上昇させる経済的な方策について

判決文の記載からだけでは、稼働率 64%は、低すぎるのではないかと疑問が生じる。排ガス系統への過大な負荷を避けるためとしても、新たな施設を建設するよりも安く経済的な手段が他になかったのか「経済性」の点は論じられていない。この点に関連して、訴訟外においてこの点について市民団体と久留米市との間で協議がなされ、市民団体の質問に対する久留米市の回答がホームページ上で公表されている。この回答によれば、既に送風機、通風機、ボイラー、急冷反応塔、バグフィルタ、ダクト等新たな施設を建設する以外の稼働率を上昇させるための様々な対応をしてきたようである。他の経済的な方法については、既に検討し、かつ取り入れ、これ以上の経済的な方法をとることができない段階で新たな施設を建設する判断に至ったようである。このように訴訟外で協議がなされた結果訴訟上で取り上げられなかった争点は多数存在すると考えられる。

B 余裕率に関する経済性、効率性の評価の困難さ

低位発熱量が増加したことによって排ガス系統への負荷が増加することは、一般論としては認められるだろう。しかし、現実に排ガス系統の故障率が上昇したとか、故障の態様からすれば低位発熱量の増加が原因であると考えられる等の認定は判決文上では示されていない。久留米市と市民団体の訴訟外での協議の中では、誘引通風機について、十分な余裕率がなければ、職員を巻き込む可能性のある事故を含め事故が生じる危険がある旨の説明がなされた。事故が生じれば回復困難な損害が生じる可能性もあり、単純に経済性、効率性の問題として検討することはふさわしくなく、どの程度の余裕率を持たせるべきかという点を評価するのは困難である。

C 低位発熱量が高いと評価するための比較対象と有効性について

高質化が進んでいるとの判断がなされている。しかし、高質化の進捗を評価するために当然必要だと考えられる時系列的なごみ質値の増加は判決文上には記載されていない。上津 CC の設計時に想定された低位発熱量を上回る低位発熱量が生じていることが認定された。現在のごみ質の比較対象が、過去のごみ質であるのか、設計時に想定ごみ質であるのかという違いがあり、根拠としての価値にも違いが生じるが、いずれも新たな焼却施設を建設する必要性の根拠になりうるものである。仮に、高質化が進んだことが理由ではなく、設計時に想定していた低位発熱量を一定程度上回ったために、稼働率を低下させたと認定がされたとしても、同じく新たな一般廃棄物処理施設の建設の根拠とはなりうる。したがって、いずれにしても有効性が認められる結論になりうる。

(ウ) 循環型社会形成推進基本法の示す持続可能な資源循環型社会の実現を目指すという基本原則に反して、新施設の建設という誤った施策を採用した

i) 争点に関する具体的な主張

循環型社会形成推進基本法の示す持続可能な資源循環型社会の実現を目指すという基本原則からすれば、新施設の建設にあたってその必要性、代替案の検討が必要である。

ii) 上記主張の包括外部監査上の視点

住民福祉の向上及び公共目的の実現を自治体は目指すことになる。「持続可能な資源循環型社会の実現」は、公共目的の実現で考慮すべきことである。新施設建設の必要性は、包括外部監査上の有効性の問題である。代替案については、効率性、経済性の問題である。その他、適法性が問題になりうる。

iii) 判決上の判断

必要性については、上述の論点において既に述べられたとおりである。

代替案については、判決上明確には述べられていないものの、専門的な知見を含む関係者の意見を集約し、検討していること、議会に諮り、その議決を得ていることから代替案についても十分に検討したものであると評価されているようである。

以上から、判決文の記載からすれば、有効性、効率性、経済性、適法性において問題はない。

(エ) 新施設の立地選定で誤った判断をした

i) 争点に関する具体的な主張

予定地における洪水対策のために過大な支出を要し、広大な優良農地を喪失させるため、当該予定地に建設することは不当である。

ii) 上記主張の包括外部監査上の視点

包括外部監査としては、洪水対策費用が生じることは、経済性の問題が生じうる。優良農地喪失については、有効性の問題が生じる。その他適法性の問題が生じうる。

iii) 判決上の判断

立地選定作業は、平成3年及び平成16年に2回に行われた。その際、洪水対策のような自然災害のみならず、収集輸送効率、周辺環境、用地費その他12項目に関する評価が行われ、予定地はその総合評価が最も高かった地区であった。さらに、平成17年から平成21年にかけて生活環境影響調査を実施して新施設周辺的生活環境への影響がほとんどないことが確認され、九州農政局との協議も行った上で、都市計画決定が行われた。以上から土地の選定には問題がない。

さらに、新施設において1メートルの盛り土、地上7メートルの高さにごみの投入口を置き、重要な機器等の設置場所を水防区域にするなどして、ごみ等が流出しないように設計されて、洪水による浸水対策がなされた。

また、九州農政局との協議においては、農地以外の代替地の検討を求める意見がなされたが、候補地5カ所がいずれも農地であったことから農地の喪失は避けられない結果であること、九州農政局との協議の結果当該予定地への建設を否定されなかったことから、立地選定は不合理ではないと判断された。

以上の判断からすると、経済性、有効性、適法性において問題はない。

iv) 判決文に対する疑問

経済性及び効率性の検討は、手続き的な点に焦点が当てられており、実質的な部分へは踏み込んでいない。裁判官は、経済性及び効率性について検討する専門家ではないため、専門的な調査及び専門機関との協議等の適正な手続きを経ていれば、その判断を尊重し、裁量権の逸脱又は濫用があるとして違法性が認められることは少ない。

原告らは、当該予定地に建設する場合の洪水対策費が過大になることを問題にした。これに対する回答として、洪水対策費がいくらだったのか、他の候補地の洪水対策費がいくらだったのか、当該予定地よりも洪水対策費が少ない他の候補地があったのであればその候補地よりも当該予定地ほどの点でメリットがあったのか等洪水対策費に関する詳細は判決文上には記載されていない。これらの詳細が検討されていればより深く経済性について検討をすることができたはずである。しかし、上述のとおり、訴訟において、専門的な知見が必要な判断については、専門家の見解を尊重し、詳細に踏み込まないことが多い。

農地喪失の点については、そもそも農地以外の選択肢が比較対象に挙げられておらず、その理由については明らかにされていない。また、他の候補地が農地である点については、

喪失する農地の面積や農地の種類等の比較について判決文上には記載されていない。

④ 総評

以上のとおり、判決文上で、適法性、有効性、経済性、効率性等に関する視点での記載がされており、当該訴訟上で、包括外部監査上問題になるこれらの視点の検討がなされたことが認められる。一方、訴訟における判決文という性質上、記載された内容には一定の制限があり、想定される問題点のすべてについて十分な検討が加えられたわけではなかった。しかし、判決文に記載された内容の限りにおいては、適法性、有効性、経済性、効率性について検討がなされて問題がないとの判断がなされたものと考えられる。

(B) 2つ目の事件

⑤ 事件

(ア) 福岡高等裁判所平成13年(ネ)第650号建設工事差し止め請求控訴事件 平成15年10月27日判決

⑥ 主な争点

(ア) 入会権の存否

(イ) 人格権に基づく差し止め請求の存否

⑦ 各争点に対する判断

(ア) 入会権の存否

入会権について裁判所は、入会権を認めるに足りる証拠がないと判断した。包括外部監査上審査すべき事項はない。

(イ) 人格権に基づく差し止め請求の存否

i) 判決文上検討された内容

- A 差し止め請求権の要件
- B 埋立廃棄物の有害性
- C 本件処分場の公共性、必要性
- D 共同命令の適合及び浸出水漏洩の蓋然性

ii) 判決文詳細

A 差し止め請求権の要件

a. 被保全権利—人格権

人の生命・身体の健康が人格権として保護されることが述べられた。生命・身体への侵害に対しては差し止めを求めることができ、その侵害が現実化していない場合であっても侵害をもたらす行為の禁止を求めることができる。

b. 人格権に基づく差し止め請求の判断基準

差し止め請求が認められるのは、受忍限度を超えて、生命の安全・身体の健康が侵害される蓋然性が大きい場合であると判断された。

なお、受任すべき限度を超えたかどうかの考慮事項は以下の3点である。

- 生命の安全・身体への健康への被害発生のおそれの程度・発生する被害の内容、性格
- 本件処分場の公共性ないし公益性の必要性の内容、程度等
- 被害の防止に関して採り得る措置の有無および効果等

c. 立証責任

立証責任は、市民側にある。

但し、自治体には、共同命令に適合していることを立証しなければ、健康被害が生じる蓋然性が大きいものと事実上推定される。自治体が共同命令に適合していることを立証した場合には、市民側がさらに生命の安全・身体への健康が侵害される蓋然性が大きいことを立証しなければならない。

B 埋立廃棄物の有害性

a. ダイオキシン類、環境ホルモンについて

WHO の専門家会合の最終報告書概要等の科学的知見を対象とした議論を踏まえて中央環境審議会環境保健部会等の報告を受けて、ダイオキシン類対策特別措置法は、ダイオキシン類の耐容一日摂取量を 4 pgTEQ/kg/日以下と設定した。

b. 本件埋立廃棄物の有害性について

本件処分場での埋立処理が予定されている一般廃棄物は以下のとおり区分され処理される。

可燃物	主灰	薬剤処理
	飛灰	薬剤処理及びセメント固化
不燃物	鉄・アルミ	有価物としてリサイクル
	残り	埋め立て

いずれについても以下のとおり基準値を下回っていると判断され、一応の安全性を肯定することができるかと判断がされた。

- 平成 10 年から 12 年、焼却灰の重金属 24 種類
- 平成 10 年から 12 年、浸出水
- 平成 6 年から 11 年、焼却残渣
- 平成 12 年、内野処分場の浸出水
- 平成 6 年から 12 年、主灰又は飛灰中のダイオキシン類

C 本件処分場の公共性、必要性

ごみが人の社会生活に必然的に随伴するものであり、その減量化をはかり、中間処理を充実させても、最終処分としての埋立てはどうしても必要である。

最終処分は、発生地域内で行うことが大原則である。

久留米市民が円滑に日常生活を送り、健康を維持するためであって、本件処分場の公共性、必要性は、生命の安全・身体への健康にも連なる内容、性格を持つ。

D 共同命令の適合及び浸出水漏洩の蓋然性

共同命令の適合性が検討された。地盤、本堤・区画堤・斜面、底部遮水工、浸出水排水設

備、雨水等排水路、地下水集排水管、安全監視体制等に関して共同命令の適合性が検討されて、その適合性が確認された。

生命・健康に被害が生じる蓋然性が高いと認めるに足りる証拠はないと判断された。

⑧ 総評

適合性については、共同命令への適合性が詳細に検討された。

有効性については、判決文上記載されていることから明らかなおり、久留米市民が円滑に日常生活を送り、健康を維持するためには、処分場は必須である。

経済性及び効率性については、上記では省略したが判決文では、公共性及び必要性の点で、控訴人である久留米市民が水源に近い本件処分場予定地ではない代替案を出したため、検討されている。その中では、他の候補地との比較において本件候補地が選出された理由が、早期の着工が可能であるという選出理由としては弱い理由であったことが指摘されている。しかし、他の候補地との比較において優劣がつけがたい状態であったことから、この弱い理由で選出したことに問題がないと判断された。久留米市民が提出した代替案については、用地取得費用、地下水対策、海水汚染等の他の問題が生じることから合理性がないと判断された。以上から、経済性、効率性においても判決文上では問題がなかったと判断できる。

(1) 実施した監査手続

- ① 久留米市環境部において把握している過去の訴訟案件について提供を受けた資料について調査
- ② 判例検索システム等を利用し、久留米市環境部に関連する訴訟案件の調査
- ③ 主に判決文から、特に真実性、有効性、経済性、効率性に関する判断の整理
- ④ 判決に至った事実の調査

(2) 結果

特に、指摘、意見はない。

(13) ごみ収集に関する委託料等

(1) 概要

久留米市のごみ収集は、校区ごとに収集曜日は異なるものの、燃やせるごみは週2回、資源物などは月2回（田主丸・北野地域は月1回）、古紙・布類も月2回（北野地域は拠点回収で月1回）、粗大ごみは月1回収集を行っている。

i) 5か年歳入歳出比較・令和元年度決算概要

5か年歳入及び歳出の推移は以下のとおりである。

5か年歳入・歳出

(単位：千円)

歳入	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
清掃手数料	615,543	798,773	769,847	781,693	777,664
広告事業収入	356	622	622	540	636
災害廃棄物処理事業費補助金				857	
歳入計	615,899	799,395	770,469	783,090	778,300

歳出	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
ごみ減量・分別リサイクル推進事業	1,143,971	1,148,825	1,146,246	1,155,123	954,797
指定袋制度	253,658	212,215	207,902	197,615	188,665
塵芥収集費	16,225	11,993	15,707	7,088	5,480
歳出計	1,413,854	1,373,033	1,369,855	1,359,826	1,148,942

歳入－歳出	▲ 797,955	▲ 573,638	▲ 599,386	▲ 576,736	▲ 370,642
-------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

令和元年度の歳入総額は 778,300 千円であるが、内訳はごみ袋販売歳入や粗大ごみの回収などの歳入が含まれる清掃手数料が 777,664 千円、ごみカレンダー等の広告歳入 636 千円となっている。

一方歳出は歳出総額 1,148,942 千円で内訳は、ごみの回収にかかる歳出であるごみ減量・分別リサイクル推進事業が 954,797 千円、指定袋の製造・販売にかかる歳出が 188,665 千円、清掃業務に必要な車両の管理や備品等に係る歳出である塵芥収集費が 5,480 千円となっている。

歳入と歳出の差額は、毎年マイナスで令和元年度は 370,642 千円のマイナスであった。

ii) 委託契約の状況

ごみ収集に関する委託業務及び令和元年度の各業務の入札方式、委託業者、契約金額は以下のとおりであった。

委託契約の状況

(単位:円)

地域	業務名	入札方式	委託業者	契約額
旧久留米地域	久留米地域燃やせるごみ収集運搬業務委託A	条件付競争入札 契約期間(H31～R5)	栄光産業株式会社	81,030,600
	久留米地域燃やせるごみ収集運搬業務委託B		サンテン・八雲JV	81,030,600
	久留米地域燃やせるごみ収集運搬業務委託C		成田・荒巻JV	81,030,600
	久留米地域燃やせるごみ収集運搬業務委託D		株式会社大和総業	81,030,600
	久留米地域燃やせるごみ収集運搬業務委託E		栄和産業株式会社	81,030,600
	久留米市久留米地域資源物収集運搬業務 (空カン、ペットボトル、容器包装プラスチック、小金属・小型家電、不燃物)	合特法に基づく 随意契約	久留米市清掃事業協同組合	278,752,235
	久留米地域資源物等収集運搬業務(空ビン)		久留米市清掃事業協同組合	67,122,197
	久留米地域資源物回収容器設置回収業務		久留米市清掃事業協同組合	70,355,135
	久留米地域資源物回収容器普通洗浄業務委託		久留米市清掃事業協同組合	3,097,775
	久留米全域	犬猫等小動物死骸収集運搬業務	条件付競争入札 契約期間(H28～R2)	久留米市清掃事業協同組合
粗大ごみ・特別申込み受付業務及び収集運搬業務		栄和産業株式会社		56,381,392
旧田主丸地域	久留米市田主丸地域燃やせるごみ収集運搬業務	条件付競争入札 契約期間(H31～R5)	(有)池内リサイクリング	40,747,470
	久留米市田主丸地域資源物収集運搬業務	単年度随意契約	(有)池内リサイクリング	16,153,800
旧北野地域	久留米市北野地域燃やせるごみ収集運搬業務	単年度随意契約	(有)キタエイ	43,229,400
	久留米市北野地域資源物収集運搬業務	単年度随意契約	(有)キタエイ	27,925,800
旧城島地域	久留米市城島・三猪地域燃やせるごみ収集運搬業務(その1)	単年度随意契約	株城島産業	29,168,400
	久留米市城島・三猪地域資源物等収集運搬業務(その1)	単年度随意契約	株立花商事	19,402,000
	久留米市城島・三猪地域資源物回収容器設置回収洗浄業務	単年度随意契約	株立花商事	4,142,000
旧三猪地域	久留米市城島・三猪地域燃やせるごみ収集運搬業務(その2)	単年度随意契約	(有)田中商事	29,103,000
	久留米市城島・三猪地域資源物等収集運搬業務(その2)	単年度随意契約	(有)清美寮安徳	19,345,320

久留米地域燃やせるごみ収集運搬業者については、久留米市が指名した6業者(JV含む)による条件付競争入札の結果、公表された最低設計金額による応札が行われ、抽選にて5業者(JV含む)が決定されていた。

久留米市久留米地域資源物収集運搬業務(空カン、ペットボトル、容器包装プラスチック、小金属・小型家電、不燃物)、久留米地域資源物等収集運搬業務(空ビン)、久留米地域資源物回収容器設置回収業務、久留米地域資源物回収容器普通洗浄業務委託、犬猫等小動物死骸収集運搬業務については、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和50年法律第31号。以下「合特法」という)に基づき、久留米市清掃事業協同組合が受託していた。合特法は、一般廃棄物処理業等(し尿等の処理業という)が下水道の整備等により受ける著しい影響を緩和し、併せてその経営の近代化及び規模の適正化を図るために必要な措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理の確保を図り、ひいては公衆衛生の向上と生活環境の保全に資することを目的として昭和50年に制定された法律で、し尿等の処理の適正な実施を確保するためには、下水道の終末処理場による処理への転換が完了する直前まで、その全体の規模が縮小しつつも、継続して行わなければならない、とされている。法の制定から40年超経過し、やや長期化しているとは思われるが、し尿処理業者の業務維持のための制度で、現在も下水道への転換が未了の現状では、し尿等の処理の適正な実施のために必要な措置であると考えられる。

粗大ごみ・特別申込み受付業務及び収集運搬業務は、条件付競争入札にて平成 28 年から令和 2 年まで同一業者が受託していた。

久留米市田主丸地域燃やせるごみ収集運搬業務については、条件付競争入札にて 3 社の競争入札であったが、3 社中 2 社が上記の久留米地域燃やせるごみ収集運搬業務委託の受託業者となり、久留米市田主丸地域燃やせるごみ収集運搬業務の入札に当たっては失格となったため、残る 1 社が受託していた。

田主丸地域の久留米市田主丸地域資源物収集運搬業務、北野地域の久留米市北野地域燃やせるごみ収集運搬業務及び久留米市北野地域資源物収集運搬業務、城島地域の久留米市城島・三潞地域燃やせるごみ収集運搬業務(その 1)、久留米市城島・三潞地域資源物等収集運搬業務(その 1)及び久留米市城島・三潞地域資源物回収容器設置回収洗浄業務、三潞地域の久留米市城島・三潞地域燃やせるごみ収集運搬業務(その 2)及び久留米市城島・三潞地域資源物等収集運搬業務(その 2)については単年度随意契約にて業者選定が行われていた。

iii) 条件付競争入札随意契約世帯あたりの経費比較

下記は燃やせるごみの各地域の世帯あたりの運搬委託費を求めた表である。

(単位:円)

地域	業務名	入札方式	契約額	業者名	世帯数 (R2. 3.31)	世帯あたり の経費
旧久留米 地域	久留米地域燃やせるごみ収集運搬業務委託A	条件付競争入札 契約期間(H31 ~R5)	81,030,600	栄光産業株式会社	22,106	3,666
	久留米地域燃やせるごみ収集運搬業務委託B		81,030,600	サンテン・八雲JV	22,059	3,673
	久留米地域燃やせるごみ収集運搬業務委託C		81,030,600	成田・荒巻JV	21,612	3,749
	久留米地域燃やせるごみ収集運搬業務委託D		81,030,600	株式会社大和総業	22,568	3,591
	久留米地域燃やせるごみ収集運搬業務委託E		81,030,600	栄和産業株式会社	22,730	3,565
旧田主丸 地域	久留米市田主丸地域燃やせるごみ収集運搬業務	条件付競争入札 契約期間(H31 ~R5)	40,747,470	㈲池内 リサイクリング	7,070	5,763
旧北野地域	久留米市北野地域燃やせるごみ収集運搬業務	単年度随意契約	43,229,400	㈲キタエイ	7,091	6,096
旧城島地域	久留米市城島・三潞地域燃やせるごみ収集運搬業務(その1)	単年度随意契約	29,168,400	㈲城島産業	5,463	5,339
旧三潞地域	久留米市城島・三潞地域燃やせるごみ収集運搬業務(その2)	単年度随意契約	29,103,000	㈲田中商事	5,746	5,065
			547,401,270		136,445	4,012

地方自治法第 234 条第 1 項・第 2 項は、地方公共団体が締結する契約について、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ、価格の有利性（低廉性、経済性）を確保し得るという観点から一般競争入札を原則とし、その例外として同法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号は契約の性質や目的が競争入札に適しない場合には随意契約により行うことができる旨規定しているが、1 世帯あたり運搬委託費用は、随意契約で運搬委託を行っている地域の経費が競争入札地域の 1.5 倍前後のコストとなっていて、随意契約地域は価格の有利性（低廉性、経済性）が損なわれていると考えられる。

すなわち、条件付き競争入札を行った旧久留米市域の 1 世帯あたり費用が 3 千円台であるのに対し、随意契約である北野地域は 1 世帯あたり 6 千円台、田主丸地域、城島地域及び三潞地域は 1 世帯あたり 5 千円台と約 1.4 倍～1.7 倍と高額になっている。

各地域によって収集範囲や集積所間の距離のばらつき、運搬先となる中間処理施設への距離に差があるため、地域間の経費額に差異が生じることは、一定程度考慮する必要はあるが、

倍近い費用となることは原因分析やその他の対応が必要と考えられる。

iv) 随意契約開始時期

また、随意契約の中には長期間特定の業者に委託している業務が存在した。具体的な各種収集運搬業務、委託業者名、当該業者との取引の開始年度は下表のとおりである。

久留米市業務委託一覧（随意契約）

地域	業務名	入札方式	委託業者	初年度
旧久留米地域	燃やせるごみ収集運搬業務	合特法に基づく 随意契約	久留米市清掃事業 協同組合	平成10年度（平成30年度まで）
	資源物等収集運搬業務			平成3年度から一部収集
旧田主丸地域	資源物等収集運搬業務	単年度随意契約	(有)池内リサイクリング	平成10年度
旧北野地域	燃やせるごみ収集運搬業務	単年度随意契約	(有)キタエイ	昭和55年度
	資源物等収集運搬業務			昭和55年度
旧城島地域	燃やせるごみ収集運搬業務	単年度随意契約	(株)城島産業	昭和49年度
	資源物等収集運搬業務			平成9年度
旧三潁地域	燃やせるごみ収集運搬業務	単年度随意契約	(有)田中商事	昭和47年度
	資源物等収集運搬業務			平成7年度

※旧久留米市域は平成3年度から資源（ビン、カン）の一部を久留米市清掃協同組合に委託を行う。平成10年度から容器包装リサイクル法の施行に伴い資源物全てを直営で行った。令和元年度より資源物全てを清掃協同組合に委託をしている。

田主丸地域は資源物収集運搬業務において(有)池内リサイクリングと平成10年度から、北野地域は、燃やせるごみ収集運搬業務、資源物収集運搬業務を昭和55年度から(有)キタエイと、城島地域は、燃やせるごみ収集運搬業務について(株)城島産業と昭和49年度から、資源物収集運搬業務について(株)立花商事と平成9年度から、三潁地域は、燃やせるごみ収集運搬業務について(有)田中商事と昭和47年度から、資源物等収集運搬業務について(有)清美寮安徳と平成7年度から随意契約を継続している。

v) 「久留米市北野地域燃やせるごみ収集運搬業務委託」及び「久留米市北野地域資源物収集運搬業務委託」随意契約

久留米市北野地域燃やせるごみ収集運搬業務委託契約は43,299千円で、「久留米市北野地域資源物収集運搬業務委託契約」は27,925千円で共に有限会社キタエイ（久留米市北野町）が随意契約にて受託している。

「久留米市北野地域燃やせるごみ収集運搬業務委託」及び「久留米市北野地域資源物収集運搬業務委託」の随意契約の理由には、

- (1) 一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準である廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第6条の2第2項及び法施行令第4条第1項第1号、第2号及び第3号の規定に適合している。
- (2) 旧三輪衛生施設組合（甘木・朝倉・三井環境施設組合）の構成市町村として、昭和55年より三輪ごみ共同処理場の稼働にあたり当初より北野地域の一般廃棄物の可燃物

収集運搬業務を一般廃棄物処理基本計画に基づき遂行してきた実績がある。そのため、収集運搬に必要な施設や車両等の整備を有することはもとより、地域の地理や集積所の状況を熟知するとともに、処理施設由来の分別基準にも精通しており、本委託業務を効率的に完全に遂行する能力を備えている。

- (3) 法に適合し、住民が衛生的な環境下において健康で文化的な生活を営むために極めて重要な一般廃棄物の適正処理にかかる本業務に際して、衛生・美観・臭気等の問題への配慮、迅速かつ円滑な収集運搬のための施設の保有、道路網の熟知、収集日・ごみの分別の区分や集積所の清潔さへの配慮等を備えた上で、業務を継続・安定的に遂行できる業者は北野地域において他にはなく、上記業者のみである。

と記載されていた。

① 法施行令第4条第1項への準拠性

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第6条の2第2項及び法施行令第4条第1項第1号、第2号及び第3号の規定に適合している」としている点であるが、法施行令第4条第1項第1号は、「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。」と規定する。しかし、随意契約を締結する際の提出書類に直近の財務諸表や税務申告書の提出は義務付けられていないことから、財務的基礎の適合性は判断されていなかった。

② 業者限定について

随意契約理由の(3)末尾において、「業務を継続・安定的に遂行できる業者は北野地域において他にはなく、上記業者のみである。」と断定しているが、北野区域における一般廃棄物収集運搬業許可業者は、(有)キタエイ以外に3社存在し、その3社とも令和元年度の「久留米地域燃やせるごみ収集運搬業務委託」の委託先である。このような状況において、業務を継続・安定的に遂行できる業者は北野地域において他にはなく、(有)キタエイのみ、と断定する随意契約の理由書の理解に苦しむところである。確かに、(有)キタエイが昭和55年から30年超も継続して業務を受託しているので他の業者は北野地域での実績は無いかもしれないが、そこを実績と認めると久留米市は北野地区において(有)キタエイ以外の業者への機会均等は与えず、(有)キタエイに独占を認めていることとなる。本来、どのような業者が来ても継続・安定的に業務遂行できるような仕様書、指示書、マニュアル等を作成し、指導することが久留米市の業務であるはずである。

したがって、他の業者も久留米市内で実績があり能力を有し、「業務を継続・安定的に遂行できる業者は北野地域において他にはなく、上記業者のみである。」とする随意契約理由は存在せず、当該業務は原則どおり競争入札を行うことが可能である。

vi) 久留米市城島・三潁地域燃やせるごみ収集運搬業務(その1)の随意契約理由書

令和元年度久留米市城島・三潁地域燃やせるごみ収集運搬業務(その1)の随意契約は、

株式会社城島産業（久留米市城島町）が 29,168 千円で受託している業務であるが、業者選定は随意契約にて行われていた。

随意契約の理由には、

- (1) 一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準である廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 6 条の 2 第 2 項及び法施行令第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定に適合している。
- (2) 旧大川、三潞地区環境衛生組合（大川市・城島町・三潞町・大木町）を構成市町とする大川清掃センターが、昭和 47 年より稼働し、その直後である、昭和 49 年度より、城島地域の一般廃棄物の可燃物収集運搬業務を一般廃棄物処理基本計画に基づき遂行してきた実績があるため、地域の地理に詳しく、本委託業務を遂行する能力を十分に備えている。

とのみ記載されていた。

随意契約理由（1）の法への適合性、（2）業務遂行能力は競争入札の応札業者でも当然に具備する要件で、随意契約にしなければならない性質又は目的が競争入札に適しない理由は一切記載されていなかった。

また、同じ書面には、根拠法令は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当、と記載されていた。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号は、不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。と規定している、のであるから、随意契約理由には、その性質または目的が競争入札に適しない旨を明確に記載する必要があるにもかかわらず、当該随意契約理由には明確な記載がなされないまま、随意契約にて契約を行っていたこととなる。

vii) 令和元年度久留米市城島・三潞地域燃やせるごみ収集運搬業務（その 2）の随意契約理由書

令和元年度久留米市城島・三潞地域燃やせるごみ収集運搬業務（その 2）は、有限会社 田中商事（久留米市三潞町）が 29,103 千円で受託している業務であるが、業者選定は随意契約にて行われていた。

随意契約の理由には、

- (1) 一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準である廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 6 条の 2 第 2 項及び法施行令第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定に適合している。
- (2) 旧大川、三潞地区環境衛生組合（大川市・城島町・三潞町・大木町）を構成市町とす

る大川清掃センターが、昭和 47 年より稼働し、当初より三瀨地域の一般廃棄物の可燃物収集運搬業務を一般廃棄物処理基本計画に基づき遂行してきた実績があるため、地域の地理に詳しく本委託業務を遂行する能力を十分に備えている。

- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に適合し、滞りなく市の収集計画に基づき業務の遂行ができる業者は三瀨地域には他にはなく、上記業者のみであると記載されていた。

「業務の遂行ができる業者は三瀨地域には他にはなく、上記業者のみである」という点であるが、令和元年度の一般廃棄物収集運搬事業許可業者で三瀨地区に住所を置く業者は他に 3 社存在した。この 3 社が受託不能であっても、三瀨地区に隣接する旧久留米市の荒木町、安武町等にも業者は存在し、合併後の現在では三瀨地域から業者をあえて選択する必要性は低く、性質又は目的が競争入札に適しない契約とは考えられないため原則どおり競争入札等で委託者を選定できる。

viii) 令和元年度久留米市城島・三瀨地域資源物回収容器設置回収洗浄業務の随意契約

令和元年度久留米市城島・三瀨地域資源物回収容器設置回収洗浄業務は、株式会社立花商事（八女市立花町）が 4,142 千円で受託している業務で、業者選定は随意契約にて行われていた。

随意契約の理由には、

- (1) 一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準である廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 6 条の 2 第 2 項及び法施行令第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定に適合している。
- (2) 平成 9 年度に拠点回収による分別収集を開始するにあたり、当初より城島地域の一般廃棄物の不燃ごみ・資源物収集運搬業務を一般廃棄物処理計画に基づき遂行してきた実績がある。

また、平成 28 年 4 月より城島・三瀨地域のエリアを統合して実施する資源物等収集運搬業務（その 1）を担っており、集積所のある場所等、城島・三瀨地域の地理に詳しく、資源回収容器設置回収洗浄業務の効率的かつ安定的な実施において、本業務を遂行する能力を十分に備えている。

根拠法令は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当、と記載されていた。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号が、競争入札を原則とし、契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするときのみ限定的に随意契約を認めることに鑑みると、法が期待する競争入札に適しない合理的内容を明確に記載しているとは言い難い。

ix) 令和元年度久留米市城島・三潞地域資源物等収集運搬業務（その１）の随意契約

令和元年度久留米市城島・三潞地域資源物等収集運搬業務（その１）は、株式会社 立花商事（八女市立花町）が 19,402 千円で受託している業務で業者選定は随意契約にて行われていた。

随意契約の理由には、

- (1) 一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準である廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 6 条の 2 第 2 項及び法施行令第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定に適合している。
- (2) 平成 9 年度に拠点回収による分別収集を開始するにあたり、当初より城島地域の一般廃棄物の不燃ごみ・資源物収集運搬業務を一般廃棄物処理計画に基づき遂行してきた実績があるため、地域の地理に詳しく本委託業務を遂行する能力を十分に備えている。

根拠法令は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当と記載されていた。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号が、競争入札を原則とし、契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするのみ限定的に随意契約を認めることに鑑みると、競争入札に適しない合理的理由を明確に記載されていない。

x) 令和元年度久留米市城島・三潞地域資源物等収集運搬業務（その２）の随意契約

令和元年度久留米市城島・三潞地域資源物等収集運搬業務（その２）は、有限会社清美寮安徳（筑後市大字前津）が 19,345 千円で受託している業務であるが、業者選定は随意契約にて行われていた。

随意契約の理由には、

- (1) 一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準である廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 6 条の 2 第 2 項及び法施行令第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定に適合している。
- (2) 平成 7 年度から現在まで、三潞地域の一般廃棄物の不燃ごみ・資源物収集運搬業務を一般廃棄物処理計画に基づき遂行してきた実績があるため、地域の地理に詳しく本委託業務を遂行する能力を十分に備えている。

根拠法令は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当と記載されていた。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号が、競争入札を原則とし、契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするのみ限定的に随意契約を認めることに鑑みると、競争入札に適しない合理的理由を明確に記載されていない。

xi) 令和元年度久留米市田主丸地域資源物等収集運搬業務の随意契約

令和元年度久留米市田主丸地域資源物等収集運搬業務は、有限会社 池内リサイクリング(福岡市西区)が16,153千円で受託し、業者選定は随意契約にて行われていた。

随意契約の理由には、

- (1) 一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準である廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第6条の2第2項及び法施行令第4条第1項第1号、第2号及び第3号の規定に適合している。
- (2) 旧浮羽郡衛生施設組合の構成市町村として、平成10年4月より浮羽郡清掃センターの18種収集開始以来、現在の「うきは久留米施設環境施設組合」の耳納ステーションの16種分別収集に至るまで、田主丸地域の一般廃棄物の資源物収集運搬業務を一般廃棄物処理基本計画に基づき遂行してきた実績がある。また、処理施設由来の分別基準及び地域の地理等に精通し、本委託業務を効率的に遂行する能力を十分に備えている。

上記の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項2号及び久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領第2第3項第1号別表第2の2に基づき随意契約を行うものであると記載されていた。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号が、競争入札を原則とし、契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするときのみ限定的に随意契約を認めることに鑑みると、競争入札に適しないことを明確に記載されていない。

xii) 市外委託業者

随意契約業者の中には以下のとおり市外の業者が存在する。久留米市内の一般廃棄物収集運搬業許可業者は、久留米区域(田主丸、北野を除く)には64業者、田主丸区域には5業者、北野区域は4業者存在するにも関わらず、市外業者を長年随意契約で委託していた。

随意契約市外委託業者一覧

地域	業務名	入札方式	委託業者	所在地
旧田主丸地域	久留米市田主丸地域資源物収集運搬業務	単年度随意契約	池内リサイクリング	福岡市西区野方
旧城島地域	久留米市城島・三潞地域資源物等収集運搬業務(その1)	単年度随意契約	株式会社商事	八女市立花町山崎
	久留米市城島・三潞地域資源物回収容器設置回収洗浄業務	単年度随意契約		
旧三潞地域	久留米市城島・三潞地域資源物等収集運搬業務(その2)	単年度随意契約	南清美寮安徳	筑後市大字前津

(2) 実施した監査手続

- ①資源循環推進課の歳入・歳出の分析を行った。
- ②各委託業務の契約締結状況について合規性・経済性の監査を行った。

(3) 結果

(指摘2) 随意契約の見直し

田主丸地域、北野地域、城島地域、三潞地域の久留米市田主丸地域資源物収集運搬業務委託、久留米市北野地域燃やせるごみ収集運搬業務委託、久留米市北野地域資源物収集運搬業務委託、久留米市城島・三潞地域燃やせるごみ収集運搬業務（その1）、久留米市城島・三潞地域資源物等収集運搬業務（その1）、久留米市城島・三潞地域資源物回収容器設置回収洗浄業務、久留米市城島・三潞地域燃やせるごみ収集運搬業務（その2）、久留米市城島・三潞地域資源物等収集運搬業務（その2）において、随意契約理由書の随意契約理由も合理性に欠けるもので地方自治法施行令第167条の2第1項第2号への適合性が疑われる処理であった。随意契約理由が明確でないのであるから、原則どおり競争入札等にて業者選定を行わなければならない。

また、田主丸地域の資源物収集運搬業務は平成10年度から、北野地域の燃やせるごみ収集運搬業務及び資源物収集運搬業務は昭和55年度から、城島地域の燃やせるごみ収集運搬業務について昭和49年度から、資源物等収集運搬業務平成9年度から、三潞地域の燃やせるごみ収集運搬業務について昭和47年度から、資源物等収集運搬業務は平成7年度から同一業者と超長期間の随意契約にて業務委託を継続している。旧町時代は他に実施可能な業者がないため随意契約を結ばなければならない状況であったことは理解できるが、他の業者との機会の均等、複数社による業務の継続性の確保、競争原理による委託料の低減などの観点からも随意契約は見直す必要がある。

田主丸地域の久留米市田主丸地域資源物収集運搬業務、城島地域の、久留米市城島・三潞地域資源物回収容器設置回収洗浄業務、久留米市城島・三潞地域資源物等収集運搬業務（その1）は、随意契約の相手先が市外の業者となっている。市内業者の育成の観点、災害時の緊急対応等の観点から市内業者へ委託するべきである。

(指摘3) 法施行令第4条第1項への準拠性の判断資料の提出

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第6条の2第2項及び法施行令第4条第1項第1号、第2号及び第3号の規定に適合している」としている点であるが、法施行令第4条第1項第1号は、「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。」と規定する。しかし、契約を締結する際の提出書類に直近の財務諸表や税務申告書の提出は義務付けられていないことから、財務的基礎の適合性は判断されていなかったこととなる。法施行令第4条第1項に準拠し、業務の遂行能力の基礎となる委託業者の財務基盤の安全性を判断するためには、財務書類の徴求が必要である。今後は契約時の提出書類に直近の財務諸表や税務申告書等を追加し、財務基盤の安全性についても適切に判断しなければならない。

(意見 24) 地域割の見直し

下記は燃やせるごみの各地域のごみ処理車 1 台当たりの運搬委託費を求めた表である。

(単位：円)

地域	業務名	入札方式	契約額		車両台数	1台あたりの経費
旧久留米地域	久留米地域燃やせるごみ収集運搬業務委託A	条件付競争入札 契約期間 (H31～R5)	81,030,600	栄光産業株式会社	6	13,505,100
	久留米地域燃やせるごみ収集運搬業務委託B		81,030,600	サンテン・八雲JV	6	13,505,100
	久留米地域燃やせるごみ収集運搬業務委託C		81,030,600	成田・荒巻JV	6	13,505,100
	久留米地域燃やせるごみ収集運搬業務委託D		81,030,600	株式会社大和総業	6	13,505,100
	久留米地域燃やせるごみ収集運搬業務委託E		81,030,600	栄和産業株式会社	6	13,505,100
旧田主丸地域	久留米市田主丸地域燃やせるごみ収集運搬業務	条件付競争入札 契約期間 (H31～R5)	40,747,470	稲池内リサイクリング	3	13,582,490
旧北野地域	久留米市北野地域燃やせるごみ収集運搬業務	単年度随意契約	43,229,400	南キタエイ	3	14,409,800
旧城島地域	久留米市城島・三潁地域燃やせるごみ収集運搬業務(その1)	単年度随意契約	29,168,400	榊城島産業	2	14,584,200
旧三潁地域	久留米市城島・三潁地域燃やせるごみ収集運搬業務(その2)	単年度随意契約	29,103,000	南田中商事	2	14,551,500
			547,401,270		40	13,685,032

上表の傾向として、車両台数が多い方が 1 台あたり経費は少なくい状況にあり、隣接する城島地域、三潁地域は 2 台ずつの車両でいずれも 1 台あたり経費が 14 百万円代と他の地域より高くなっていることから、両地域を統合して委託契約を締結し、可能であれば車両数も 3 台にするなど合理化を図る必要がある。平成 17 年 (2005 年) の合併から 15 年を経過しているのであるから、最終的には、現久留米市全体で効率的な区割りを検討すべきである。

(意見 25) 資源物回収回数・方法の見直し

下記は可燃物、資源物の回収状況である。資源物について、久留米、城島・三潁地域は月 2 回収集を行うのに対し、田主丸地域、北野地域は月 1 回の回収である。久留米市の均一な住民サービスのため、資源物回収コスト削減のため、久留米、城島・三潁地域も月 1 回収集に変更してもいかなものだろうか。その代わりに、公民館等の市の施設に資源ごみの回収場所を常設するなどし、資源ごみの回収コストの低減の取組を行う必要性は高い。

	集積所	久留米 城島・三潁地域	田主丸地域	北野地域
可燃物	約 6,700 箇所	週 2 回収集		
資源物	約 2,800 箇所	月 2 回収集	月 1 回収集	月 1 回収集
粗大ごみ	戸別	月 1 回収集		
特別収集	戸別	随時収集		

(意見 26) 事務専決規程

随意契約の指摘は、支所管内 (旧久留米市以外) の業務委託において生じている。久留米市事務専決規程において、支所管内の契約の指定合議又は摘要は各支所の地域振興課で行い、金額に応じ副市長、支所長、課長が専決権者となり決裁することとなっている。

すなわち、支所管内の燃やせるごみの運搬業務委託等のすべての契約において環境部長等本所の部長にその決裁等の権限は一切なく、支所に関する業務においては、支所長に決裁等の権限が残っている状況である。旧町からの流れも配慮することは重要ではあるが、平成 17 年（2005 年）の合併から 15 年を経過し、久留米市全体で均一な行政サービスを効率的に提供し、享受するという視点も重要であるから、支所と各部の役割分担の見直し、すなわち、事務専決規程の見直しが必要である。

(14) ごみ処理にかかる歳入歳出

(1) 概要

下記は過去5年間のごみ処理にかかる歳入・歳出及び歳出の純額である。

【歳出】ごみ処理経費（全市域）（平成27年度～令和元年度）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総経費	経費総額(千円)	4,591,582	4,986,218	4,987,427	5,014,774	4,997,267
	総ごみ発生量(t)	103,614	101,680	101,047	101,939	102,611
	1t当たり処理経費(円)	44,314	49,038	49,358	49,194	48,701
	1世帯当たり処理経費(円)	35,249	37,739	37,344	37,274	36,625
	1人当たり処理経費(円)	15,006	16,284	16,321	16,458	16,400
収集経費	経費総額(千円)	1,056,768	1,135,836	1,126,278	1,111,875	1,180,186
	収集量(t)	61,756	58,491	57,881	58,319	58,743
	1t当たり処理経費(円)	17,112	19,419	19,459	19,065	20,091
	1世帯当たり処理経費(円)	8,113	8,597	8,433	8,264	8,650
	1人当たり処理経費(円)	3,454	3,709	3,686	3,649	3,873
焼却経費	経費総額(千円)	1,993,623	2,648,128	2,640,501	2,639,632	2,617,853
	焼却量(t)	89,812	89,432	89,245	90,180	91,069
	1t当たり処理経費(円)	22,198	29,611	29,587	29,271	28,746
	1世帯当たり処理経費(円)	15,305	20,043	19,771	19,620	19,186
	1人当たり処理経費(円)	6,515	8,648	8,641	8,663	8,591
埋立経費	経費総額(千円)	212,482	208,134	192,782	211,539	233,092
	埋立量(t)	3,137	2,443	2,214	2,307	2,282
	1t当たり処理経費(円)	67,734	85,196	87,074	91,694	102,144
	1世帯当たり処理経費(円)	1,631	1,575	1,443	1,572	1,708
	1人当たり処理経費(円)	694	680	631	694	765
リサイクル 経費	経費総額(千円)	797,656	648,474	653,792	637,255	597,196
	リサイクル量(t)	22,547	22,921	22,468	22,847	22,432
	1t当たり処理経費(円)	35,377	28,292	29,099	27,892	26,623
	1世帯当たり処理経費(円)	6,123	4,908	4,895	4,737	4,377
	1人当たり処理経費(円)	2,607	2,118	2,140	2,091	1,960

【歳入】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収入総額(千円)	781,448	1,122,348	1,169,976	1,183,206	1,147,189

【歳出—歳入】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
歳出純額(千円)	3,810,134	3,863,870	3,817,451	3,831,568	3,850,078
1世帯当たり処理経費(円)	29,250	29,245	28,583	28,480	28,217
1人当たり処理経費(円)	12,452	12,618	12,492	12,575	12,635

各年度4月1日現在の統計

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
世帯数	130,262	132,122	133,555	134,537	136,444
人口	305,993	306,211	305,581	304,703	304,705

令和元年度で見ると、ごみ処理経費の総経費は4,997百万円、ごみ袋歳入、有価物リサイクル歳入、売電歳入などの歳入総額は、1,147百万円で、その差引であるごみ処理にかかる経費純額は3,850百万円である。この金額を、令和元年度の人口（平成31年4月1日現在の304,705人で除して求めた一人当たりごみ処理経費は12,635円/年である。

この中には各年度以下の処理施設等に係る減価償却費が含まれている。

減価償却費

(単位：千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	主なもの
収集経費		1,769	1,769	1,445	443	443	
焼却経費	計	117,028	501,901	644,557	644,251	640,822	
	うち 宮ノ陣CC	0	317,537	317,537	317,537	317,537	宮ノ陣CC
	うち 上津CC	116,794	184,131	326,786	326,685	322,832	上津CC
埋立経費		112,879	115,030	114,402	109,486	109,690	杉谷埋立地
リサイクル経費		4,674	34,194	33,189	33,189	31,184	リサイクル棟
その他の経費		22,728	22,779	23,667	23,584	22,900	
合計		259,078	675,673	817,260	810,953	805,039	

すなわち、令和元年度で言うと4,997百万円の総経費のうち805百万円については、意思決定済みの経費（固定資産にかかる減価償却費）であるから単年度で削減できるものは少なく、クリーンセンター等の既決経費を除いた経費、すなわち、単年度で削減可能な経費は4,192百万円であった。人口一人当たり経費は13,758千円と計算できる。

(2) 実施した監査手続

- ① ごみ処理経費について各種分析を行った。

(3) 結果

以下を除き問題事項は発見しなかった。

(意見27) 有料ごみ袋手数料の見直し

下記は久留米市の有料ごみ袋の販売枚数である。年々増加傾向にあるが、毎年約18,000千枚が使用されている。令和元年度のごみ処理にかかる総経費は4,997百万円であることから、1枚当たり約277円のコストがかかっていることになる。燃やせるごみ袋(大)(30リットル)は、1枚当たり35円であるから、その差額242円分(87%)が市の財政の負担となっている。

まず、この事実を市民へ伝え、ごみ削減への協力を促すことが必要である。例えば、ごみ袋にこの袋 1 個を処理するのに 277 円の処理費がかかっています、と記載するのも良い。この一袋で市民の支払う税金が消えて行っていることを自分のこととして考え、環境行政に関心を持ってもらうきっかけになってもらえばよいだろう。ごみ袋に、生ごみの水切りを徹底しましょう、不要な包装は控えましょう、などなどを記載し、ごみ袋を使用するたびにごみ削減について市民へ啓発できるようにしても良いのではないだろうか。

次の段階はごみ袋の値段の段階的見直しが必要である。2020 年 7 月、レジ袋有料化が法制化され有料化と同時にエコバックの普及が進んだ。この結果、レジ袋の辞退率は有料化前の 3 割から 7 割超に跳ね上がる改善である。ごみ袋の値段が上がればそれだけ市民のごみ削減への意識を高め、ごみ削減へ努力・協力するだろう。

これまでは、地域の衛生・美化のため有料袋を安価にし、できるだけごみ処理を促す政策に重きを置いてきたが、今は、地球温暖化やプラスチックごみによる海洋汚染、生物多様性の損失は世界的な環境問題が浮き彫りとなり、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）」や、地球温暖化対策に関する国際的な枠組みである「パリ協定」の採択など地球規模で環境問題に取り組む時代である。市民にサービスコストに見合う負担を求めることで、ごみ削減、環境問題の改善が達成できるのであれば、必要な値上げである。また、市民の行政サービスは無料で当たり前、という認識から、普通のサービスと同じ、使った分だけ費用負担をしなければならない（負担の公平性）ことも意識づけられるきっかけとなるのではなかろうか。

	(千枚)
H31販売枚数	18,052
H30販売枚数	17,945
H29販売枚数	17,701
平均	17,899

(意見 28) ごみ減量及び回収方法の簡素化

下記は、リサイクルにかかる歳入と歳出である。

【歳出】 リサイクル経費

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
リサイクル経費	経費総額(千円) A	797,656	648,474	653,792	637,255	597,196

【歳入】 リサイクル歳入

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
リサイクル歳入	ペットボトル等売却収入 *	20,621	16,180	19,174	16,371	18,465
	リユース品の売却金額	3,236	3,141	3,146	3,193	2,854
	金属類等の売却益金	34,697	44,021	72,196	75,696	60,239
	収入総額(千円) B	58,554	63,342	94,516	95,260	81,558
	B/A (%)	7.3%	9.8%	14.5%	14.9%	13.7%

【歳出－歳入】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
純リサイクル経費	歳出純額(千円) C	739,102	585,132	559,276	541,995	515,638
	C/A (%)	92.7%	90.2%	85.5%	85.1%	86.3%

1世帯当たり処理経費(円)	5,674	4,429	4,188	4,029	3,779
1人当たり処理経費(円)	2,415	1,911	1,830	1,779	1,692

*正式には、容器包装リサイクル協会から支払われる有償拠出金と再商品合理化化拠出金

令和元年度のリサイクル経費 597 百万円に対し、有価物の売却収入は 81 百万円に過ぎないことが解る。結果、リサイクルに係る純額の経費は 515 百万円ということを示している。

リサイクルをすることも重要だが、そもそも、ごみ自体の減量の取り組みを考えることが必要なことはもとより、リサイクル品の回収をより簡素化する方法の開発、取り組みが必要と考えられる。

また、リサイクルに関するこのような費用の負担の状況を市民へ説明し、ごみを出さない生活をするためにはどのような方法があるのかを教育・啓発することも市の責務の一つだと考えられる。

5 廃棄物処理等に係る許可制度と適正処理の推進

(1) 概 要

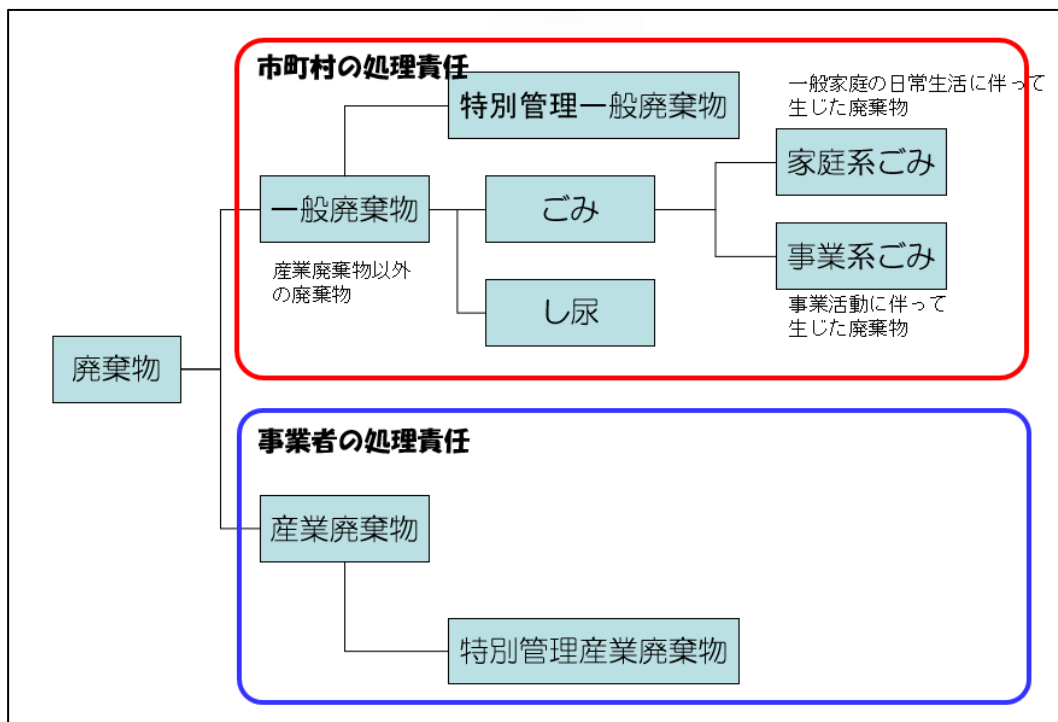
i) 廃棄物処理等に係る許可制度

① 廃棄物の区分

廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物である産業廃棄物と産業廃棄物以外の廃棄物である一般廃棄物に区分される。

一般廃棄物の処理責任は市町村にあり、産業廃棄物の処理責任は事業者にある。

以下は、廃棄物の区分を示したものである。



一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物（法第2条第2項）

特別管理一般廃棄物

爆発性、毒性、感染性等の人の健康又は生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのある一般廃棄物（感染性、ばいじん、PCB、廃水銀）（法第2条第3項）

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック等政令で定める廃棄物（法第2条第4項）

特別管理産業廃棄物

爆発性、毒性、感染性等の人の健康又は生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのある産業廃棄物（感染性、強酸・強アルカリ、燃えやすい廃油、PCB、廃石綿等、廃水銀等）（法第2条第5項）

②許可の種類

廃棄物処理の許可の種類は以下のように分けられる。

	許可の種類		許可権限者	備考
業	一般廃棄物	収集運搬業	市町村長（久留米市長）	法第7条第1項
		処分業	市町村長（久留米市長）	法第7条第6項
	産業廃棄物	収集運搬業 ^{※3}	都道府県知事又は政令市長 （久留米市長 ^{※1} ）	法第14条第1項 法第14条の4第1項
		処分業 ^{※3}	都道府県知事又は政令市長 （久留米市長）	法第14条第6項 法第14条の4第6項
施設設置 ^{※2}	一般廃棄物処理施設 ^{※3}		都道府県知事又は政令市長 （久留米市長）	第8条第1項
	産業廃棄物処理施設 ^{※3}		都道府県知事又は政令市長 （久留米市長）	第15条第1項

※1 久留米市内の収集運搬のみ対象。久留米市を含む県内を対象とする場合は福岡県の許可

※2 廃棄物処理施設の設置にあたっての許可は、汚泥の脱水施設（10 m³/日以上）、汚泥の乾燥施設（10 m³/日以上）、焼却施設（200 kg/時以上）、中和施設（50 m³/日以上）、破碎施設（5 t/日以上）、最終処分場が対象

※3 平成20年4月1日の中核市移行に伴い、福岡県から事務事業が移管されたもの

③許可の要件

一般廃棄物	産業廃棄物
1 施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りること	1 施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りること
2 申請者が欠格要件に該当しないこと	2 申請者が欠格要件に該当しないこと
3 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること	
4 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること	

※上記表中1及び2を、提出書類及び現地確認により審査

④許可業者数

	許可の種類		事業者等数	備考
業	一般廃棄物	収集運搬業	66事業者	
		処分業	1事業者	

	産業廃棄物	収集運搬業	15 事業者	普通 8、特管 7
		処分業	43 事業者	中間処理 42 (普通 39、特管 3) 最終処分 1
施設設置	一般廃棄物処理施設		— 施設	
	産業廃棄物処理施設		15 施設	

⑤許可手数料

一般廃棄物処理業

区分	申請の種類	手数料
収集運搬業	新規許可	5,000 円
	更新許可	5,000 円
	変更許可	3,500 円
	車両検査	1,000 円
処分業	新規許可	5,000 円
	更新許可	5,000 円
	変更許可	3,500 円

※許可証及び許可車両の証の再交付手数料 300 円

一般廃棄物処理施設設置

区分	申請の種類	手数料	
		右記以外の施設	最終処分場及び焼却施設
処理施設設置許可	設置許可	110,000 円	130,000 円
	変更許可	100,000 円	120,000 円

※一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可申請手数料 70,000 円

産業廃棄物処理業

区分	申請の種類	手数料	
		産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
収集運搬業	新規許可	81,000 円	81,000 円
	更新許可	73,000 円	74,000 円
	変更許可	71,000 円	72,000 円
処分業	新規許可	100,000 円	100,000 円
	更新許可	94,000 円	95,000 円
	変更許可	92,000 円	95,000 円

- ・二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定 147,000 円
- ・二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定 134,000 円

産業廃棄物処理施設設置

区分	申請の種類	手数料	
		右記以外の施設	最終処分場及び焼却施設
処理施設設置許可	設置許可	120,000 円	140,000 円
	変更許可	110,000 円	130,000 円

※産廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可申請手数料 70,000 円

ii) 廃棄物処理等の適正処理の推進

①久留米市における適正処理の推進策

ア. 廃棄物の適正処理に関する指導・監視

◇廃棄物処理法に係る指導 ※

◇廃棄物処理業者及び処理施設への立入検査 ※

◇産業廃棄物処理施設の定期検査 ※

◇クリーンセンターにおける搬入調査

イ. 廃棄物の不法投棄の防止への対応

◇巡回パトロールによる監視

・職員による監視パトロール（廃棄物指導課及び各総合支所環境建設課）

・休日夜間における監視パトロール（警備会社へ委託）

・山間部における監視パトロール（森林組合等 4 団体へ委託）

◇監視カメラ等による監視

◇広報紙や街頭キャンペーン等による啓発

・広報紙（広報くるめ）、FM放送（くるめドリームスエフエム）の活用

・タクシー協会への不法投棄防止ステッカーの貼付による一般市民向けの不法投棄防止の啓発

・不法投棄多発箇所への看板設置（地権者の要望・協力がある場合）

・福岡県南・佐賀県東部不法投棄防止協議会による不法投棄防止啓発ポスター、不法投棄防止の作成配布及び広域にわたる不法投棄案件に対する共同調査

・福岡県南・佐賀県東部不法投棄防止協議会の不法投棄防止強化月間（9 月中旬～10 月中旬）中に実施する街頭啓発

ウ. PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の保管、処理等に関すること

・PCB 廃棄物の保管等届出の受理及び公表 ※

・PCB 特措法に係る指導 ※

エ. 建設廃棄物の再資源化に関すること

・建設リサイクル法に係る指導 ※

オ. 放置自動車の処理に係る他の部課等の所掌事務の連絡調整に関すること

・放置自動車の廃物認定基準に基づく放置自動車の処理

- ・ 廃物判定委員会等の開催
 - カ. 使用済自動車等の再資源化、処理等に関すること
 - ・ 自動車リサイクル法に基づく引取業、フロン類回収業の登録、解体業の許可 ※
 - ・ 自動車リサイクル法に係る指導 ※
- ※のある事業は、平成 20 年 4 月 1 日の中核市移行に伴い、福岡県から移管されたものを示し、中核市移行後に久留米市の業務が拡大したことを示す。

iii) 5 か年歳入歳出比較・平成 31 年度決算概要

(単位:千円)

	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	平成 31 年 度
歳入	10,625	9,100	9,381	11,141	9,905
衛生手数料 (一般廃棄物)	642	25	605	12	614
衛生手数料 (産業廃棄物)	3,139	2,027	1,317	1,735	902
衛生手数料 (自り法)	96	9	179	22	317
産廃交付金 ※1	6,741	7,032	7,273	7,533	8,065
使用済自動車適 正保管推進事務 費委託金 ※2	7	7	7	7	7
雑入 ※3	0	0	0	1,832	0
歳出	8,024	7,741	8,056	10,699	8,678
放置自動車対策 事業 ※4	0	13	0	14	0
産業廃棄物処理 対策費 ※5	998	845	1,005	969	792
産業廃棄物適正 処理推進事業 ※6	6,448	6,694	6,493	9,527	7,253
一般廃棄物処理 対策費 ※7	578	189	558	189	633

※1・・・ 県税である産業廃棄物税を活用して適正処理を支援する目的で、県から保健所設置市（福岡市、北九州市、久留米市）に対して交付されるもの

※2・・・ 権限移譲事務に対して、県から交付されるもの

※3・・・ 平成 30 年度の雑入 1,832 千円のうち、1,830 千円は PCB 廃棄物処理の代執行費用が支払われたもの

※4・・・ 放置自動車対策に係るもので、主に廃物判定委員会に関する経費

※5・・・ 産業廃棄物の許可等に係るもので、許可等に伴う調査や研修に関する経費

※6・・・ 産業廃棄物適正処理の推進に係るもので、不法投棄防止パトロールや監視カメラの設置、処理施設の検査、PCB 廃棄物の処理指導などに関する経費

※7・・・ 一般廃棄物の許可や適正処理の推進等に係るもので、許可車両のステッカーや、

福岡県南・佐賀県東部不法投棄防止協議会に関する経費

(2) 実施した監査手続

- ① 廃棄物指導課の事務事業概要の把握
- ② 監視指導調査の概要把握及び平成 31 年度の調査の状況の書類監査

(3) 結 果

廃棄物指導課の事務の概要把握や平成 31 年度の一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者の監視指導調査結果を通査及び再実施を行い、特段問題事項は発見しなかった。

6. 生物多様性の保全

久留米市は、目指す社会「自然とふれあい、自然と生きるまちくるめ」の実現のため、平成 29 年 2 月、久留米市の生物多様性戦略である「くるめ生きものプラン」を策定している。

久留米市環境基本計画の基本目標の 1 つである「豊かな自然環境の保全と共生」の実現を目指して生物多様性の保全に取り組むまちづくりを推進している。

(1) 概要

①自然環境の保全と共生事業の事業目的

くるめ生きものプランに掲げる「自然とふれあい、自然と生きるまちくるめ」の構築を目的として実施する。

②主な事業内容

- (ア) 希少生物保全の行動施策を進めるにあたり、市内の動植物の生息実態を把握し、生物多様性の保全を図るために自然環境調査を実施する。
- (イ) 侵略的外来生物の防除を実施し、生物多様性の保全を図る。
- (ウ) 職員研修会を実施し、生きものの移動などに配慮した施策の推進を図る。

③根拠法令

- (ア) 生物多様性基本法第 27 条（地方公共団体の施策）
- (イ) 自然環境保護法第 4 条（基礎調査の実施）
- (ウ) 環境基本法第 28 条（調査の実施）
- (エ) 特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律第 11 条（主務大臣等による防除）

③ 令和元年度の予算及び決算額（単位：円）

費目	事業名等	予算	決算	備考
報酬	特定外来生物捕獲従事者	28,000	0	
謝金	職員研修講師謝金	26,000	0	環境部職員には、職員にて実施 全庁的には、生物多様性通信といったチラシを職員にて作成し啓発・周知の実施
費用弁償	職員研修講師費用弁償	3,000	0	
消耗品費	アライグマ、アカミミガメ その他生物対策費	281,000	261,084	アライグマの捕獲用の餌、 殺処分用炭酸ガス、捕獲従事者用手袋、罟修繕機材、 トレイルカメラ、捕獲網等
委託料	自然環境調査委託料	5,508,000	5,508,000	前年度繰越

令和元年度の決算額を見ると、支出の約 95%は自然環境調査の委託料で占められている。残りの約 5%はアライグマ、アカミミガメその他生物対策費としての消耗品費である。職員研修講師謝金については、講師を久留米市の職員が行ったため発生しなかった。

(2) 自然環境調査業務について

①業務目的

久留米市では平成 22 年に自然環境調査を行い、動植物の生息状況を把握したが、久留米市生物多様性地域戦略の平成 32 年度の見直しに伴い、動植物の現況を把握する必要がある。そこで、久留米市内の動植物の動向を把握するため、自然環境調査を行う。調査結果により久留米市の自然環境の実態を把握するとともに、保全すべき自然環境や活用施策、環境配慮指針の検討等の資料としての利用を図る。

②業務委託先

一般社団法人 九州環境管理協会

③履行期間

平成 30 年 8 月 2 日から令和元年 10 月 31 日まで

④委託料金

5,508 千円

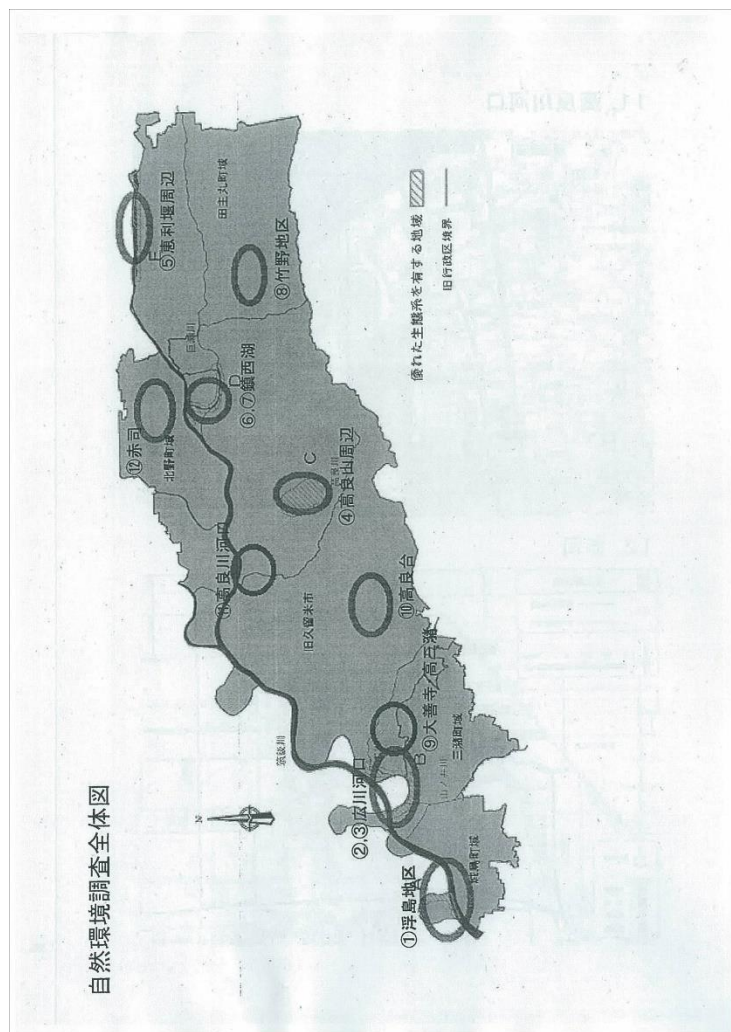
⑤業務内容

業務内容は以下のとおりである。

項目	内容	備考
1. 調査計画の策定	市内の自然環境調査の実態が反映された調査結果を得るために、「既存文献」、「専門家ヒアリング」の結果を加味した調査計画書を作成する。	対象文献：旧久留米市自然環境調査、久留米市自然環境基礎（文献） 調査 専門家ヒアリング：2名程度
2. 文献・現地調査	久留米市内の12箇所を踏査し、対象生物の適期に生物相調査を行う。また、調査計画策定時に実施した既存文献調査結果も合わせてリスト化する。	
3. 採取した個体の種の同定	現地同定を基本とするが、現地での同定が困難なものについては標本を持ち帰り精査する。	
4. 調査結果のとりまとめ	調査結果について、図表を作成し、各調査地点における現況を整理する。なお、久留米市自然環境調査（鳥類）による調査結果も含めたうえで考察を行う。	
5. 総合評価	別途、市が行う鳥類調査結果と、各分野のとりまとめ結果をもとに総合評価を行う。	
6. 報告書の作成	調査手法、各地域、分野、確認種数、総合評価結果や自然環境を代表する種、特に留意すべき希少種、外来種等の生息状況、概要や特徴等を取りまとめた「久留米市自然環境調査報告書」を作成する。	

⑥調査場所

久留米市内の全 12 箇所



⑦実施方針

本業務は「特記仕様書」によるほか、以下の図書、資料に準拠して実施する。

番号	参考図書・資料
①	「種の保存法」(法律第 75 号、1992 年)
②	「環境省レッドリスト 2018」(環境省、2018 年)
③	「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2011 ー植物群落・植物・哺乳類・鳥類ー」(福岡県、2011 年)
④	「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014 ー爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等ー」(福岡県、2014 年)
⑤	「特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律」(法律第 78 号、

	2004 年)
⑥	「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」(環境省、2015 年)
⑦	「久留米市自然環境調査報告書」(久留米市、2010 年)
⑧	「久留米市自然環境調査報告書」(久留米市、1999 年)

⑧調査結果

調査対象ごとの確認種数は以下のとおりである。

分類	確認種	重要種	特定外来生物
植物・植生	1,404	113	6
哺乳類	19	4	1
は虫類	14	5	0
両生類	14	9	1
昆虫類	1,113	108	0
水生生物	143	67	3
鳥類	145	48	2
合計	2,852	354	13

⑨総評

調査箇所 の 地点 や 地点 数 が 以前 の 選定 と 異なる た め 単純 な 比較 は 出来 ない が、久留米市 の 自然 環境 に 大き な 変化 は ない と 考え られる。た だ、特定 外来 生物 に 指定 さ れて いる アライグマ の 侵入 が 新た に 発見 さ れて おり、生物 分布 や 生態 系 の 変化、農作物 被害 など の 発生 が 懸念 さ れる。

(3) 外来種への対応

①侵略的外来種の防除

久留米市では平成 27 年 6 月 25 日に国の防除確認を受けた「久留米市アライグマ防除実施計画」に基づき防除を進めている。また平成 28 年度より、アライグマ捕獲器具を貸出し、市民協働の防除を進めている。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
箱ワナ貸出し数	0	23	35	43	79
アライグマ捕獲数	4	13	9	13	44
自己防衛者登録数	0	8	24	26	48

捕獲従事者（職員）	4	8	8	8	12
-----------	---	---	---	---	----

②その他の特定外来生物対策

久留米市内に定着している特定外来生物（ブラジルチドメグサ等）については、土地管理者等に生息情報の情報提供、駆除依頼等を行い、駆除または低密度化を促した。また過去に市内で確認、または定着している特定外来生物の防除マニュアル（庁内向け）を作成し、周知した。

③生きものの移動などに配慮した施策の推進

市として一体的に生物多様性の保全及び持続可能な利用を図る施策を推進するため、また、各部局が所管する行政計画や事務事業に生物多様性の視点を反映できるように、生物多様性に関する基礎知識を学ぶ生物多様性通信を発行し、庁内の推進体制の構築を図っている。

結果

（意見 29）自然環境調査の実施

久留米市では、自然環境調査の実施を一般社団法人九州環境管理協会に委託している。履行期間は平成 30 年 8 月 2 日から令和元年 10 月 31 日までであり、その委託料金は 5,508 千円である。この調査結果は「久留米市自然環境調査報告書」にとりまとめられており、詳細な結果報告がなされている。

今後は、この報告書の内容を久留米市の政策にどのように反映していくかを、より具体的に決定していく必要があると考える。

7. 生活環境の保全

(1) 公害防止対策

(1) 概要

① 業務概要

環境基本法第7条の規定により、地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

基本理念とは、環境基本法第3条から5条に定められた環境の恵沢の享受と継承等、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、国際的協調による地球環境保全の積極的推進である。

環境基本法第16条第1項の規定による大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境基準が告示されており、これらの基準に基づき久留米市は、公害防止対策として、大気汚染対策、水質汚濁対策、土壌汚染対策、騒音・振動対策、悪臭対策、ダイオキシン類対策等を行っている。

(ア) 大気汚染について

i) 大気汚染に係る調査

A 基準

大気汚染の原因物質には、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント等があり、それぞれについて以下のとおり環境基本法第16条第1項の規定による大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準が定められている。

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 なお、環境省の通知により、1日平均値について、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。また、環境基準を超える日が2日以上連続した場合に非達成と評価する。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 なお、一日平均値については、二酸化硫黄と同様に環境省の通知による基準がある。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 なお、一日平均値については、二酸化硫黄と同様に環境省の

	通知による基準がある。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 なお、環境省の通知では、1日平均値について、低い方から数えて98%目を環境基準と比較して評価を行う。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。

B 調査結果

久留米市の調査結果では、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素については、環境上の条件に適合している。

光化学オキシダントについては、平成29年から令和元年までの3年間適合していない。1時間値の最高値は、4つの測定局において0.108～0.124ppmであった。

一酸化炭素は調査していない。

一酸化炭素について全国的に調査を行うこととなっているが、測定局については、環境省の通知により「全国的な視点から必要な測定局数の算定基礎データが変化した場合又は発生源、道路、交通量の状況の社会的状況の変化により、・・・適宜、測定局の数及び配置について再検討を行い、必要に応じて見直しを行う」とあり、環境基準を大幅に下回る状況が全国的に継続し、福岡県と久留米市との協議の結果、久留米市においては平成20年度から測定を終了している。

【二酸化硫黄】

年度	1日平均値の最高値 (ppm)	長期基準 (1日平均値) (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	短期基準 (1時間値) (ppm)	環境基準
H29	—	0.04	0.028	0.1	満たす
H30	—	0.04	0.018	0.1	満たす
R1	0.01	0.04	0.071	0.1	満たす

【浮遊粒子状物質】

年度	1日平均値の最高値 (mg/m ³)	長期基準 (1日平均値) (mg/m ³)	1時間値の最高値 (mg/m ³)	短期基準 (1時間値) (mg/m ³)	環境基準
H29	—	0.10	0.272	0.20	満たさない
H30	—	0.10	0.164	0.20	満たす
R1	0.057	0.10	0.159	0.20	満たす

【二酸化窒素】

年度	1日平均値の最高値 (ppm)	基準 (ppm)	環境基準
H29	0.020	0.04	満たす

H30	0.018	0.04	満たす
R1	0.019	0.04	満たす

※H29 及び H30 については、1 日平均値の 98% 値（小さい方から 98% 目の数値）

【光化学オキシダント】

年度	昼間の 1 時間値の最高値 (ppm)	基準 (ppm)	環境基準
H29	0.124	0.06	満たさない
H30	0.109	0.06	満たさない
R1	0.108	0.06	満たさない

令和元年における光化学オキシダントの環境基準を満たさない時間の割合

測定局	昼間の測定時間	基準を超過した時間数	超過した時間の割合 (%)
城南中学校	5,479	481	8.8
えーるピア久留米	5,474	429	7.8
三瀨中学校	5,477	431	7.9
田主丸中学校	5,460	436	8.0

C 対応

光化学オキシダントは、目の痛み、吐き気、頭痛等を引き起こすことがある。

市内の光化学オキシダント濃度が 0.12ppm 以上になり、気象条件からみてこの状態が継続すると認められる場合は、福岡県は光化学オキシダント注意報を発令する。福岡県が久留米市に光化学オキシダント注意報を発令した場合、久留米市においては市民に注意を呼び掛ける。ばい煙の排出量が多い工場・事業場を対象にばい煙を削減するように要請することがある。久留米市は、以下の方法で市民に注意を呼び掛ける。

- 久留米市の公式ホームページへの掲載
- 久留米市公共施設への掲示等
- 移動系防災行政無線による市立小・中・高等学校への情報提供
- 福岡県防災メール「まもるくん」の配信

平成 29 年には、3 度の注意報が発令され、久留米市では、ホームページ、市施設での掲示、報道機関等による周知・注意喚起が出された。平成 30 年及び令和元年には、環境基準 (0.06ppm) を越えてはいたが、注意報発令の条件 (0.12ppm) は満たさなかった。

光化学オキシダントの増加の原因は、国が調査を進めている。短期的課題としては、VOC や NO_x について排出規制等の取り組み、排出抑制技術の状況等を踏まえて、追加的な対策の可能性が検討されている。根本的な解決は、国の専門機関による調査の結果を待つほかない。

一酸化炭素について、久留米市は調査していない。測定の方法については、環境省の通知により、局地汚染のみならず、地域汚染をも対象として一酸化炭素による汚染傾向の把握、人への影響の判定、一酸化炭素汚染防止対策の樹立とその効果の評価に測定結果が有効に利

用されるような場所を選定することとなっている。全国 282 カ所の測定局では、昭和 58 年から全ての測定局で一酸化炭素の環境基準を達成し、その後も昭和 50 年代に比べて著しく低下し、国は測定局を減らしている。経済性の観点からすれば環境基準を満たしていることが明らかな一酸化炭素についての測定局を減少させることは妥当であって、その結果、久留米市において一酸化炭素の調査を行っていない。

ii) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

A 基準

有害大気汚染物質（ベンゼン等）については、以下のとおり環境上の条件が定められている。

物質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

B 調査結果

久留米市は、上記 4 つの有害大気汚染物質について、毎月調査を行っており、いずれも環境上の条件に適合していることを確認した。

測定物質	1 年平均値 (μg/m ³)	環境基準 (μg/m ³)	環境基準
ベンゼン	0.99	3	満たす
トリクロロエチレン	0.024	130	満たす
テトラクロロエチレン	0.11	200	満たす
ジクロロメタン	1.0	150	満たす

大気汚染防止法では、長期暴露により健康影響が懸念される物質として 238 種類がピックアップされ、優先取り組み物質として 23 物質が指定されている。環境基準が設定されたのは、上記ベンゼン等 4 物質であるが、その他に指針値が設定された項目が 9 項目ある。これについても久留米市において調査が行われ全て指針値を下回っていることが確認された。

測定物質	1 年平均値 (μg/m ³)	指針値 (μg/m ³)	指針値基準
アクリロニトリル	0.024	2	満たす
塩化ビニルモノマー	0.014	10	満たす
クロロホルム	0.22	18	満たす
1, 2-ジクロロエタン	0.26	1.6	満たす

水銀及びその化合物	1.8	40	満たす
ニッケル化合物	8.0	25	満たす
ヒ素及びその化合物	1.5	6	満たす
1, 3-ブタジエン	0.052	2.5	満たす
マンガン及びその化合物	21	140	満たす

iii) ダイオキシン類

ダイオキシン類については、以下のとおり環境上の条件が定められている。

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

ダイオキシン類については、別に項目立てして詳述した。

iv) 微小粒子状物質 (PM2.5)

A 基準

微小粒子状物質については、以下のとおり環境上の条件が定められている。

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が15µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m ³ 以下であること。

B 調査結果

微小粒子状物質については、短期的評価(1日平均値)で環境上の条件を満たさなかった。

年度	1年平均値 (µg/m ³)	長期基準(1 年平均値) (µg/m ³)	日平均値の 98%値(µg/m ³)	短期基準(1日平 均値の98%値) (µg/m ³)	環境基準
H29	16.0	15	36.4	35	満たさない
H30	14.8	15	34.3	35	満たす
R1	13.6	15	35.3	35	満たさない

※久留米市では、環境省の通知に従い日平均値の98%値を短期基準で適用している。

C 対応

一定の基準を超えた場合、福岡県が筑後地域に注意喚起を行う。その場合、久留米市においても市民に注意を呼び掛ける。周知方法は、以下のとおりである。

- 久留米市公式ホームページへの掲載

- 久留米市公共施設への掲示等
- 移動系防災行政無線による市立小・中・高等学校への情報提供
- 福岡県防災メール「まもるくん」の配信

福岡県が注意喚起を発出する基準は、以下の午前中の判断及び午後からの活動に備えた判断の2種類がある。

午前中の判断	区域内の2ヶ所以上の測定局において、午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が1立方メートルあたり85 μ gを超過した場合
午後からの活動に備えた判断	区域内の1カ所以上の測定局において、午前5時から12時までの1時間値の平均値が1立方メートルあたり80 μ gを超過した場合

令和元年度には、上記基準には至らなかったため、注意喚起発出はなされなかった。焼き畑の時期であったことからすれば、焼き畑が原因で一時的に環境上の条件を超過した可能性があるが、原因は特定されていない。環境上の条件が35 μ gであったところ、35.3 μ gであり、超過の程度はわずかであった。超過は一時的であった。

大気が広く拡散する性質を持っていることから大気汚染の原因を特定することは困難である。久留米市としては、原因の一つとなりうるばい煙を発生させる工場・事業場へ立入調査を実施し、環境基準を遵守するように指導する等の対応を実施している。また、原因解明及び解決のため、国に対する調査結果の報告を実施している。

v) 苦情処理

令和元年における公害に係る苦情は、248件あった。その内過半数である126件は、大気汚染に関するものである。

大気汚染に関する苦情の多くは、農業者の野焼きに対するものである。野焼きは原則違法である（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2）が、農業者の野焼きは、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却であれば、適法である（同法施行令第14条）。施行令第14条に該当する農業者の野焼きは適法ではあるものの市民からの苦情が生じた場合、環境部担当者は、当該農業事業者に対して、時間や規模等周辺住民の生活に配慮するように指導している。

家庭ごみの焼却がなされる事例もある。これについては、原則認められておらず、その旨告げて中止を求めている。また、氏名を把握し、毎年繰り返す等悪質な態様の者については、警察連絡する等苦情を減らしていくために適切な対応をとっている。

(イ) 水質汚濁

久留米市において水質汚濁を防止するために河川、農業用水路・クリーク、地下水等について調査を行っている。

A 河川の水質について

河川の水質については、「人の健康の保護に関する環境基準」27 項目及び生活環境の保全に係る項目 12 項目の内有機性汚濁を示す BOD について、環境基準を達成していた。

環境基準を満たしていないものは、以下のとおり、浮遊物質について 4 カ所、大腸菌群数について 7 カ所が基準値を超えている。BOD、PH、DO（溶存酸素量）、全亜鉛については、基準値を超えたものはなかった。カッコ内は、項目類型である。項目類型によって、基準値が異なる。

【浮遊物質量】

河川名等	項目類型	平均値 (m g / L)	基準値 (m g / L)
筑後川 (六五郎橋)	B	79	25
広川 (大善寺橋)	B	29	25
山ノ井川 (天竺橋夏)	B	36	25
山ノ井川 (天竺橋冬)	C	76	50

【大腸菌群数】

河川名等	項目類型	平均値 (MP N / m l)	基準値 (MP N / 100m l)
筑後川 (六五郎橋)	B	16,000	5,000
巨瀬川 (中原橋)	A	7,200	1,000
大刀洗川 (大刀洗川河口)	B	11,000	5,000
高良川 (下川原橋)	A	2,600	1,000
高良川 (高良川河口)	A	1,100	1,000
宝満川 (下野)	B	7,100	5,000
広川 (永代橋)	A	4,800	1,000

B 農業用水路及びクリークにおける調査について

「生活排水対策重点地域」に指定されている北野町、城島町、三瀦町の農業用水路及びクリークについて、水質調査を行った。PH、BOD において目標値（生活環境の保全に関する環境基準の D の類型）の超過が見られた。

C 地下水における調査について

地下水については、発がん性があるとされるテトラクロロエチレン等について基準値を超える結果が出ており、継続監視調査を実施している。

汚染のある地下水が発見された地域においては、上水道への切り替えを促し、テトラクロロエチレンを除去するために煮沸する必要があることの情報提供及び毎年調査結果を地域住民に対して直接行っている。

(ウ) 土壌汚染

土壌汚染対策法は、土壌汚染状況調査の実施、調査結果が基準に適合しなかった区域の指定、指定された区域内の汚染の除去等の措置の実施、汚染土壌の運搬及び処理に関する規制

等を規定している。

現在要措置区域は1件であり、令和元年の調査は2件なされて、1件は汚染のおそれがないものと判断され、1件は鉛等による汚染が確認され、要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定された。

(エ) 騒音・振動

工場や事業場に設置される著しい騒音・振動を発生させる施設は、騒音規制法、振動規制法及び福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例の規制を受ける。これらの施設を有する特定工場は、届出が義務付けられる等の規制を受ける。

騒音苦情は、総苦情248件中41件である。振動苦情は、0件であった。

令和元年においては、苦情のあった事業所に対して立入調査を行い、基準値を超える騒音が生じていたため行政指導を実施して、改善した。

個人等立入調査権限のない者に対しても事実上の指導を行い、原因解消のための助言等を行って解決をした。

その他、自動車騒音・自動車振動についても調査が実施されており、3路線について調査をしたところ、いずれも基準値に適合していた。

(オ) 悪臭

悪臭防止法によって規制されている。

令和元年には、悪臭苦情が28件発生した。

事業場に対する立ち入り調査を実施した。その他に対しては、事実上の指導のみで解決している。

(カ) ダイオキシソ類

ダイオキシソ類対策特別措置法が施行され、ダイオキシソ類の大気、水質、土壌等の汚染状況を把握するための調査や工場・事業場からの排出規制が存在する。

久留米市は、大気、河川の水質及び底質、地下水、土壌について調査を実施し、いずれにおいても環境基準に適合していることを確認した。

特定事業場に対する立ち入り調査の実施を行った。令和元年に、1つの施設に対して立入調査を実施し、基準の超過が見られたため、改善勧告を行い、その後特定施設の自主検査で、排出基準の超過が見られなくなったため、改善したことを確認した。

立入調査実施の結果基準値を超過していたことが発覚した場合、そもそも事業者が自主的に行うべき自主検査に不備があったのではないか等の疑惑が生じ、改善後の確認が自主検査だけで十分であったのか疑問が残るところである。

本件では、基準値を超過していた原因が調査され、燃焼施設の気密性が不十分であったことから燃焼温度が下がってしまっていたことが原因であった。気密性が不十分になっていたことを事業者があえて見逃すはずはなく、自主検査で基準値の超過が発覚しなかったのは、

偶然の事情によるものであることが明らかである。気密性が改善された以上、改善後の確認は自主検査のみで十分な事案であった。

実施した監査手続

- ①久留米市が毎年ホームページ上で公開している公害防止対策にかかる調査報告書を取得し、内容を精査した。
- ②調査報告書の記載内容について、担当者からヒアリングを行い、必要な資料の提供を受け調査した。
- ③環境省が毎年公表している調査報告書を取得し、久留米市の報告書と比較した。
- ④一酸化炭素については、調査対象であったが、久留米市の報告書には、一酸化炭素についての調査結果が記載されていなかったため、その事情をヒアリングした。

結果

(意見 30) 一酸化炭素の調査対象外となっている理由の記載

大気汚染に関して一酸化炭素については、原則として調査対象であるはずである。しかし、長期に及び基準値を大きく下回っていること等から全国的に調査地点を減少させており、その結果、久留米市が調査を実施していない。調査を終了した経緯の要点を報告書に記載しておいた方が市民に対してより効果的な調査報告の広報になると考える。

(意見 31) 注意報発令の基準

調査報告書では、令和元年に環境基準に不適合であったにもかかわらず、対策として、平成 29 年に注意報発令をしたことしか記載されておらず、令和元年に注意報が発令されたのか発令されていないのかについて記載されていない。

環境基準に不適合であったことから、調査報告書を閲覧した者からすれば、注意報発令されるべきではなかったのかという疑問が生じうるがこの当然に生じうる疑問に対する回答が調査報告書に記載されていない。

なお、注意報を発令するのは、環境基準を越えてさらに注意報発令の基準を超過した場合に限定される。そのため、注意報発令の基準を超過することのなかった令和元年は、注意報が発令されなかった。

したがって、環境基準を超過したが注意報発令の基準を超過しなかったために注意報が発令されなかった事情を調査報告書に記載することが広報にとって有効である。

(意見 32) 有害大気汚染物質測定結果の指針値の定義を記載

有害大気汚染物質測定結果について、測定物質、年平均値、濃度範囲（最小値、最大値）、環境基準≪指針値≫が記載された表がある。

いずれの測定物質についても環境基準ないし指針値に適合している。しかし、指針値の定

義が記載されていない。指針値の定義が記載されていないため、表に記載されたいずれの値と指針値を比較すれば、適否を判断できるのか不明である。市民に対して効果的に調査結果を広報するためには、指針値の定義が必要である。

(意見 33) 苦情を減らすための段階的な対応

家庭ごみの焼却による苦情が生じている。毎年一定規模の苦情が生じており、苦情の件数が減少傾向にあるとは評価できない。苦情の減少に努めるべきである。具体的には、苦情の内容を精査し、仮に同一人物による家庭ごみの焼却が毎年生じているのであれば、指導方法を口頭注意の後は書面による通知にし、通知文面を工夫し、悪質なものについては警察の介入を求める等の方法がある。住民の福祉向上に有効であると考えられる。苦情対応について工夫を行っているのであれば、それを調査報告書に記載することで、調査報告書の意義が大きくなると考えられる。

(意見 34) 水質汚濁についてのデータ記載又は引用

久留米市は、水質汚濁についてシアンなど「人の健康に係る項目」27項目を調査している。大気汚染に関する調査報告書では、報告書本文に測定結果の表が載っていた。一方、水質汚濁については、測定結果の表が載っていない。データ編を参照しなければ、詳細を確認することができない。水質汚濁についてのデータが大気汚染におけるデータと比較して分量が多いことが原因であると考えられるが、本文に載せるデータを一部に制限する等して、重要なデータを本文に載せた方が、市民に対して効果的に調査結果を広報することができる。本文にデータを載せないのであれば、データ編のページ数等を指摘して参照を容易にする工夫をした方が効果的な広報になる。

(意見 35) 「生活環境の保全に係る項目」12項目の環境基準不適合項目

水質汚濁について、報告書本文において「生活環境の保全に係る項目」12項目の内BODについて環境基準を達成した旨報告されている。残り11項目については、データ編には記載しているものの本文では何らの言及もない。言及すべきである。

言及のない11項目には、環境基準を達成していない項目が存在する。

調査の目的は、環境基準と比較して現状を把握し、仮に環境基準に適合していなかった場合にはこれに対する対応を検討することにある。したがって、環境基準を達成していない項目は、調査報告書に記載すべき価値が高い情報である。報告書では、環境基準を達成していない項目を優先的に載せるべきである。

(意見 36) 「生活環境の保全に係る項目」12項目の基準値

水質汚濁について、「生活環境の保全に係る項目」12項目についてデータ編において調査結果の表が載っている。しかし、基準値が記載されていない。基準値が載っていないとすれば、

調査報告書を読んだ市民が適合不適合の判断をすることができない。調査結果のみならず、基準値も合わせて記載するべきである。

(意見 37) 農業用水路・クリークの調査結果

「灌漑期においては全般的に良好な水質を保持していますが、水量が減少する非灌漑期においては水質の低下が見られます」と調査報告書に記載されている。

しかし、令和元年 9 月 27 日の調査において、PH 及び BOD について目標値の超過が認められている。必ずしも、「全般的に良好な水質を保持している」とは評価することができない。評価をする場合、客観的なデータに適合した評価を行うべきであり、目標値を超過した結果については、数値を調査報告書本文に引用する等して、評価の根拠を明示することが効果的な調査結果の広報になる。

(意見 38) 環境基準の評価対象であるかどうか

調査報告書のデータ編を確認すると各河川における調査結果が記載されている。データが記載された頁の後に注意書きがなされており、「地点左の*印は環境基準点を示す」と記載されている。

これは、*印のある河川は、環境基準が適用され、*印のない河川は、環境基準が適用されない、ということの意味する。

しかし、この注意書きの記載からでは、当該調査報告書を閲覧した者の多くは、その趣旨を理解することは困難であると考えられる。閲覧者が容易に理解できるような表現をすることが効果的な広報に必要である。

(意見 39) 比較すべき環境基準の記載

河川に関する調査結果には、調査結果を比較すべき環境基準が記載されていない。そのため、値を見ても、環境基準に適合しているのかどうかの結果を判断することができない。比較する環境基準をデータ内に記載するべきである。

(意見 40) 立入検査で基準超過が明らかになった事案の原因

ダイオキシン類について事業者の自主検査で基準値適合を確認後に立入調査で基準超過が明らかになった事案においては、事業者の自主検査が適正に行われたのか疑義が生じる。そのため疑義を解消するように、基準超過した原因の概要を載せた方が調査結果の効果的な広報になる。

(2) ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の保管及び処理

概要

① 事業概要

(ア) PCB 規制の前提

i) PCB の規制に至る歴史

ポリ塩化ビフェニル（以下、「PCB」という。）は、昭和 29 年から国内で生産が開始され、水に溶けず化学的に安定し、絶縁性に優れるといった特性から、電気機器の絶縁油や熱媒体、感圧複写紙等に広く使用されていた。

しかし、昭和 43 年に発生した「カネミ油症事件」等を契機として、人体への毒性が社会問題化し、昭和 47 年に行政指導により製造中止となった。

そこで、国は PCB の処理体制を構築することとなり、PCB 廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、一部で処理が行われてきた。しかし、施設の設置に際して地域住民の理解が得られず、また全体的には回収や処理のシステムが構築されないままであったため、およそ 30 年の長期にわたりほとんど処理が行われず、保管状態が続いていた。

以上のような背景から、長期において大量に保管されている PCB 廃棄物の適正、かつ確実な処理の確保・推進を行うため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下、「PCB 特措法」という。）が制定し、平成 13 年に施行された。

この PCB 特措法においては、PCB 廃棄物を保管している事業者に対し、保管・処分等の届出及び処分期間までの処理が義務付けられている。このため、掘り出し調査等により PCB 含有機器の保有状況等を確認すると共に、使用者及び保管者に対して、使用処分期間内に適正な処理を推進している。

ii) PCB の性質

PCB は水にきわめて溶けにくく、沸点が高く、熱で分解しにくく、不燃性、電気絶縁性が高い等の特性を持つ油状の物質である。この安定した特性を利用して、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙等様々な用途で利用されてきた。

iii) PCB の毒性

PCB が脂肪に溶けやすいという性質を持つことから、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されている。

一般に PCB による中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、爪の変形、まぶたや関節の腫れ等が報告されている。

iv) PCB 特措法等

平成 13 年	PCB 特措法施行
平成 24 年	処分期間の改正（処分期間の延長）
平成 25 年 10 月	拠点的広域処理施設が立地する北九州市に対し、北九州 PCB 処理事業所の処理対象エリアの拡大と事業期間の延長を要請

平成 26 年 4 月 北九州市は、国からの要請を受け入れる
 平成 28 年 5 月 PCB 特措法一部改正（高濃度 PCB 廃棄物の処分期間を前倒し、報告徴収・立入検査権限の強化、高濃度 PCB 廃棄物の処分に係る代執行等が明文化

(イ) PCB 規制の内容

A 高濃度 PCB 廃棄物と低濃度 PCB 廃棄物の区別と処分期間等

PCB 廃棄物は、高濃度 PCB 廃棄物と低濃度 PCB 廃棄物の二つに分類され、処理方法、処分期間等が異なる。

a. 高濃度 PCB 廃棄物とは

定義	5,000mg/kg (0.5%) を超える PCB 廃棄物	
代表的な電気機器	高圧変圧器、高圧コンデンサ、安定器	
設置場所例	工場、店舗及び公共施設等電気設備の中や照明器具の中等	
処理施設	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO)	
処理方法	プラズマ熔融処理	
久留米市の処理施設	北九州 PCB 処理施設	
処分期間	変圧器、コンデンサー等	平成 30 年 3 月 31 日 (終了)
	安定器、汚染物等	令和 3 年 3 月 31 日
処理費用	変圧器 350 kg	約 160 万円
	コンデンサー 70 kg	約 90 万円
	安定器 2.5 kg	約 7.5 万円

※処理費用は、重量によって異なる。

※中小企業等軽減制度により、法人・個人事業主は 70%、個人は 95%軽減される (適用対象条件あり、要事前申し込み)。

b. 低濃度 PCB 廃棄物とは

定義	5,000mg/kg (0.5%) 以下の PCB 廃棄物	
処理施設	環境大臣が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事等が許可する施設	
処分期間	令和 9 年 3 月 31 日	
処理費用	1 kg	約 600 円 (※軽減制度なし)

B 期間内処理に向けた市の取組

a. 自治体の役割と行政の権限

(a) 自治体の役割

PCB 廃棄物の保管及び処分の状況や PCB 使用製品の所有の状況を調査、把握し、未届出の PCB 廃棄物等が無いように届出を徹底させるように努める。

また、処理期間内に PCB 廃棄物を速やかに処分するため、保管事業者による PCB 廃棄物の保管及び処分の状況を必要に応じて把握するように努め、保管事業者が計画的に処分に向けた取り組みを講ずるよう必要な指導等を行う。

国と連携し、PCB 含有機器を使用する事業者に対して計画的な処分の必要性の周知に努める。

(b) 行政の権限

行政は、保管事業者等又は高濃度 PCB 廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者その他関係者に対して報告徴収（法 24 条）の権限に加え、立入調査（法 25 条）等の権限がある。

事業者が処分期限までに処分を行わなかった場合には、改善命令（法 12 条）を发出することができる。改善命令の対象者が処分をしない、または保管者等を確定できない場合等には、高濃度 PCB 廃棄物の処分について、行政で代執行（法 13 条）することができる。

(ウ) 具体的な取組

A 掘り起しのための取り組み

(a) 国が地方公共団体に求める取り組み

- ・ PCB 含有電気機器所有の蓋然性が高い自家用電気工作物設置事業者に対し、PCB 含有電気機器の保有に関する調査票を送付（1970 事業者）
- ・ 回答のあった事業者のうち保管・使用事業者の現状確認、または回答のあった調査票の内容に疑義がある場合等に立入調査を実施
- ・ 回答期限を過ぎても回答のない事業者への調査票再送付を 2 回実施。それでも回答のない場合は、電話催告や現地調査等を実施
- ・ 電話催告・訪問催告を繰り返し行ったが、回答がなかった事業者（22 業者）に対して、最終通知の送付

(b) 久留米市独自の取り組み

- ・ 平成 20 年度～ 事業者からの保管状況等の届出に対する立入調査の実施
- ・ 平成 25 年度 床面積 500 m²以上の施設を保有する 522 事業者へ PCB 廃棄物の適正処理等に関する周知文書の発送
- ・ 平成 26 年度 PCB 廃棄物を保管している可能性の高い業種（製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、教育・学習支援業等）の 631 事業者へ PCB 廃棄物の適正処理等に関する周知文書の発送
- ・ 平成 25 年度～ 商工労働ニュースへの掲載、啓発チラシ配布、フェイスブックによる広報
- ・ 平成 27 年度 市有施設を管理する 77 課に対する庁内説明会の実施
- ・ 平成 28 年度 高濃度 PCB 機器保管（使用）事業者等に対し説明会を開催
- ・ 平成 29 年度 大企業訪問による周知啓発・法人への啓發文書の送付及び説明会の開

催・環境省と協同で「平成 29 年度安定器掘り起しモデル調査」を実施

- ・平成 30 年度 登記種別が共同住宅である建物への調査
- ・令和元年度 地区担当制を導入し、電話連絡及び戸別訪問等

C 処分期間までの PCB 廃棄物処理に向けた取り組み

a. 変圧器及びコンデンサー等の高濃度 PCB 廃棄物への対処

(a) 処分期間

変圧器及びコンデンサー等の高濃度 PCB 廃棄物については、平成 30 年 3 月 31 日までが処分期間であった。

(b) 把握台数

平成 30 年度における変圧器及びコンデンサー等の久留米市が把握する PCB 含有機器の台数は 0 台であった。

(c) 処理に向けた対応

平成 30 年 3 月 31 日の処分期間経過後、これら高濃度 PCB 廃棄物の保管が 5 つの事業所で発覚した。久留米市は、これらの 5 つの事業所に対して、嚴重注意又は行政代執行の行政処分等を行い、平成 31 年 3 月 31 日までにすべての処分を終了させた。行政代執行を実施した事業者については、発覚年月日が平成 31 年 2 月 18 日であり、平成 31 年 3 月 31 日まで二月を切り早急な対応が必要であったため、行政代執行に及んだ。

b. 安定器及びその他の高濃度 PCB 廃棄物への対処

(a) 処分期間

安定器及びその他の高濃度 PCB 廃棄物については、令和 3 年 3 月 31 日までが処分期間である。

(b) 把握台数

- ・平成 30 年度には、944 台（14 事業所）把握していた。令和元年には、741 台（17 事業所）となった。新たに発見された高濃度 PCB 廃棄物が 127 台あり、同年中に 330 台の処理が終了した。
- ・上記の把握台数の他に、久留米市が保有する施設における高濃度 PCB 廃棄物の保有状況は、4 施設において 34 台である。平成 30 年度の 0 台から増加して、掘り起しが進んだ。
- ・741 台の高濃度 PCB 廃棄物は、期限である令和 3 年 3 月 31 日までに処理（契約）される予定である。
- ・令和元年の調査票送付状況は、送付件数 4681 件、回答数 2844 件、未回答数 409 件、未達数 1428 件である。未達の者に対しては、登記簿にて所有者を確認し、通知をするとともに、物件所在地を訪問し現況を確認するなど、可能な限り未達の解消に努める。それでも回答がない場合、最終通知を発送する。未回答者に対しては、これまで 5 回督促通知を送付するとともに、電話連絡及び訪問し、それでも回答がない場合は、最終通知を発送して

いる。回答はあったものの高濃度 PCB 廃棄物の保有が不明な事業者は、53 事業者いる。再調査を依頼し、電気事業者等の調査で不明なものについては、産廃財団やメーカーに対して PCB の有無の確認を依頼している。回答がない場合は、最終通知を発送している。

(c) 掘り起し

既に処分期限まで1年を切っており、早急な対応が必要になる。そのため、掘り起し、把握（処分予定期限等）、処分の確認、処分を実施しなかった場合の代執行等の対応が必要になる。現段階では、掘り起しと把握が必要な状態である。

これまでも掘り起しは実施してきており、これを継続的に実施していくことが必要になる。なお、調査票については、発送したものの調査票が回収されていない者が多数存在する。これらに対して、返信を促す処置を行う必要がある。

(d) 業者に対する届出依頼

・ PCB 特措法に基づく届出書提出依頼

PCB 特措法に基づき、PCB 廃棄物の保管事業者又は高濃度 PCB 使用製品の所有事業者は毎年6月末までに所管自治体に届出書を提出する必要があり、その届出を要する対象者に提出を促す。

・ PCB 特措法に基づく立入検査

上記届出の内容に基づき、現状確認のため PCB 特措法に基づく立入検査を行い、必要に応じて指導を行う

・ PCB 保有不明事業者への指導

平成26年度から行っている掘り起し調査における回答で、事業者が保有する電気機器(安定器)に PCB が混入しているか不明と回答している場合、判別を速やかに行うように指導を行う。

・ 広報・啓発

広報誌への掲載を行い、事業者に対し啓発を行う。

②5 か年歳入歳出比較・令和元年度決算概要

(2) 実施した監査手続

(ア) 高濃度 PCB 廃棄物のうちコンデンサー及び変圧器等については、既に処分期限を経過しているが、これについて全て処分期限内に処分を終了してあるのか確認した。

(イ) PCB 廃棄物の掘り起こしについては、国の指定する掘り起し方法が存在するが、その他に各自自治体の独自の掘り起こしが実施されているか、実施されている場合には具体的にどのような掘り起し方法を実施したのかを確認した。

(ウ) 高濃度 PCB 廃棄物である安定器及び汚染物等についての処分期限が迫っているが進捗状況及び処分期限までに処分を終了させるための手続きについて確認した。

(エ) 久留米市自身が保有する PCB 廃棄物処理についての進捗状況について確認した。

(3) 結果

(意見 41) ホームページ閲覧者に対して届出又は調査票回答の必要性を訴える

PCB に関する久留米市のホームページ「ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物について」(<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1050kurashi/2030kankyougomi/3200PCB/>) の一つの役割は、PCB 廃棄物を保管している可能性のあるホームページ閲覧者に対して、早期の届出及び適正処理を促すことにある。

また、久留米市は PCB 廃棄物を保管している可能性のある対象者に対して調査票を発送しているため、その調査票を受領した者に対して回答を促す意味もある。

これらの者に対して届出を促すためには、PCB 廃棄物の保管を継続していることの危険性、高濃度 PCB 廃棄物 (安定器等) について処分期間が迫っていること、処分期間経過後は処分することができず長期間保管を継続しなければならない可能性があること等早期に届出を促す内容の記載がなされる必要があった。さらに、その記載が閲覧されやすくする工夫が必要であった。具体的には、「調査票が届いた方へ」と記載された部分をクリックした先の記事に、上述の内容を記載することが有効であった。

(3) 市有墓地

監査手続

1. 業務概要・組織 人員配置などについてヒアリングした。
2. 5 ヶ年の歳入歳出の推移のヒアリングをした。
3. 過去の外部監査時公有財産管理運営について指摘事項があったのでその措置を確認した。
4. 現地調査を数件行った。

市有墓地等業務についての概要

■組織及び職員数 (令和 2 年 5 月 1 日現在)

課名	管理職	監督職	一般職	合計
	課長	課長補佐兼主査	事務職	
環境保全課	1 人	1 人	3 人	5 人

※監督職及び一般職の職員数は、墓地業務に従事している者の人数

■専決事務

墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可 (部長決裁)

墓地の改葬の許可 (課長決裁)

■市有墓地等に関する分掌事務について

1. 墓地、納骨堂又は火葬場の経営許可等に関する業務

《根拠法令》

○墓地、埋葬等に関する法律第 10 条

○久留米市墓地等の経営許可等に関する条例

○久留米市墓地等の経営許可等に関する条例施行規則

《令和元年度実績》

- 経営許可 2 件（墓地 0 件・納骨堂 2 件・火葬場 0 件）
- 変更許可 0 件（墓地 0 件・納骨堂 0 件・火葬場 0 件）
- 廃止許可 4 件（墓地 4 件・納骨堂 0 件・火葬場 0 件）

2. 墓地の改葬の許可に関する業務

《根拠法令》

- 墓地、埋葬等に関する法律第 5 条、第 8 条
- 墓地、埋葬等に関する法律施行規則

《令和元年度実績》

212 件（久留米 149 件、田主丸 26 件、北野 11 件、城島 6 件、三潞 20 件）

3. 市有墓地の管理に関する業務

(1) 久留米市における市有墓地

久留米市の市有墓地は、「墓地、埋葬等に関する法律」が施行された昭和 23 年 6 月以前から設置された、地域の共同墓地として利用されていた土地を、町村合併によって久留米市が所有権を取得し、これを引き継いだ「みなし墓地」と呼ばれる、もともとの墓地使用者とその継承者のみが利用できる墓地のことである。

なお、市が墓地利用者を公募し直接経営を行う、市営墓地は久留米市には存在しない。

現在、久留米市には 22 ヶ所の市有墓地（墳墓のある墓地埋葬法上の墓地 14 ヶ所の他、墳墓のない 8 ヶ所を含む）が存在する。

それぞれの市有墓地は昔からの地域的な事情や経緯もあり、地元の管理組合が管理するものと管理組合がないものが存在し、地元管理組合によって納骨堂を建設し、これを管理している墓地もあるなど、その管理状況は異なっている。久留米市では管理組合がない市有墓地について、樹木伐採や除草等の維持・管理業務を行っている。

久留米市市有墓地一覧

	名 称	所在地	公募面積	墳墓の有無	納骨堂の有無
1	中隈山墓地	国分町字中隈山 878 番 2	1,479 m ²	○	×
2	福聚寺墓地	合川町 6 番地 3 他（計 6 筆）	3,562 m ²	○（無縁有）	○（市有）
3	鷺塚墓地	荒木町荒木 1312 番 11	3,401 m ²	×	○（地元）
4	宮本墓地	大善寺町宮本字野口 791 番 4 他（計 7 筆）	5,660 m ²	○（無縁有）	○（地元）
5	打揚り墓地	高良内町字打揚り 37 番 1	525 m ²	○（無縁有）	×
6	九十五把墓地	高良内町字九十五把 3184 番 2	179 m ²	×	×
7	坂口墓地	高良内町字坂口 783 番 1	345 m ²	○無縁のみ	×
8	松本墓地	高良内町字松本 3332 番 1 他（計 8 筆）	6,418 m ²	○無縁のみ	○（地元）
9	西行墓地	高良内町字西行 3389 番 1 他（計 7 筆）	15,527 m ²	○（無縁有）	×
10	板橋墓地	高良内町字板橋 4574 番 3	2,318 m ²	○（無縁有）	○（地元）

11	隈山墓地	国分町字隈山 380 番 他 (計 6 筆)	8,071 m ²	○ (無縁有)	×
12	柴刈墓地	田主丸町八幡 1032 番 1	1,089 m ²	○ (無縁有)	×
13	水分墓地	田主丸町野田 867	629 m ²	○ (無縁有)	×
14	朝森墓地	田主丸町朝森 352 番 3 他 (計 2 筆)	400 m ²	○ (無縁有)	×
15	檜津祖廟堂	城島町檜津 624 番 4	562 m ²	×	○ (地元)
16	西青木納骨堂	城島町西青木 491 番 1	587 m ²	×	○ (地元)
17	原中牟田納骨堂	城島町原中牟田 502 番 2	390 m ²	×	○ (地元)
18	福岩納骨堂	三瀨町福光 336 番 3	240 m ²	×	○ (地元)
19	田川東納骨堂	三瀨町田川 2286 番 他 (計 2 筆)	627 m ²	×	○ (地元)
20	立稲葉納骨堂	三瀨町玉満 875 番 2	423 m ²	×	○ (地元)
21	本町墓地	三瀨町西牟田 850 番 1 他 (計 5 筆)	2,540 m ²	○ 無縁のみ	○ (地元)
22	高三瀨南墓地	三瀨町高三瀨 759 番	2,350 m ²	○ (無縁有)	○ (地元)

(2) (令和元年度事業)

① 市有墓地の縁故者調査

市有墓地 墓地管理人の委嘱

《根拠法令》

○久留米市有墓地使用管理要綱第 6 条

市有墓地の管理に関する事務の一部を行わせるため、必要に応じて墓地管理人を設置
主たる業務は改葬許可申請における埋蔵の事実の証明

久留米 (9 墓地)、田主丸 (3 墓地) について墓地管理人を委嘱 (報酬額 5,300 円)

北野には個人墓地のみ、城島には納骨堂のみでなし。三瀨町は墓地管理人の委嘱なし
(地元管理の墓地)

② 市有墓地の維持・管理

墓地の適正な管理と良好な環境の維持を図るため、除草、樹木の伐採、剪定を主に業務委託により実施していた。

③ 市有墓地の縁故者調査

市有墓地内における使用者不明の無縁墳墓の増加を抑制するため、使用者 (縁故者) が明らかな有縁墳墓について、墓籍台帳に記載されている墓地使用者やその関係者に対して調査票を送付し、住所や墓地使用者の変更の有無について確認を行い、墓籍台帳の更新整備を行っていた。

《令和元年度実績》

- ・調査票送付件数 241 件 (墳墓 629 基) 回答数 (197 件)

4. 市有墓地の維持補修に関する業務

(令和元年度事業)

●市有墓地内の倒伏墓石処分

市の墓籍台帳に記載がなく、遺骨が改葬され、参拝の形跡もなく、墓石が土中に埋もれていたり、幾つもの墓石が横たわった状態で積み重なったりして、既に墳墓の形態を成していないものや、草木に覆われて確認ができないものは倒伏墓石として判断している。

この倒伏墓石は、所有権がすでに放棄された所有者のいない瓦礫として取り扱い、久留米市が事実上占有を行っている動産とみなして、土地所有者である久留米市が墓地の適正管理のため、平成 23 年度から計画的に廃棄処分を行っている。(産業廃棄物処理業者に産業廃棄物として処分を委託)

《令和元年度実績》 対象墓地 7 箇所のうち、西行墓地以外の 6 箇所は完了済

・西行墓地 (A地区の一部) 処分数 160 基 (6 m³)

5. 墓地、埋葬等に関する相談業務

《令和元年度実績》 33 件

●主な相談内容

- ・墓地経営について
- ・墓地の廃止について
- ・無縁改葬について
- ・墓地として使用されていた土地の処分について
- ・分骨について

歳入歳出 5 期比較表

歳入		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
衛生使用料		5	5	5	5	9
歳出		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
墓地管理費	報酬	64	64	64	64	64
	消耗品費	25	76	21	13	19
	光熱水費	40	37	40	43	44
	委託料	1,501	1,248	2,725	1,813	2,872 (注1)
	修繕料					1,298 (注2)
市有墓地維持補修事業	委託料	1,874	6,477	9,789	1,189	1,375 (注3)

(注2) 墓地管理費・修繕料

■歳出5カ年実績内訳「墓地管理費(修繕料)」			
年度	決算額(円)	摘要	金額(円)
H27年度	0		
H28年度	0		
H29年度	0		
H30年度	0		
R1年度	1,297,922	市有松本墓地英霊碑補修	1,297,922

ただし、この費用は本来市が負担すべき義務はないが遺族会との「修繕した慰霊碑の以後の管理に関する念書」で将来市に負担をかけることがないことを条件に老朽化対策として負担している。なお、このような慰霊碑ないし慰霊塔などの修繕負担案件は市有墓地以外で数件まだ残っている。

(注1) 墓地管理費・委託料

■歳出5ヵ年実績内訳「墓地管理費(委託料)」			
年度	決算額(円)	摘要	金額(円)
H27年度	1,500,630	市有限山墓地樹木伐採業務	496,800
		市有限山墓地枯枝撤去処分業務	16,200
		市有西行・限山墓地草刈業務	410,400
		市有墓地草刈業務①(宮本、松本、打揚り)	192,000
		市有墓地草刈業務②(宮本、松本、打揚り)	192,000
		市有宮本墓地樹木剪定業務	73,440
		市有高三瀨南墓地草刈等業務(三瀨)	103,390
		無縁墓地管理業務委託(三瀨)	16,400
H28年度	1,247,765	市有西行・限山墓地草刈業務	486,000
		市有墓地草刈業務①(宮本、松本、打揚り)	204,000
		市有墓地草刈業務②(宮本、松本、打揚り)	184,000
		市有宮本墓地樹木剪定業務	198,720
		市有高三瀨南墓地草刈等業務(三瀨)	103,390
		無縁墓地管理業務委託(三瀨)草刈	40,746
		無縁墓地管理業務委託(三瀨)剪定	30,909
		H29年度	2,724,951
市有墓地草刈業務②(宮本、松本、打揚り)	164,000		
市有西行・限山墓地草刈業務	399,600		
市有限山墓地斜面草刈業務	486,000		
市有限山墓地測量登記委託	545,346		
市有九十五把墓地測量登記委託	418,770		
市有板橋墓地草刈・樹木等伐採業務	378,000		
市有高三瀨南墓地草刈等業務(三瀨)	125,194		
無縁墓地管理業務委託(三瀨)剪定	44,041		
H30年度	1,813,094		
		市有西行墓地草刈等業務	410,400
		市有墓地草刈業務①(宮本、松本、打揚り)	146,230
		市有墓地草刈業務②(宮本、松本、打揚り)	144,759
		市有板橋墓地樹木伐採業務	432,000
		市有板橋墓地植樹業務	154,440
		市有高三瀨南墓地草刈等業務(三瀨)	131,257
		無縁墓地管理業務委託(三瀨)	48,408
		R1年度	2,781,136
市有墓地草刈業務①(宮本、松本、打揚り)	144,024		
市有墓地草刈業務②(宮本、松本、打揚り)	146,691		
市有西行墓地樹木伐採業務	162,000		
市有西行墓地草刈等業務委託	410,400		
市有西行墓地内樹木剪定業務	495,000		
市有限山墓地斜面草刈業務委託	486,000		
市有福聚寺墓地内倒木伐採業務	198,000		
市有福聚寺墓地内納骨堂外壁塗装石綿含有分析調査業務	27,500		
市有福聚寺墓地内納骨堂外壁塗装業務	49,500		
市有九十五把墓地樹木伐採業務	55,000		
市有高三瀨南墓地草刈等業務(三瀨)	133,993		
無縁墓地管理業務委託(三瀨)	49,776		

(注3)市有墓地維持補修事業

■歳出5ヵ年実績内訳「市有墓地維持補修事業」			
年度	決算額(円)	摘要	金額(円)
H27年度	1,873,800	市有松本墓地倒伏墓石処分業務	1,873,800
H28年度	6,476,760	市有松本墓地倒伏墓石処分業務	1,076,760
		市有限山墓地法面復旧実施設計業務	5,400,000
H29年度	9,789,120	市有限山墓地法面復旧工事	9,789,120
H30年度	1,189,555	市有西行墓地(北側法面)災害復旧修繕	680,400
		市有西行墓地(南側法面)災害復旧業務	152,755
		市有水分墓地(田主丸)法面補修業務	356,400
R1年度	1,375,000	市有西行墓地倒伏墓石処分業務	1,375,000

なお、H28年度29年度の限山墓地に関するのり面復旧工事とは、火災発生による復旧であり、現地視察により確認している。右写真参照



下は西行墓地の写真で、当該墓地は市内最大で15千㎡以上の面積を有し、4区画にわけて倒伏墓石の整理中であつたが完了までには時間を要するとのことであつた。

右下の写真は西行墓地の改葬後(墓としての役割を終えた墓石)の倒伏墓石の状況である。倒伏墓石の処分は業者に委託することになるが、当該墓地は丘陵地にあり、傾斜地が多く、道路が狭小のため作業機械を入れることが困難で、人手での作業には経費がかかり、限られた予算の中では順次対応している状況にあつた。また左下の写真は、西行墓地の地崩れ防止のための修繕状況である。市有墓地ということで市が管理者であるため、このような修繕のための経費も市が負担しなければならない。

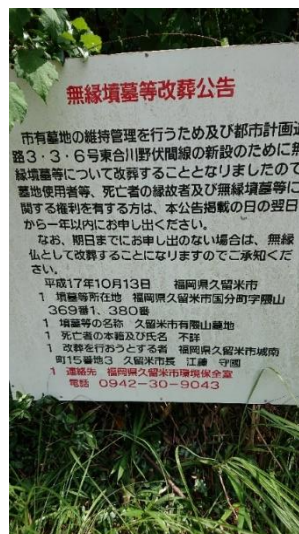


1. 合併時の旧4町における公有墓地の管理状況について				
旧町名	田主丸町	北野町	城島町	三瀨町
公有墓地の状況	墳墓のみで納骨堂はない。	なし	墳墓はなく、納骨堂のみ	納骨堂のみの墓地と、墳墓、 納骨堂が設置された墓地がある。
墓地名	柴刈墓地（田主丸町八幡1032番1） 水分墓地（田主丸町野田867番） 朝森墓地（田主丸町朝森352番3他）計2筆		檜津祖廟堂（城島町檜津624番4） 西青木納骨堂（城島町西青木491番1） 原中牟田納骨堂（城島町原中牟田502番2）	福岩納骨堂（三瀨町福光336番3） 田川東納骨堂（三瀨町田川2286番他）計2筆 立稲葉納骨堂（三瀨町田川875番2） 本町墓地（三瀨町西牟田850番1他）計5筆 高三瀨墓地（三瀨町高三瀨759番）
合併前の土地所有者	田主丸町	－	城島町	三瀨町
管理方法	地元で清掃、除草等の維持管理を行っている。	－	地元の納骨堂管理組合で管理運営を行っている。	納骨堂は地元の納骨堂管理組合で管理運営を行っている。 墓地は地元で清掃、除草等の維持管理を行っている。
墓地管理人の委嘱	なし	－	－	なし
墓籍台帳の整備	未整備	－	－	未整備
縁故者調査	未実施	－	－	未実施
納骨堂の利用許可手続	－	－	未手続	未手続
2. 現在の旧4町区域における市有墓地の管理状況について				
旧町名	田主丸町	北野町	城島町	三瀨町
現在の土地所有者	久留米市	－	久留米市	久留米市
管理方法	地元で清掃、除草等の維持管理を行っている。	－	地元の納骨堂管理組合で管理運営を行っている。	納骨堂は地元の納骨堂管理組合で管理運営を行っている。 墓地は地元で清掃、除草等の維持管理を行っている。
墓地管理人の委嘱	市長が委嘱	－	－	なし（合併後の協議に基づき設置していない。）
墓籍台帳の整備	整備済	－	－	整備済
縁故者調査	実施	－	－	実施
納骨堂の利用許可手続	－	－	（平成31年度まで）行政財産の目的外 利用許可申請 （令和2年度以降） 普通財産の貸付契約	（平成31年度まで）行政財産の目的外 利用許可申請 （令和2年度以降） 普通財産の貸付契約

上記のように、市有墓地の管理方針としては、土地の維持・管理は所有者である久留米市が担い、納骨堂は地元管理組合、墳墓については墓地所有者が維持・管理責任をそれぞれ負うものと整理されている。北野町では、個人墓地しかないため久留米市の管理対象外となっている。

(ケース1)

右写真は、現地調査の時にあった無縁墳墓の改葬公告であるが、本来1年以内に申し出がなければ無縁墳墓と確定し、権利を有する方が現れれば改葬することになっているが、令和2年9月時点でも看板が未だに掲載されている。



(ケース2) 墓地管理に関する業務について

右写真を参照されたい。これは、無縁墳墓すなわち墓籍台帳に掲載されていなくて無縁（所有者不明）の場合には、右のように無縁であることのカードを貼り付け、環境保全課まで連絡を促している。このような地道な努力により無縁墳墓の対策を行っている。



(ケース3) 市有墓地の縁故者調査につて

市有墓地の情報については、墓籍台帳（下表参照）で管理している。墓籍台帳の記載項目は、墓地使用者情報（墓地使用者名、連絡先、郵便番号、墓地使用者住所）、建立者氏名、建立年月日、死亡者氏名、死亡年月日、改葬の有無について記載をする。

有縁墳墓の無縁化を抑制するため、定期的に縁故者の追跡調査を実施し、墓地使用者情報の異動確認を行い、台帳の整備を行っている。相当年数を経て調査困難なものがあるため、不詳のものが存在する。

(墓籍台帳 サンプル)

〇〇墓地 A-1		戒名等	〇〇〇〇〇〇		
死亡者氏名	〇〇 〇〇		死亡年月日	〇〇年〇月〇日	
施主(建立者)氏名	〇〇 〇〇		建立年月日	〇〇年〇月〇日	
	死亡者氏名	死亡年月日	改葬の有無	改葬済	
1	〇〇 〇〇	〇〇年〇月〇日			
2	〇〇 〇〇	不明	墓地 使用 者 情 報	墓地使用者名	〇〇 〇〇
3				連絡先	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
4				郵便番号	〇〇〇-〇〇〇〇
5				墓地使用者住所	〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18			備考		
19					
20					
21					
22					
他					

(結果)

指摘すべき事項は発見されなかった。

8. 協働による環境配慮活動の推進

実施した監査手続

1. 事業の概要と組織を把握するためのヒアリングを実施した。
2. 環境美化促進事業として、主にクリーンパートナー制度とスポ GOMI の詳細のヒアリングを実施した。
3. 5 か年の歳入歳出の推移の内容のヒアリングを実施した。
4. 直近の令和元年度の決算予想・予算消化実績などのヒアリングを実施した。

【環境美化促進事業】

久留米市では、環境美化促進事業は、環境部環境政策課が所管し、環境美化ボランティア推進事業（くるめクリーンパートナー制度）や環境美化団体等表彰事業を主たる事業として実施している。以下事業内容を詳述する。

1 久留米市環境美化促進条例の制定

平成 5 年 6 月、地域の環境美化促進を目的として「久留米市環境美化促進条例」を制定した。条例では「市・市民・事業者の環境美化への責務」を明らかにし、「環境美化の保持」「回収容器などの設置管理」「立看板などに関する措置」等に関する各主体の義務や罰則について定めている。

なお、制定後の環境美化を取り巻く状況の変化に対応するとともに、平成 17 年 2 月に合併した旧田主丸町・旧北野町・旧城島町・旧三瀧町の状況を加味した環境美化施策の展開を図るため、平成 19 年 3 月にその全部を改正し、同年 6 月に施行している。

新たな条例では、喫煙者やペットの飼い主のマナー、空き地の適正な管理及び環境美化施策の実施などについて規定している。

2 業務概要・組織

環境部環境政策課（環境美化促進事業に関する組織：課長 1 人、課長補佐 1 人、主査 2 人、担当者 3 人、任期付職員 1 人、計 8 人）

（1）環境美化ボランティア推進事業（くるめクリーンパートナー制度）

市民団体等と行政が協働して環境美化に取り組む制度。環境美化ボランティア活動により散乱ごみを取り除くとともに、その活動を広報や活動個所に設置する表示板でより広く周知し、ポイ捨てをしない・させないまちづくりをめざす取り組みを行う事業である（平成 14 年度から実施）。

① 登録要件

活動内容：年 6 回以上の清掃等の美化活動を実施し、年度末に 1 年間の活動内容（活動回数・活動人数・使用したごみ袋数）を報告する。

対 象：市内の各種団体（企業を含む）及び個人

活動場所：市内全域の道路、公園、河川等をはじめとする公共の場所から、活動者が任意に選定した場所

市の役割：清掃用具等の貸付・提供、ボランティア保険への加入、活動者名入りの表示板の設置（希望者）

② 事業実績（6期比較表）

登録者数等							
年 度		26	27	28	29	30	31
登録者数 (累計)		19,920	20,692	21,260	21,102	21,262	21,899
登録 内訳	件 数	40件	26件	37件	23件	20件	32件
	人 数	586人	927人	628人	203人	279人	1,113人

活動実績							
年 度		26	27	28	29	30	31
活動のべ人数		61,460	63,047	71,859	67,334	62,138	56,446
合計(枚)		16,738	16,254	18,786	12,350	15,594	15,347
可燃(枚)		12,407	11,834	13,669	9,420	10,196	10,956
不燃(枚)		4,331	4,430	5,117	2,930	5,398	4,391

くろめクリーンパートナー登録数		(令和2年3月31日)					
		所在地区分					
分類	データ	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潞町	合計
グループ・サークル	活動団体 件数	112	9	6	13	11	151
	合計活動者数	4,370	362	172	709	223	5,836
その他団体	活動団体 件数	14	1		1	1	17
	合計活動者数	283	13		20	9	325
ライオンズ・ロータリー	活動団体 件数	2					2
	合計活動者数	352					352
学校	活動団体 件数	21	2	2	2	2	29
	合計活動者数	2,989	147	509	527	84	4,256
企業	活動団体 件数	170	11	9	12	15	217
	合計活動者数	4,190	562	102	171	191	5,216
個人	活動団体 件数	103		2		1	106
	合計活動者数	185		2		1	188
自治会	活動団体 件数	22	18	3	2	7	52
	合計活動者数	1,549	936	86	65	341	2,977
商店会、商業施設	活動団体 件数	7		1			8
	合計活動者数	2,688		61			2,749
全体の 活動団体 件数		451	41	23	30	37	582
全体の 合計活動者数		16,606	2,020	932	1,492	849	21,899

クリーンパートナーへの登録は、年6回以上の美化活動（タバコの吸い殻や空き缶などのポイ捨てごみの収集）を行うことを前提とする。登録の方法は、活動場所を決めてから、窓口（環境部環境政策課、総合支所環境建設課）に届出をする。ホームページにも登録方法及

び様式を記載している。届出された後に市と活動者にて合意書の取り交わしを行う。(県道や国道の場合は関係機関も含む)

登録者は、毎年一定程度増える一方で、平成14年度から始まった制度であり、高齢のため活動を辞退される方も増えている現状がある。年1回、年度末に提出いただく活動報告書は、2月に各団体へ郵送し、活動内容(活動回数・活動人数・使用したごみ袋数)を記載の上、4月上旬までの提出を依頼している。

スポーツGOMI拾い大会は、イベント性があり、楽しくごみ拾い体験をすることで、クリーンパートナー登録につながることを期待して実施している。

③ 5か年の歳入歳出の推移

5か年推移表

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
報償費	113	117	172	183	130
消耗品費	1,315	1,637	1,195	1,133	1,129
食糧費	1	1	1	1	0
印刷製本費		54			70
歳出合計	1,429	1,809	1,368	1,317	1,329

(2) 環境美化団体等表彰事業

【環境美化促進協議会】

平成5年、(旧)環境美化促進条例制定に伴い、環境美化促進計画の審議機関として設置

○令和元年度事業実績

1回開催(令和元年5月13日)

○事業費

65千円

【環境美化活動市民団体等表彰】

積極的に環境美化活動に取り組む団体・個人を表彰している。(平成6年度開始)

○令和元年度実績

環境フェア会場(令和元年6月2日・久留米市百年公園)において市長表彰を実施

(4団体・3個人)

○事業費

100千円

環境美化活動団体表彰者の推薦過程

【スケジュール】

3月上旬 各団体等へ推薦依頼 ※下記送付先

4月中旬 推薦とりまとめ

5月 環境美化促進協議会にて審議

6月第1日曜日 表彰式(環境フェアのステージにて)

【推薦依頼先】

推薦依頼団体名	依頼方法
校区コミュニティ組織	各会長（46 校区）に郵送 （事務局に写しを提出する）
教育委員会	小中学校での推薦を考慮し依頼
ふれあい都市推進協議会	事務局へ依頼
久留米商工会議所	商工会議所総務課へ依頼
久留米市地区環境衛生連合会	事務局へ依頼

【推薦依頼発送についてのお知らせ】

送付先	依頼方法
久留米市環境美化促進協議会	各委員へ郵送 環境美化促進協議会での、被表彰者の審議を考慮し、推薦依頼を発送している旨の周知を行うもの。

クリーンパートナーに登録し環境美化ボランティア活動をされている活動団体から提出された活動報告書には下記のような意見が存在したので紹介する。

- ・ごみ袋より軍手の数が必要
- ・コロナウイルスの影響で現在休止中　ごみとしてのマスクやペットボトルの飲み残し注意
- ・清掃活動に参加される方の固定化・高齢化
- ・地元小学生は環境の勉強を兼ねて参加されている
- ・市民に対する PR 不足（マナーについて街路樹の下のたばこの吸い殻）
- ・ごみを拾うという活動が無意識のうちにごみを捨てる側への抑止効果となっている
- ・ペットボトルや空き缶のリサイクル表示は無意味であり、むしろ製造メーカーに対して「この缶リサイクルしよう」「ペットボトルは捨ててはだめ」「捨てれば地球のゴミ」といったわかりやすい表示が必要。
- ・高齢化社会でも地域活動に積極的に参加してもらい、社会貢献に協力してもらう
- ・経済優先の社会システムでは、環境行政が後回しにされている

(結果)

(意見 42) 環境美化活動の活性化について

環境美化活動を継続しより活性化していくためには、マスメディアや SNS などを通じてより広報していくことで多くの方の参加を促し、スポーツ GOMI 拾い大会のようなイベント性があり、老若男女を問わず楽しくごみ拾いを体験する企画を増やすことでクリーンパートナー制度への移行が期待できると考えられる。

また、環境美化活動団体等の表彰の対象期間を 10 年ではなく 5 年とすることで、参加者の意識が高まり、当初から活動されている方々が高齢化している課題にも対応できると考えられる。

9. 環境学習・環境教育の推進

(1) 環境まなびのまちづくり事業

久留米市は、環境基本計画に掲げる「ずっと暮らしたい心地よいまちグリーンエコシティくるめ」を実現するために、「市民環境意識の向上と協働の推進」に向けた取り組みとして、「環境まなびのまちづくり事業」を実施している。

(2) 実施事業

①環境政策課

(ア) 講座・体験学習

(イ) 環境学習会・環境教室

<1>目的及び事業内容

環境問題への関心と理解を深め、環境に配慮した暮らしを市民や事業所に実践してもらうため、環境学習会や環境教室を実施する。

<2>決算の推移

(単位：千円)

H27	H28	H29	H30	R 元
90	48	14	30	48

<3>実績

		H27	H28	H29	H30	R 元
環境教室 (※1)	回数(回)	11	13	10	12	14
	人数(人)	619	1,014	960	1,109	1,357
環境学習会 (※2)	回数(回)	3	3	7	7	11
	人数(人)	172	90	178	240	373

(※1)子ども向け(学童保育所) (※2)大人向け

(イ) エコ実験パフォーマンスショー

<1>目的と事業内容

子ども達が楽しくエコ活動について学び、学んだエコ活動を家庭へも広げることができるよう親子で参加可能なエコ実験パフォーマンスショーを実施する。

<2>決算の推移

(単位：千円)

H27	H28	H29	H30	R 元
299	306	314	315	454

<3>実績

(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	R 元
応募者数	866	837	926	920	1,181
参加者数	252	248	250	256	488

R 元年度は、2 部公演で実施

(iii) 地球環境・エネルギー教室

<1>目的及び事業内容

子ども達が将来、「地球温暖化問題の現状」を正しく認識した上で、持続可能な社会の構築に向けて自分にできることを実践する人材を育成するため、温暖化を始めとした地球環境問題やエネルギーに関する講話（太陽光発電の仕組みなど）と関連する様々な実験（オリジナルソーラーカーの工作等）を行う。

<2>決算の推移

(単位：千円)

H27	H28	H29	H30	R 元
0	172	222	186	239

<3>実績

(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	R 元
参加者数	-	55	19	22	41
(内訳)	-	小学生 30 保護者 25	小学生 16 中学生 3	小学生 19 中学生 3	小学生 27 中学生 14

※H28年度は、「夏休み親子再生可能エネルギー工作教室」として実施

(イ) イベント

(i) 環境フェア

<1>目的及び事業内容

市民が地球温暖化対策やごみ減量、リサイクルへの関心を高め、様々な環境にやさしい暮らしについて、見て、体験して、学んでもらうことを目的に、かえっこバザール（不要なおもちゃのリユースイベント）、FCV（燃料電池自動車）助手席試乗会、くるクルのPRなどを実施する。

<2>決算の推移

(単位：千円)

H27	H28	H29	H30	R 元
3,376	3,512	3,519	3,689	4,093

<3>実績

(単位：団体、人)

	H27	H28	H29	H30	R 元
参加団体数	42	43	47	46	43
来場者数	約 19,000	約 16,000	約 19,000	約 18,000	約 18,000

(ウ) 人材育成

(i) こどもエコスタート

<1>目的及び事業内容

環境問題への関心と理解を深め、子どもたちがエコ活動を身近なものとして捉え、自身の生活や家庭へ広げる意識を醸成するため、5つのテーマ（水・ごみ・リサイ

クル・買い物・エネルギー)に沿った体験型エコ教室を実施する。

〈2〉決算の推移

(単位：千円)

H27	H28	H29	H30	R 元
432	220	154	151	270

〈3〉実績

(単位：保育園数)

	H27	H28	H29	H30	R 元
実施園数	3	2	2	2	3
(実施園名)	田主丸 大橋 きらら	江南 ゆりかご	大城 菅原	白峯 白鳥	ひまわり 文殊乳児 高良内

(ii) くるめエコめいと (R 元年度から実施)

〈1〉目的と事業内容

市が主催する環境啓発イベントや講座のスタッフとして事業を支援してくれる市民を募集し、市職員と一緒に実際に活動してもらおう。「聴く側」「受ける側」ではなく、「話す側」「伝える側」の立場で、環境に関する知識を深め、環境配慮に対する意識の向上を図るとともに、学んだことを他の人に伝える活動の楽しさを感じてもらい、将来的には環境啓発講座等の講師を担える人材の発掘と育成を目指す。

〈2〉決算の推移

(単位：千円)

H27	H28	H29	H30	R 元
-	-	-	-	32

〈3〉実績

【R 元年度】登録人数：24 人

活動人数：延べ 20 人 (募集人数:60 人、充足率 33.3%)

活動実績：学童保育所環境教室、くるめ環境フェア、自然観察会、等

(エ) 広報・利用促進

(i) 環境広報誌「エココ」発行

〈1〉目的及び事業内容

低炭素社会及び環境型社会の構築に向け、地球温暖化に関する情報や環境配慮行動等をより広く市民に周知し、その対策としての取り組みを一層促進していくため、全世帯向けに広報を実施する。

<2>決算の推移

(単位：千円)

H27	H28	H29	H30	R 元
650	601	1,322	1,311	2,116

<3>実績

(単位：回数、部数)

	H27	H28	H29	H30	R 元
発行回数	1	1	3	3	3
発行部数	108,000	110,000	110,000	110,000	110,000

※H28 年度まで、環境問題特集号「エコくる通信」を発行

※H29、H30 年度は 3 回発行の 2 回を環境政策課、1 回を資源循環推進課から支出

②環境保全課

(7) 講座・体験学習

(i) 自然観察会

<1>目的及び事業内容

くるめ生きものプランに基づき、生物多様性に関する市民意識の向上と、協働の促進を図るため、地域等と連携し、実践型の環境学習、啓発事業を実施する。

<2>決算の推移

(単位：千円)

H27	H28	H29	H30	R 元
-	37	122	111	21

※R 元年度は、自然観察会、エコ巡り社会見学の合算値である。

<3>実績

・バードウィーク探鳥会

(内容) 市民団体と協働で実施し、野鳥観察を通して自然に親しみ、生物多様性を学習する。

参加人数の推移	H27	H28	H29	H30	R 元
	-	-	-	11	23

・環境フェア観察会 (R 元年度より開始)

(内容) 環境フェアの際、会場隣の高良川で水生生物や魚類の捕獲、観察を通して自然に親しみ、生物多様性を学習する。

【R 元年度】参加者数：35 人 (大人：15 人、子ども：20 人)

・ホタルまつり観察会 (R 元年度より開始)

(内容) 一ノ瀬親水公園ホタルまつりの際、会場内の高良川で水生生物や魚類の捕獲、観察を通して自然に親しみ、生物多様性を学習する。

【R元年度】参加者数：17人（大人7人、子ども10人・みずまの堀の生きもの調査（R元年度より開始）

（内容）校区と協働で実施し、堀に生息する水生生物や魚類の捕獲、観察を通して自然に親しみ、生物多様性を学習する。

【R元年度】参加者数：38人（大人0人、子ども38人）

・アカミミガメ捕獲観察会

（内容）安武校区と協働で実施し、水路に生息する外来カメの捕獲、観察を通して自然に親しみ、外来種問題を学習する。

参加人数の推移	H27	H28	H29	H30	R元
	-	-	57	-	71

・高良川の生きもの調査

（内容）市民団体と協働で実施し、高良川の生息する水生生物や魚類の捕獲、観察を通して自然に親しみ、生物多様性を学習する。

参加人数の推移	H27	H28	H29	H30	R元
	31	41	29	42	34

・くるめ生きもの探検隊 in ダイハツ工業（R元年度より開始）

（内容）事業者と協働で実施し、ダイハツ工業の敷地内で昆虫や水生生物の捕獲、観察を通して自然に親しみ、生物多様性を学習する。

【R元年度】参加者数：42人（大人17人、子ども25人）

・エコピアの森×くるめ生きもの探検隊（R元年度より開始）

（内容）事業者と協働で実施し、一ノ瀬親水公園、ブリヂストンの社有林であるエコピアの森内で植物、昆虫、水生生物の観察を通して自然に親しみ、生物多様性を学習する。

【R元年度】参加者数：48人（大人25人、子ども23人）

・初心者向けバードウォッチング

（内容）市民団体と協働で実施し、渡り期の野鳥観察を通して自然に親しみ、生物多様性を学習する。

参加人数の推移	H27	H28	H29	H30	R元
	-	-	-	22	24

(イ) 人材育成

(i) 意見交換会、講演会

<1>目的及び事業内容

生物多様性に関する人材を育成するため、関連する講座の開催や市民、NPO、市民団体、行政など多様な主体が交流し、情報を共有できる場を設けることを目的とする。

<2>決算の推移

(単位：千円)

H27	H28	H29	H30	R 元
-	-	-	-	31

<3>実績

- ・くるめ生物多様性ワークショップ（意見交換会 H29 年度より開始）

【R 元年度】参加者数 45 人（大人 10 人、子ども 35 人）

参加人数の推移	H29	H30	R 元
	10	11	31

- ・環境保全団体交流会（市民団体等の人材育成 H29 年度より開始）

【R 元年度】中止（新型コロナウイルス感染拡大防止のため）

参加人数の推移	H29	H30	R 元
	40	45	中止

(ウ) 広報・利用促進

(i) 行動リストの配布

<1>目的及び事業内容

ワークショップの中で出された意見を基に作成した、生物多様性の保全に向けたライフスタイル等の行動リスト（H31 年 2 月作成）のほか、啓発チラシを作成し、各種イベント等での配布のほか、市民団体が行う様々な活動のなかで、配布、活用してもらうことで、一層の普及啓発の充実を図ることを目的とする。

<2>決算の推移

(単位：千円)

H27	H28	H29	H30	R 元
-	-	-	-	59

<3>実績

- ・啓発チラシの作成

【R 元年度】作成数 5,000 部

③資源循環推進課

〈3R 推進事業〉

(ア) 講座・体験学習

(i) 3R 講習会

〈1〉目的及び事業内容

サンデーリサイクルや相談会等にて、段ボールコンポストや落ち葉を使った堆肥づくりなどの講習会を実施し、生ごみ・剪定枝等有機性廃棄物の自家処理の推進を図る。

〈2〉決算の推移

(単位：千円)

H27	H28	H29	H30	R 元
52	199	173	168	145

※3R 推進事業等イベントとしての決算値

〈3〉実績

参加人数の推移	H27	H28	H29	H30	R 元
	154 人	234 人	357 人	197 人	100 人

- ・段ボールコンポスト講習会 (5月19日、8月23日、11月19日)
- ・段ボールコンポストアフターフォロー講習会 (6月16日、9月20日、12月16日)
- ・落ち葉と生ごみを使った堆肥づくり講習会 (10月20日、1月19日)
- ・ボカシづくり (9月15日、10月20日、1月19日、2月5日)
- ・生ごみリサイクルレベルアップ講習 (9月15日)
- ・親子で生ごみリサイクル教室 (7月21日) 大雨のため中止
- ・プランターを利用した生ごみを使った堆肥づくりとボカシづくり講習 (2月5日)

(ii) 3R 学習会

〈1〉目的及び事業内容

学校や地域などで行われる 3R や生ごみリサイクルなどに関する学習会に職員を講師として派遣し、市民等への意識啓発と併せて、さらなるごみ減量・分別リサイクルの推進を図る。

〈2〉決算の推移

※3R 推進事業等イベントとしての決算値に包含。

〈3〉実績

14 団体 1,010 人 (3R : 13 団体 938 人、生ごみリサイクル : 1 団体 72 人)

参加人数の推移	H27	H28	H29	H30	R 元
	31 団体 1,038 人	27 団体 1,525 人	33 団体 1,630 人	14 団体 1,002 人	14 団体 1,010 人

(iii) 施設見学会

<1>目的及び事業内容

校区環境衛生連合会や自治会、老人クラブ、女性学級などを対象に、宮ノ陣 CC や杉谷埋立地、民間リサイクル施設などの施設見学を行い、市民の 3R に対する意識高揚を図る。

<2>決算の推移

※3R 推進事業等イベントとしての決算値に包含。

<3>実績

【R 元年度】26 回実施（参加人数：667 人）

参加人数 の推移	H27	H28	H29	H30	R 元
	21 回実施 539 人	47 回実施 1,151 人	27 回実施 585 人	34 回実施 634 人	26 回実施 667 人

(iv) エコ巡り社会見学

<1>目的及び事業内容

宮ノ陣 CC 及び上津 CC や杉谷埋立地など市の施設のほか、民間リサイクル施設を見学し、現場の取り組み状況等を知ることにより、ごみ減量・分別リサイクルに対する意識高揚を図る。

<2>決算の推移

※3R 推進事業等イベントとしての決算値に包含。

<3>実績

参加人数の推移	H28	H29	H30	R 元
	38 人	28 人	25 人	—

(v) ごみ探検ツアー

<1>目的及び事業内容

自分の家庭から出るごみの収集から処理までの流れを見学することで、ごみ減量・分別リサイクルの必要性を学ぶ機会をつくる。

<2>決算の推移

※3R 推進事業等イベントとしての決算値に包含。

<3>実績

参加人数の推移	H29	H30	R 元
	17 人	21 人	13 人

(vi) フリーマーケット

<1>目的及び事業内容

家庭から出る不用品のリユースを推進するため、毎月第3日曜日に開催しているサンデーリサイクル内でフリーマーケットを開催している（1度の開催で基本4区画設置。出店参加費1区画にあたり1,000円を徴収する。）。また、くるめ環境フェアや10月の3R推進月間に合わせて行われるサンデーリサイクルでは区画を増やして実施している。

<2>決算の推移（歳入）

（単位：千円）

H27	H28	H29	H30	R元
82	115	97	103	97

<3>実績

（単位：区画）

出店区画数の推移	H27	H28	H29	H30	R元
	82	115	97	103	97

(vii) サンデーリサイクル（3Rまつり含む）

<1>目的及び事業内容

ごみ減量・リサイクルに関する市民の意識の高めるため、「リサイクル宝の市」に併せて、生ごみリサイクル相談や講習会、分別体験、フリーマーケットといった3R推進イベントを開催する。

<2>決算の推移

（単位：千円）

H27	H28	H29	H30	R元
10,225	11,112	10,895	10,752	11,020

<3>実績

参加人数の推移	H27	H28	H29	H30	R元
	5,725人	12,876人	8,519人	8,905人	8,160人

<食育推進事業>

(7) 講座・体験学習

(i) 食育推進事業

<1>目的及び事業内容

もの（食べ物）を大切にする心を育み、併せて生ごみの減量やリサイクルを推進するため、食育講演会などを実施する。

<2>決算の推移

（単位：千円）

H27	H28	H29	H30	R元
0	41	33	36	48

<3>実績

参加人数 の推移	H28	H29	H30	R 元
	129 人	68 人	71 人	71 人

(ii) 食の循環体験

<1>目的及び事業内容

食の循環体験として、土づくりから野菜植付・収穫、エコ・クッキング教室を実施する。

<2>決算の推移

(単位：千円)

H27	H28	H29	H30	R 元
0	0	0	41	34

<3>実績

参加人数 の推移	H30	R 元
	148 人	69 人

<生ごみリサイクル>

(7) 講座・体験学習

(i) 生ごみリサイクルアドバイザー派遣事業

<1>目的及び事業内容

家庭や施設から排出される生ごみの堆肥化・野菜づくり・収穫・調理という食の循環を体験することにより、生ごみの減量・リサイクルを推進するとともに、もの（食べ物）を大切に作る心を育む食育の推進を併せて図ることを目的とする。

<2>決算の推移

(単位：千円)

H27	H28	H29	H30	R 元
170	229	201	143	120

※生ごみリサイクルリーダー育成事業も含む。

<3>実績

参加人数 の推移	H27	H28	H29	H30	R 元
	2,395 人	1,727 人	1,399 人	1,150 人	1,010 人

(イ) 人材育成

(i) 生ごみリサイクルリーダー育成事業

<1>目的及び事業内容

地域で生ごみリサイクルに取り組む方や、生ごみリサイクルに興味を持つ方などを対象に、講習会の開催や指導者講座等への派遣を行い、家庭や地域で生ごみリサイクルを指導するリーターを育成する。

〈2〉決算の推移 (単位：千円)

H27	H28	H29	H30	R 元
170	229	201	143	120

※生ごみリサイクルアドバイザー派遣事業を含む。

〈3〉実績

参加人数の推移	H27	H28	H29	H30	R 元
	52 人	56 人	46 人	42 人	17 人

④施設課

(7) 講座・体験学習

(i) エコ体験講座

〈1〉目的及び事業内容

環境問題に関する気づきを促すため、廃材を使った工作、手芸、片付けや掃除等に関するセミナー・ワークショップを実施している。夏休みには子ども向けの講座も実施している。

〈2〉決算の推移 (単位：千円)

H27	H28	H29	H30	R 元
—	1,315	1,179	709	681

〈3〉実績

① エコ体験講座

	H27	H28	H29	H30	R 元
実施数 (回)	—	24	27	27	25
参加人数 (人)	—	404	450	488	628

② こども夏休み教室 (参加者数に映画含む)

	H27	H28	H29	H30	R 元
実施数 (回)	—	15	19	21	20
参加人数 (人)	—	541	1,203	1,438	1,036

(ii) 環境講演会

〈1〉目的及び事業内容

幅広い市民層に対して環境意識の向上を働きかけるとともに、宮ノ陣 CC の周知を図り、施設の利活用につなげるため、著名人による環境をテーマにした講演会を開催する。

〈2〉決算の推移 (単位：千円)

H27	H28	H29	H30	R 元
—	643	295	402	604

〈3〉実績 (参加者数) (単位：人)

H27	H28	H29	H30	R 元
—	184	309	172	155

【参考：R 元年度】

佐々木 洋氏による講演「まちといきもの 佐々木隊長のわくわく探検記」

(イ) イベント

(i) 環境映画上映会

〈1〉目的及び事業内容

環境啓発ならびに宮ノ陣 CC の周知を図り、施設の利活用につなげるため、環境をテーマにした映画上映会を開催する。

〈2〉決算の推移 (単位：千円)

H27	H28	H29	H30	R 元
—	216	108	108	92

〈3〉実績 (参加者数) (単位：人)

H27	H28	H29	H30	R 元
—	220	153	85	152

【参考：R 元年度】

映画タイトル「ハッピーフィート」

(ウ) 人材育成

(i) 環境ボランティアの育成

〈1〉目的及び事業内容

市民一人ひとりが環境に配慮した取り組みができることはもちろん、その取り組みを基に環境に関する活動の輪が拡大していくような環境学習の推進を図るため、「学びを支援する人材」や「学ぶ人と学びを支援する人をつなぐ人材」としての環境ボランティア「環境交流プラザサポーター」を育成する。

環境ボランティアは、環境交流プラザにおける展示解説、環境学習プログラムやイベントの企画・実施を通じて、環境に配慮したくらしを広める活動を行うとともに、将来的には、地域で自主的・自立的に環境活動を広めていくことを期待するものとし、それに向けた研修及び支援を行う。

〈2〉決算の推移

(単位：千円)

H27	H28	H29	H30	R 元
—	440	397	182	174

〈3〉実績 (R 元年度)

区分	内容
登録者数	51 人 (R2 年 3 月末時点)
活動内容	環境交流プラザの展示解説、講座・イベントの企画・実施、宮ノ陣 CC 施設見学案内、展示物の制作等
研修	新規登録者及び現サポーターに対し、サポーター養成講座を 4 回実施

(エ) 広報・利用促進

(i) エコキッズカード

〈1〉目的及び事業内容

ボランティアや職員との関わりを通じて、展示や環境への学びを深めるとともに、リピーターの増加を目的にポイント制のエコキッズカードを発行する。講座の受講、日替り工作など体験した内容に応じた数のポイントを付し、20 ポイント集めた子どもをエコキッズマスターに認定する。

〈2〉決算の推移

(単位：千円)

H27	H28	H29	H30	R 元
—	12	10	16	19

〈3〉実績

【R 元年度】

エコキッズマスター認定者数：6 人 (R2 年 3 月末時点：52 人)

(ii) エコピちゃん通信

〈1〉目的及び事業内容

主に親子を対象としたイベント情報を広く一般に広報するため、イベント情報誌「エコピちゃん通信」(小学生対象のイベントを特集した「夏休み特集号」を含む)を発行し、市内の学校・保育園等に配布する。

〈2〉決算の推移

(単位：千円)

H27	H28	H29	H30	R 元
—	202	243	188	225

＜3＞実績

令和元年度発行回数：4回（計60,884部）

（iii）出張環境交流プラザ

＜1＞目的及び事業内容

他部署や地域のイベント会場に出張して施設紹介のパネル展示やエコ講座等の活動を実施することで、環境交流プラザにまだ来館したことがない市民へ施設を周知し、環境に関心を持っていない市民への意識の向上を図る。

＜2＞決算の推移

（単位：千円）

H27	H28	H29	H30	R元
—	—	—	0	0

＜3＞実績

日時	イベント名	参加者数（人）
R元年5月15日	新栄町ふれあいの会	50
R元年6月2日	環境フェア	253
R元年10月27日	下田舎マルシェ in 下田小学校	154
R元年11月9日、10日	ふるさと農業まつり	454

（3）実施した監査手続

- ①関連する資料を閲覧し、担当者へのヒアリングを行った。
- ②事業ごとに予算と決算の比較を行い、乖離している場合にはその理由について質問を行った。

（4）結果

（意見43）コロナ禍の事業継続

環境まなびのまちづくり事業は、「ずっと暮らしたい心地よいまちグリーンエコシティくるめ」を実現するために、「市民環境意識の向上と協働の推進」を行う、言わば未来への投資である。市がごみ処理行政においていかに効果的と思われる政策を掲げても、市民意識の追従がなければその実現は困難であることから有意義な事業と考える。そのため今後も事業の質を向上させ、継続していかなければならないが、現在の社会情勢では、以前のような集客型のイベントの実施ができず、継続自体も難しい事業が一部においてある。そのため、インターネットを利用した動画配信やリモートを活用するなどして事業を実施する動きなどもあり、事業の質の維持を図りながら、その継続ができるよう市側で検討がなされている。

しかし、各事業の関連資料を閲覧し、また各事業の担当者へヒアリングしたところ、事業のほとんどが対面型のものであり、実際にその場で体験することで参加者の知見をより深め、それが今後の啓発につながっていく性質の事業が多いように思えた。一方、世の中の動きとしては、今後の社会情勢の改善に関わらず、リモート等を活用していく動きが加速している面もある。

懸念されることは、対面が可能な社会情勢に回復した場合においても、リモート活用等に過度に傾斜した事業運営を行い、結果として対面以上の啓発を行えず、その投資の効果が得られないことである。

このようなことを念頭におきつつ、対面の有効性と社会情勢とのバランスを図りながら、より効果的な事業となるよう今後も検討を続けていただきたい。

10. 斎場運營業務

監査手続

1. 業務概要・組織・人員配置などのヒアリングを実施した。
2. 5ヵ年の歳入歳出の推移の内容のヒアリングを実施した。
3. 斎場の現地調査を実施した。

(1) 概況

■組織及び職員数（令和2年5月1日現在）

課名	管理職	監督職	一般職	会計年度 任用職員	合計
	課長	課長補佐	技能労務職		
斎場	1人	1人	1人	4人	7人

※会計年度職員の内訳、火葬受付業務1人、火葬業務3人

■専決事務

斎場使用料の減免の決定（部長決裁）

斎場の臨時的休場日の決定（部長決裁）

火葬時間の変更（課長決裁）

斎場の施設及び設備の管理に関する決定（課長決裁）

■久留米市斎場条例（昭和39年4月1日 久留米市条例第19号）

■久留米市斎場条例施行規則（昭和61年1月29日 久留米市規則第3号）

分掌事務について

- 火葬業務及び炉前業務に関すること
- 斎場の使用許可事務に関すること
- 葬祭業者の連絡調整に関すること
- 供養塔に関すること
- 地元対策に関すること 他

斎場使用料

対 象	単位	市内	市外
大人（満12歳以上）	1体	2,000円	40,000円
小人（満12歳未満）	1体	1,500円	30,000円
死産児	1胎	800円	20,000円
その他	—	500円	10,000円
有料待合室（1室につき1回）		4,800円（消費税等額を含む）	

(2) 久留米市斎場の利用状況について

①過去5年間の利用状況について

過去5年間の久留米市斎場の利用状況は以下のとおりである。

毎年3千件程度の火葬が行われ、火葬料金は10百万円ほど、待合室利用料金も10百万円ほど、合わせて20百万円ほどの斎場使用料金を収受している。

過去5年間の歳入状況について					
◇火葬料金					
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
大人	2,932	3,122	3,127	3,164	3,201
小人	8	4	6	9	13
死産児	89	100	89	74	76
解剖体	37	37	38	47	51
計	3,066	3,263	3,260	3,294	3,341
火葬料金	10,079,000	10,439,200	10,571,000	9,585,400	9,834,100
待合室利用	2,125	2,250	2,286	2,255	2,263
料金	10,008,750	10,597,500	10,767,060	10,621,050	10,763,400
斎場使用料金合計	20,087,750	21,036,700	21,338,060	20,206,450	20,597,500
◇行政財産使用料					
自動販売機	537,701	618,088	606,910	623,716	641,872
電柱等	41,425	37,517	37,517	37,517	37,517
使用料合計	579,126	655,605	644,427	661,233	679,389
斎場使用料合計	20,666,876	21,692,305	21,982,487	20,867,683	21,276,889

※火葬料金に市内・市外合計を含む

行政財産使用料											
種別	場所	使用目的	期間	現行期間							令和元年度 使用料金
					H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	
土地	斎場	電柱	3年	H29.4.1～ R2.3.31			○			○	12,000
土地	甲塚公園	電柱	3年	H30.4.1～ R3.3.31	○			○			9,000
土地	斎場	電柱	3年	H31.4.1～ R4.3.31		○			○		7,500
土地	斎場	基地局	1年	H31.4.1～ R2.3.31	○	○	○	○	○	○	9,017
建物	斎場	自販機	1年	R2.4.1～ R3.3.31	○	○	○	○	○	○	641,872
										合計	679,389

②旧4町からの受入れ状況について

令和元年度の旧4町の死亡件数は804人に対し、久留米市斎場の利用は750件で93.3%の状況である。

		田主丸	北野	城島	三潞	計
30 年度	死亡件数	252	195	154	171	772
	内 久留米市斎場	225	191	144	168	728
	久留米市斎場割合	89.3%	97.9%	93.5%	98.2%	94.3%
元 年度	死亡件数	250	205	161	188	804
	内 久留米市斎場	228	195	144	183	750
	久留米市斎場割合	91.2%	95.1%	89.4%	97.3%	93.3%

③時間帯別火葬予約状況について（令和元年度実績）

火葬時間帯は、午後11時以降の火葬を含む午後の利用が85.3%とその大半である。

	午前	午後	計
予約件数	485	2,729	3,214
割合	14.7%	85.3%	

※午後の火葬は、午前11時以降の火葬予約を含む。件数は、死産児・解剖体・改葬体を除く。

④1日当たりの火葬受入れ状況について

令和元年度開場日（364日）の平均火葬受入れ件数は、8.8件であった。1日11件以上受入れた日数は114日で31.3%であった。

（3）久留米市斎場と各一部事務組合の概要について

各斎場の概要及び旧4町の火葬統一の経緯は以下のとおりである。

1. 久留米市斎場

- ・利用地域：久留米市全域（※北野町地域は合併前から市外料金にて受入れ）
- ・所在地：久留米市高良内町4030-1
- ・稼働開始：昭和61年2月
- ・火葬炉数：10基、汚物炉1基
- ・敷地面積（公有財産台帳の面積）
：15,415.83㎡（※整備工事前）⇒25,732.34㎡（※整備工事後）
（※都市計画決定の面積：12,980㎡）
- ・建物延床面積：2,440.512㎡（※整備工事前）⇒3,051.91㎡（※整備工事後）
- ・総事業費：720,291千円（※整備工事前）

2. 八女西部広域事務組合（東原園）

→久留米市（三潞町地域）、八女市（旧立花町を含む。）、筑後市、広川町

- ・利用地域：三潞町全域
- ・所在地：八女市今福 1350-1
- ・稼働開始：昭和 54 年 10 月
- ・火葬炉数：6 基、汚物炉 1 基

※久留米市は、平成 28 年 3 月 31 日一部事務組合を脱退し、平成 28 年度から、三潞地域は久留米市斎場に一本化している。

3. うきは久留米環境施設組合（霊峰苑）

→久留米市（田主丸町地域）、うきは市（吉井町地域）

- ・利用地域：田主丸町全域
- ・所在地：久留米市田主丸町森部 1307
- ・稼働開始：昭和 50 年 5 月
- ・火葬炉数：3 基、汚物炉 1 基

※うきは久留米環境施設組合（霊峰苑）が平成 27 年 3 月 31 日付で廃止となり、平成 27 年度から、田主丸地域は久留米市斎場に一本化している。

4. 久留米市斎場への統一化

旧 4 町地域の斎場利用の現在の状況は、北野地域は、合併前と同様に久留米市斎場を利用している。城島地域は、協定を結んで大川市斎場を利用していたが、合併後 3 年間の経過期間終了により、平成 20 年 4 月から久留米市斎場へ一本化している。田主丸地域は、平成 27 年 3 月末日を以って霊峰苑が廃止されたことで、平成 27 年 4 月から久留米市斎場へ一本化している。三潞地域は、平成 28 年 3 月 31 日を以って一部事務組合を脱退し、平成 28 年 4 月から久留米市斎場利用に一本化することができている。このような経緯を経て、現在の旧 4 町の火葬は原則として久留米市斎場にて実施している。

(4) 久留米市斎場の 5 期歳入歳出について

久留米市斎場の歳入歳出の状況である。

歳入は、斎場使用料のほか斎場周辺の地域対策費としての道路改良事業等の国庫補助金、市債発行による歳入が毎年生じている。また、残骨灰の処理する過程において生じる有価物売却益金も市の歳入としている。残骨灰については、専門業者に委託し、残骨灰の一部を供養塔に戻し、残りを専門業者が契約している霊園や納骨堂等に適切に埋葬及び供養している。なお、残骨灰処理は 2 年に 1 回程度行っている。

令和元年度の実績は、斎場使用料 21 百万円、道路新設改良事業費補助金 2 百万円、道路橋りょう新設改良事業費 11 百万円、有価物売却益金 47 百万円、計 82 百万円の歳入であった。

歳入5期比較表

(単位：千円)

目名	細節名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
衛生使用料	斎場使用料	20,667	21,692	21,982	20,868	21,277
衛生使用料	職員等駐車場使用料	151	151	151	151	130
雑入	施設電話料(事後調定分)	2	2	1	2	1
土木費国庫補助金	道路新設改良事業費補助金		10,900	3,850	7,060	2,050
土木債(市債)	道路橋りょう新設改良事業		9,300	5,600	6,300	11,000
雑入	有価物売却益金			66,357		47,761
	歳入合計	20,820	42,045	97,941	34,381	82,219

一方歳出は、斎場費、斎場施設維持補修費のほか、斎場周辺環境整備事業費(集会所、道路整備費、河川排水路整備)甲塚公園維持費が発生している。

令和元年度の実績は、斎場費43百万円、斎場施設維持補修費7百万円、斎場周辺環境整備事業費18百万円、甲塚公園維持費4百万円、合計76百万円を歳出として計上している。

結果、令和元年度は5百万円の歳入超過であった。

歳出5期比較表

(単位：千円)

目名	事業名	細節名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
環境衛生費	斎場施設維持補修事業	消耗品費	410	381	407	201	184
環境衛生費	斎場施設維持補修事業	修繕料	3,798	3,527	5,363	2,444	4,562
環境衛生費	斎場施設維持補修事業	委託料	1,242	1,242	1,242	1,241	1,242
環境衛生費	斎場施設維持補修事業	備品購入費	2,004	1,886	2,915	2,829	1,886
環境衛生費	斎場施設維持補修事業	歳出小計	7,454	7,036	9,927	6,715	7,874
目名	事業名	細節名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
環境衛生費	斎場周辺環境整備事業	修繕料	99	23	44	1,885	2,477
環境衛生費	斎場周辺環境整備事業	委託料	270	551	270	270	275
環境衛生費	斎場周辺環境整備事業(集会所広場)	工事請負費		14,569			
環境衛生費	斎場周辺環境整備事業	歳出小計	369	15,143	314	2,155	2,752
目名	事業名	細節名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
環境衛生費	霊柩車運賃等助成	補助金	1,285	1,725	1,649	1,446	1,240
環境衛生費	霊柩車運賃等助成	歳出小計	1,285	1,725	1,649	1,446	1,240
目名	事業名	細節名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
環境衛生費	斎場費	旅費	1		204		4
環境衛生費	斎場費	消耗品費	494	609	595	615	597
環境衛生費	斎場費	燃料費	13,216	12,219	14,100	16,707	17,010
環境衛生費	斎場費	食糧費	20	29	19	29	48
環境衛生費	斎場費	印刷製本費	90	95	98	97	100
環境衛生費	斎場費	光熱水費	5,940	5,124	5,068	5,180	4,863
環境衛生費	斎場費	通信運搬費	136	135	154	154	144
環境衛生費	斎場費	委託料	17,924	18,911	26,663	18,521	20,905
環境衛生費	斎場費	使用料及び賃借料	243	274	283	305	267
環境衛生費	斎場費	負担金			25		
環境衛生費	斎場費	歳出小計	38,064	37,396	47,209	41,608	43,938
目名	事業名	細節名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
環境衛生費	斎場費	負担金	8,086	5,554	-	-	-
環境衛生費	斎場費	歳出小計	8,086	5,554	0	0	0
目名	事業名	細節名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
道路新設改良費	斎場周辺環境整備事業(道路整備)	委託料	1,134	1,982	1,486		12,180
道路新設改良費	斎場周辺環境整備事業(道路整備)	工事請負費	10,116	12,929	15,472	15,391	4,195
道路新設改良費	斎場周辺環境整備事業(道路整備)	補償・補填及び賠償金			255	411	
河川改良費	斎場周辺環境整備事業(河川排水路改良)	工事請負費			6,114		
河川改良費	斎場周辺環境整備事業(河川排水路改良)	委託料			82		
道路新設改良費	斎場周辺環境整備事業(道路整備)	歳出小計	11,250	14,911	23,409	15,802	16,375
目名	事業名	細節名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
公園費	甲塚公園維持費	修繕料	216	244	231	309	172
公園費	甲塚公園維持費	光熱水費	63		16		227
公園費	甲塚公園維持費	委託料	3,713	4,183	4,642	4,617	4,315
公園費	甲塚公園維持費	歳出小計	3,992	4,427	4,889	4,926	4,714
		歳出合計	70,500	86,192	87,397	72,652	76,893
	歳入合計		20,820	42,045	97,941	34,381	82,219
	歳入歳出収支		▲ 49,680	▲ 44,147	10,544	▲ 38,271	5,326

(注1)

(注2)

(注3)

(注1) 集会所広場改修工事 (写真は甲塚集会所)



(注2) 斎場関連一部事務組合負担金は久留米市斎場への統一化により減

(注3) 斎場周辺環境整備事業として、河川排水路改良工事を実施

(5) 霊柩車運賃等補助実績

霊柩車運賃等補助実績は以下のとおりである。

田主丸地域の住人の火葬の際に、廃止された一部事務組合（霊峰苑）よりも距離的に遠いことから市は霊柩車運賃補助金を平成 27 年度から 20 年間設けており、田主丸地域からは 3,880 円、うきは市からは 7,770 円と定めている。令和元年度の利用状況は、田主丸地域からは 130 件、うきは市からは 18 件の利用があった。また、田主丸地域には葬儀場が 1 箇所しかないため、やむを得ず、うきは市で葬儀を行われた住民がうきは市火葬場を利用した場合に、市は田主丸地域市外火葬場使用料補助を 6 万円出しているが、令和元年度は 10 件、60 万円の歳出が生じている。旧三潴地域にも市外火葬場使用料補助があったが、同制度は平成 31 年 3 月末をもって終了した。

霊柩車運賃等補助実績(田主丸地域・三潴地域)

	霊柩車運賃補助				田主丸地域		三潴地域		合計	
	田主丸地域から久留米市斎場 3,880円		うきは市から久留米市斎場 7,770円		市外火葬場使用料補助 60,000円		市外火葬場使用料補助 40,000円			
平成27年度	90件	349,200円	20件	155,400円	13件	780,000円	-	-	123件	1,284,600円
平成28年度	114件	442,320円	21件	163,170円	18件	1,080,000円	1件	40,000円	154件	1,725,490円
平成29年度	152件	589,760円	36件	279,690円	13件	780,000円	0件	0円	201件	1,649,450円
平成30年度	123件	477,240円	32件	248,640円	12件	720,000円	0件	0円	167件	1,445,880円
令和元年度	130件	504,400円	18件	136,040円	10件	600,000円	-	-	158件	1,240,440円

※三潴町地域市外火葬場使用料補助金交付は、平成31年3月31日まで。

※平成29年度「うきは市から久留米市斎場」補助上限により、補助金7,760円が3件あり。

※令和元年度「うきは市から久留米市斎場」補助上限により、補助金3,950円が1件あり。

(結果)

(意見 44) 自治意識の活性化が重要

火葬場の受益は地域全体に薄く広く存在しているのに対して、受苦は一部の地域にだけに濃く狭く存在しているのが普通である。この一部の地域に対して迷惑施設を引き受けてくれた地域には、協賛金やインフラ整備という方法で解決しようとすることが多いが、市民への公正なプロセスと立地位置の適切さが示されてこそ納得せざるをなくなるのかもしれない（迷惑施設と住民の問題意識 増田知也氏自治総研通巻 417 号）。その意味で現在の高良内に移転するまでの歴史を考察する。

現在の久留米市斎場の系譜をたどると大正 6 年 10 月 1 日に久留米市に合併された三潴郡鳥飼村梅満という地にあった火葬場に行きつく。国道 209 号線の金丸橋の北詰、津福本町と梅満町の境界部にあたる位置に所在した施設である。その火葬場を廃して、久留米市営の本格的な火葬場を建設しようとする動きが大正末期より始まり、昭和 2 年 6 月 1 日から操業を始める。前述の梅満町にあった火葬場から近く、当時の地番は津福本町 1863 ノ 1 で、元鳥飼村の伝染病跡地である。この市営火葬場は、昭和 37 年 4 月 1 日に、現高良内町の市営斎場が供用開始するまで使用された。なお、三井郡高良内村は昭和 26 年 6 月 1 日に久留米市に合併されている。従って、実に現在地が 58 年も経過しているのでその立地位置の経過は不明である。

一方、法的側面を鑑みると墓地、埋葬に関する法律第 10 条で、火葬場の経営をしようと

する者は、都道府県知事（市又は特別区にあっては市長又は区長）の許可を受けなければならない。久留米市墓地等の経営許可等に関する条例第17条で火葬場の設置場所の基準は、住宅等から火葬場の建築物外壁まで水平距離で250m以上あることとする。第18条では、火葬場の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならないとして、火葬場の区画する障壁、垣根、門扉、防塵・防臭、管理事務所や待合室などの付属設備が必要である。さらに都市計画法では第11条七でその施設を定める旨規定があり、都市計画運用指針によれば、計画段階における区域の明確化と住民の合意形成の促進等が掲げられている。建築基準法第51条でむやみやたらと火葬場を建築することは許されていない。

以上のように火葬場は迷惑施設であり、法律の制約を受ける特殊な施設であることは明らかである。そこで、市は斎場の使用に関する確認書を地域住民の合意形成のために取り交わしており、15年という使用期間の定めと地域優先のインフラ整備が明記されている。一方、昭和61年に建替えられた斎場設備の耐用年数を考慮していくと他の地域への移転や建設コストなど総合的バランスを検討すると周辺環境整備費用をかけても現状維持が望ましいと思われる。したがって、市の財政とバランスよく整備していくのが地域住民の理解を得る最も効果的な手法であるかもしれない。しかし、私見であるが先の増田論文にも記載があったように、インフラ整備だけでは本質的には解決できず、自治意識の活性化すなわち、久留米市の財政バランスの中で迷惑施設を市民全員が享受していくという意識が最も重要であると思われる。

（意見45）財政収支バランスについて

5か年歳入歳出比較表によれば、5年間で△116百万円以上の収支差額が生じている。さらに詳細に分析すれば、有価物売却収入がなければもっと収支差額の幅が大きくなる。この有価物とは、供養塔（写真参照）に収めている残骨灰の処理によって、残骨整理から生じる金などの売却収入のことである。実際、平成29年と令和元年の入札結果公表簿によれば、有価物収入が一番大きい入札業者が落札していて平成29年度と令和元年度のみ収支差額は黒字である。また、4町の合併による斎場の統一化により、平成28年度まで発生していた一部事務組合への負担金が発生しなくなった（歳出5期比較表注2）。しかし、これだけでは本来の歳入である斎場使用料と歳出である斎場費との収支が悪いため、使用料収入の改定により歳入を少しでも増やすことが必要と考える。



1 1. 関連団体（環境衛生連合会）助成

(1) 概要

①業務概要

(ア) 久留米市地区環境衛生連合会

久留米市では、久留米市地区環境衛生連合会が自主的に実施するごみ減量、リサイクル、河川清掃、廃食用油回収、水質汚濁防止及び衛生害虫駆除などの諸活動等に対して補助を実施している。

名称	久留米市地区環境衛生連合会
目的	安全にして快適な生活環境を創造し、地域社会の生活環境整備改善を図るとともに、公衆衛生思想の普及・高揚に努め、もって健康で文化的な郷土を作ることを目的とする。
創立	昭和 33 年 5 月 (平成 27 年 4 月 1 日統合による新たな組織としてスタート)
組織	46 校区の環境衛生組織の連合体 会員：93,250 世帯（令和元年度末）
補助金額	11,608 千円（決算額） 内訳：人件費 7,882 千円 美化助成金 3,726 千円 ※運営・事務費補助廃止

(出所：環境政策課より入手した資料を転記)

久留米市では、環境衛生関連団体等補助金交付要綱を定めており、補助金の補助対象及び補助基準に基づき交付される内容は下表のとおりである。

補助対象	補助基準	
	補助率	補助限度額
人件費（給与等）	10/10 以内	嘱託職員（局長）1 名分
		プロパー職員（書記）1 名分
地域美化活動費	10/10 以内	校区毎に 1 回の作業につき 27,000 円を 年 3 回まで（27,000 円×46 校区×3 回）

(出所：環境政策課より入手した資料を転記)

久留米市地区環境衛生連合会（以下、「市衛連」という）の職員体制は4名（嘱託職員3名、臨時職員1名）であり、嘱託職員3名のうち2名は市職員OBである。

嘱託職員は1年更新、臨時職員は1年交代である。平成5年度に指定袋制度導入に伴い4名体制となり、平成22年度までは正規職員が雇用されていた。

令和元年度における市衛連の歳入歳出決算内容は下表のとおりである。

■歳入

単位：円

科目	予算額（補正後） ①	収入済額 ②	増減 ②－①
会費	4,659,000	4,662,500	3,500
補助金	42,791,000	38,000,207	△ 4,790,793
助成金	421,000	415,760	△ 5,240
委託料	17,398,000	15,345,356	△ 2,052,644
指定袋販売額	634,669,000	634,668,060	△ 940
指定袋販売手数料	52,261,000	52,260,440	△ 560
繰越金	5,100,000	9,725,822	4,625,822
雑収入	6,000	168,826	162,826
合計	757,305,000	755,246,971	△ 2,058,029

■歳出

単位：円

科目	予算額（補正後） ①	支出済額 ②	増減 ②－①
I 事務費	15,291,000	14,371,291	△ 919,709
消耗品費	191,000	190,790	△ 210
印刷費	100,000	75,260	△ 24,740
通信費	120,000	95,444	△ 24,556
備品費	90,000	89,910	△ 90
給料	7,740,000	7,732,800	△ 7,200
諸手当	1,800,000	1,712,338	△ 87,662
旅費	200,000	29,150	△ 170,850
食糧費	10,000	398	△ 9,602
使用料及び借上料	420,000	342,906	△ 77,094
賃金	1,666,000	1,435,835	△ 230,165
慶弔費	100,000	17,486	△ 82,514
雑費	709,000	604,898	△ 104,102

負担金	2,085,000	2,007,667	△ 77,333
燃料費	60,000	36,409	△ 23,591
Ⅱ事業費	739,414,000	730,526,210	△ 8,887,790
環境保全事業	23,723,000	23,136,308	△ 586,692
河川浄化事業	440,000	302,770	△ 137,230
健康づくり推進事業	111,000	32,619	△ 78,381
組織強化事業	1,620,000	1,161,327	△ 458,673
広報事業	600,000	447,513	△ 152,487
薬剤等購入補助金	10,707,000	6,512,702	△ 4,194,298
生ごみ処理容器購入補助金	1,877,000	1,589,091	△ 287,909
委託料	9,284,000	7,201,241	△ 2,082,759
指定袋収納受託費	686,930,000	686,928,500	△ 1,500
手数料	1,520,000	1,069,851	△ 450,149
助成金	936,000	926,250	△ 9,750
会議費	500,000	308,058	△ 191,942
研修会費	640,000	435,970	△ 204,030
負担金	475,000	473,740	△ 1,260
雑費	51,000	270	△ 50,730
Ⅲ予備費	2,600,000	0	△ 2,600,000
合計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ）	757,305,000	744,897,501	△ 12,407,499

■翌年度繰越額 単位：円

収入済額	755,246,971
支出済額	744,897,501
差引残高	10,349,470

(出所：環境政策課より入手した資料を転記)

■年度末の繰越残高の過去5年推移

単位：円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
繰越残高	7,946,921	9,226,196	10,004,165	9,725,822	10,349,470

(出所：環境政策課より入手した資料を転記)

繰越金の使途については、環境衛生連合会事業補助金（人件費分）の久留米市からの1回目の支払いが5月下旬に実行されるため、4月分及び5月分の職員給料支払い分の立替払

い分に充当している。

また、指定袋収納事務において、登録販売店は手数料を差し引いた額で指定袋を仕入れるため（市衛連より購入する）、市衛連が当該手数料分を立替えし、併せた額を翌月に久留米市へ納付している。

当該立替分は、納付月の下旬以降に久留米市から委託料として市衛連へ支払われるため、4月手数料の立替払い分に充当している。

また、市衛連が実施している環境健康づくり募金の収支内容は下表のとおりである。

■収入 単位：円

項目	金額	説明
募金総額	10,302,293	
繰越金	298,744	前年度繰越金
雑収入	0	
合計	10,601,037	

■支出

項目	金額	説明
県衛連引当額	1,118,328	目標額 2,795,820 円×40%
校区還元金	8,873,093	
校区事務費	251,000	
会議費	0	
事務費	54,518	印刷費・振込手数料・その他
合計	10,296,939	

（出所：環境政策課より入手した資料を転記）

支出項目のうち、県衛連とは公益財団法人福岡県地区衛生連合会の略称であり、市衛連では県衛連の活動、募金の趣旨について、県衛連作成の募金チラシを各校区自治会で回覧し、住民へ周知する機会を設けている。

また、各校区の募金実績額及び募金を活用した事業内容について、各校区の総会にて報告している並びに市衛連発行の会報にて閲覧できるようにしている。

募金の使途について、県衛連への納付分は、福岡県域での事業（表彰、研修、小学生絵画コンクール等）に活用され、各校区衛連への還元金は、各校区衛連内の衛生組織が単独又は市衛連等と共同で行う環境づくり（河川浄化・環境浄化等）や地球温暖化防止活動、健康づくり運動に活用されている。

また、市衛連では積立金として預金を積み立てている。

当該金額の過去5年推移は下表のとおりである。

単位：円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
積立金残高	1,584,448	1,584,785	1,585,121	1,585,255	1,585,389

(出所：環境政策課より入手した資料を転記)

上表の積立金は、市衛連で雇用していた正規職員の退職金に充当する金額として、毎年会費より当該口座へ積み立てていた。

上表の各年度末の残高は、市衛連で雇用した正規職員へ退職金を支払った後の残額であり、平成23年度以降、市衛連で正規職員は雇用されておらず、残高の増加理由は利息によるものである。

残高の用途について、市衛連では事務局人件費の予備費（突発的に臨時職員を雇用するようになった場合などに使用する目的）として保有しているとの回答であり、久留米市からの補助金収入は当該積立金には含まれておらず、別口座で管理している。

(イ) 久留米市内の川を美しくする会

久留米市内の川を美しくする会は、昭和49年に市内22校区において河川の浄化運動を推進する目的で組織化された。その後、「池町川を美しくする会」が結成され、3校区増加し、令和元年度現在では15の河川美化団体（25校区）で構成されている。

主な活動内容は、年に3回（5月、7月、9月）の河川の一斉清掃活動を校区または町内単位で実施している。また、校区環境衛生連合会が実施する校区一斉清掃活動とも連携して取り組んでいる。

<校区における団体名>

・金丸川を美しくする会	・南部を流れる川を美しくする会
・高良川を美しくする会	・草野校区の川を美しくする会
・大橋校区の川を美しくする会	・合川校区の川を美しくする会
・善導寺校区の川を美しくする会	・山本校区の川を美しくする会
・山川校区の川を美しくする会	・筒川を美しくする会
・宮ノ陣校区の川を美しくする会	・中谷川を美しくする会
・安武町を流れる川を美しくする会	・小森野川を美しくする会
・池町川を美しくする会	

(出所：環境政策課より入手した資料を転記)

久留米市では上表の地域の自主的な河川浄化活動の推進を図るため、活動助成を実施している。久留米市内の川を美しくする会補助金交付要綱を定めており、補助金の補助対象

及び補助基準に基づき交付される内容は下表のとおりである。

補助対象	補助基準	
	補助率	補助限度額
清掃事業活動費	10/10 以内	市管理河川 1 mにつき 10 円を乗じた額 (市管理河川延長 82,829m)
事務費	10/10 以内	69,000 円

(出所：環境政策課より入手した資料を転記)

久留米市内の川を美しくする会における令和元年度予算及び実績額の収支内容は下表のとおりである。

■歳入

単位：円

科目	予算額 ①	支出済額 ②	増減額 ②－①
負担金	44,865	44,880	15
県報奨金	0	0	0
市補助金	897,290	897,290	0
繰越金	125,393	124,395	△ 998
雑収入	1,000	3	△ 997
合計	1,068,548	1,066,568	△ 1,980

■歳出

単位：円

科目	予算額 ①	支出済額 ②	増減額 ②－①
I 事務費	55,000	30,685	△ 24,315
事務費	20,000	4,210	△ 15,790
会議費	35,000	26,475	△ 8,525
II 事業費	932,290	906,310	△ 25,980
直接事業費	25,000	0	△ 25,000
河川事業費	897,290	897,290	0
雑費	10,000	9,020	△ 980
III 予備費	81,258	0	△ 81,258
合計 (I + II + III)	1,068,548	936,995	△ 131,553

(出所：環境政策課より入手した資料を転記)

■年度末の繰越残高の過去5年推移

単位：円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
繰越残高	159,703	153,311	149,723	124,395	129,573

(出所：環境政策課より入手した資料を転記)

① 5か年歳入歳出比較・令和元年度決算概要

市衛連に対する補助金額の推移は下表のとおりである。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
補助金額	12,530	12,464	12,561	11,608	11,577

久留米市内の川を美しくする会に対する補助金額の推移は下表のとおりである。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
補助金額	898	898	898	898	898

(2) 実施した監査手続

- ①担当部課の担当者への質問
- ②業務で作成または使用したサンプル資料の閲覧

(3) 結果

(指摘4) 市衛連における積立金の残高用途について

市衛連における歳入歳出の繰越残高 10,349,470 円の預金口座以外に、別口座で積立金の預金口座を保有しないことが望ましい。

市衛連において、当該連合会で雇用していた正規職員の退職金に充当する金額として、毎年会費より当該口座へ積み立てていた。当該残高は退職金を支払った後の残額である。平成23年度以降、市衛連で正規職員は雇用されておらず、残高の増加理由は利息によるものである。令和元年度末において1,585,389 円の残高を有している。

残高の用途について、市衛連では事務局人件費の予備費（突発的に臨時職員を雇用するようになった場合などに使用する目的）として保有しているとの回答であるものの、臨時職員に対する賃金は令和元年度予算 1,666,000 円に対して実績 1,435,835 円という状況であり、予算の範囲内で賄えている。

突発的に臨時職員を雇用する必要性が生じた場合、久留米市側と協議して臨時職員の賃金予算分については補助金を追加補正するなど、機動的に対応すべきである。いずれにせよ市衛連に対して、当該残高の用途を再検討させるなど、適切な会計管理を求めるべきである。